

地域相談支援機関の
「権利擁護に関わる事例」ネットワーク形成等
状況調査結果報告書

2013. 2

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター あしすと

はじめに

かながわ権利擁護相談センター（あしすと）は、平成10年10月の設置以来、判断能力が十分でない、あるいは判断ができていても障害等のために十分に権利行使できない障害者や高齢者の自己決定を最大限に尊重することを理念として権利擁護相談支援事業を実施してきました。

平成19年度には、県内市町村の相談支援機関を対象に「権利擁護ネットワーク形成状況調査」を実施しました。「ケース会議で専門的な立場でアドバイスをする助言者がいない」などの課題を把握し、横浜弁護士会や神奈川県社会福祉士会等の協力を得て、「弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業」を開始、市町村の高齢者・障害者の権利擁護相談に関わる相談機関への支援や、ご本人・ご家族等からの相談に対応し、問題の解決にむけた助言や情報提供を行ってきました。

この「弁護士・アドバイザースタッフ派遣事業」を通して把握した課題をもとに、地域における権利擁護ネットワーク形成の推進を図るため、平成22年度には事例集『地域主体の権利擁護ネットワーク形成に向けて』を作成し、権利擁護にかかわる相談支援機関の役割発揮に向けた課題整理・提起を行いました。また、平成23年度には、地域を基盤に権利擁護の視点に立った総合的な相談支援のしくみづくりに向け、分野を越えた相談支援機関（専門職）のネットワーク形成の推進とともに、専門職と地域住民福祉活動とのつながりの促進など、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを進める中核機能として「市町村権利擁護推進センター機能」の構築を提案しました。それにもとづいて、平成24年度から4つの地域で相談支援機関と協働での実践的な取り組みが始まっています。

今回の調査は、平成19年度の調査から5か年が経過したことを受け、権利擁護に関わる事例への相談支援の現状を把握するために実施しました。調査では権利擁護相談支援における実践を通して、日々、相談支援機関（職員）が実感している課題が多岐にわたって寄せられました。多忙な中、調査にご協力いただきました相談支援機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

相談支援事業は各関係法に基づいて制度化されていますが、その実践においては、それらの制度やサービスからこぼれる「狭間の問題への支援」や、問題の発生前あるいは深刻化する前に対応する「予防的な支援」など、既存の制度や施策では「対象化」されていない範囲にも深く関わることを求められる場面が多くあります。そうした取り組みの現状と課題を明らかにし、各地域での「総合相談」や「地域包括ケアシステム」などの仕組みづくりにおいて、実情に即した「相談支援の基盤強化」をはかっていくことが要請されています。

本センターでは、県域の権利擁護相談支援機関として、本調査結果を踏まえ、分野を越えた横断的な専門職ネットワークの構築や専門職と地域住民福祉活動との連携・協働の推進に努めてまいる所存です。各関係機関におかれましても本調査結果を今後の権利擁護相談支援事業の一層の推進にお役立ていただければ幸いです。

平成25年2月

かながわ権利擁護相談支援センター（あしすと）

地域相談支援機関の「権利擁護に関わる事例」ネットワーク
形成等状況調査結果報告書

－ 目 次 －

I 調査の概要

1	調査の目的	1
2	調査にあたって	1
	(1) 「権利擁護に関わる事例」の定義	
	(2) 調査対象と回収数	
	(3) 調査方法	
	(4) 調査期間	
	(5) 調査内容	
	(6) 調査の主体	
3	考察：調査結果からみえる課題の傾向	3

II 調査結果の概要(単純集計)

1	基本情報	13
	(1) 調査対象事業所等の所在地	
	(2) 調査対象事業所等の区分	
	(3) 職員数	
	(4) 管理者の勤務形態	
	(5) 職員の保有資格	
2	「権利擁護に関わる事例」の対応状況について	17
	(1) 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績	
	(2) 組織内の事例検討等の実施状況	
	(3) 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催状況	
	(4) 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加状況	
3	「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について	23
	(1) 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無と内容	
	(2) 「成年後見制度」に関する利用支援や連携する際の課題の有無と内容	
	(3) 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無と内容	
4	「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について	27
	(1) ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無と内容	
	(2) 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無と内容	
	(3) 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無と内容	
	(4) 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無と内容	
	(5) 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無と内容	
	(6) 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項	

III 調査結果

1	基本情報	35
	(1) 調査対象事業所等の所在地	
	(2) 調査対象事業所等の区分	
	(3) 職員数	
	(4) 管理者の勤務形態	
	(5) 職員の保有資格	

2	「権利擁護に関わる事例」の対応状況について	46
	(1) 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績	
	(2) 組織内の事例検討等の実施状況	
	(2)-1 組織内の事例検討等の実施の有無	
	(2)-2 組織内の事例検討等の実施上の課題	
	(2)-3 組織内の事例検討等を実施していない理由	
	(3) 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催状況	
	(3)-1 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無	
	(3)-2 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題	
	(3)-3 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催していない理由	
	(4) 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加状況	
	(4)-1 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無	
	(4)-2 他の事業所・機関が開催する事例検討会等へ参加していない理由	
3	「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について	66
	(1) 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無と内容	
	(1)-1 課題の有無	
	(1)-2 課題の内容	
	(2) 「成年後見制度」に関する利用支援や連携する際の課題の有無と内容	
	(2)-1 課題の有無	
	(2)-2 課題の内容	
	(3) 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無と内容	
	(3)-1 課題の有無	
	(3)-2 課題の内容	
4	「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について	82
	(1) ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無と内容	
	(1)-1 課題の有無	
	(1)-2 課題の内容	
	(2) 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無と内容	
	(2)-1 課題の有無	
	(2)-2 課題の内容	
	(3) 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無と内容	
	(3)-1 課題の有無	
	(3)-2 課題の内容	
	(4) 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無と内容	
	(4)-1 課題の有無	
	(4)-2 課題の内容	
	(5) 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無と内容	
	(5)-1 課題の有無	
	(5)-2 課題の内容	
	(6) 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項	
5	選択肢間のクロス集計	112
6	自由記述回答	127
巻末	地域相談支援機関の「権利擁護に関わる事例」ネットワーク形成等状況調査票	160

I 調査の概要

1 調査の目的

指定都市を含む県内の高齢・障害分野の地域相談支援機関における「権利擁護に関わる事例」への対応・検討状況や関係機関とのネットワーク形成の現状と課題を把握する。

2 調査にあたって

(1) 「権利擁護に関わる事例」の定義

平成19年度に本センターが実施した「地域相談支援機関の権利擁護に関するネットワーク形成状況調査」において、「権利擁護」に関わる事例について、専門機関・専門職間の共通認識がなく回答基準が異なっていたため、今回の調査においては、「権利擁護に関わる事例」を以下のとおり定義づけ、調査を行った。

■「権利擁護に関わる事例」の定義

○高齢や障害により

- ・虐待及びその疑いがあるもの（セルフネグレクトを含む）
- ・経済的困窮（無年金や生活保護）があるもの
- ・消費者被害（悪質業者による詐欺など）や債務問題（サラ金などの借金）があるもの
- ・日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの
- ・複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者など）

(2) 調査対象と回収数

○神奈川県内の地域相談支援機関（事業所）が対象。（悉皆調査）

○平成24年4月現在の対象事業所数は以下の通り。

- ・市区町村行政機関（横浜市・川崎市以外の高齢(56か所)と障害(58か所)の所管課合計114か所）
- ・地域包括支援センター（313か所）
- ・在宅介護支援センター（30か所）
- ・障害者相談支援事業所（199か所）

合計656か所を調査対象とした。

○有効回収数は310か所、有効回収率47.3%。

	配布数	回収数	回収率
行政(高齢者担当部署)	56	25	44.6%
行政(障害者担当部署)	58	23	39.7%
地域包括支援センター	313	169	54.0%
障害者相談支援機関	199	87	43.7%
在宅介護支援センター	30	6	20.0%
全体	656	310	47.3%

	分布	
	配布数	回収数
行政(高齢者担当部署)	8.5%	8.1%
行政(障害者担当部署)	8.8%	7.4%
地域包括支援センター	47.7%	54.5%
障害者相談支援機関	30.3%	28.1%
在宅介護支援センター	4.6%	1.9%
全体	100.0%	100.0%

(3) 調査方法

- 事業所、部署名、回答者氏名を記入していただく記名式で実施。
- アンケート用紙に直接ご回答いただく自記式で実施。
- 発送・回収ともに郵送法によって実施。なお、実査期間中に葉書による督促を行った。
- 回答者は事業所、部署の管理者に依頼した。

(4) 調査期間

平成24年9月24日～10月31日

(5) 調査内容

※報告書末尾の調査票を参照

(6) 調査の主体

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと

3 考察：調査結果からみえる課題の傾向

判断能力が十分ではない高齢者や障害者が深刻な権利侵害を受ける事例が増加している今日、地域福祉推進において権利擁護活動の充実は大きなテーマである。

本センターでは、平成19年度に「地域相談機関の権利擁護に関するネットワーク形成状況調査」を実施したが、5か年が経過した本年度、高齢及び障害分野の地域相談支援機関における「権利擁護に関わる事例」のネットワーク形成等の状況について、神奈川県内の地域相談支援機関656か所を対象にアンケート調査を行った。

調査の対象は、地域でさまざまな生活のしづらさを抱えている高齢者や障害者への権利擁護相談支援の中核的な担い手として重要な役割を果たしている「行政機関」「地域包括支援センター」「在宅介護支援センター」「障害者の相談支援事業所」とした。なお、社会福祉協議会については、別途、毎年、日常生活自立支援事業実施状況調査等を実施しているため、今回の調査の対象からは除外した。

調査は、310か所の地域相談支援機関から回答協力をいただいた（回収率47.3%）。調査結果を通して見えてきた、高齢者や障害者をとりまく権利擁護相談支援の状況の一端、課題の傾向を調査項目の大柱に添って以下に整理する。

なお、「権利擁護」という言葉を用いる場合に、その言葉が示す意味合い、具体的には擁護の対象の「権利」の範囲については、専門機関・専門職間で必ずしも共通化がされているという状況にはない。このため、今回の調査では回答者個々のとらえ方の差異による影響を最小限にするため、あえて「権利擁護に関わる事例」として狭義の5つに定義をした。しかし、本来、「権利擁護」とは、権利侵害等からの保護・救済にとどまらず、その先にある本人の自己決定や自己実現など「本人らしく生きる」ことを支援することまでも含むものであり、この「積極的な権利擁護」を共通基盤として、支援を展開する必要がある。今回の調査でも自由意見欄において、同様の主旨を記した意見が複数、寄せられたことを特記しておく。

まずは、地域相談支援機関の概況、権利擁護相談支援対応の全般的な状況における課題の傾向について考察する。

1. 地域相談支援機関の体制等について

-
- 回収率は47.3%と本センターが平成19年度に実施した「地域相談機関の権利擁護に関するネットワーク形成状況調査」と比較して、5.6ポイントの伸びとなった。その内訳では障害者の相談支援事業所の回収率が13ポイント伸びていることが特筆される。これは障害者の相談支援事業所の制度化の結果が反映したものと推察できる。
 - 回答のあった地域相談支援機関（行政を除く）における職員体制をみると、職員総数1,230人のうち約8割は常勤職員であるが、うち約2割は兼務となっている。1事業所あたりの平均職員数は4.8人となっているが、管理者の勤務形態をみると兼任が専任を上回っており、事業所運営のマネジメントと利用者への日常的な支援業務が並行して行われている様子がうかが

える。当然のことながら、今回の調査対象である地域相談支援機関は権利擁護相談支援業務以外にも制度・サービスに基づく複数の支援業務の実施機関として活動している。自由意見欄にも業務過多で権利擁護相談支援に時間を割けないという主旨の意見が多数寄せられているとおり、相談支援現場が実感する負担感は重く受けとめる必要がある。

2. 「権利擁護に関わる事例」の対応状況について

(1) 「権利擁護に関わる事例」への対応

- 平成23年度の「権利擁護に関わる事例」の対応件数について、25件以下という回答が全体の6割強を占め、さらに、そのうちの約1割は対応件数0件という回答であった。0件とした回答者の内訳をみると、障害分野（行政・障害者担当部署、障害者相談支援事業所）で7割強を占める。一方、年間の対応件数が25件以上という回答の約8割は高齢分野（行政・高齢者担当部署、地域包括支援センター）となっている。この背景には、高齢と障害の対象者数の違いのほか、障害者虐待防止法（平成24年10月施行）に先行した高齢者虐待防止法（平成18年4月施行）の周知の浸透、小地域単位での地域包括支援センターの設置促進と権利擁護業務の明確化などの影響が考えられる。また、障害者の相談支援事業や相談支援専門員については、平成19年度に制度化されたものの、当初から平成23年度までは事業報酬への反映はほとんどなく、その体制整備は事業所の自己努力に委ねられていたという背景もふまえておく必要がある。
- 対応・取り扱い実績の状況について、総件数8,686件を高齢・障害の分野別でみると、高齢分野（行政・高齢者担当部署、地域包括支援センター）では、「虐待及びその疑いがあるもの」「日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの」が上位になっているのに対し、障害分野（行政・障害者担当部署、障害者相談支援事業所）では、「複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者世帯など）」「経済的困窮があるもの」が上位を占め、分野によって主に対応している内容の違いが表れた。
- この違いについては多角的な視点からの詳細な分析が必要と考えるが、特に障害分野において「複合ニーズのある多問題世帯」「経済的困窮があるもの」が上位に挙がっている背景の一つには「障害のある人を取り巻く社会的な環境」の課題が根底として存在していると考えられる。介護サービスに比べて障害福祉サービスは供給量が少なく、家族が高齢化しても家族中心の介護となりがちなこと、一般就労等が困難で生計を障害年金に依拠せざるを得ないため生活基盤が不安定になりがちなどといった、根本的な問題の一端が垣間見えるのではないかと。なお、障害分野の「虐待およびその疑いがあるもの」への対応が高齢分野の対応状況と比べてはるかに少ないことは看過できない課題である。障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）により、障害分野でも虐待防止へのより一層の取り組みが期待される。
- 一方、「消費者被害や債務問題があるもの」455件のうち、9割弱が高齢分野（行政・高齢者担当部署、地域包括支援センター）の取り扱いとなっており、さらに地域包括支援センターによる対応件数が飛びぬけて多い。地域で認知症高齢者の独居世帯や高齢者のみの世帯が増えている中、小地域を対象として活動する地域包括支援センターの役割発揮の一例ととらえられるが、「消費者被害」や「債務問題」は、福祉サービスによる調整のみでは解決しがたいもの

も多く、消費生活センターや司法（弁護士等）との連携が求められる。司法等との連携のための体制づくりは、個々の地域相談支援機関を越えての市町村域の共通課題としてとらえることが必要である。

- なお、自由意見欄でも多数の地域相談支援機関から課題提起がされているが、「複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者世帯など）」への対応件数について、障害分野（行政・障害者担当部署、障害者相談支援事業所）では最上位に、高齢分野（行政・高齢者担当部署、地域包括支援センター）でも第3番目に挙げられている。高齢や障害、児童といった分野を横断し、生活全体を対象とする「総合相談（ネットワークによる支援）」の重要性・必要性は、以前から指摘されているものの、各関係法に基づく制度やサービスは分野ごとに体系化されているため、世帯全体への支援の展開にあたっては様々な課題が生じている。このことについては、本考察の最後で再度、課題を整理、提起することとする。

（2）事例検討会等の実施状況

- 事例検討会等の実施状況について、この項目は本センターが平成19年度に実施した「地域相談機関の権利擁護に関するネットワーク形成状況調査」の調査項目でもあり、その比較から、この5年間の推移を考察すると、平成19年度調査結果と比較して「組織内での事例検討会等の実施」「他機関を交えての事例検討会等の開催」「他機関の事例検討会等への参加」のいずれも「実施している／参加している」という回答が1割強から約2割の伸びをみせている。各専門機関のネットワーク機能への関心と理解が進み、日常業務での「つながり」や「やりとり」は盛んになっていることがうかがえる。
- 「実施している／参加している」という回答者が挙げた課題として、「組織内での事例検討会等の実施」にあたって「助言者の確保が困難」という課題が平成19年度調査結果と同様に約3割から挙げられた。組織内でのスーパービジョンの不足という課題が未だ解消されていない現状は、4－（5）「職員が感じている悩みや課題」で「組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない」という回答が3割強寄せられていることとも重なる。なお、4－（5）「職員が感じている悩みや課題」において「組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない」とした回答者には、4－（6）「今後、重点的に取り組む必要がある事項」で「権利擁護を専門に行う機関の設置」に期待する回答が多くなっている。このことは、専門機関の設置により、権利擁護相談支援対応についての相談先の確保やスーパービジョンが受けやすい体制になることへの期待の表れとみることができる。
- 一方、「他機関を交えての事例検討会等の開催」での課題をみると、平成19年度調査では「助言者がいない」が約4割となっていたが、今回の調査では約3割と若干だが減少している。他機関を交えることで、助言者の確保への工夫が図られている様子が垣間見えるものの、未だ約3割が「助言者の確保が困難」と感じている事実は無視できない。
- なお、「組織内での事例検討会等の実施」、「他機関を交えての事例検討会等の開催」、「他機関の事例検討会等への参加」をしていないという回答がそれぞれ1割強～3割弱あることも看過できない。事例検討会等は、当該事例に対する相談支援対応の質の充実とともに、相談支援機関・職員の資質向上にも大きく寄与する。調査結果からは「日程調整が困難」「業務が多忙」との回答も多々見受けられる。地域相談支援機関の意欲や創意工夫といった自己努力だけ

に頼るのではなく、制度的な体制整備と権利擁護専門機関の設置等の必要性も検討すべき課題である。

次に個別のテーマごとに課題の傾向を考察する。

3. 「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について

(1) 虐待及びその疑いがある事例への対応における連携について

- 「虐待及びその疑いがある事例への対応における他機関との連携の課題」については、「課題がある」とした回答者のうちの約6割から「虐待のとらえ方、認識が一致しない」が挙げられている。この回答者からは、4－(1)「ケース会議における他機関との連携」において「参加機関(者)の権利擁護のとらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい」との回答が多く寄せられている。さらに4－(5)「職員が感じている悩みや課題」で「他事業所・機関との連携に苦慮している」という回答者にも、虐待及びその疑いがある事例への対応において「他の事業所等との間で虐待のとらえ方、認識が一致しない」という回答が多くなっている。虐待事例対応については、把握の難しさや、虐待とみなすかどうかの判断の難しさ、家族支援としての養護者支援の難しさなど、その対応には高い専門性が求められる。個人や家庭の価値観、生活習慣は多様である。また、個人の生活や人生に深く関わる内容について、専門職とはいえ第三者がどこまで関与できるのか、責任を持てるのかといった支援者側の悩みもある。さらに、一番大事な本人の「意向」の把握が難しい場合も多い。判断能力が不十分な本人の「満足」をもって「よし」としてよいのか、逆に判断能力が不十分だからといって本人の「意向」に添わないでよいものか、などといった対人援助の難しさは、そのまま権利擁護相談支援の困難さとも共通する。
- 「虐待及びその疑いがある事例への対応における他機関との連携の課題」のうち、「行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる」「職員に虐待対応における知識、経験がなく、適切な連携が図れない」とした回答者に、4－(1)「ケース会議における他機関との連携」で、「ケース会議において総合調整役がいないため専門職間の連携、役割分担など具体的な支援が難しい」という回答が多くなっている。権利擁護相談支援の難しさを実感している職員の率直な意見として、身近なスーパーバイザーやコーディネーターの存在を必要としているといえる。

(2) 成年後見制度に関する利用支援や連携について

- 「成年後見制度に関する利用支援や連携の課題」では、「課題がある」とした回答者の6割強が「申立て費用や後見報酬など金銭的な課題」を挙げている。これは「制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない」という課題とも密接に関連していると推察できる。この課題の背景は、「本人に経済的な困窮がある、もしくは困窮のおそれがあり、制度の利用に結びつきづらい」という場合と、「本人や家族・親族が“費用負担をしてでも制度利用をしよう”とする気持ちになりにくい」場合とが考えられる。4－(5)「職員が感じている悩みや課題」で「ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない」という回答者に「成年後見制度の利用を勧めたが本人や家族等の理解が得られない」という回答が多い。「制度の利用を勧めた

が本人や家族・親族の理解が得られない」とした回答者からは、4－(6)「今後、重点的に取り組む必要がある項目」において「医療や司法等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」が多く挙げられているが、これは主に成年後見制度が比較的新しい制度であることに加え、日頃、馴染みの薄い民法上の仕組みであることから、法律家による地域相談支援機関への助言や法律家が直接、本人等の理解を促す働きかけをする仕組みを期待する声ではないかと推察される。

- なお、高齢分野に比較して障害分野に「適当な後見人の候補者がみつからない」という課題が大きく表れていることも見過ごせない課題である。本人が青年期・成人期からの後見人活動は長期にわたり、本人のライフステージの様々な場面への支援、あるいは本人と地域社会との関係構築支援など多様な問題をはらむ。障害のある人の成年後見制度の利用支援について、各地域の関係機関等で協議を深めたい課題であるといえる。

(3)日常生活自立支援事業に関する利用支援や連携について

- 「日常生活自立支援事業の利用支援や連携の課題」では、最上位に「社協に相談した後、具体的な対応に時間がかかる」、次いで「相談者の状況から対象にならなかった」という課題が挙げられた。4－(5)「職員が感じている悩みや課題」で「他事業所・機関との連携に苦慮している」という回答者に、日常生活自立支援事業について「社協に相談した後、具体的な対応に時間がかかる」という回答が多い。相談から具体的なサービス提供までの期間の短縮が要請されている。
- 「日常的な金銭の管理」は判断能力が低下した高齢者や障害者が地域生活を継続する上では重要な支援課題の一つであることは言うまでもないが、一方で、それなりに自己管理をしていた金銭や財産の管理を第三者に委ねることについて本人等が納得するには時間を要する場合も多い。丁寧な相談支援によって本人に前向きな理解を促し、事業利用につなげていくことが求められる。こうした相談支援には、日常生活自立支援事業を運営する社会福祉協議会の努力とともに、それを支える事業運営基盤の確保が必要になるが、本事業の財源的基盤は時勢を反映して大変厳しい状況にある。地域相談支援機関の声を糧に国等に本事業の充実に向けた運営基盤強化を求めていることとしたい。

4. 「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について

(1)ケース会議における専門機関・専門職の連携、地域におけるネットワーク形成について

- 「個別のケース会議における連携」の課題、「地域の専門機関・専門職間のネットワーク形成」に関する課題ともに、「福祉以外の専門職（司法や医療など）の参加が得られにくい」が多く挙げられている。「地域の専門機関・専門職間のネットワークが確立されていない」とした回答者に4－(1)「ケース会議における他機関との連携」の「福祉以外の専門職（司法や医療など）の参加が得られにくい」という回答が多いことから、司法や医療などの他分野との連携の必要性の実感の高さがうかがえる。
- 他機関を交えての事例検討会等の開催や他機関の事例検討会等への参加の実績が伸びている一方で、「ネットワークが確立されていない」という回答があることは、形は整いつつあるが、事

例検討に必要な専門機関・専門職の参加が得られていないなど、ネットワーク効果の実感が伴っていないという表れとも受け取れる。一つひとつの個別事例における連携から地域全体のネットワークまで、ネットワークが重層的に組まれること、さらに事例ごとに必要な専門機関・専門職が参加する柔軟性があることで、ネットワークはよりその効果を発揮する。「地域の専門機関・専門職間のネットワーク形成」における課題として「参加者の固定化」を挙げた回答者には、4－（１）「ケース会議における他機関との連携」における課題でも「支援に関わる専門機関・専門職の出席調整が難しい」という回答が多くなっている。ネットワークによる支援の意義や必要性を共有し、各機関で既存のネットワークの見直し等を進めていくことが望まれる。

（２）「地域内の住民福祉活動」との連携について

- 「地域内の住民福祉活動との連携」については障害者の相談支援事業所の課題意識が高く表れた。障害のある人の「地域生活移行支援」というテーマに向かって、「地域」が強く意識されているものと考えられる。また、回答割合は少ないものの、4－（４）「組織体制の課題」で「職員数の不足」を課題に挙げている回答者に、4－（６）「今後、重点的に取り組む必要がある事項」で「住民福祉活動との連携促進」をあげる回答が多い。自由意見欄に記載された内容から、虐待等の権利侵害の未然防止や早期発見あるいは再発防止の見守りなどの取り組みは、限られた専門機関・専門職だけではなし得ないことが意識され始めていることがうかがえる。権利擁護活動においては、権利侵害の状態に陥らせない「予防的なアプローチ」の充実が重要視されている。本人が置かれている権利侵害状態が深刻であればあるほど専門的支援を要するが、それは同時に問題解決後も本人を専門職だけで取り囲み、地域社会から切り離れた支援となってしまう事態を招くおそれもある。「地域で暮らす」とは、社会関係の中で生きるということでもある。地域生活支援という視点からも、地域内の住民福祉活動との連携、協働の促進が求められる。一方、地域住民にとっては、権利擁護は「非日常的な問題」というイメージもある。地域住民に権利擁護活動への積極的な関わりを促すためには、まずは地域住民が理解を深めるための専門機関・専門職からの働きかけが第一に求められる。今後は、「地域組織化」を本旨とする社会福祉協議会を中核とした連携・協働体制の整備が重要なテーマである。

（３）権利擁護相談支援に際しての「組織体制の課題」「職員が感じている悩みや課題」について

- 権利擁護相談支援を展開するにあたっての「組織体制の課題」では、「他業務が多く時間が取れない」が最上位、ついで「職員の専門性の不足」「職員の人員数の不足」「組織的な専門性の不足」の順で課題が挙がっている。権利擁護相談支援の重要性は認識されつつあるが、制度的な環境としては関係法令・施策はサービスの具体的な供給や調整に偏重しており、相談支援もその手段として位置づけられているような印象がある。これが「他業務」による多忙さや人員不足を招き、組織や職員の専門性の向上を阻んでいると考えられる。福祉関係の国家資格の有資格者が現場に定着しつつある今日、相談支援という職務の制度・施策上での位置づけの明確化や強化、それを具体的に担保する、専任職員の配置など相談支援に特化した職務環境の整備への積極的な展開が求められる。
- 「職員が感じている悩みや課題」は、「本人・家族等の間での調整に苦慮」が最上位で、次に「専

門性の不足」が挙げられている。なお、障害者の相談支援事業所ではこの順位が逆転している。

「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」とした回答者には、3－(1)「虐待及びその疑いがある事例対応での連携」の対応において「本人や家族・親族が他の機関等のサービスの利用を拒否しているため、連携できない」という回答が多い。このことから、地域相談支援機関の職員が本人と家族・親族の異なる意向の間で板挟みになっていることに加えて、本人等が他のサービス機関等の介入を拒否しているために、その対応を一手に引き受けざるを得ず、抱え込まざるを得ない状況にある様子が見えてくる。

- 「職員が感じている悩みや課題」について「ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない」「他事業所・機関との調整に苦慮している」とした回答者は、4－(1)「ケース会議における他機関との連携」において「参加機関（者）の権利擁護のとらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい」との回答を多く寄せており、権利擁護相談支援における困難さが端的に表れている。同じく「対応方法や支援技術など専門性が不足している」「組織内で相談できるスーパーバイザーがいない」「専門性を高めるための研修や事例検討等に参加したいが時間がとれない」とした回答者にも、4－(1)「ケース会議における他機関との連携」において「総合調整役がいないため専門職間の連携など具体的支援が難しい」という回答が多い。権利擁護相談支援の困難性に直面している職員として、身近にスーパーバイザーを求める切実な声がここにも表れている。
- 「職員が感じている悩みや課題」において、「専門性を高めるための研修や事例検討会に参加したいが時間がとれない」とした回答者には、4－(6)「今後、重点的に取り組む必要がある事項」で、「権利擁護を専門に行う機関（センター）の設置」、「司法や医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」を挙げている回答が多い。「組織体制についての課題」で、「職員の人員数の不足」を挙げた回答者においても、4－(6)「今後、重点的に取り組む必要がある事項」で「司法や医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」が多く挙げられている。人員の不足や業務多忙により研修等への参加時間が確保できないなどの事情を抱えながらも、相談支援場面では待ったなしの対応を迫られており、組織・職員自身への支援を要請する声ととらえられる。組織や職員の専門性の向上を支える仕組みの充実が課題であるといえる。

(4) 今後、特に重点的に取り組む必要があると思われる事項について

- 今後、権利擁護相談支援を展開するにあたり、「特に重点的に取り組む必要がある事項」としては、「分野を越える横断的な相談支援体制の確立」「専門機関等と住民福祉活動との連携促進」が5割を越え、「司法や医療からのスーパーバイズ等支援」が約5割、「当事者（本人等）自身の問題解決力を高める支援」が3割強と続いている。分野ごとの傾向をみると、行政・高齢担当部署では「司法や医療からのスーパーバイズ等支援」、地域包括支援センターでは「専門機関と住民福祉活動との連携促進」、障害分野（行政・障害者担当部署、障害者相談支援事業所）では「当事者（本人等）自身の問題解決力を高める支援」が、それぞれポイントが上がっている。専門機関と住民福祉活動との連携も当事者の問題解決力を高める支援も、問題が起きてからの「事後対応」よりも、問題が起こる前の「事前対応（早期対応）」を志向する意識の表れと読み取れる。深刻化した権利侵害事例への対応は解決手段の限定化や解決までの期間も長期化しや

すく、本人等が受けるダメージも大きくなり、専門機関・専門職にも多大な労力がかかる。権利侵害の未然防止は、制度やサービスを管理・運営する行政にとっても様々な意味をもつ。制度や施策の展開基盤に「予防」の概念を積極的に組み込むことが期待される。

(5)「自由記述回答」からみえる新たな取り組み課題等について

- 今回の調査では、各設問の自由記述回答として500を越える意見が寄せられた。いずれも相談支援現場の現状、課題を具体的に表す貴重な情報である。これら自由意見での地域相談支援機関からの提案や問題の背景・要因の指摘は、今後の権利擁護相談支援のあり方を考える上で重要なヒントになる。ここでは「今後、権利擁護相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項」として挙げられた意見の中から、今後の権利擁護相談支援の推進に向けて、相談支援現場での特に重要な気づき、課題の指摘と思われる事項を特記しておく。
- 「複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者世帯など）」への対応件数について、障害分野（行政・障害者担当部署、障害者相談支援事業所）では最上位に、高齢分野（行政・高齢者担当部署、地域包括支援センター）でも第3番目に挙げられているのは前述のとおりであるが、その詳細について自由記述回答で、要支援世帯に「親の年金で暮らす未就労の子」「障害者手帳の取得が難しい方」がおり、「その本人にとっての相談窓口はどこに行けばいいのか」等の声があがっている。厚労省の「生活困窮者支援」において、社会関係の構築等がうまくいかない、あるいは障害があることが疑われながらも社会的なサービスにはつながることができないなどにより、家族のもとで青年～成人期までケアされてきた、いわゆる“ひきこもり”“ニート”と呼ばれる「社会的孤立」の状態にある人々への支援の問題が新たな課題として焦点化されたが、相談支援の現場でも同様の問題があることがうかがえる。“ひきこもり”や“ニート”などの社会的孤立とそれに伴う経済的困窮は、ともすると本人の「自己責任」とされてしまいがちである。生活困窮に陥った理由は様々であっても、社会・経済環境の中で本人の自己努力だけでは“困窮”状態から抜け出すことは極めて困難であるから社会的な支援が必要とされる。こうした新たなニーズへの対応も喫緊の課題として取り組む必要がある。
- さらに、予防的支援の重要性について指摘した意見として「困難事例として把握した時にはすでに手のほどこしようにない状態になっていることも多い」という声を特記しておく。これは深刻な権利侵害事例に相対した経験がある地域相談支援機関(職員)の共通の思いではないだろうか。権利擁護の第一歩は個別の事例と丁寧に向き合うこと、もっといえば「困難事例でない事例」に適切に対応することが大切と言われている。しかし、その支援をすべて一つの専門機関、ひとりの専門職だけで担えるわけもない。予防的支援としての早期発見、早期対応、見守りにおいて地域住民の積極的な参画を求めていく必要がある。ここに「権利擁護」と「地域福祉」の接点を見出すことになる。専門機関・専門職と地域住民福祉活動とのネットワーク形成に向けては、個別支援と地域支援(地域づくり)を同時に視野に入れたケースカンファレンスの実施に積極的に取り組みたい。

5. まとめ～「地域を基盤とした権利擁護の視点にたった総合相談」の推進にむけて

今回の調査は、地域相談支援機関における「権利擁護に関わる事例」への相談支援の状況を大枠で把握したものであり、その内容分析については、自由意見に記載された内容を一つひとつ丁寧に掘り下げる継続的な調査が必要と考えている。

相談支援の重要性は関係機関・関係者の共通認識となっているが、その事業運営基盤は各関係法に基づくサービスの利用調整を中心に想定して制度化されている。しかし、相談支援の特性から、本人や家族などからは地域での「生活のしづらさ」全体を受け止める機能を求められていること、加えて成年後見制度や虐待防止各法の制定などにより、深刻な権利侵害状態におかれている本人等への支援など、より重要な役割を担うこととなったことが、相談支援現場の負担感の要因であり、「権利擁護に関わる事例への対応」の課題として表出されていると考えられる。

権利擁護相談支援での今後の重点課題は、専門職間及び専門職・地域住民との間での「積極的権利擁護」の理念の共有化と「本人に身近な地域での総合相談」の展開のための「ネットワーク構築」に集約できる。高齢・障害の分野を超えた連携・協働、各専門職と住民福祉活動との連携・協働、そして福祉分野以外の司法や医療関係者との連携・協働と、すべて重層的かつ柔軟なネットワークの構築を意味している。

この重層的かつ柔軟なネットワークの構築には二つの課題が存在する。その一つは、それぞれ単一の地域相談支援機関が独自に多方面の関係専門機関と連携するには限界があること、二つには、各専門機関・専門職と地域とのつながり、さまざまな住民福祉活動との連携、協働にも同様の限界があること、である。これらの課題の解決には、一つ目については分野・専門別の多様なネットワークの相互のつながり、協働をコーディネートする機能を持つ窓口機関・キーパーソンが必要であること、二つ目の点については地域福祉活動の総合調整機能を持つ社会福祉協議会が専門機関・専門職と地域の住民福祉活動とのコーディネート機能を担うことが求められる。地域を基盤に、権利擁護の視点に立った総合的な相談支援のより一層の充実に向けて、関係専門機関・専門職間で課題を共有し、重層的かつ柔軟なネットワーク構築に向けた具体的な行動が要請されている。

II 調査結果の概要 (単純集計)

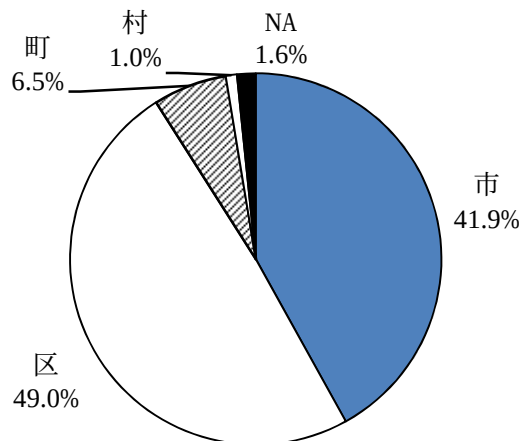
1 基本情報

(1) 調査対象事業所等の所在地

○集計対象となった事業所等(310か所)の所在地は、「市」41.9%、「区」49.0%で、市・区が全体の90.9%を占める。「町」と「村」は合計で7.5%である。

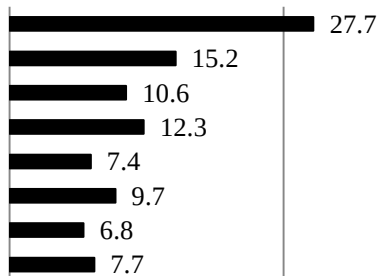
図表1 調査対象事業所等の所在地

	回答数	%
市	130	41.9
区	152	49.0
町	20	6.5
村	3	1.0
NA	5	1.6
全体	310	100.0



図表2 調査対象事業所等の圏域

	回答数	%
横浜圏域	86	27.7
川崎圏域	47	15.2
横須賀・三浦圏域	33	10.6
県央圏域	38	12.3
湘南東圏域	23	7.4
湘南西圏域	30	9.7
県西圏域	21	6.8
相模原(県北)圏域	24	7.7
NA	8	2.6
全体	310	100.0



(2) 調査対象事業所等の区分

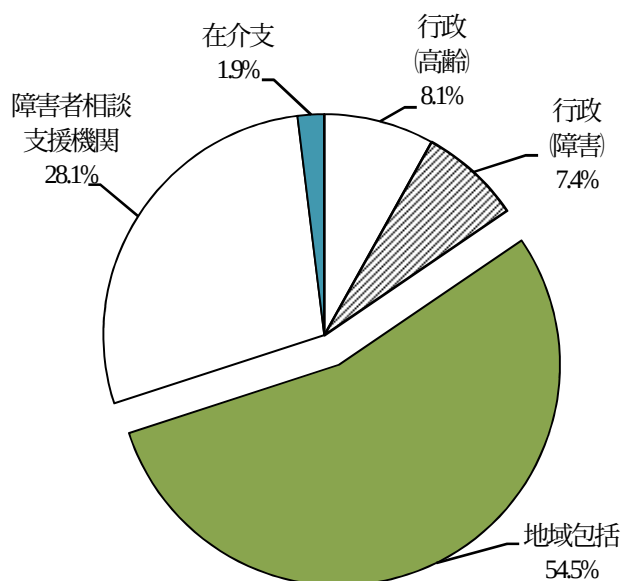
○集計の対象となった事業所等の区分は、「地域包括支援センター(計)」が54.5%、次いで「障害者相談支援機関(計)」が28.1%である。両者が全体の82.6%を占める。

図表3 調査対象事業所等の区分1

	回答数	%
行政(高齢者担当部署)	25	8.1
地域包括支援センター(行政直営)	5	1.6
地域包括支援センター(社協運営)	28	9.0
地域包括支援センター(社協以外の社福法人運営)	115	37.1
地域包括支援センター(社福法人以外の法人運営)	21	6.8
在宅介護支援センター	6	1.9
行政(障害者担当部署)	23	7.4
障害者相談支援事業所(基幹)	5	1.6
障害者相談支援事業所(特定・一般 社福法人運営)	64	20.6
障害者相談支援事業所(特定・一般 社福法人以外の法人運営)	18	5.8
NA	0	0.0
全体	310	100.0

図表4 調査対象事業所等の区分2

	回答数	%
行政(高齢者担当部署)	25	8.1
行政(障害者担当部署)	23	7.4
地域包括支援センター	169	54.5
障害者相談支援機関	87	28.1
在宅介護支援センター	6	1.9
NA	0	0.0
全体	310	100.0



(3) 職員数

○集計の対象となった事業所の職員総数は1,230人(行政を除く)、就労形態の内訳は「専任・常勤」57.5%、「専任・非常勤」15.4%、「兼務・常勤」20.8%、「兼務・非常勤」6.3%である。

○専任の合計は72.8%、兼任の合計は27.2%である。また、常勤の合計は78.3%、兼務の合計は21.7%である。

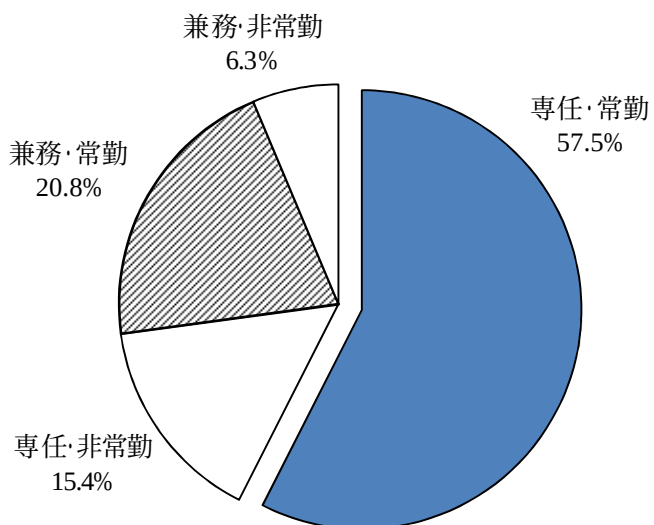
○職員数の区分では、「4人」26.0%、「3人」21.7%、「5人」16.5%などである。

図表5 職員数 ※行政の職員は除いて集計。

	人数	%	平均 (人)
専任・常勤	707	57.5	2.8
専任・非常勤	189	15.4	0.7
兼務・常勤	256	20.8	1.0
兼務・非常勤	78	6.3	0.3
全体(職員数)	1,230	100.0	4.8
回答者数(か所)	254		

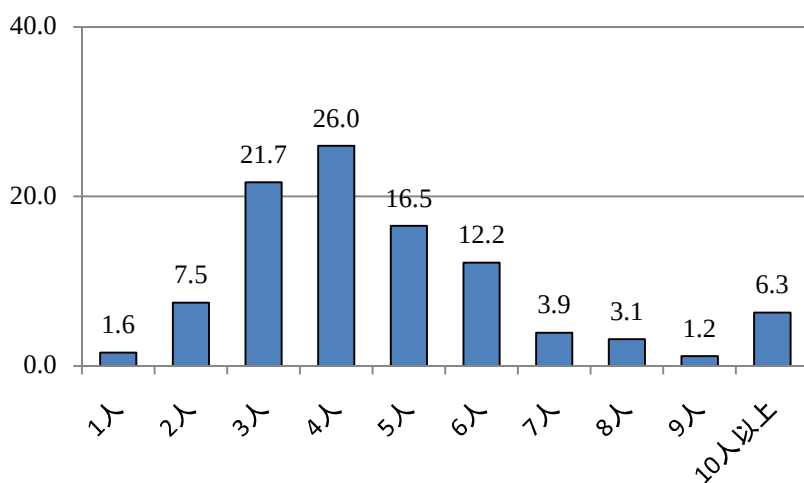
専任計	896	72.8	3.5
兼任計	334	27.2	1.3
全体(職員数)	1,230	100.0	4.8
回答者数(か所)	254		

常勤計	963	78.3	3.8
非常勤計	267	21.7	1.1
全体(職員数)	1,230	100.0	4.8
回答者数(か所)	254		



図表6 職員数区分

	回答数	%
1人	4	1.6
2人	19	7.5
3人	55	21.7
4人	66	26.0
5人	42	16.5
6人	31	12.2
7人	10	3.9
8人	8	3.1
9人	3	1.2
10人以上	16	6.3
全体	254	100.0

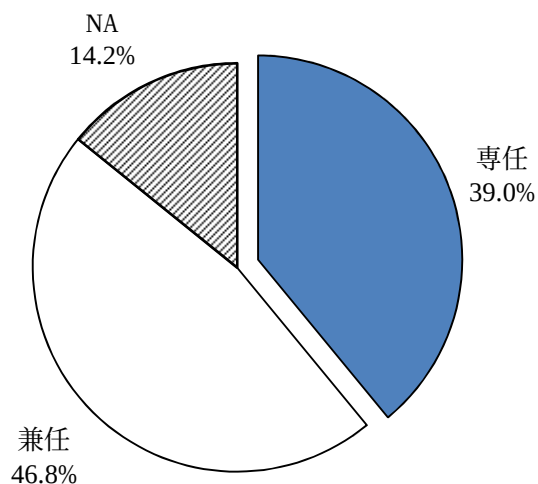


(4) 管理者の勤務形態

○事業所等の管理者の勤務形態は、「専任」39.0%、「兼任」46.8%である。

図表7 管理者の勤務形態

	回答数	%
専任	121	39.0
兼務	145	46.8
NA	44	14.2
全体	310	100.0



(5) 職員の保有資格

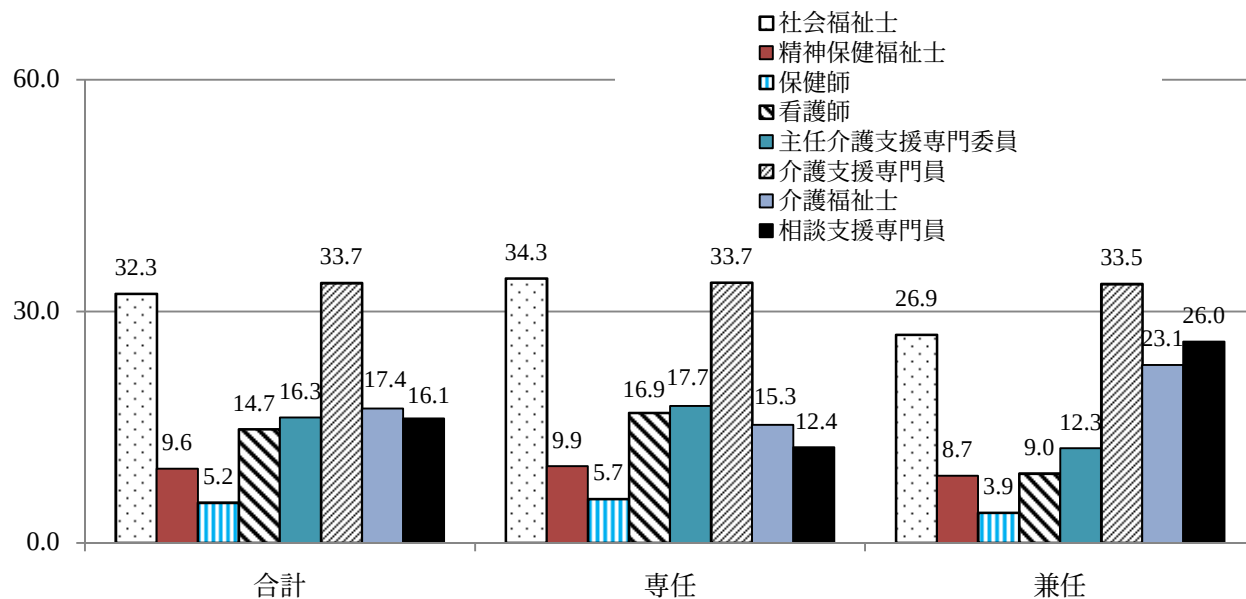
○行政を除いた職員総数 (1,230人) の保有資格の内訳は、全体では「社会福祉士」と「介護支援専門員」がともに3割以上を占める資格である。医療系の資格は、看護師14.7%、保健師5.2%となっている。

○勤務形態別では、「兼任」の「相談支援専門員」と「介護福祉士」が「専任」に比べ多くなっている。

図表8 職員の保有資格

	(人数)			(%)			差
	専任	兼任	合計	専任	兼任	合計	
社会福祉士	307	90	397	34.3	26.9	32.3	-7.3
精神保健福祉士	89	29	118	9.9	8.7	9.6	-1.3
保健師	51	13	64	5.7	3.9	5.2	-1.8
看護師	151	30	181	16.9	9.0	14.7	-7.9
主任介護支援専門員	159	41	200	17.7	12.3	16.3	-5.5
介護支援専門員	302	112	414	33.7	33.5	33.7	-0.2
介護福祉士	137	77	214	15.3	23.1	17.4	7.8
相談支援専門員	111	87	198	12.4	26.0	16.1	13.7
全体 (職員数)	896	334	1,230	100.0	100.0	100.0	
回答数 (か所)	254						

図表9 職員の保有資格



2 「権利擁護に関わる事例」の対応状況について

(1) 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

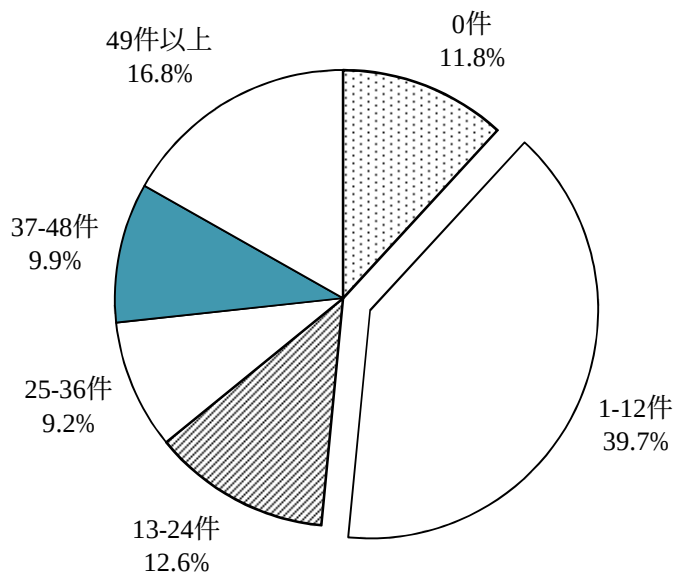
○集計の対象とした262事業所の、平成23年度の「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績(区分)は、月に1件程度の「1-12件」が39.7%、月に2件程度の「13-24件」が12.6%で、合計52.3%となる。これに対し、月に4件以上となる「49件以上」は16.8%、まったくない「0件」が11.8%となっている。

図表10 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	回答数	%
0件	31	11.8
1-12件	104	39.7
13-24件	33	12.6
25-36件	24	9.2
37-48件	26	9.9
49件以上	44	16.8
NA	12	-
全体	262	100.0

※有効回答のみ集計。



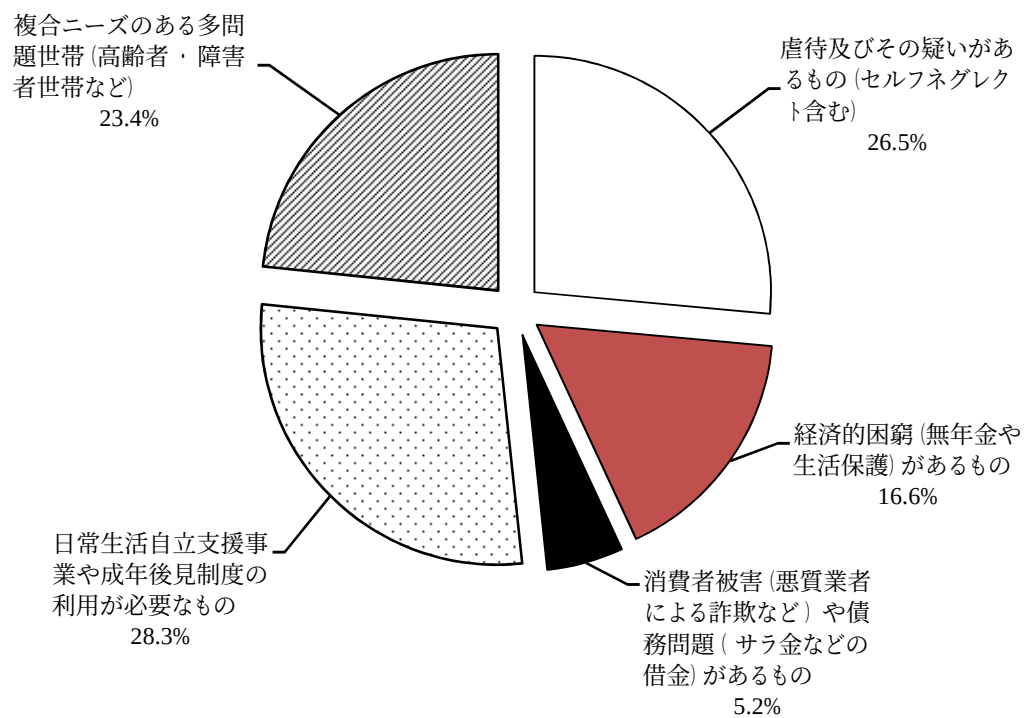
（「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績）

○「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績（総数8,686件）の内訳は、「日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの」28.3%、「虐待及びその疑いがあるもの」26.5%、「複合ニーズのある多問題世帯」23.4%などである。

○「消費者被害や債務問題があるもの」は5.2%で相対的には少ない。

図表11 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

	件数	%
虐待及びその疑いがあるもの（セルフネグレクト含む）	2,298	26.5
経済的困窮（無年金や生活保護）があるもの	1,444	16.6
消費者被害（悪質業者による詐欺など）や債務問題（サラ金などの借金）があるもの	455	5.2
日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの	2,459	28.3
複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者世帯など）	2,030	23.4
全体（延べ数）	8,686	100.0
回答数（か所）	264	



(2) 組織内の事例検討会等の実施状況

質問

貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、事業者内での事例検討会等（ケース会議、事例検討会、研修会等）を実施していますか。

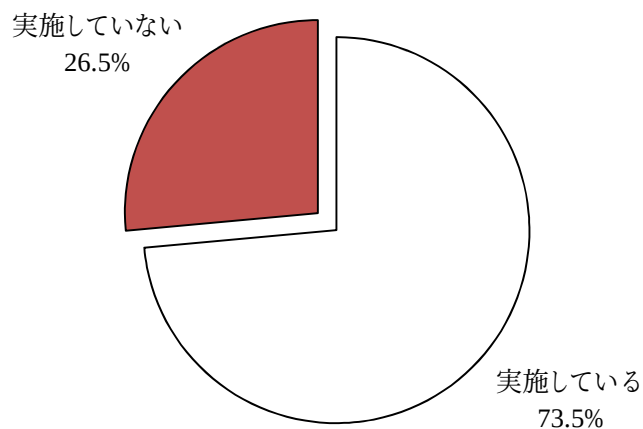
○組織内の事例検討会等の実施状況は、「実施している」73.5%、「実施していない」26.5%である。

○課題としては、「助言者の確保が困難」32.0%、「日程調整が困難」28.9%などである。「開催費用の負担が大きい」という課題は、回答がなかった。

○また、事例検討会等を実施していない理由としては、「担当職員で対応が可能のため」25.6%、「助言者の確保が困難」が19.5%などである。

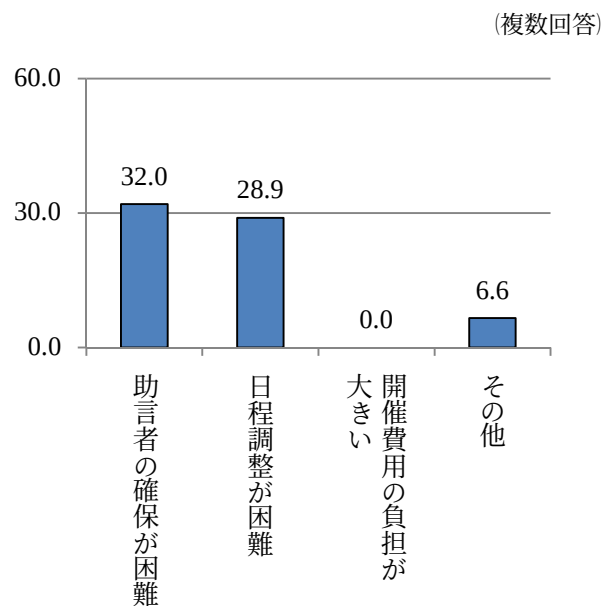
図表12 組織内の事例検討等の実施の有無

	回答数	%
実施している	228	73.5
実施していない	82	26.5
全体	310	100.0



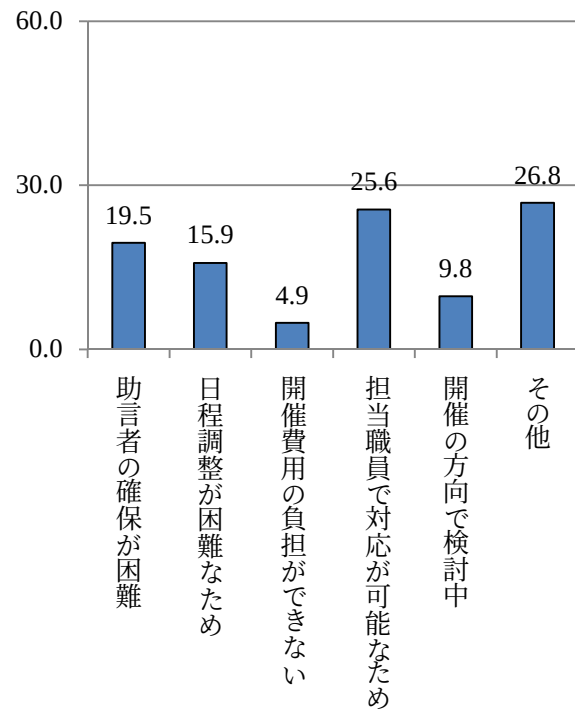
図表13 組織内の事例検討等の実施上の課題

	回答数	%
助言者の確保が困難	73	32.0
日程調整が困難	66	28.9
開催費用の負担が大きい	0	0.0
その他	15	6.6
とくになし	89	39.0
NA	14	6.1
全体	228	100.0



図表14 組織内での事例検討等を実施していない理由 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難	16	19.5
日程調整が困難なため	13	15.9
開催費用の負担ができない	4	4.9
担当職員で対応が可能なため	21	25.6
開催の方向で検討中	8	9.8
その他	22	26.8
とくになし	13	15.9
NA	9	11.0
全体	82	100.0



(3) 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催状況

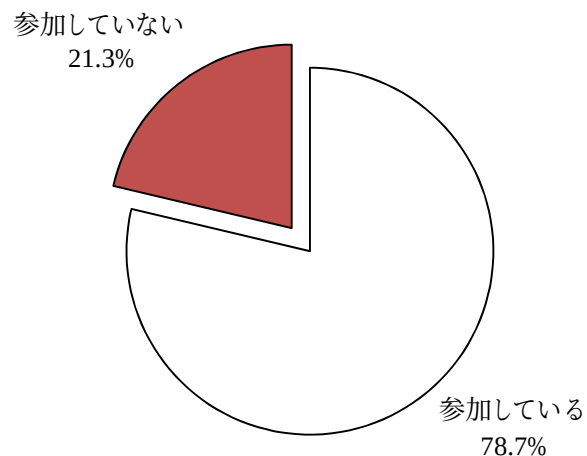
質問

貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、他事業所・機関も交えた事例検討会等(ケース会議、事例研究会、研修会等)を開催していますか。

- 他事業所・機関も交えた事例検討会等を「開催している」78.7%、「開催していない」21.3%である。
- 課題としては、「日程調整が困難」が43.0%で最も多く、次いで、「助言者の確保が困難」が27.9%などである。
- また、開催していない理由としては、「助言者の確保が困難なため」と「日程調整が困難なため」がともに25.8%である。

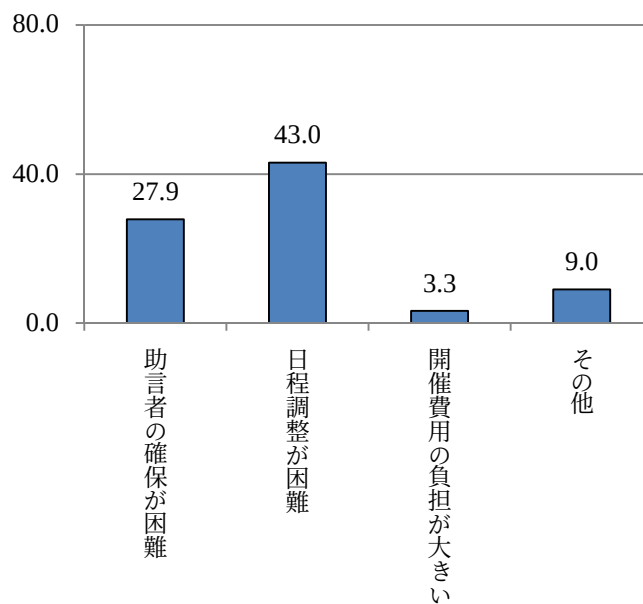
図表15 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無

	回答数	%
開催している	244	78.7
開催していない	66	21.3
全体	310	100.0



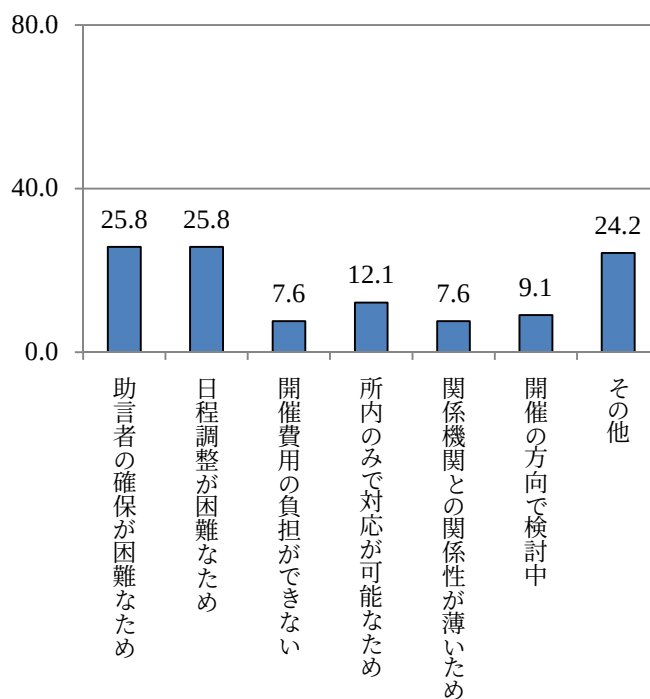
図表16 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難	68	27.9
日程調整が困難	105	43.0
開催費用の負担が大きい	8	3.3
その他	22	9.0
とくになし	86	35.2
NA	8	3.3
全体	244	100.0



図表17 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催していない理由 (複数回答)

	今回の調査	
	回答数	%
助言者の確保が困難なため	17	25.8
日程調整が困難なため	17	25.8
開催費用の負担ができない	5	7.6
所内のみで対応が可能なため	8	12.1
関係機関との関係性が薄いため	5	7.6
開催の方向で検討中	6	9.1
その他	16	24.2
とくになし	7	10.6
NA	13	19.7
全体	66	100.0



(4) 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加状況

質問

貴事業所等は、他事業所・機関が開催する「権利擁護に関わる事例」の対応に関する事例検討会等（ケース会議、事例検討会、研修会等）へ参加していますか。

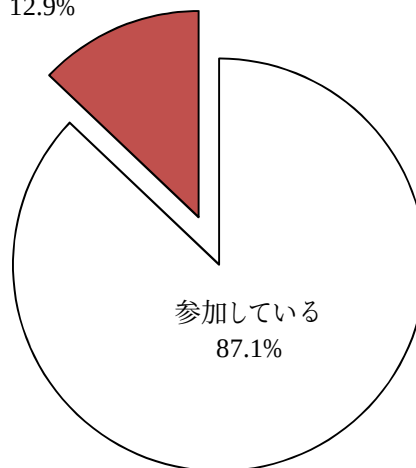
○他の事業所・機関における事例検討会等へ「参加している」87.1%、「参加していない」12.9%である。

○参加していない理由としては、「日程調整が困難なため」20.0%、「開催場所が遠方のため」12.5%などである。

図表18 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無

	回答数	%
参加している	270	87.1
参加していない	40	12.9
全体	310	100.0

参加していない
12.9%



図表19 他の事業所・機関における事例検討会等への参加していない理由

(複数回答)

	回答数	%
内容が乏しいと感じられるため	0	0.0
日程調整が困難なため	8	20.0
参加費用等が必要なため	2	5.0
所内で対応が可能だから	3	7.5
開催機関との関係性が薄い	4	10.0
参加の方法で検討中	1	2.5
開催場所が遠方のため	5	12.5
その他	7	17.5
とくになし	8	20.0
全体	40	100.0

3 「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について

(1) 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無と内容

質問

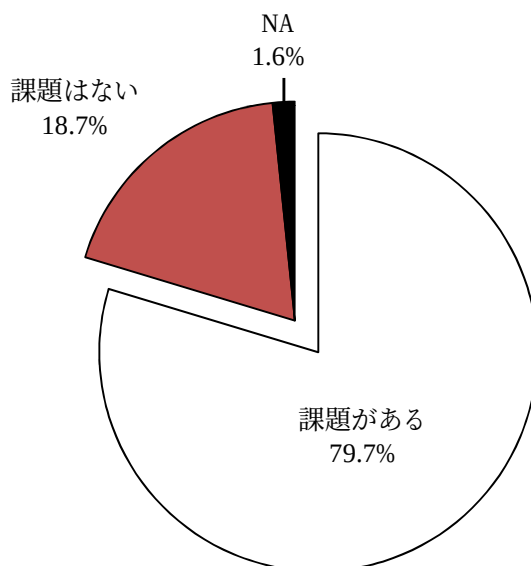
貴事業所等が、「虐待及びその疑いがある(セルフネグレクトを含む)」事例の対応において他機関と連携する際に、何らかの課題がありますか。

○「虐待及びその疑いがある」事例の対応において連携する際に「課題がある」は79.7%、「ない」が18.7%である。

○連携上の課題の内容としては、「虐待のとらえ方、認識が一致しない」が最も多く58.7%、次いで「本人や家族・親族が拒否しているため、連携できない」41.7%などとなっている。

図表20 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無

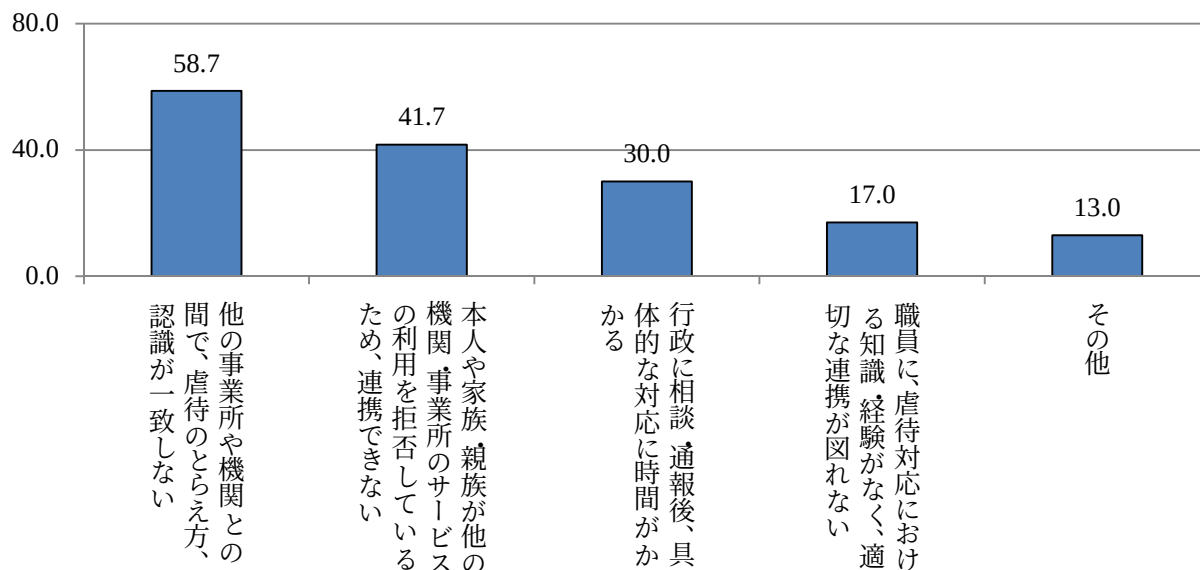
	回答数	%
課題がある	247	79.7
課題はない	58	18.7
NA	5	1.6
全体	310	100.0



図表21 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容 (複数回答)

	回答数	%
他の事業所や機関との間で、虐待のとらえ方、認識が一致しない	145	58.7
本人や家族・親族が他の機関・事業所のサービスの利用を拒否しているため、連携できない	103	41.7
行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる	74	30.0
職員に、虐待対応における知識・経験がなく、適切な連携が図れない	42	17.0
その他	32	13.0
全体	247	100.0

図表22 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容



(2) 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の有無と内容

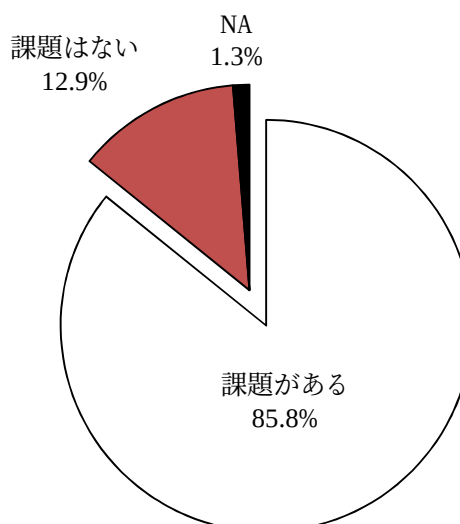
質問 貴事業所等が、「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際に、**何**らかの課題がありますか。

○「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際に「課題がある」は85.8%、「課題はない」が12.9%である。

○課題の内容としては、「金銭的な課題がある」が64.7%で最も多く、次いで「本人や家族・親族の理解が得られない」が56.8%などとなっている。

図表23 「成年後見制度」に関する利用支援や連携する際の課題の有無

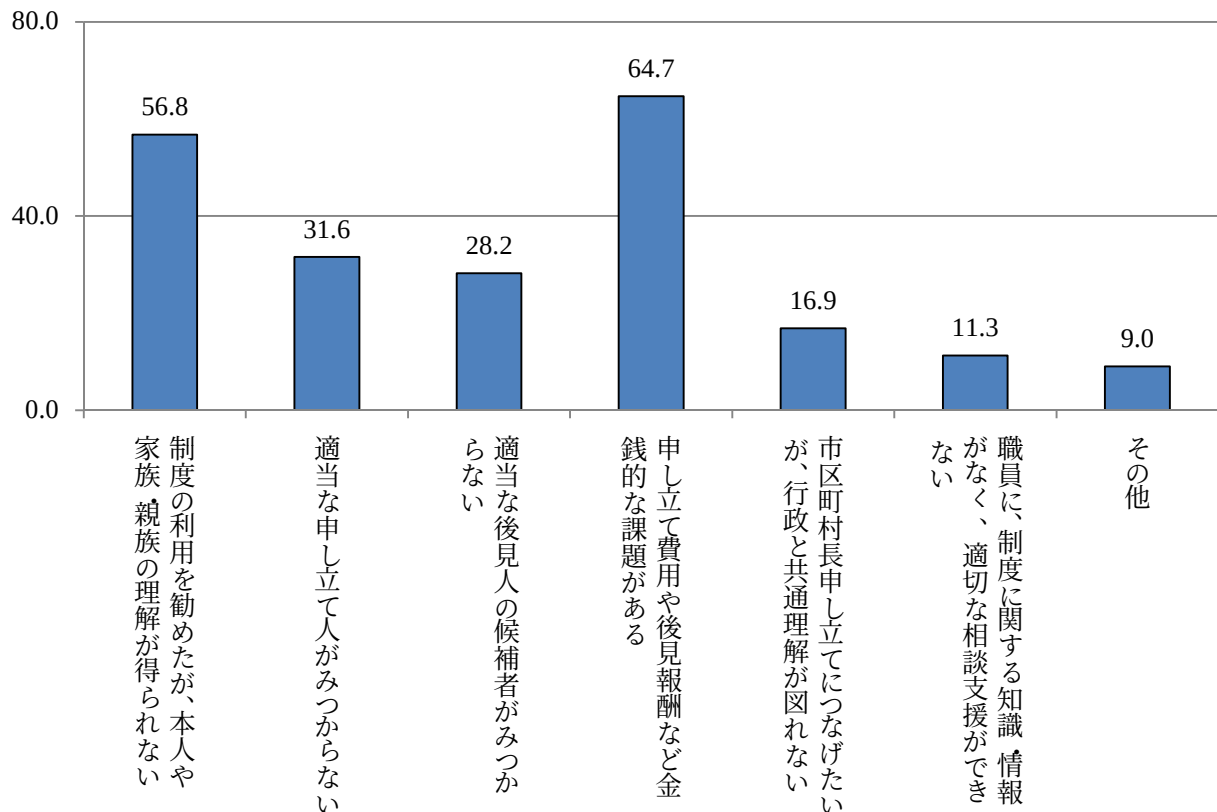
	回答数	%
課題がある	266	85.8
課題はない	40	12.9
NA	4	1.3
全体	310	100.0



図表24 「成年後見制度」に関する利用支援や連携する際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	151	56.8
適当な申し立て人がみつからない	84	31.6
適当な後見人の候補者がみつからない	75	28.2
申し立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある	172	64.7
市区町村長申し立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない	45	16.9
職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	30	11.3
その他	24	9.0
全体	266	100.0



(3) 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無と内容

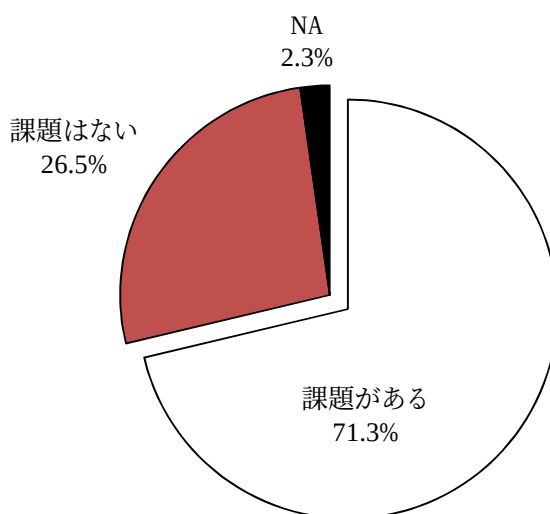
質問 貴事業所が、「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際に、何らかの課題がありますか。

○「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際に「課題がある」は71.3%、「課題がない」が26.5%である。

○課題の内容としては、「具体的な対応に時間がかかる」と「相談者の状況から事業の対象にならなかった」が回答が多い課題でそれぞれ50.7%と47.6%である。次いで、「本人や家族・親族の理解が得られない」39.7%となっている。

図表25 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無

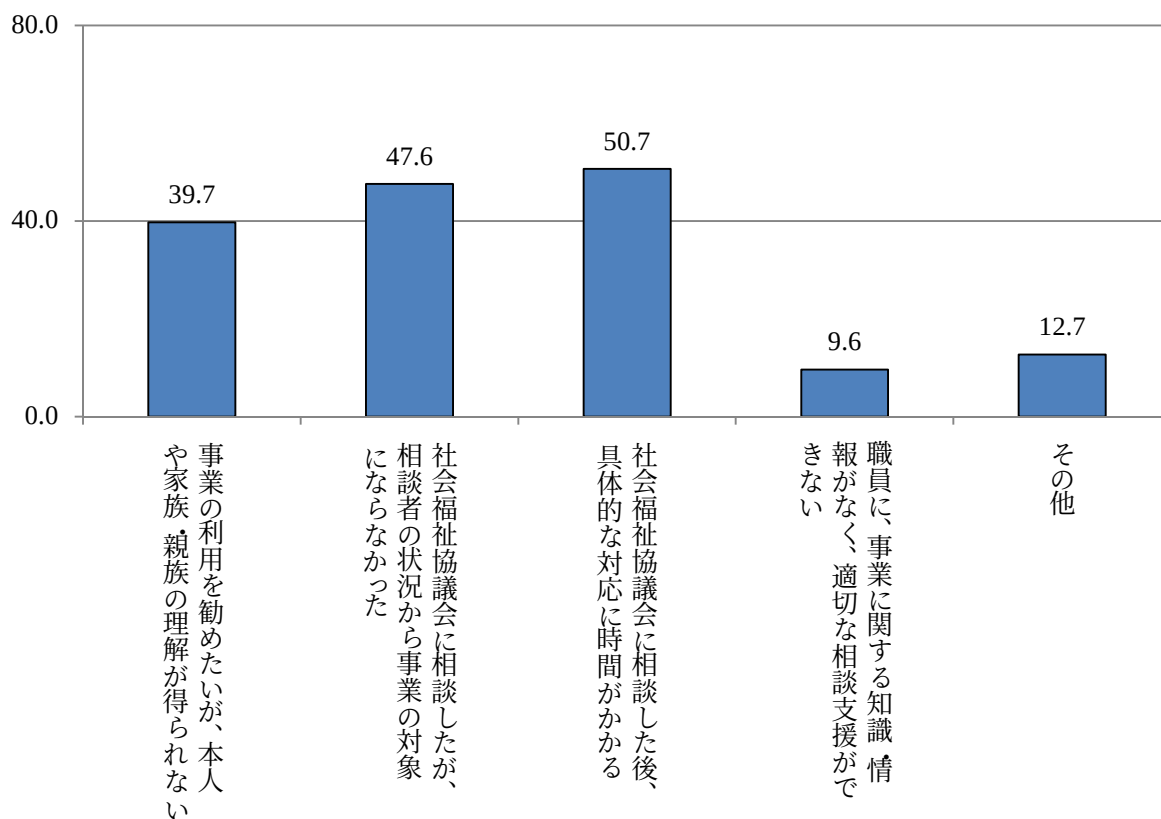
	回答数	%
課題がある	221	71.3
課題はない	82	26.5
NA	7	2.3
全体	310	100.0



図表26 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
事業の利用を勧めたいが、本人や家族・親族の理解が得られない	91	39.7
社会福祉協議会に相談したが、相談者の状況から事業の対象にならなかった	109	47.6
社会福祉協議会に相談した後、具体的な対応に時間がかかる	116	50.7
職員に、事業に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	22	9.6
その他	29	12.7
全体	229	100.0



4 「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について

(1) ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無と内容

質問

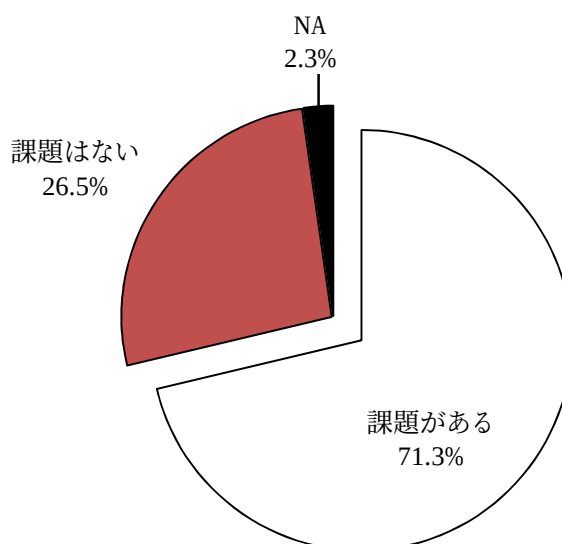
貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に対応するためのケース会議＝個別支援のための会議において、他の専門機関・専門職と連携をする際に、何らかの課題がありますか。

○ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際に「課題がある」は71.3%、「課題はない」が26.5%である。

○課題の内容としては、「福祉分野以外の領域の専門職の参加が得られにくい」が最も多く56.1%、次いで「考え方、とらえ方に差異があり、方針がまとまらない」38.0%などとなっている。

図表27 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無

	回答数	%
課題がある	221	71.3
課題はない	82	26.5
NA	7	2.3
全体	310	100.0

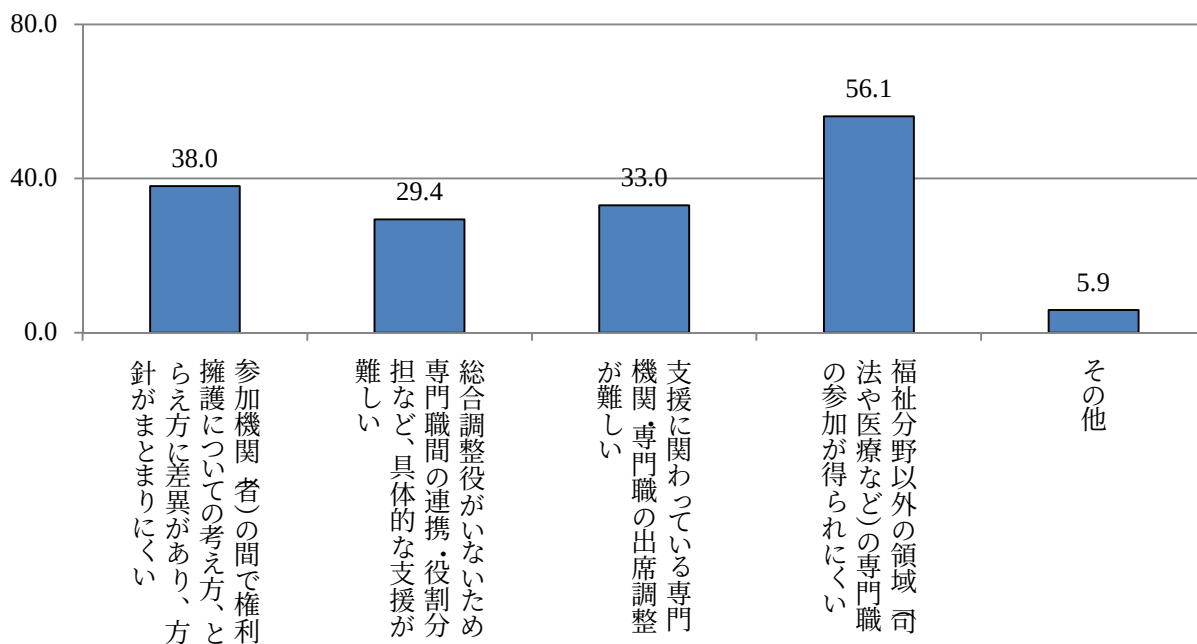


図表28 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
参加機関(者)の間で権利擁護についての考え方、とらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい	84	38.0
総合調整役がないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	65	29.4
支援に関わっている専門機関・専門職の出席調整が難しい	73	33.0
福祉分野以外の領域(司法や医療など)の専門職の参加が得られにくい	124	56.1
その他	13	5.9
全体	221	100.0

図表29 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容



(2) 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無と内容

質問

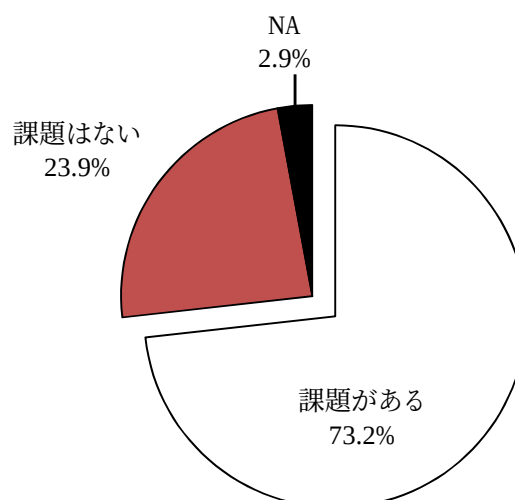
貴事業所等がある地域における「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成について、何らかの課題がありますか。

○専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する「課題がある」は73.2%、「課題がない」が23.9%である。

○課題の内容としては、「ネットワークが確立されていない」が43.2%、次いで「福祉分野以外の領域の参加機関(者)が少ない」が41.4%などとなっている。

図表30 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無

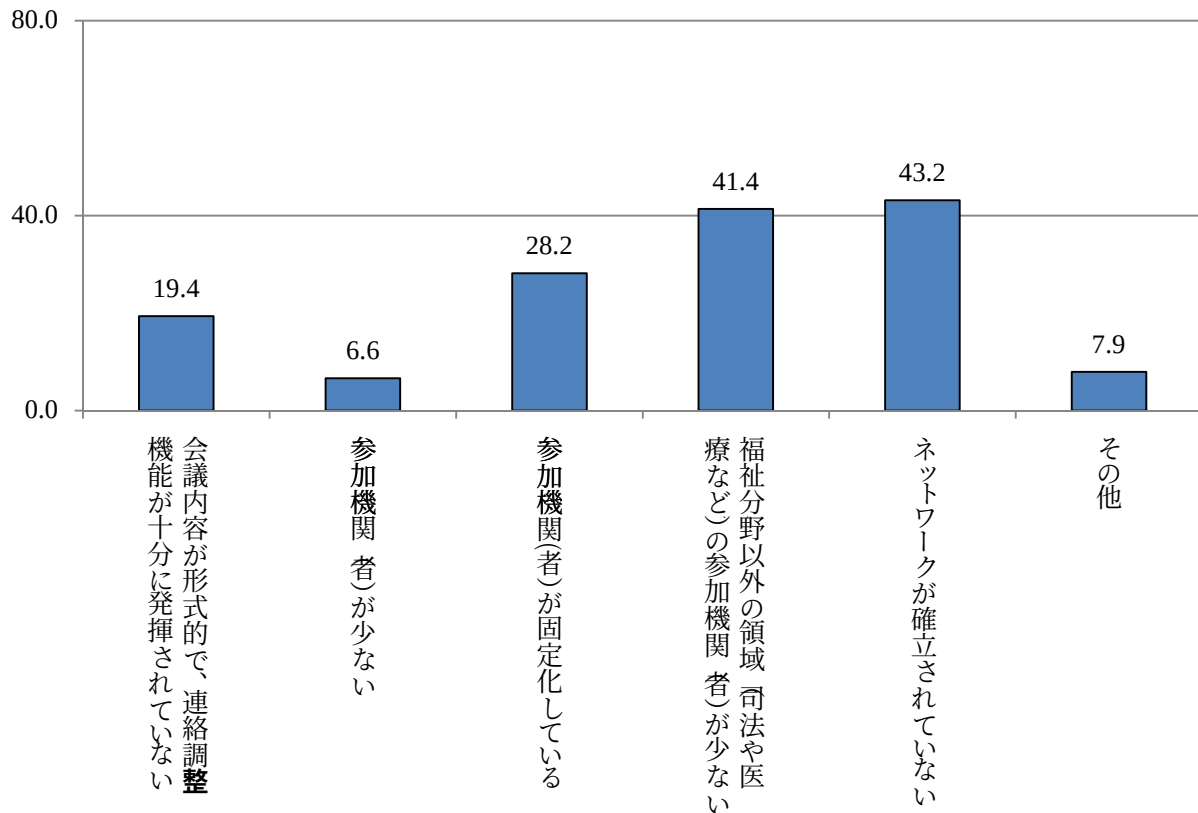
	回答数	%
課題がある	227	73.2
課題はない	74	23.9
NA	9	2.9
全体	310	100.0



図表31 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分に発揮されていない	44	19.4
参加機関(者)が少ない	15	6.6
参加機関(者)が固定化している	64	28.2
福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	94	41.4
ネットワークが確立されていない	98	43.2
その他	18	7.9
全体	227	100.0



(3) 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援に対応において、地域内の住民福祉活動と連携する際に、何らかの課題がありますか。

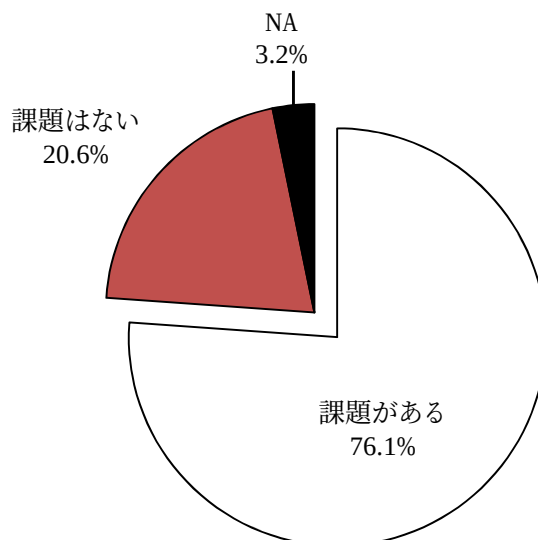
※住民福祉活動とは、自治会などの住民組織等や住民の支え合い活動などのインフォーマルサポートのことを指します。

○地域内の住民福祉活動と連携する際に「課題がある」は76.1%、「課題がない」が20.6%である。

○課題の内容としては、「連携するまでの関係ができていない」が44.5%で最も多く、次いで「イメージが思い浮かばず、働きかけができていない」37.7%などとなっている。

図表32 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無

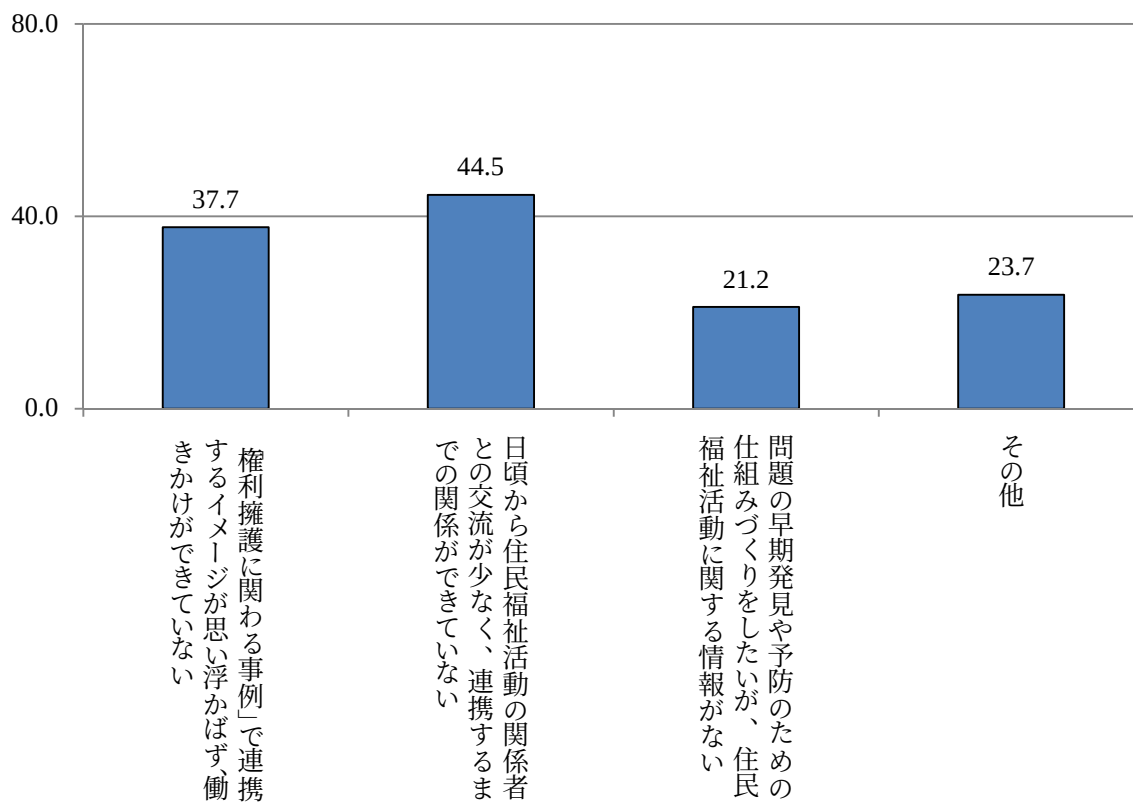
	回答数	%
課題がある	236	76.1
課題はない	64	20.6
NA	10	3.2
全体	310	100.0



図表33 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
「権利擁護に関わる事例」で連携するイメージが思い浮かばず、働きかけができていない	89	37.7
日頃から住民福祉活動の関係者との交流が少なく、連携するまでの関係ができていない	105	44.5
問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない	50	21.2
その他	56	23.7
全体	236	100.0



(4) 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無と内容

質問

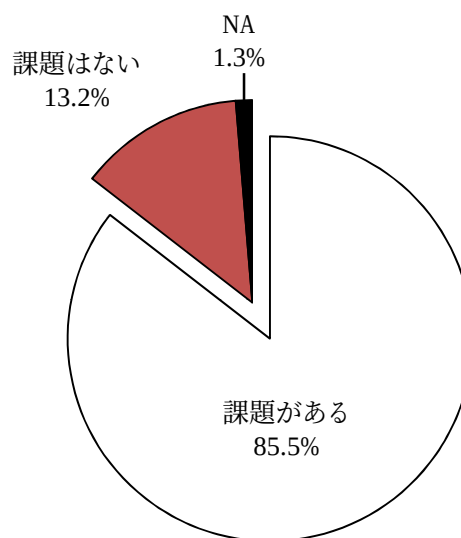
貴事業所等が、「権利擁護に関わる事業」に関する相談支援をする際の組織体制について、何らかの課題がありますか。

○相談支援をする際の組織体制について「課題がある」は85.5%、「課題がない」が13.2%である。

○課題の内容としては、「他の業務が多くて、時間がとれない」が最も多く56.6%である。次いで、「職員の専門性が不足している」45.7%、「職員の人員数が不足している」40.4%などとなっている。

図表34 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無

	回答数	%
課題がある	265	85.5
課題はない	41	13.2
NA	4	1.3
全体	310	100.0

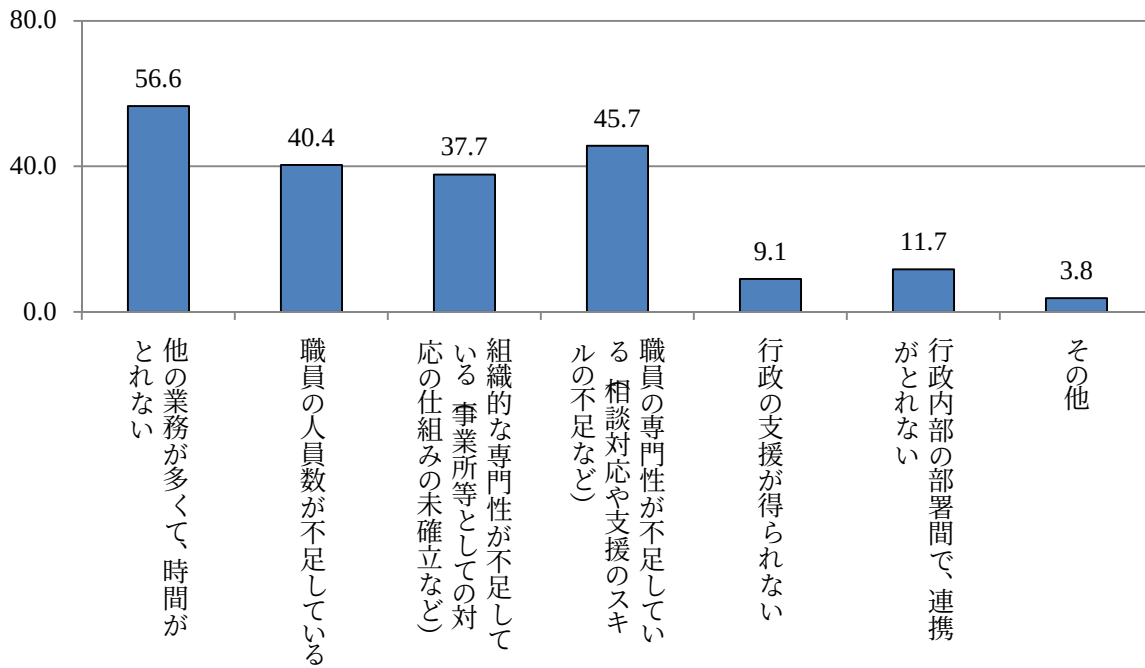


図表25 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
他の業務が多くて、時間がとれない	150	56.6
職員の人員数が不足している	107	40.4
組織的な専門性が不足している(事業所等としての対応の仕組みの未確立など)	100	37.7
職員の専門性が不足している(相談対応や支援のスキルの不足など)	121	45.7
行政の支援が得られない	24	9.1
行政内部の部署間で、連携がとれない	31	11.7
その他	10	3.8
全体	265	100.0

図表36 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容



(5) 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無と内容

質問

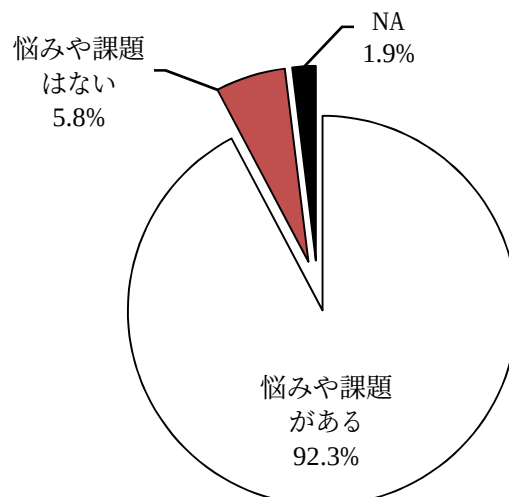
貴事業所等の職員が「権利擁護に関わる事業」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題がありますか。

○職員が相談支援をする際に感じている「悩みや課題がある」は90.3%、「悩みや課題はない」が5.8%である。

○悩みや課題の内容としては、「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」が最も多く57.0%、次いで「対応方法や支援技術など専門性が不足している」42.3%、「ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない」35.3%、「他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない」35.0%などとなっている。

図表37 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無

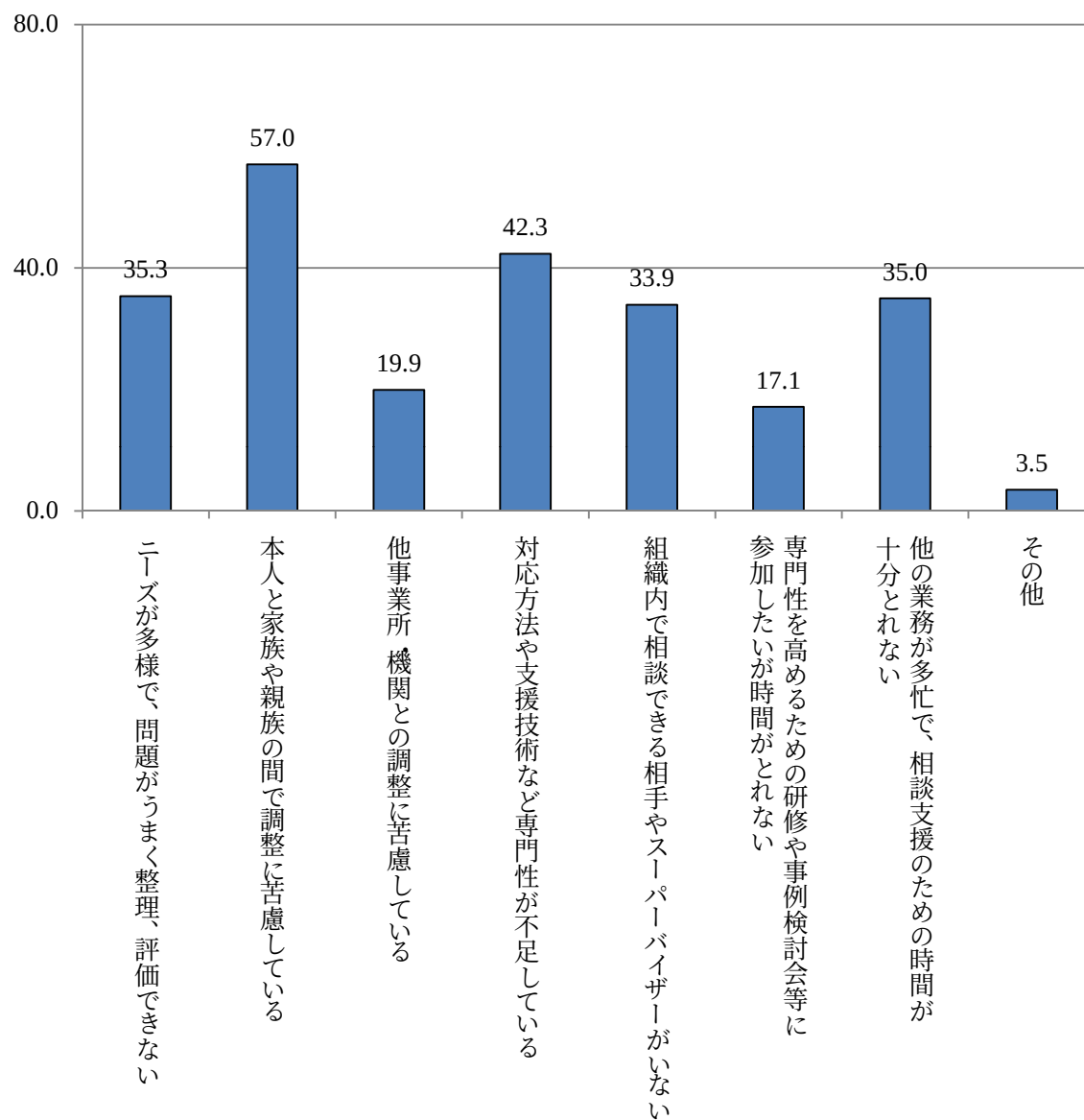
	回答数	%
悩みや課題がある	286	92.3
悩みや課題はない	18	5.8
NA	6	1.9
全体	310	100.0



図表38 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	101	35.3
本人と家族や親族の間で調整に苦慮している	163	57.0
他事業所・機関との調整に苦慮している	57	19.9
対応方法や支援技術など専門性が不足している	121	42.3
組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	97	33.9
専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	49	17.1
他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	100	35.0
その他	10	3.5
全体	286	100.0



(6) 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項

質問

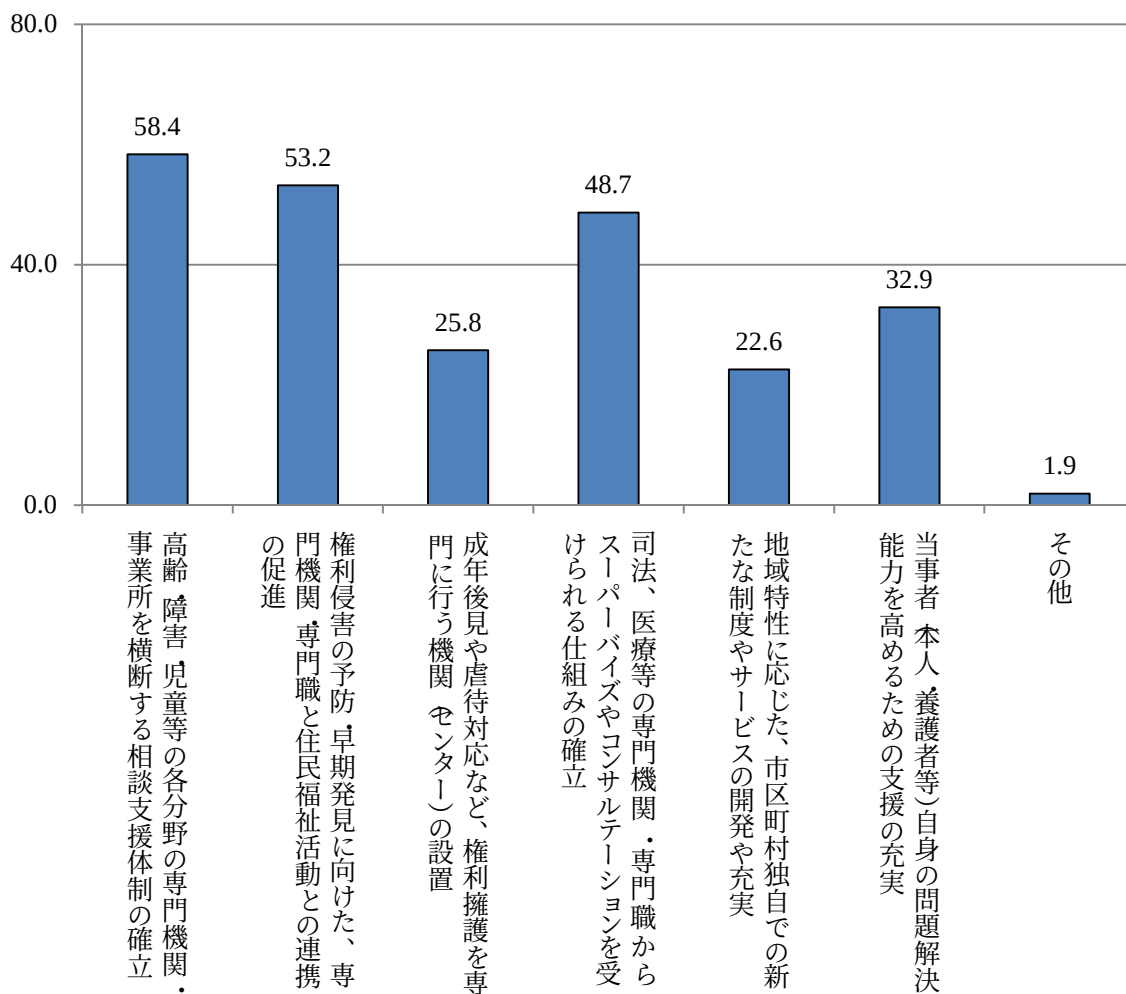
貴事業所等がある地域において、今後「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要があると思われる事項について、ご回答ください。

- 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある内容としては、「各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立」が58.4%で最も多い。次いで、「専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進」53.2%、「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」48.7%が、ほぼ半数の回答があった項目である。

図表39 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項

(複数回答)

	回答数	%
高齢・障害・児童等の各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立	181	58.4
権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進	165	53.2
成年後見や虐待対応など、権利擁護を専門に行う機関(センター)の設置	80	25.8
司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立	151	48.7
地域特性に応じた、市区町村独自での新たな制度やサービスの開発や充実	70	22.6
当事者(本人・養護者等)自身の問題解決能力を高めるための支援の充実	102	32.9
その他	6	1.9
とくになし	6	1.9
全体	310	100.0



III 調査結果

1 基本情報

(1) 調査対象事業所等の所在地

(調査結果のポイント)

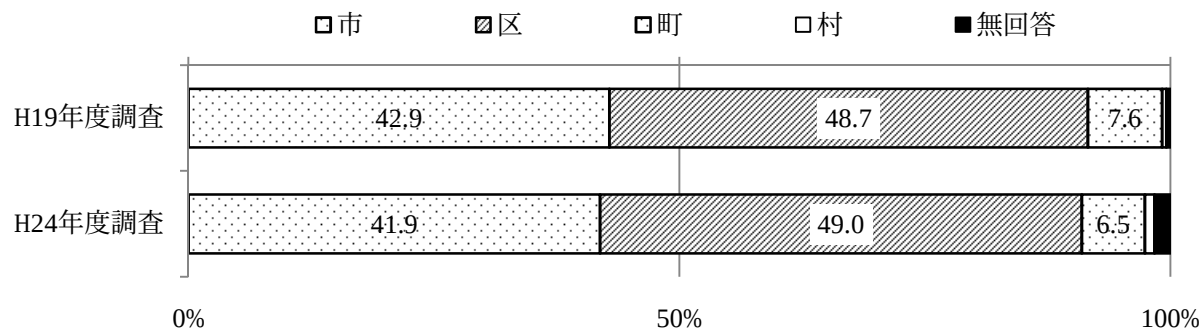
○集計対象となった事業所等(310か所)の所在地は、「市」41.9%、「区」49.0%で、市・区が全体の90.9%を占める。「町」と「村」は合計で7.5%である。

○所在地の割合は、前回の調査とほぼ同じである。

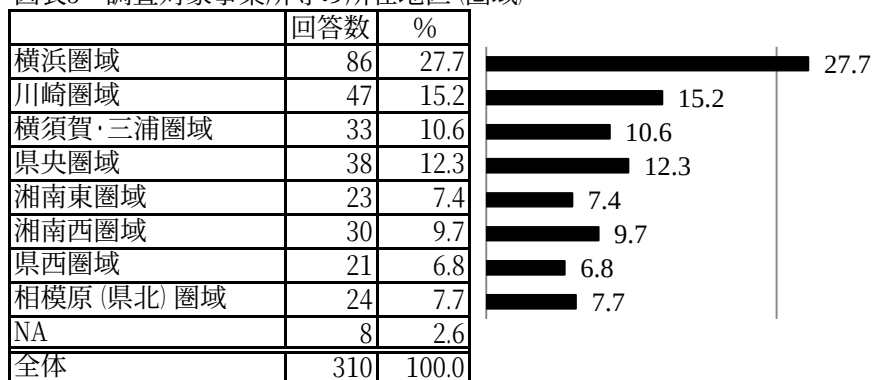
図表1 調査対象事業所等の所在地

	H19年度調査		H24年度調査		差
	回答数	%	回答数	%	
市	102	42.9	130	41.9	-0.9
区	116	48.7	152	49.0	0.3
町	18	7.6	20	6.5	-1.1
村	1	0.4	3	1.0	0.5
NA	1	0.4	5	1.6	
全体	238	100.0	310	100.0	

図表2 調査対象事業所等の所在地



図表3 調査対象事業所等の所在地区(圏域)



図表4 圏域の内訳

横浜圏域	横浜市
川崎圏域	川崎市
横須賀・三浦圏域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央圏域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南東圏域	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町
湘南西圏域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西圏域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
相模原(県北)圏域	相模原市

(2) 調査対象事業所等の区分

(調査結果のポイント)

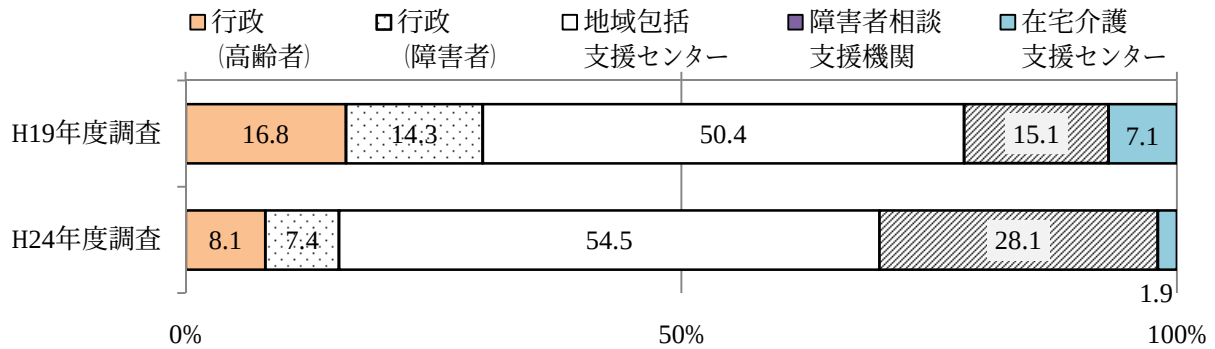
○集計の対象となった事業所等の区分は、「地域包括支援センター(計)」が54.5%、次いで「障害者相談支援機関(計)」が28.1%などである。両者が全体の82.6%を占める。

○前回の調査と比較すると、障害者相談支援機関の回答が多く、行政の担当部署からの回答が少なかった。

図表5 調査対象事業所等の区分2

	H19年度調査		H24年度調査		差
	回答数	%	回答数	%	
行政(高齢者担当部署)	40	16.8	25	8.1	-8.7
行政(障害者担当部署)	34	14.3	23	7.4	-6.9
地域包括支援センター	120	50.4	169	54.5	4.1
障害者相談支援機関	36	15.1	87	28.1	12.9
在宅介護支援センター	17	7.1	6	1.9	-5.2
NA	1	0.4	0	0.0	
全体	238	100.0	310	100.0	

図表6 調査対象事業所等の区分2



(3) 職員数 ※行政は除いて集計。

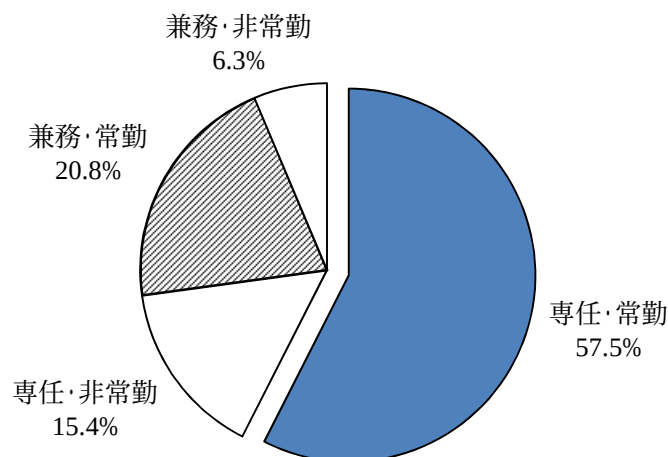
(調査結果のポイント)

- 集計の対象となった事業所の職員総数は1,230人(行政を除く)、就労形態の内訳は「専任・常勤」57.5%、「専任・非常勤」15.4%、「兼務・常勤」20.8%、「兼務・非常勤」6.3%である。
- 専任の合計は72.8%、兼任の合計は27.2%である。また、常勤の合計は78.3%、兼務の合計は21.7%である。
- 事業区分別で「専任・常勤」をみると、地域包括支援センターが63.5%で、障害者相談支援機関の44.9%を上回っている。
- 1事業所当たりの平均職員数は4.8人、事業区分別では、地域包括支援センター5.0人、障害者相談支援機関が4.6人である。
- 職員数の区分は、全体では「4人」26.0%、「3人」21.7%、「5人」16.5%などである。地域包括支援センターでは3-6人の割合の合計が87.9%、障害者相談支援機関は2-5人の割合の合計が70.2%である。内訳では、地域包括支援センターは4人が最も多く30.3%、障害者相談支援機関は2人が最も多く22.6%となっている。

図表7 職員の勤務形態

※行政の職員は除いて集計。

N= 1,230



(クロス集計)

図表8 職員の勤務形態×事業区分別

(人)

	回答数	全体	専任計	常勤	非常勤	兼務計	常勤	非常勤	常勤計	非常勤計
地域包括支援センター	165	825	637	524	113	188	136	52	660	165
障害者相談支援機関	84	390	248	175	73	142	116	26	291	99
在宅介護支援センター	5	15	11	8	3	4	4	0	12	3
全体	254	1,230	896	707	189	334	256	78	963	267
									(%)	
地域包括支援センター	165	100.0	77.2	63.5	13.7	22.8	16.5	6.3	80.0	20.0
障害者相談支援機関	84	100.0	63.6	44.9	18.7	36.4	29.7	6.7	74.6	25.4
在宅介護支援センター	5	100.0	73.3	53.3	20.0	26.7	26.7	0.0	80.0	20.0
全体	254	100.0	72.8	57.5	15.4	27.2	20.8	6.3	78.3	21.7

全体の平均

5.0

4.6

3.0

4.8

図表9 職員の勤務形態×圏域別

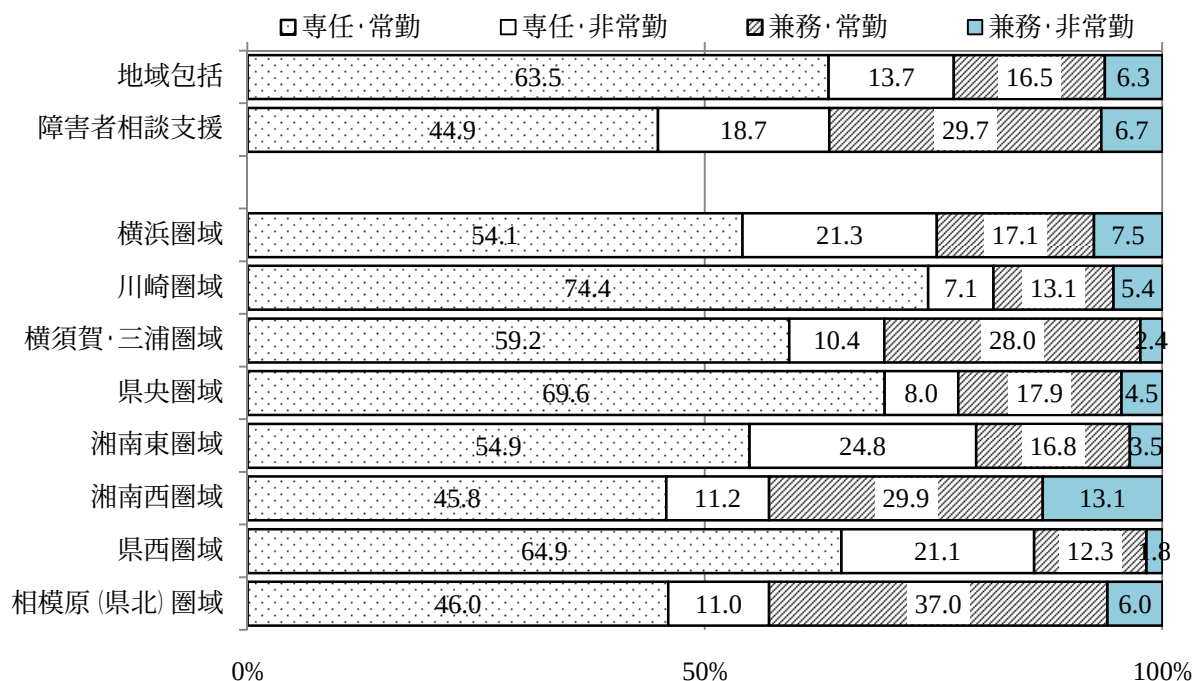
※行政の職員は除いて集計。

(人)

	回答数	全体	専任計	常勤	非常勤	兼務計	常勤	非常勤	常勤計	非常勤計
横浜圏域	75	414	312	224	88	102	71	31	295	119
川崎圏域	38	168	137	125	12	31	22	9	147	21
横須賀・三浦圏域	27	125	87	74	13	38	35	3	109	16
県央圏域	29	112	87	78	9	25	20	5	98	14
湘南東圏域	18	113	90	62	28	23	19	4	81	32
湘南西圏域	25	107	61	49	12	46	32	14	81	26
県西圏域	14	57	49	37	12	8	7	1	44	13
相模原(県北)圏域	21	100	57	46	11	43	37	6	83	17
全体	247	1196	880	695	185	316	243	73	938	258
									(%)	
横浜圏域	75	100.0	75.4	54.1	21.3	24.6	17.1	7.5	71.3	28.7
川崎圏域	38	100.0	81.5	74.4	7.1	18.5	13.1	5.4	87.5	12.5
横須賀・三浦圏域	27	100.0	69.6	59.2	10.4	30.4	28.0	2.4	87.2	12.8
県央圏域	29	100.0	77.7	69.6	8.0	22.3	17.9	4.5	87.5	12.5
湘南東圏域	18	100.0	79.6	54.9	24.8	20.4	16.8	3.5	71.7	28.3
湘南西圏域	25	100.0	57.0	45.8	11.2	43.0	29.9	13.1	75.7	24.3
県西圏域	14	100.0	86.0	64.9	21.1	14.0	12.3	1.8	77.2	22.8
相模原(県北)圏域	21	100.0	57.0	46.0	11.0	43.0	37.0	6.0	83.0	17.0
全体	247	100.0	73.6	58.1	15.5	26.4	20.3	6.1	78.4	21.6

図表10 職員の勤務形態×事業区分別・圏域別

※行政の職員は除いて集計。



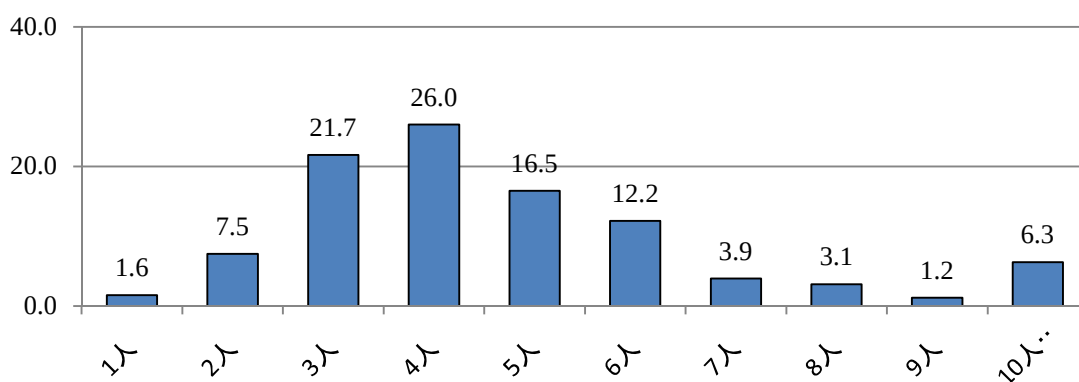
図表11 職員数区分

※行政の職員は除いて集計。

	全体		専任・常勤		専任・非常勤		兼任・常勤		兼任・非常勤	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%
0人	0	0.0	50	19.7	167	65.7	128	50.4	213	83.9
1人	4	1.6	17	6.7	50	19.7	67	26.4	22	8.7
2人	19	7.5	27	10.6	18	7.1	22	8.7	9	3.5
3人	55	21.7	84	33.1	9	3.5	16	6.3	3	1.2
4人	66	26.0	44	17.3	1	0.4	15	5.9	6	2.4
5人	42	16.5	14	5.5	3	1.2	3	1.2	1	0.4
6人	31	12.2	9	3.5	4	1.6	2	0.8	0	0.0
7人	10	3.9	3	1.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0
8人	8	3.1	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
9人	3	1.2	1	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
10人以上	16	6.3	4	1.6	2	0.8	1	0.4	0	0.0
全体	254	100.0	254	100.0	254	100.0	254	100.0	254	100.0

図表12 職員数区分(全体)

※行政の職員は除いて集計。

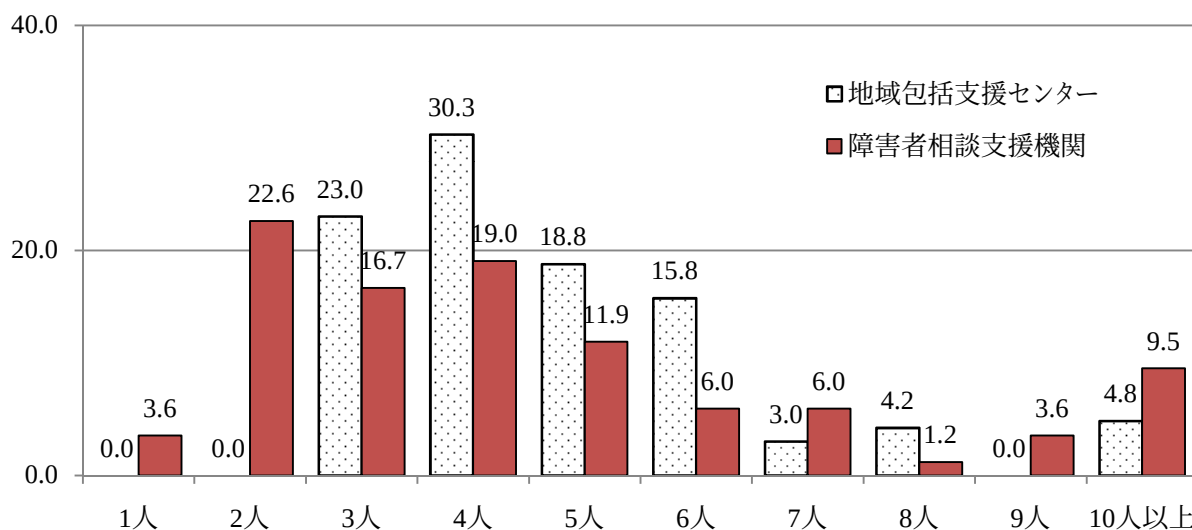


図表13 職員数区分(全体) ※行政の職員は除いて集計。

	地域包括支援センター		障害者相談支援機関	
0人	0	0.0	0	0.0
1人	0	0.0	3	3.6
2人	0	0.0	19	22.6
3人	38	23.0	14	16.7
4人	50	30.3	16	19.0
5人	31	18.8	10	11.9
6人	26	15.8	5	6.0
7人	5	3.0	5	6.0
8人	7	4.2	1	1.2
9人	0	0.0	3	3.6
10人以上	8	4.8	8	9.5
NA	0	0.0	0	0.0
全体	165	100.0	84	100.0

図表14 職員数区分(全体)×事業区分別

※行政の職員は除いて集計。



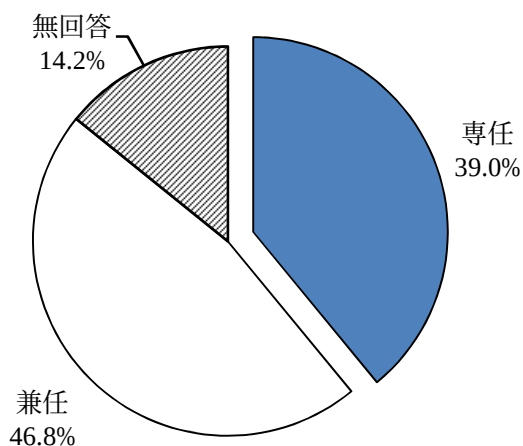
(4) 管理者の勤務形態

(調査結果のポイント)

- 事業所等の管理者の勤務形態は、「専任」39.0%、「兼任」46.8%である。
- 事業区分別では、行政の高齢担当の「専任」が60.0%で、障害担当の47.8%より多い。
- また、地域包括支援センターの「専任」は42.6%で障害者相談支援機関の25.3%より多い。
- 年間対応件数別では、対応件数が25件以上の事業所の「専任」が47.9%で、24件以下よりも多い。

図表15 管理者の勤務形態

	回答数	%
専任	121	39.0
兼務	145	46.8
NA	44	14.2
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表16 管理者の勤務形態

(事業区分別)

(回答数)

(%)

	全体	専任	兼任	NA	全体	専任	兼任	NA
行政 (高齢者担当部署)	25	15	4	6	100.0	60.0	16.0	24.0
行政 (障害者担当部署)	23	11	8	4	100.0	47.8	34.8	17.4
地域包括支援センター	169	72	71	26	100.0	42.6	42.0	15.4
障害者相談支援機関	87	22	58	7	100.0	25.3	66.7	8.0
在宅介護支援センター	6	1	4	1	100.0	16.7	66.7	16.7
全体	310	121	145	44	100.0	39.0	46.8	14.2

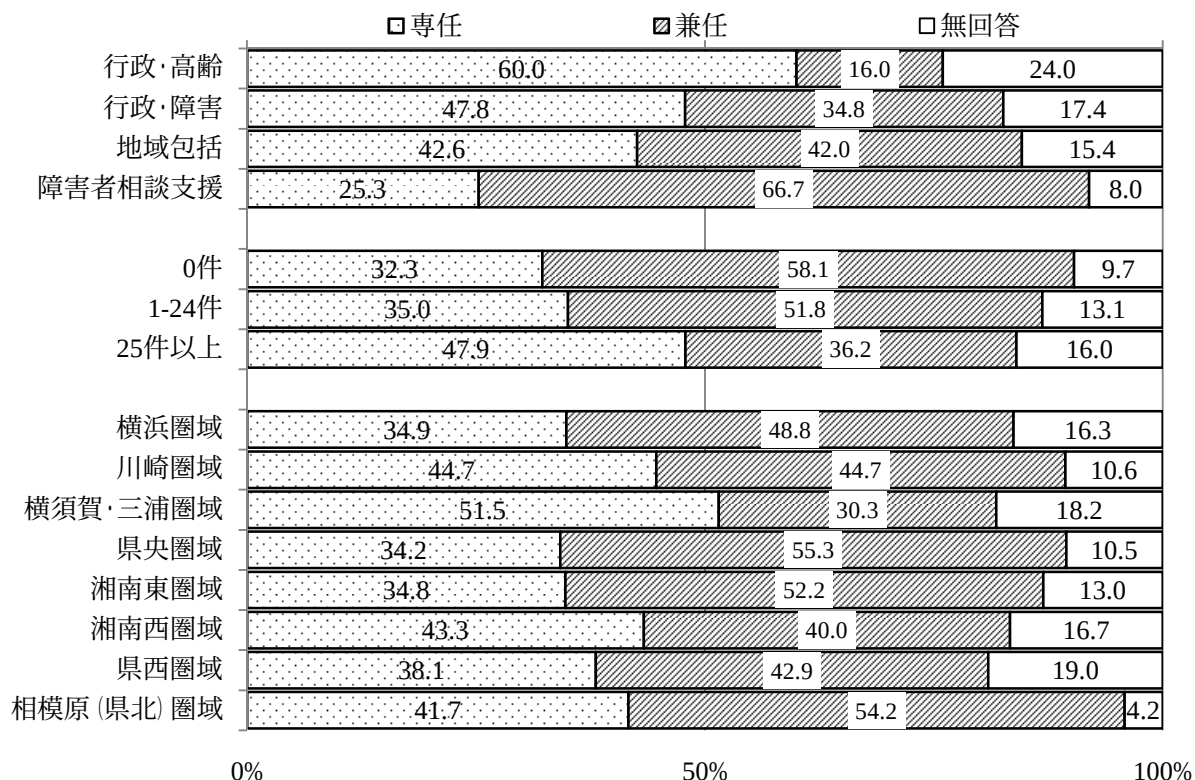
(年間対応件数別)

	全体	専任	兼任	NA	全体	専任	兼任	NA
0件	31	10	18	3	100.0	32.3	58.1	9.7
1-24件	137	48	71	18	100.0	35.0	51.8	13.1
25件以上	94	45	34	15	100.0	47.9	36.2	16.0
全体	310	121	145	44	100.0	39.0	46.8	14.2

(圏域別)

	全体	専任	兼任	NA	全体	専任	兼任	NA
横浜圏域	86	30	42	14	100.0	34.9	48.8	16.3
川崎圏域	47	21	21	5	100.0	44.7	44.7	10.6
横須賀・三浦圏域	33	17	10	6	100.0	51.5	30.3	18.2
県央圏域	38	13	21	4	100.0	34.2	55.3	10.5
湘南東圏域	23	8	12	3	100.0	34.8	52.2	13.0
湘南西圏域	30	13	12	5	100.0	43.3	40.0	16.7
県西圏域	21	8	9	4	101.0	38.1	42.9	19.0
相模原 (県北) 圏域	24	10	13	1	102.0	41.7	54.2	4.2
全体	310	121	145	44	100.0	39.0	46.8	14.2

図表17 管理者の勤務形態×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



■ 管理者の保有資格の内訳

※回答の多い順、()内は該当者数。

(専任)

- 看護師(12)
- 主任介護支援専門員(10)
- 社会福祉士(7)
- 保健師(6)
- 社会福祉士、主任介護支援専門員(5)
- 介護福祉士(4)
- 社会福祉士・精神保健福祉士(3)
- 相談支援専門員(3)
- 社会福祉士、介護支援専門員(2)
- 介護支援専門員(2)
- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員
- 社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員
- 介護福祉士、主任介護支援専門員
- 精神保健福祉士

(兼任)

- 社会福祉士(11)
- 保健師(6)
- 看護師(6)
- 精神保健福祉士(4)
- 社会福祉士・主任介護支援専門員(4)
- 介護支援専門員(4)
- 社会福祉士、介護支援専門員(2)
- 相談支援専門員(2)
- 介護福祉士(2)
- 社会福祉主事(2)
- 主任介護支援専門員(2)
- 看護師、介護支援専門員(2)
- 保健師、社会福祉士、介護支援専門員
- 保健師、主任介護支援専門員
- 社会福祉士、介護支援専門員、相談支援専門員
- 社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員
- 社会福祉士、精神保健福祉士
- 看護師、主任介護支援専門員
- 看護師、社会福祉士
- 介護福祉士、社会福祉士
- 介護福祉士、社会福祉主事
- 社会福祉主事、介護支援専門員
- 相談支援専門員、保育士
- サービス管理責任者

(5) 職員の保有資格 ※行政は除いて集計。

(調査結果のポイント)

○行政を除いた職員総数(1,230人)の保有資格の内訳は、全体では「社会福祉士」と「介護支援専門員」がともに3割以上を占める資格である。医療系の資格は、看護師14.7%、保健師5.2%となっている。

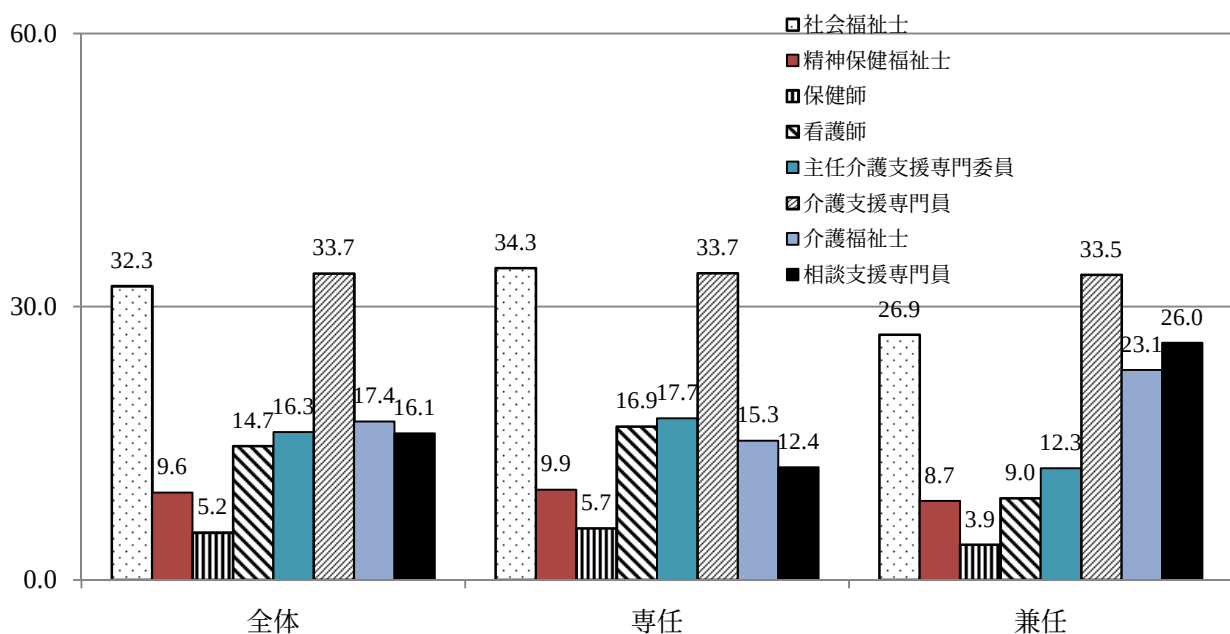
○勤務形態別では、「兼任」の場合、「相談支援専門員」と「介護福祉士」が「専任」に比べ多い。

○事業区分別では、地域包括支援センターは、「介護支援専門員」が最も多く43.2%、次いで「社会福祉士」33.3%、「主任介護支援専門員」23.4%、「看護師」20.8%である。これに対し、障害者相談支援機関では、「相談支援専門員」が最も多く47.9%、次いで「社会福祉士」31.3%、「精神保健福祉士」20.5%となっている。

図表18 職員の保有資格 ※行政は除いて集計。(総数)

	回答数 (か所)	職員数	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	介護福祉士	相談支援専門員
専任	254	896	307	89	51	151	159	302	137	111
兼任	254	334	90	29	13	30	41	112	77	87
全体	254	1,230	397	118	64	181	200	414	214	198
(%)										
専任	254	100.0	34.3	9.9	5.7	16.9	17.7	33.7	15.3	12.4
兼任	254	100.0	26.9	8.7	3.9	9.0	12.3	33.5	23.1	26.0
全体	254	100.0	32.3	9.6	5.2	14.7	16.3	33.7	17.4	16.1
差			-7.3	-1.3	-1.8	-7.9	-5.5	-0.2	7.8	13.7
(平均)										
専任	254	3.5	1.2	0.4	0.2	0.6	0.6	1.2	0.5	0.4
兼任	254	1.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3
全体	254	4.8	1.6	0.5	0.3	0.7	0.8	1.6	0.8	0.8

図表19 職員の保有資格者の割合 ※行政は除いて集計。



(クロス集計)

図表20 職員の保有資格×事業区分別

※行政は除いて集計。

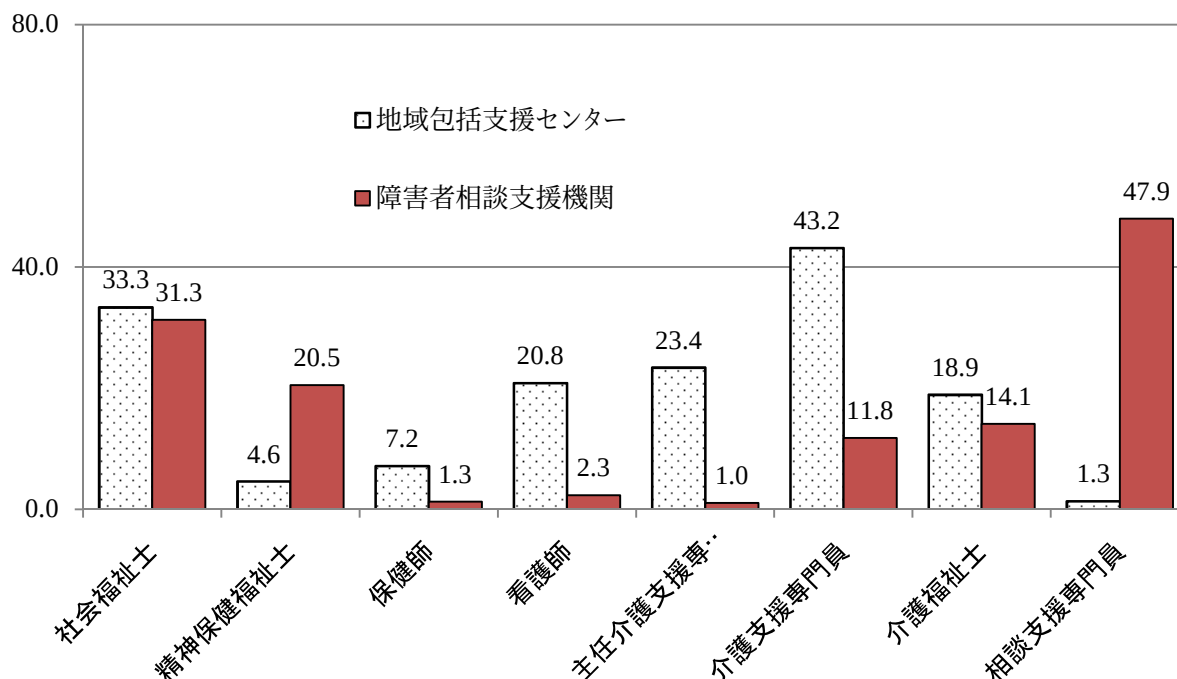
	全体＝専任＋兼任（総人数）									
	回答数	職員数	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	介護福祉士	相談支援専門員
地域包括支援センター	165	825	275	38	59	172	193	356	156	11
障害者相談支援機関	84	390	122	80	5	9	4	46	55	187
在宅介護支援センター	5	15	0	0	0	0	3	12	3	0
全体	254	1230	397	118	64	181	200	414	214	198

	全体＝専任＋兼任（％）									
地域包括支援センター	165	100.0	33.3	4.6	7.2	20.8	23.4	43.2	18.9	1.3
障害者相談支援機関	84	100.0	31.3	20.5	1.3	2.3	1.0	11.8	14.1	47.9
在宅介護支援センター	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	80.0	20.0	0.0
全体	254	100.0	32.3	9.6	5.2	14.7	16.3	33.7	17.4	16.1
差			-2.1	15.9	-5.9	-18.5	-22.4	-31.4	-4.8	46.6

	全体＝専任＋兼任（平均）									
地域包括支援センター	165	5.0	1.7	0.2	0.4	1.0	1.2	2.2	0.9	0.1
障害者相談支援機関	84	4.6	1.5	1.0	0.1	0.1	0.0	0.5	0.7	2.2
在宅介護支援センター	5	3.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.4	0.6	0.0
全体	254	4.8	1.6	0.5	0.3	0.7	0.8	1.6	0.8	0.8

図表21 職員の保有資格×事業区分別

※行政は除いて集計。



図表22 職員の保有資格×事業区分別

※行政は除いて集計。

	専任 (人数)									
	回答数	職員数	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	介護福祉士	相談支援専門員
地域包括支援センター	165	637	223	27	47	144	155	269	111	6
障害者相談支援機関	84	248	84	62	4	7	1	25	24	105
在宅介護支援センター	5	11	0	0	0	0	3	8	2	0
全体	254	896	307	89	51	151	159	302	137	111

	専任 (%)									
地域包括支援センター	165	100.0	35.0	4.2	7.4	22.6	24.3	42.2	17.4	0.9
障害者相談支援機関	84	100.0	33.9	25.0	1.6	2.8	0.4	10.1	9.7	42.3
在宅介護支援センター	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	72.7	18.2	0.0
全体	254	100.0	34.3	9.9	5.7	16.9	17.7	33.7	15.3	12.4
差			-1.1	20.8	-5.8	-19.8	-23.9	-32.1	-7.7	41.4

	専任 (平均)									
地域包括支援センター	165	3.9	1.4	0.2	0.3	0.9	0.9	1.6	0.7	0.0
障害者相談支援機関	84	3.0	1.0	0.7	0.0	0.1	0.0	0.3	0.3	1.3
在宅介護支援センター	5	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	1.6	0.4	0.0
全体	254	3.5	1.2	0.4	0.2	0.6	0.6	1.2	0.5	0.4

図表23 職員の保有資格×事業区分別

※行政は除いて集計。

	兼任 (人数)									
	回答数	職員数	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	介護福祉士	相談支援専門員
地域包括支援センター	165	188	52	11	12	28	38	87	45	5
障害者相談支援機関	84	142	38	18	1	2	3	21	31	82
在宅介護支援センター	5	4	0	0	0	0	0	4	1	0
全体	254	334	90	29	13	30	41	112	77	87

	兼任 (%)									
地域包括支援センター	165	100.0	27.7	5.9	6.4	14.9	20.2	46.3	23.9	2.7
障害者相談支援機関	84	100.0	26.8	12.7	0.7	1.4	2.1	14.8	21.8	57.7
在宅介護支援センター	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	25.0	0.0
全体	254	100.0	26.9	8.7	3.9	9.0	12.3	33.5	23.1	26.0
差			-0.9	6.8	-5.7	-13.5	-18.1	-31.5	-2.1	55.1

	兼任 (平均)									
地域包括支援センター	165	1.1	0.3	0.1	0.1	0.2	0.2	0.5	0.3	0.0
障害者相談支援機関	84	1.7	0.5	0.2	0.0	0.0	0.0	0.3	0.4	1.0
在宅介護支援センター	5	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.2	0.0
全体	254	1.3	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.4	0.3	0.3

2 「権利擁護に関わる事例」の対応状況について

(1) 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(調査結果のポイント)

○集計の対象とした262事業所の、平成23年度の「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績(区分)は、月に1件程度の「1-12件」が39.7%、月に2件程度の「13-24件」が12.6%で、合計52.3%となる。これに対し、月に4件以上となる「49件以上」は16.8%、まったくない「0件」が11.8%となっている。

○事業区分別では、行政では、高齢担当の「0件」はなく、「1-24件」45.0%、「25件以上」55.0%である。これに対し障害担当は、「0件」が33.3%あり、「25件以上」が27.8%で高齢担当に比べ対応件数が少ない。

○また、地域包括支援センターは「0件」4.8%、「1-24件」51.0%、「25件以上」44.2%である。これに対し、障害者相談支援機関は「0件」が23.0%と多く、「25件以上」が17.6%と少ない。

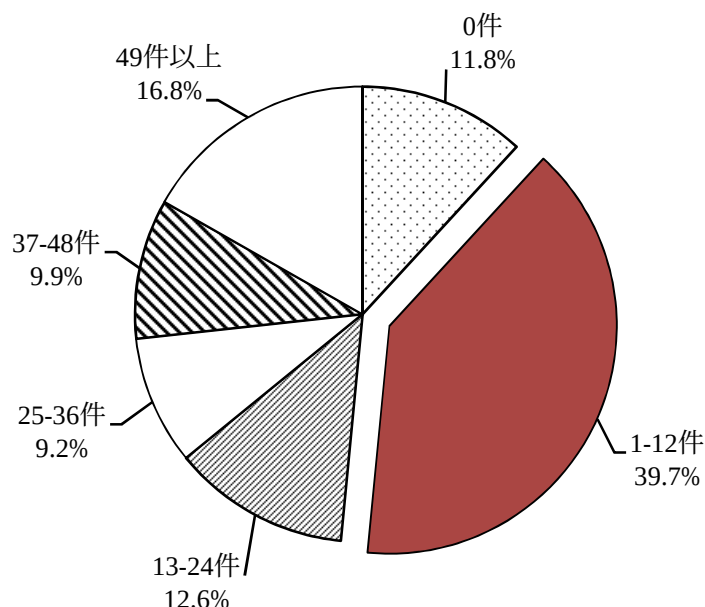
○職員の人数別でみると、職員数が増えらると対応件数多くなっている。職員が1人の事業所等では「0件」が75%となっている。職員が2-5人のところでは「1-24件」が50-64%を占め、職員が6人以上になると「25件以上」が50%以上となっている。

図表1 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

	回答数	%
0件	31	11.8
1-12件	104	39.7
13-24件	33	12.6
25-36件	24	9.2
37-48件	26	9.9
49件以上	44	16.8
NA	12	-
全体	262	100.0

※有効回答のみ集計。

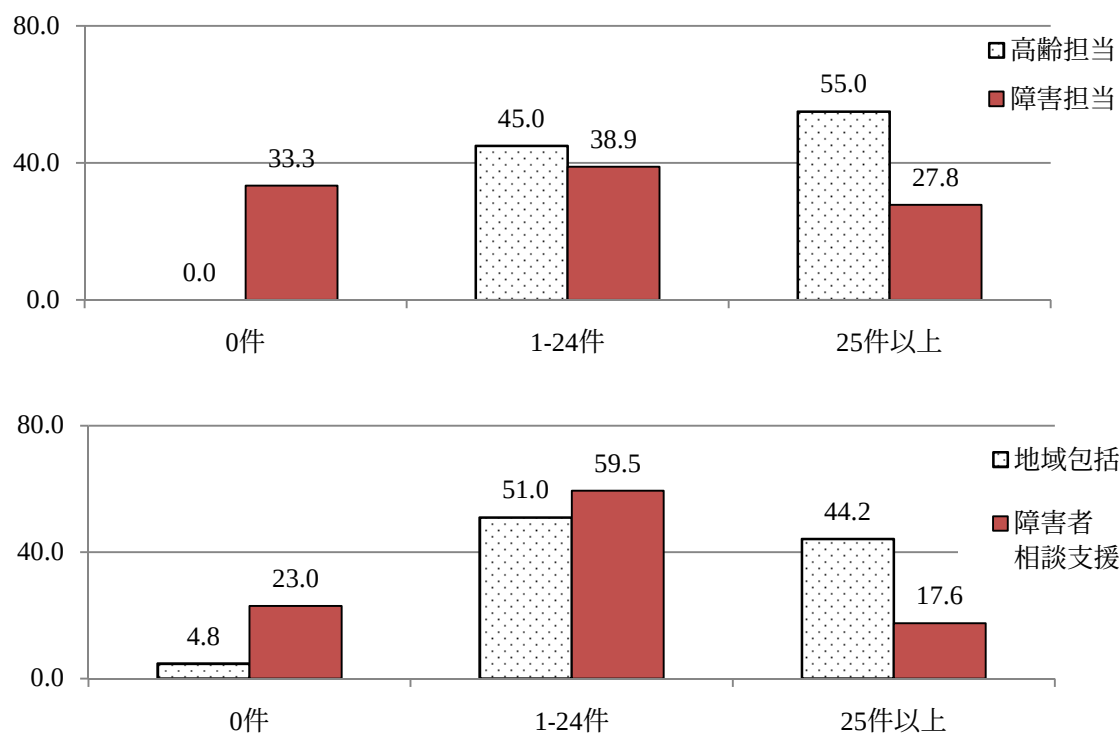


図表2 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績

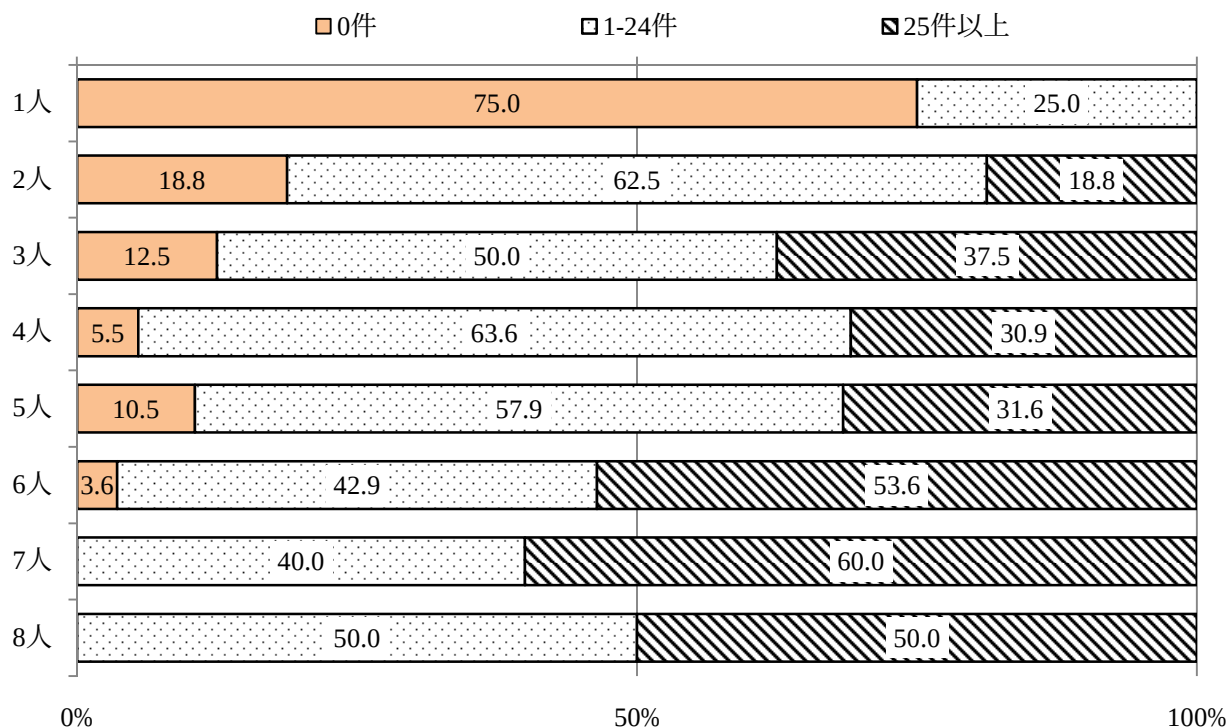
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

(事業区分別)		(回答数)					(%)			
	全体	0件	1-24件	25件以上	NA		全体	0件	1-24件	25件以上
行政(高齢者担当部署)	20	0	9	11	0		100.0	0.0	45.0	55.0
行政(障害者担当部署)	18	6	7	5	0		100.0	33.3	38.9	27.8
地域包括支援センター	154	7	75	65	7		100.0	4.8	51.0	44.2
障害者相談支援機関	79	17	44	13	5		100.0	23.0	59.5	17.6
在宅介護支援センター	3	1	2	0	0		100.0	33.3	66.7	0.0
全体	274	31	137	94	12		100.0	11.8	52.3	35.9
(圏域別)										
横浜圏域	76	7	30	36	3		100.0	9.6	41.1	49.3
川崎圏域	42	4	25	12	1		100.0	9.8	61.0	29.3
横須賀・三浦圏域	29	5	14	10	0		100.0	17.2	48.3	34.5
県央圏域	33	4	19	9	1		100.0	12.5	59.4	28.1
湘南東圏域	22	1	14	7	0		100.0	4.5	63.6	31.8
湘南西圏域	25	1	9	12	3		100.0	4.5	40.9	54.5
県西圏域	20	4	10	4	2		100.0	22.2	55.6	22.2
相模原(県北)圏域	20	3	14	2	1		100.0	15.8	73.7	10.5
全体	274	31	137	94	12		100.0	11.8	52.3	35.9
(職員区分別)										
1人	4	3	1	0	0		100.0	75.0	25.0	0.0
2人	17	3	10	3	1		100.0	18.8	62.5	18.8
3人	50	6	24	18	2		100.0	12.5	50.0	37.5
4人	59	3	35	17	4		100.0	5.5	63.6	30.9
5人	40	4	22	12	2		100.0	10.5	57.9	31.6
6人	29	1	12	15	1		100.0	3.6	42.9	53.6
7人	10	0	4	6	0		100.0	0.0	40.0	60.0
8人	7	0	3	3	1		100.0	0.0	50.0	50.0
全体	274	31	137	94	12		100.0	11.8	52.3	35.9

図表3 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績×事業区分別2



図表4 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績×職員の人数別



(1)-② 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

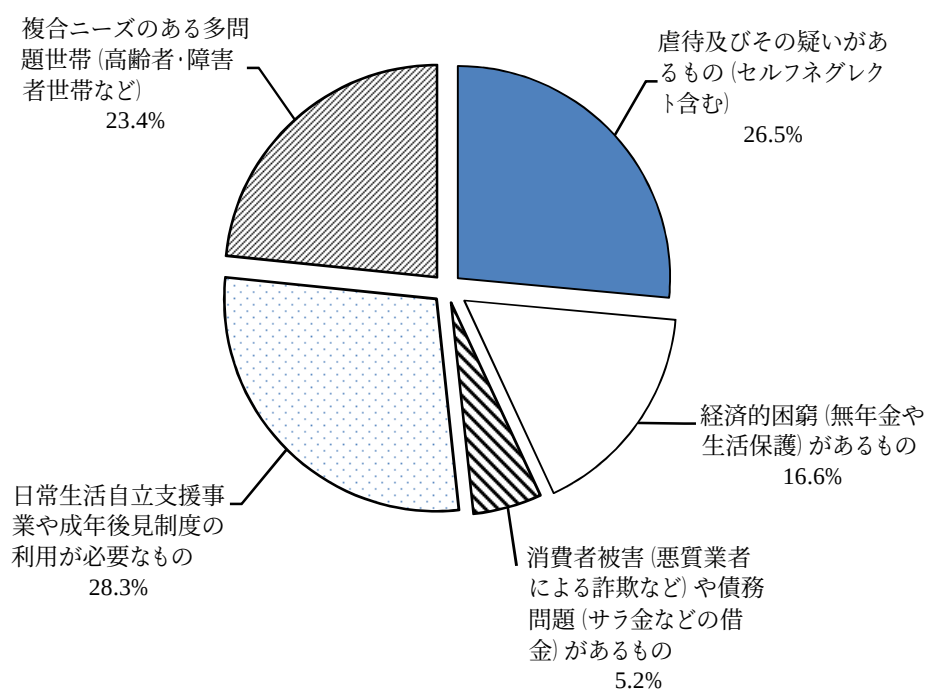
(調査結果のポイント)

- 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績(延べ総数8,686件)の内訳は、「日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの」28.3%、「虐待及びその疑いがあるもの」26.5%、「複合ニーズのある多問題世帯」23.4%などである。「消費者被害や債務問題があるもの」は5.2%で相対的には少ない。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「虐待及びその疑いがあるもの」が38.9%で障害担当に比べ多い。これに対し障害担当では「経済的困窮があるもの」と「複合ニーズのある多問題世帯」が30.6%で高齢担当より多い。
- また、地域包括支援センターでは、「日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの」(32.1%)、「虐待及びその疑いがあるもの」(28.8%)が多く、障害者相談支援機関では「複合ニーズのある多問題世帯」(39.7%)と「経済的困窮があるもの」(25.5%)が多い。

図表5 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳

	件数	%
虐待及びその疑いがあるもの(セルフネグレクト含む)	2,298	26.5
経済的困窮(無年金や生活保護)があるもの	1,444	16.6
消費者被害(悪質業者による詐欺など)や債務問題(サラ金などの借金)があるもの	455	5.2
日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの	2,459	28.3
複合ニーズのある多問題世帯(高齢者・障害者世帯など)	2,030	23.4
全体(延べ合計)	8,686	100.0
回答数(か所)	264	

図表6 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳

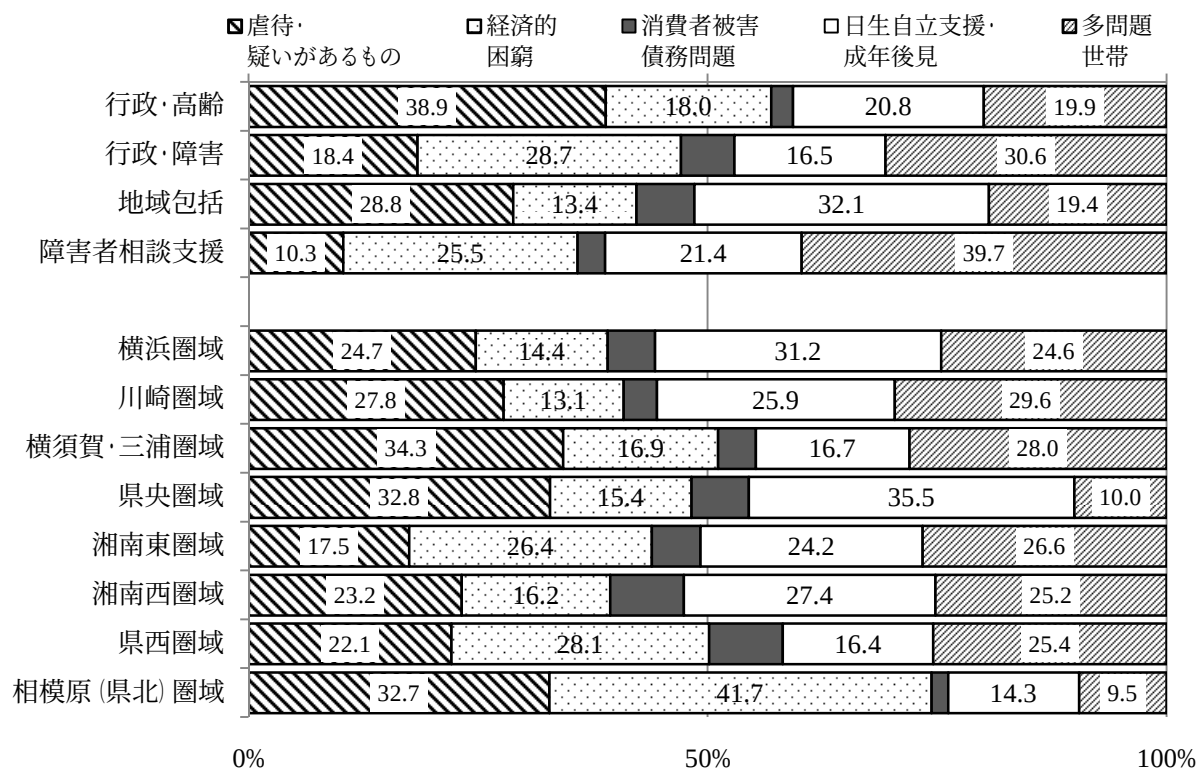


(クロス集計)

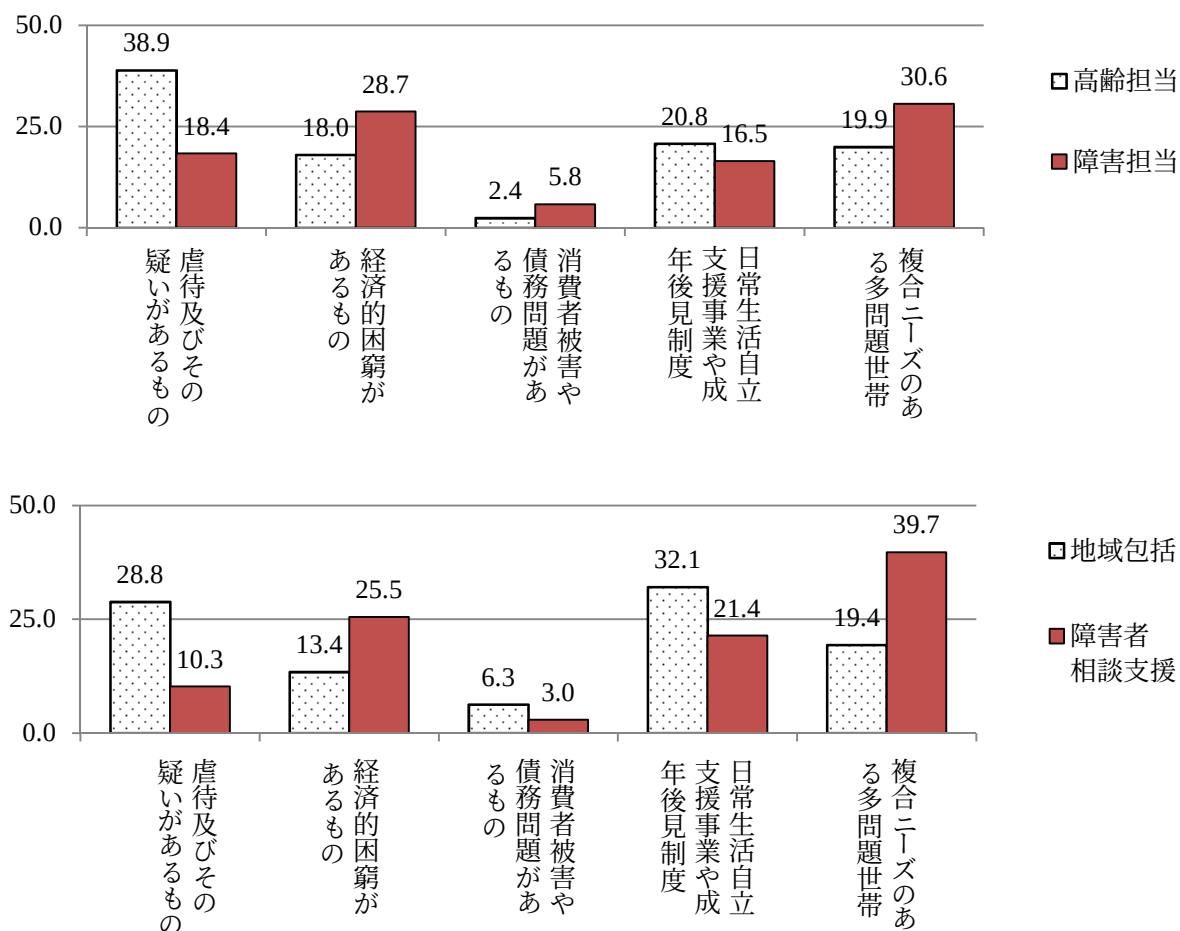
図表7 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳×事業区分別 (件)

	回答数	総数 (延べ)	虐待及びその疑いがあるもの	経済的困窮があるもの	消費者被害や債務問題があるもの	日常生活自立支援事業や成年後見制度	複合ニーズのある多問題世帯
行政 (高齢者担当部署)	19	1,049	408	189	25	218	209
行政 (障害者担当部署)	18	310	57	89	18	51	95
地域包括支援センター	147	5,817	1,677	781	367	1,866	1,126
障害者相談支援機関	77	1,507	155	385	45	323	599
在宅介護支援センター	3	3	1	0	0	1	1
全体	264	8,686	2,298	1,444	455	2,459	2,030
(%)							
行政 (高齢者担当部署)	19	100.0	38.9	18.0	2.4	20.8	19.9
行政 (障害者担当部署)	18	100.0	18.4	28.7	5.8	16.5	30.6
地域包括支援センター	147	100.0	28.8	13.4	6.3	32.1	19.4
障害者相談支援機関	77	100.0	10.3	25.5	3.0	21.4	39.7
在宅介護支援センター	3	100.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3
全体	264	100.0	26.5	16.6	5.2	28.3	23.4

図表8 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳×事業区分別・圏域別



図表9 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳×事業区分別2



図表10 「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績の内訳×圏域別

(件)

	回答数	総数(延べ)	虐待及びその疑いがあるもの	経済的困窮があるもの	消費者被害や債務問題があるもの	日常生活自立支援事業や成年後見制度	複合ニーズのある多問題世帯
横浜圏域	73	3,734	924	536	193	1164	917
川崎圏域	42	1,023	284	134	37	265	303
横須賀・三浦圏域	27	753	258	127	31	126	211
県央圏域	32	1,136	373	175	71	403	114
湘南東圏域	22	715	125	189	38	173	190
湘南西圏域	22	711	165	115	57	195	179
県西圏域	19	299	66	84	24	49	76
相模原(県北)圏域	20	168	55	70	3	24	16
全体	264	8,539	2250	1430	454	2399	2006

(%)

横浜圏域	73	100.0	24.7	14.4	5.2	31.2	24.6
川崎圏域	42	100.0	27.8	13.1	3.6	25.9	29.6
横須賀・三浦圏域	27	100.0	34.3	16.9	4.1	16.7	28.0
県央圏域	32	100.0	32.8	15.4	6.3	35.5	10.0
湘南東圏域	22	100.0	17.5	26.4	5.3	24.2	26.6
湘南西圏域	22	100.0	23.2	16.2	8.0	27.4	25.2
県西圏域	19	100.0	22.1	28.1	8.0	16.4	25.4
相模原(県北)圏域	20	100.0	32.7	41.7	1.8	14.3	9.5
全体	264	100.0	26.3	16.7	5.3	28.1	23.5

(2) 組織内の事例検討会等の実施状況

質問

貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、事業者内での事例検討会等(ケース会議、事例検討会、研修会等)を実施していますか。

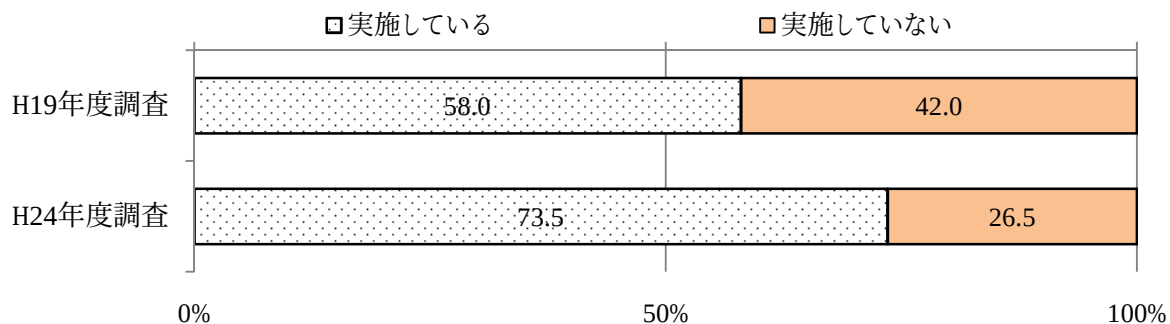
(2)-1 組織内の事例検討会等の実施の有無

(調査結果のポイント)

- 組織内の事例検討会等の実施状況は、「実施している」は73.5%、「実施していない」が26.5%である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「実施している」が84.0%で障害担当より多い。
- また、地域包括支援センターの「実施している」が75.7%で障害者相談支援機関より若干多い。
- 前回の調査と比較すると、「実施している」が16ポイント増加している。
- 年間対応件数別でみると、対応件数の多い事業所の「実施している」が多い。

図表11 組織内の事例検討会等の実施の有無

	H19年度調査		H24年度調査		差
	回答数	%	回答数	%	
実施している	138	58.0	228	73.5	15.6
実施していない	100	42.0	82	26.5	
全体	238	100.0	310	100.0	



(クロス集計)

図表12 組織内の事例検討会等の実施の有無

(事業区分別)	(回答数)			(%)		
	全体	実施している	実施していない	全体	実施している	実施していない
行政 (高齢者担当部署)	25	21	4	100.0	84.0	16.0
行政 (障害者担当部署)	23	16	7	100.0	69.6	30.4
地域包括支援センター	169	128	41	100.0	75.7	24.3
障害者相談支援機関	87	61	26	100.0	70.1	29.9
在宅介護支援センター	6	2	4	100.0	33.3	66.7
全体	310	228	82	100.0	73.5	26.5

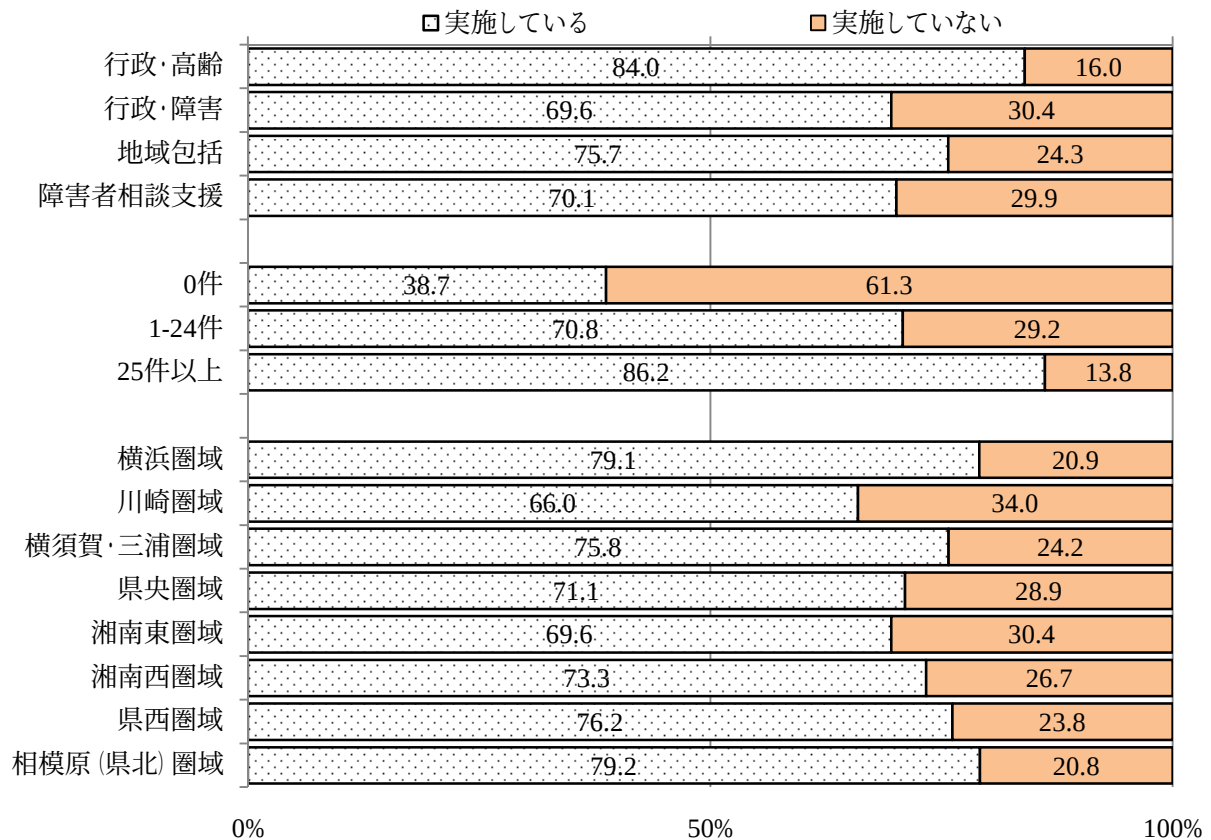
(年間対応件数別)

	全体	実施している	実施していない	全体	実施している	実施していない
0件	31	12	19	100.0	38.7	61.3
1-24件	137	97	40	100.0	70.8	29.2
25件以上	94	81	13	100.0	86.2	13.8
全体	310	228	82	100.0	73.5	26.5

(圏域別)

	全体	実施している	実施していない	全体	実施している	実施していない
横浜圏域	86	68	18	100.0	79.1	20.9
川崎圏域	47	31	16	100.0	66.0	34.0
横須賀・三浦圏域	33	25	8	100.0	75.8	24.2
県央圏域	38	27	11	100.0	71.1	28.9
湘南東圏域	23	16	7	100.0	69.6	30.4
湘南西圏域	30	22	8	100.0	73.3	26.7
県西圏域	21	16	5	101.0	76.2	23.8
相模原 (県北) 圏域	24	19	5	102.0	79.2	20.8
全体	310	228	82	100.0	73.5	26.5

図表13 組織内の事例検討会等の実施の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



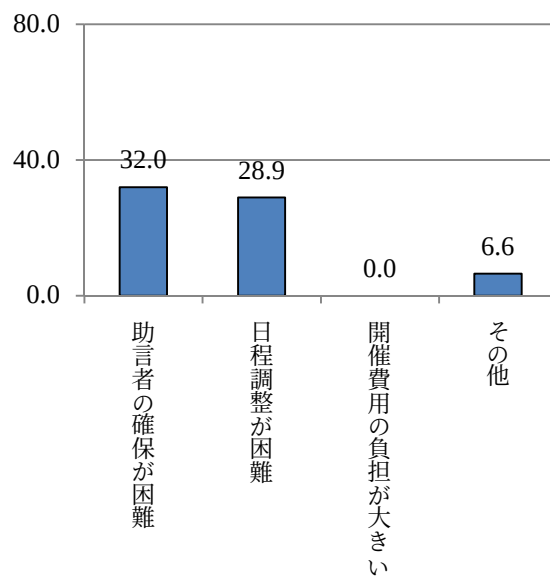
(2) -2 組織内の事例検討会等の実施上の課題

(調査結果のポイント)

- 組織内の事例検討会等の実施上の課題としては、「助言者の確保が困難」32.0%、「日程調整が困難」28.9%などである。なお、「開催費用の負担が大きい」という回答はなかった。
- 前回の調査と比較すると、助言者がいないという理由は今回の調査でも課題としてあげられている。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「日程調整が困難」が36.1%で高齢担当の25.8%より多い。
- また、障害者相談支援機関の「日程調整が困難」が36.1%で、地域包括支援センターの25.8%より多い。
- 年間対応件数別では、対応件数が「0件」の事業所の「日程調整が困難」が41.7%で、対応件数が1件以上ある事業所より多い。「助言者の確保が困難」の対応件数別の差はない。

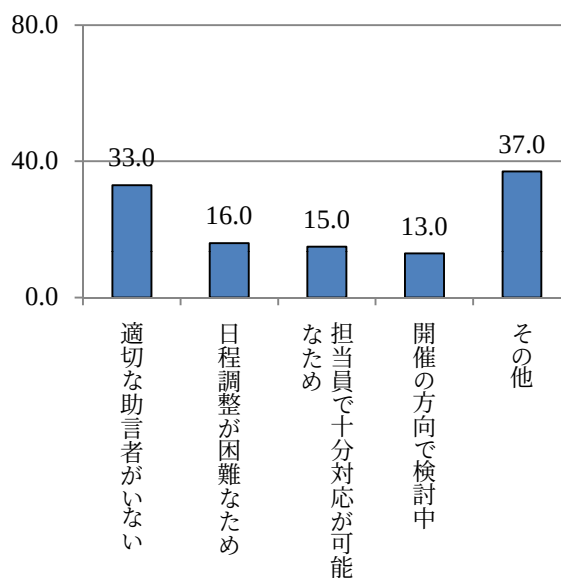
図表14 組織内の事例検討会等の実施上の課題 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難	73	32.0
日程調整が困難	66	28.9
開催費用の負担が大きい	0	0.0
その他	15	6.6
とくになし	89	39.0
NA	14	6.1
全体	228	100.0



図表15 H19年度調査の結果 (複数回答)

	回答数	%
適切な助言者がいない	33	33.0
日程調整が困難なため	16	16.0
担当員で十分対応が可能のため	15	15.0
開催の方向で検討中	13	13.0
その他	37	37.0
NA	12	12.0
全体	100	100.0



■ その他の回答

- 1名体制なので法人内で集まることもあるが頻度が少ない。
- 会議内で開催、時間の確保。
- 個々人の力量の向上。
- 担当者がケース会議の必要性を感じないと話し合いがもたれないこともある。
- 自立支援協議会の部会の中で研修予定。
- 専門職の確保。
- 他の業務もあり、調整や準備を担当者が行うので業務負担が大きい。
- 超多忙。
- 定期的ではなく、必要に応じて開催している。
- 判断に迷う。
- 事例提出が困難。
- 債権、家庭問題など、複雑、難解な事例が多い。

(クロス集計)

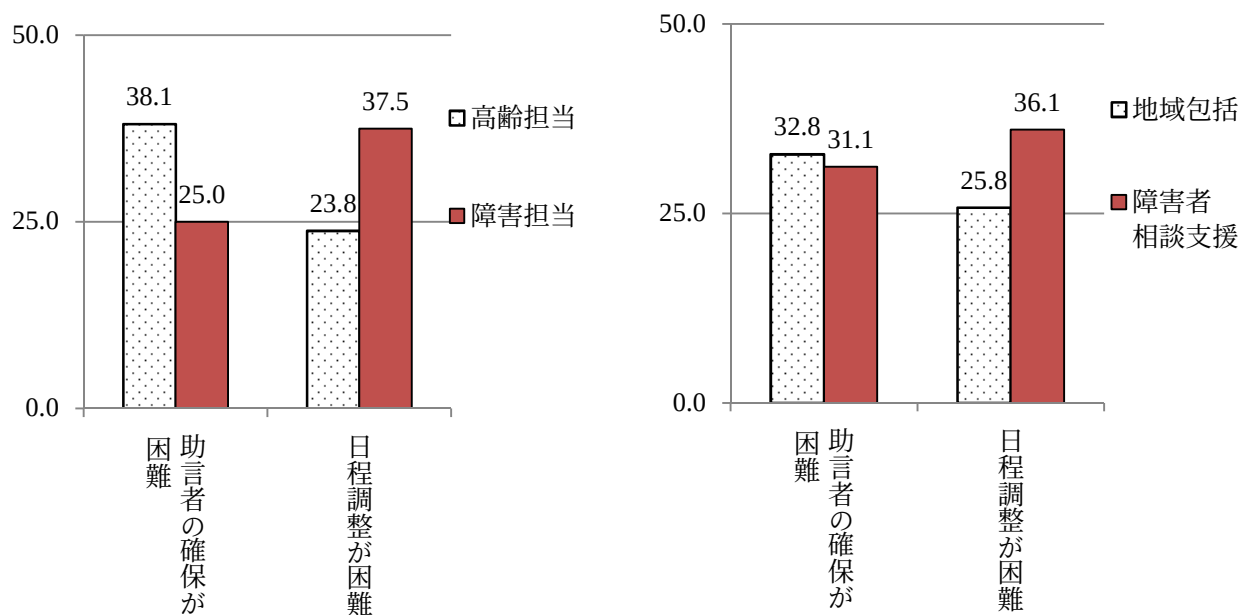
図表16 組織内の事例検討会等の実施上の課題 (複数回答)

(事業区分別)				(回答数)							(%)	
	全体	助言者の確保が困難	日程調整が困難	開催費用の負担が大きい	その他	とくになし	全体	助言者の確保が困難	日程調整が困難	開催費用の負担が大きい	その他	とくになし
行政(高齢)	21	8	5	0	2	10	100.0	38.1	23.8	0.0	9.5	47.6
行政(障害)	16	4	6	0	1	6	100.0	25.0	37.5	0.0	6.3	37.5
地域包括	128	42	33	0	7	51	100.0	32.8	25.8	0.0	5.5	39.8
障害者相談支援	61	19	22	0	5	20	100.0	31.1	36.1	0.0	8.2	32.8
在介支センター	2	0	0	0	0	2	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
全体	228	73	66	0	15	89	100.0	32.0	28.9	0.0	6.6	39.0

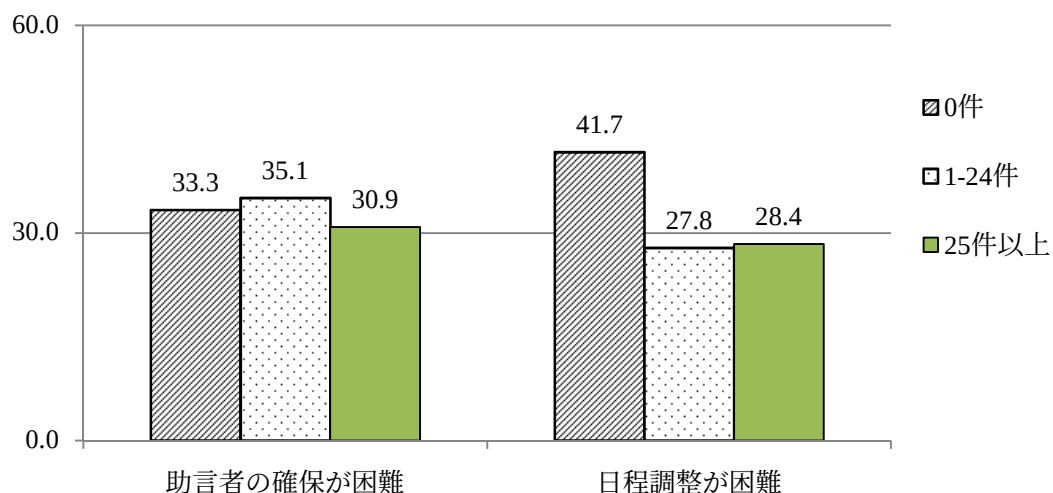
(年間対応件数別)												
0件	12	4	5	0	1	4	100.0	33.3	41.7	0.0	8.3	33.3
1-24件	97	34	27	0	7	39	100.0	35.1	27.8	0.0	7.2	40.2
25件以上	81	25	23	0	4	32	100.0	30.9	28.4	0.0	4.9	39.5
全体	228	73	66	0	15	89	100.0	32.0	28.9	0.0	6.6	39.0

(圏域別)												
横浜圏域	68	19	18	0	3	29	100.0	27.9	26.5	0.0	4.4	42.6
川崎圏域	31	10	10	0	2	11	100.0	32.3	32.3	0.0	6.5	35.5
横須賀・三浦圏域	25	12	8	0	1	10	100.0	48.0	32.0	0.0	4.0	40.0
県央圏域	27	12	8	0	2	7	100.0	44.4	29.6	0.0	7.4	25.9
湘南東圏域	16	4	5	0	2	6	100.0	25.0	31.3	0.0	12.5	37.5
湘南西圏域	22	4	7	0	4	9	100.0	18.2	31.8	0.0	18.2	40.9
県西圏域	16	4	2	0	0	10	101.0	25.0	12.5	0.0	0.0	62.5
相模原(県北)圏域	19	7	8	0	1	5	102.0	36.8	42.1	0.0	5.3	26.3
全体	228	73	66	0	15	89	100.0	32.0	28.9	0.0	6.6	39.0

図表17 組織内の事例検討会等の実施上の課題×事業区分別2



図表18 組織内の事例検討会等の実施上の課題×年間対応件数別2



(2) -3 組織内の事例検討会等を実施していない理由

(調査結果のポイント)

○組織内で事例検討会等を実施していない事業所82か所の未実施の理由をみると、「担当職員で対応が可能なため」25.6%、「助言者の確保が困難」19.5%などである。

図表19 組織内での事例検討等を実施していない理由 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難	16	19.5
日程調整が困難なため	13	15.9
開催費用の負担ができない	4	4.9
担当職員で対応が可能なため	21	25.6
開催の方向で検討中	8	9.8
その他	22	26.8
とくになし	13	15.9
NA	9	11.0
全体	82	100.0

図表20 H19年度調査の結果 (複数回答)

	回答数	%
権利擁護に関する事案の知識、経験を持つ参加者がいない	44	31.9
専門的な立場でケース対応のアドバイスをする助言者がいない	59	42.8
助言者の依頼等に伴う費用負担が大きい	15	10.9
その他	27	19.6
NA	39	28.3
全体	138	100.0

■ その他の回答

- 2人しかいないので、常に報・連・相ですんでいる。
- その都度情報共有等をおこなっているため。
- 課内会議で対応。
- 相談があれば必ず全員で話し合い、区連携が必要であれば連絡している。
- その都度短時間で検討し、すべてのケースを把握している。
- 関係機関でカンファレンスを実施。
- 区内で共催している。
- 区の包括が主催する権利擁護委員会で研修会を企画・実施している。
- 区やあんしんセンターと連携し対応することが多いため。
- 市内各包括の集まる部会で開催。
- 事業所外にて実施。
- 処遇困難ケースとして事例検討をしているため。
- 他が主催のケア会議に参加。
- 他事業所との連携で解決する。
- 電話でのやりとり、聞き取り。
- 必要に応じて行政も含め対応検討していて事業所内だけでは行っていない。
- 複数の専門職による所内協議で解決することが多いため。
- 業務時間内での実施が難しい。
- 開催後間もないため事例がない。
- 実施することは必要だと思うが事例があがらない。
- 相談事例がなかった。
- 事例が少ない。
- 事例がない。
- 事例となるようなケースがあまりない。

(3) 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催状況

質問

貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、他事業所・機関も交えた事例検討会等（ケース会議、事例研究会、研修会等）を開催していますか。

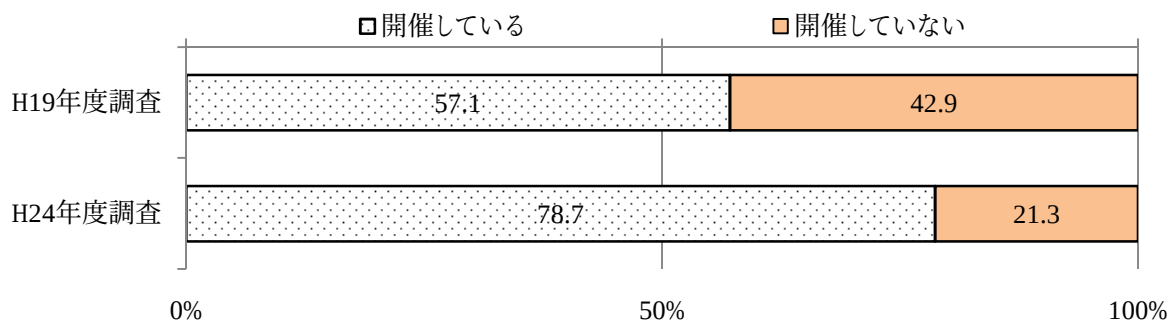
(3)-1 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無

(調査結果のポイント)

- 他事業所・機関も交えた事例検討会等を「開催している」は78.7%、「開催していない」が21.3%である。
- 前回の調査と比較すると、「開催している」が22ポイント増加している。
- 事業区分別では、行政では、高齢担当の「開催している」が92.0%で障害担当の60.9%より多い。
- また、地域包括支援センターと障害者相談支援機関は、ほぼ同じ割合で「開催している」。
- 年間対応件数別でみると、対応件数が多い事業所で「開催している」が多い。ことに「0件」と1件以上の差が大きい。

図表21 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無

	H19年度調査		H24年度調査		差
	回答数	%	回答数	%	
開催している	136	57.1	244	78.7	21.6
開催していない	102	42.9	66	21.3	
全体	238	100.0	310	100.0	



(クロス集計)

図表22 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無

(事業区分別)	(回答数)			(%)		
	全体	開催している	開催していない	全体	開催している	開催していない
行政 (高齢者担当部署)	25	23	2	100.0	92.0	8.0
行政 (障害者担当部署)	23	14	9	100.0	60.9	39.1
地域包括支援センター	169	138	31	100.0	81.7	18.3
障害者相談支援機関	87	68	19	100.0	78.2	21.8
在宅介護支援センター	6	1	5	100.0	16.7	83.3
全体	310	244	66	100.0	78.7	21.3

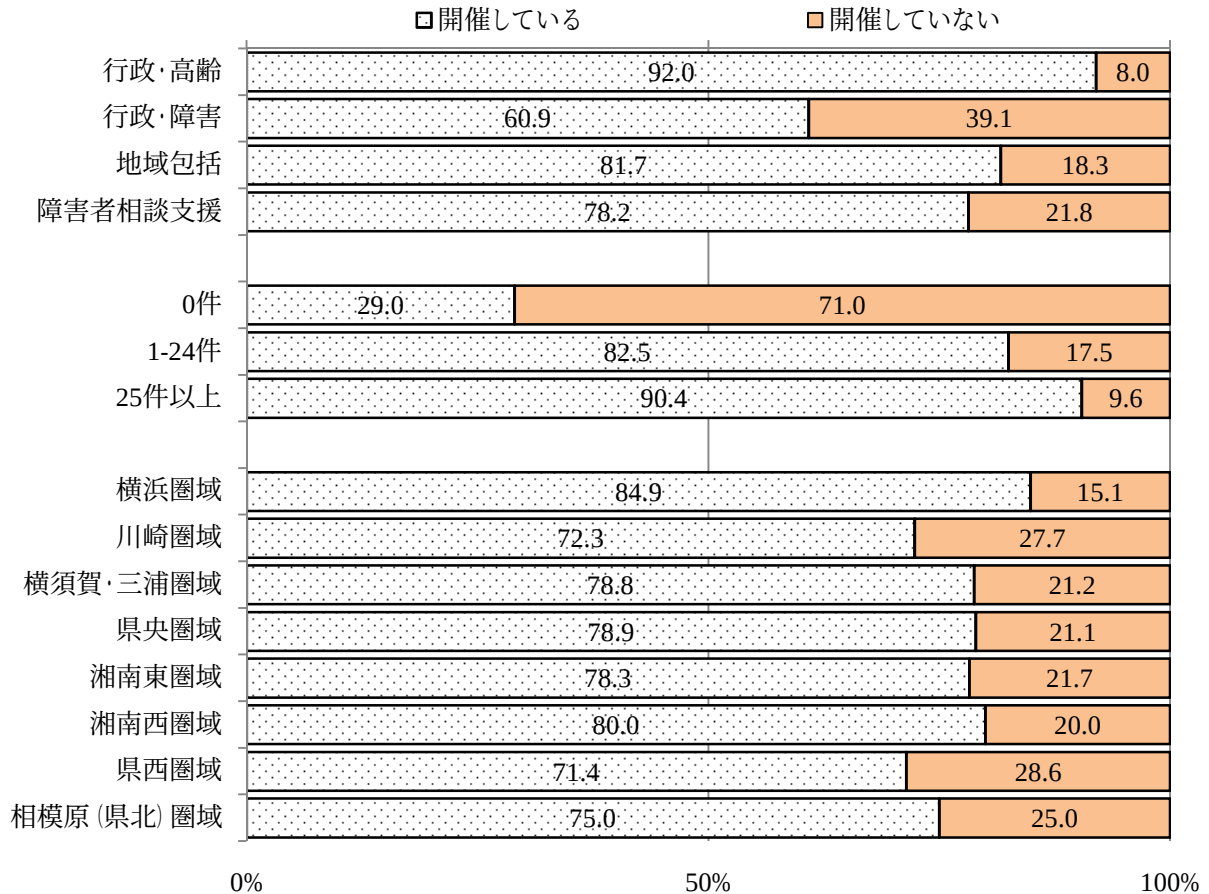
(年間対応件数別)

	全体	開催している	開催していない	全体	開催している	開催していない
0件	31	9	22	100.0	29.0	71.0
1-24件	137	113	24	100.0	82.5	17.5
25件以上	94	85	9	100.0	90.4	9.6
全体	310	244	66	100.0	78.7	21.3

(圏域別)

	全体	開催している	開催していない	全体	開催している	開催していない
横浜圏域	86	73	13	100.0	84.9	15.1
川崎圏域	47	34	13	100.0	72.3	27.7
横須賀・三浦圏域	33	26	7	100.0	78.8	21.2
県央圏域	38	30	8	100.0	78.9	21.1
湘南東圏域	23	18	5	100.0	78.3	21.7
湘南西圏域	30	24	6	100.0	80.0	20.0
県西圏域	21	15	6	101.0	71.4	28.6
相模原 (県北) 圏域	24	18	6	102.0	75.0	25.0
全体	310	244	66	100.0	78.7	21.3

図表23 他事業所・機関も交えた事例検討会等の開催の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



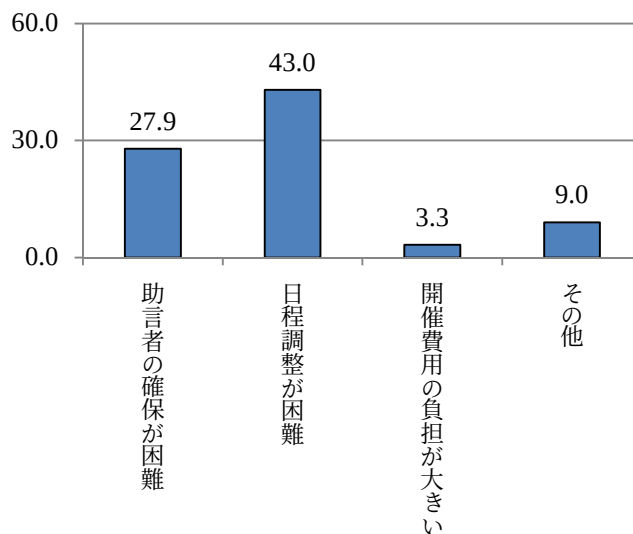
(3) -2 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題

(調査結果のポイント)

- 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題としては、「日程調整が困難」が43.0%で主な回答となっている。次いで、「助言者の確保が困難」が27.9%などである。
- 前回の調査と比較すると、「助言者の確保が困難」は減少している。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「日程調整が困難」が64.3%で、高齢担当の43.5%より多い。
- また、障害者相談支援機関の「日程調整が困難」が51.5%で地域包括支援センターの30.7%より多い。
- 年間対応件数別では、対応件数が「0件」の事業所では、「とくになし」と「開催費用の負担が大きい」が対応件数が1件以上ある事業所に比べ多くなっている。

図表24 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難	68	27.9
日程調整が困難	105	43.0
開催費用の負担が大きい	8	3.3
その他	22	9.0
とくになし	86	35.2
NA	8	3.3
全体	244	100.0



図表25 H19年度調査の結果 (複数回答)

	回答数	%
権利擁護に関する事案の知識、経験を持つ参加者がいない	42	30.9
専門的な立場でケース対応のアドバイスをする助言者がいない	57	41.9
交通費や参加費、助言者の依頼等に伴う費用負担が大きい	18	13.2
その他	31	22.8
NA	33	24.3
全体	136	100.0

■ その他の回答 (今回の調査)

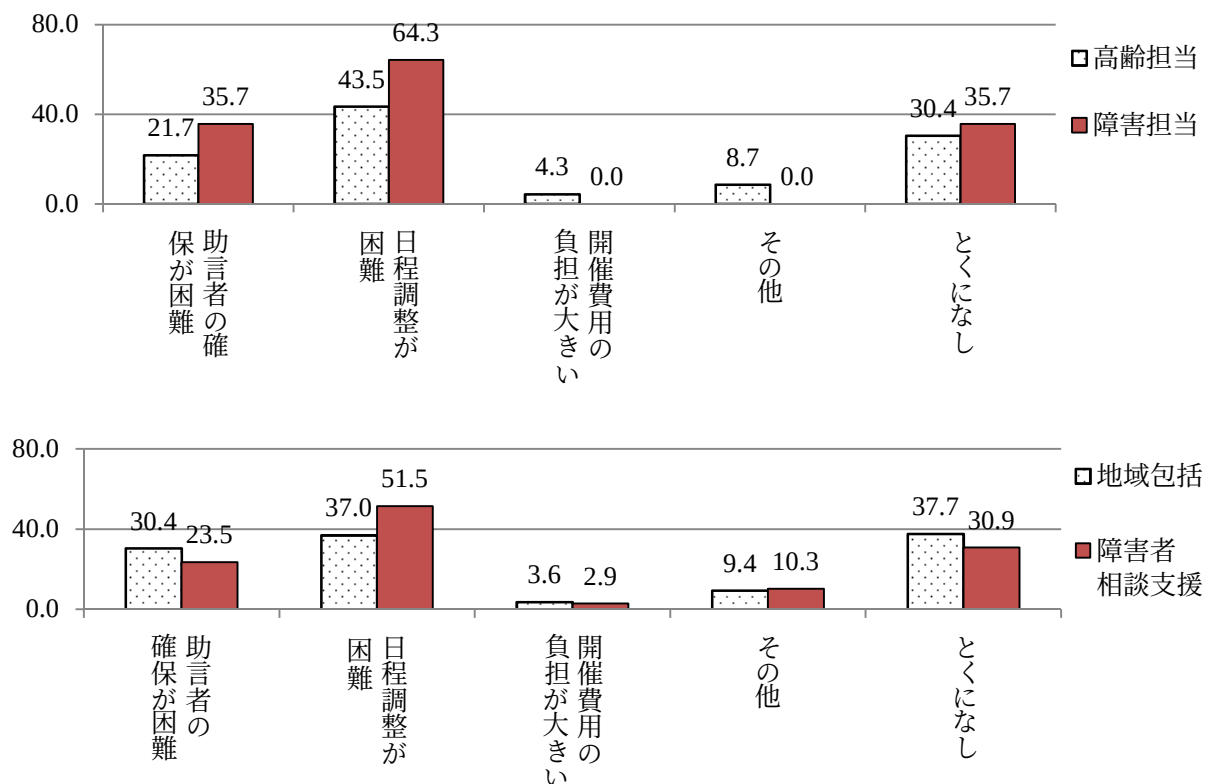
- 行政に助言や役割分担をもっとしてほしい。
- 行政が協力的ではない。
- 行政等、権限のある機関の協力が必要。
- 行政の力量。
- 会議が形骸化しないように工夫する必要がある。
- 継続した連携が重要と感じている。
- スーパーバイザーの確保。
- 超多忙。
- 目的の共有が難しい。
- 呼びかけても参加してもらえない。
- 実施主体が不明確。
- ケース会議開催の主導はどかが担うかが曖昧になりがちで、対応に時間が費やされることもある。
- 定例カンファレンス内での実施のためケースにかかる時間が短い。
- 事例の検討方法。
- 事例へ具体的な対応が困難。
- 相談事例がなかった。
- 虐待ケースは区で開催。
- 処遇困難ケースとして事例検討をしている。
- 他機関が開催する会議で対応が可能。
- 他機関で実施。
- 同じ法人内の居宅事業所と行っている。
- 自立支援協議会で実施。

(クロス集計)

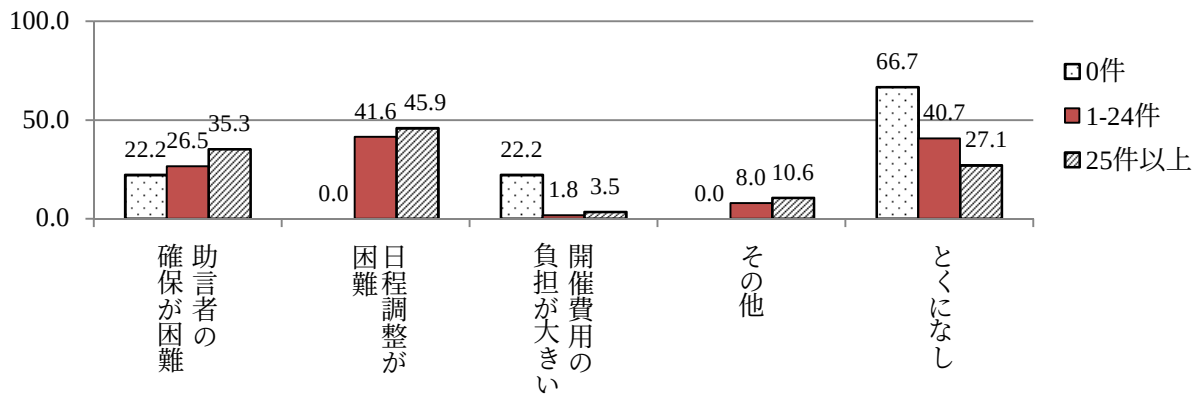
図表26 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題 (複数回答)

(事業区分別)	(回答数)						(%)					
	全体	助言者の確保が困難	日程調整が困難	開催費用の負担が大きい	その他	とくになし	全体	助言者の確保が困難	日程調整が困難	開催費用の負担が大きい	その他	とくになし
行政(高齢)	23	5	10	1	2	7	100.0	21.7	43.5	4.3	8.7	30.4
行政(障害)	14	5	9	0	0	5	100.0	35.7	64.3	0.0	0.0	35.7
地域包括	138	42	51	5	13	52	100.0	30.4	37.0	3.6	9.4	37.7
障害者相談支援	68	16	35	2	7	21	100.0	23.5	51.5	2.9	10.3	30.9
在介支センター	1	0	0	0	0	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
全体	244	68	105	8	22	86	100.0	27.9	43.0	3.3	9.0	35.2
(年間対応件数別)												
0件	9	2	0	2	0	6	100.0	22.2	0.0	22.2	0.0	66.7
1-24件	113	30	47	2	9	46	100.0	26.5	41.6	1.8	8.0	40.7
25件以上	85	30	39	3	9	23	100.0	35.3	45.9	3.5	10.6	27.1
全体	244	68	105	8	22	86	100.0	27.9	43.0	3.3	9.0	35.2
(圏域別)												
横浜圏域	73	19	22	3	5	34	100.0	26.0	30.1	4.1	6.8	46.6
川崎圏域	34	8	16	2	4	10	100.0	23.5	47.1	5.9	11.8	29.4
横須賀・三浦圏域	26	9	10	0	1	10	100.0	34.6	38.5	0.0	3.8	38.5
県央圏域	30	11	14	1	3	9	100.0	36.7	46.7	3.3	10.0	30.0
湘南東圏域	18	5	9	0	3	5	100.0	27.8	50.0	0.0	16.7	27.8
湘南西圏域	24	5	11	0	4	8	100.0	20.8	45.8	0.0	16.7	33.3
県西圏域	15	5	6	1	1	6	101.0	33.3	40.0	6.7	6.7	40.0
相模原(県北)圏域	18	4	11	1	1	4	102.0	22.2	61.1	5.6	5.6	22.2
全体	244	68	105	8	22	86	100.0	27.9	43.0	3.3	9.0	35.2

図表27 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題×事業区分別2



図表28 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催する際の課題×年間対応件数別2



(3) -3 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催していない理由

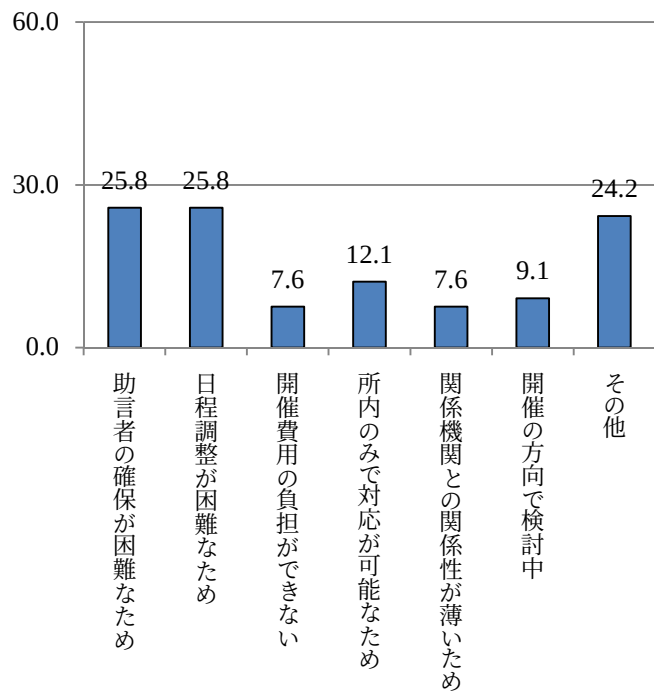
(調査結果のポイント)

○他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催していない事業所66か所の理由としては、「助言者の確保が困難なため」と「日程調整が困難なため」がともに25.8%である。

○前回の調査と比較すると、「所内のみで対応が可能なため」が若干多い。

図表29 他事業所・機関も交えた事例検討会等を開催していない理由 (複数回答)

	回答数	%
助言者の確保が困難なため	17	25.8
日程調整が困難なため	17	25.8
開催費用の負担ができない	5	7.6
所内のみで対応が可能なため	8	12.1
関係機関との関係性が薄いため	5	7.6
開催の方向で検討中	6	9.1
その他	16	24.2
とくになし	7	10.6
NA	13	19.7
全体	66	100.0



図表30 H19年度調査の結果 (複数回答)

	回答数	%
適切な助言者がいない	23	22.5
開催費用等がない	9	8.8
調整が困難なため	23	22.5
所内で十分対応が可能だから	4	3.9
開催機関との関係性が薄い	11	10.8
開催の方向で検討・調整中	16	15.7
その他	38	37.3
NA	17	16.7
全体	102	100.0

■ その他の回答

- 行政が開催している検討会に参加している。
- 他の研修に多く参加しているため。
- 他の機関が開催したものに参加。
- 県主催の研修会等に参加。
- 定期的ではなく、必要に応じて開催。
- 必要性がなかったため。
- ケースがない。
- 事例が準備できない。
- 事例がない。
- 開催後間もないため事例がない。

(4) 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加状況

質問

貴事業所等は、他事業所・機関が開催する「権利擁護に関わる事例」の対応に関する事例検討会等（ケース会議、事例検討会、研修会等）へ参加していますか。

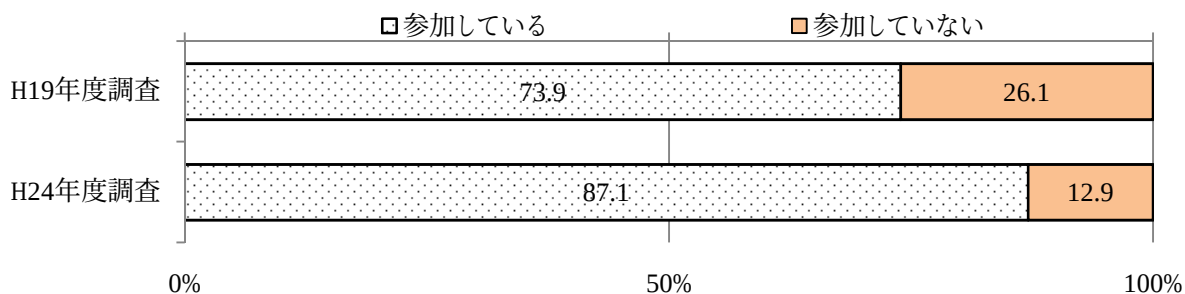
(4) -1 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無

(調査結果のポイント)

- 他の事業所・機関における事例検討会等へ「参加している」は87.1%、「参加していない」が12.9%である。
- 前回の調査と比較すると、「参加している」が13ポイント多くなっている。
- 年間対応件数別では、対応件数が「0件」の事業所の「参加している」が少ない。「0件」は71.0%、1以上は9割台である。

図表31 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無

	H19年度調査		H24年度調査		差
	回答数	%	回答数	%	
参加している	176	73.9	270	87.1	13.1
参加していない	62	26.1	40	12.9	
全体	238	100.0	310	100.0	



(クロス集計)

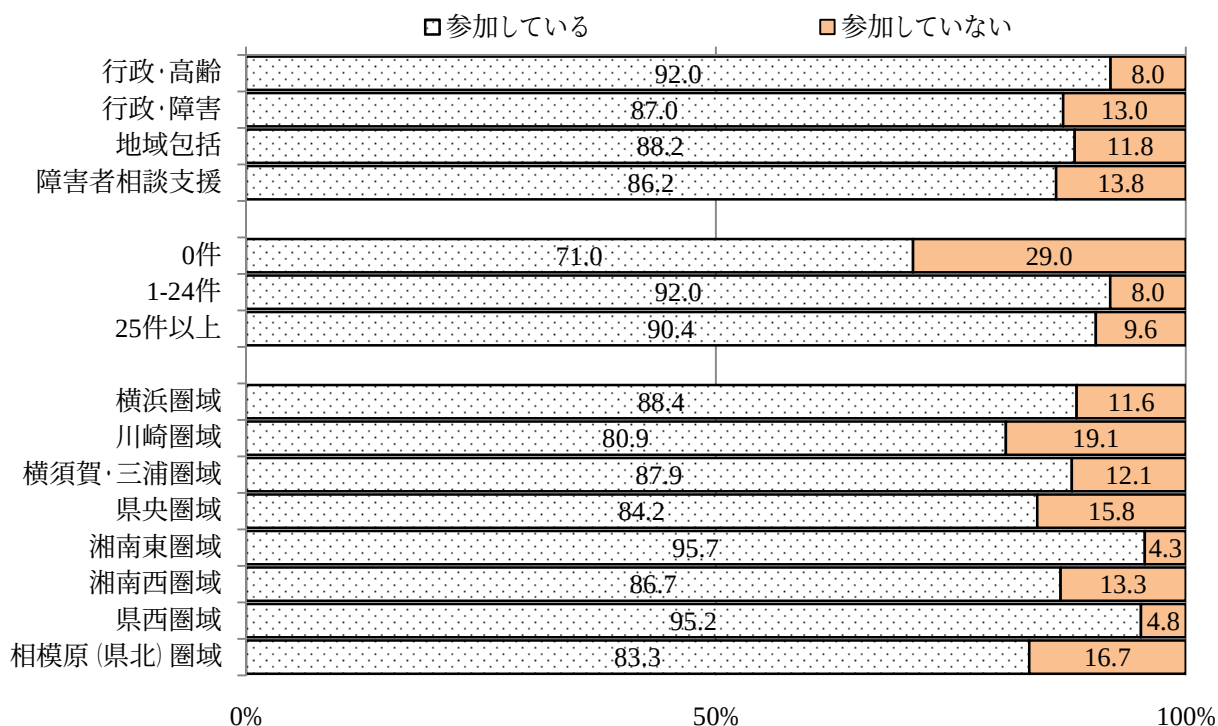
図表32 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無

(事業区分別)	(回答数)			(%)		
	全体	参加している	参加していない	全体	参加している	参加していない
行政(高齢者担当部署)	25	23	2	100.0	92.0	8.0
行政(障害者担当部署)	23	20	3	100.0	87.0	13.0
地域包括支援センター	169	149	20	100.0	88.2	11.8
障害者相談支援機関	87	75	12	100.0	86.2	13.8
在宅介護支援センター	6	3	3	100.0	50.0	50.0
全体	310	270	40	100.0	87.1	12.9

(年間対応件数別)						
0件	31	22	9	100.0	71.0	29.0
1-24件	137	126	11	100.0	92.0	8.0
25件以上	94	85	9	100.0	90.4	9.6
全体	310	270	40	100.0	87.1	12.9

(圏域別)						
横浜圏域	86	76	10	100.0	88.4	11.6
川崎圏域	47	38	9	100.0	80.9	19.1
横須賀・三浦圏域	33	29	4	100.0	87.9	12.1
県央圏域	38	32	6	100.0	84.2	15.8
湘南東圏域	23	22	1	100.0	95.7	4.3
湘南西圏域	30	26	4	100.0	86.7	13.3
県西圏域	21	20	1	101.0	95.2	4.8
相模原(県北)圏域	24	20	4	102.0	83.3	16.7
全体	310	270	40	100.0	87.1	12.9

図表33 他の事業所・機関が開催する事例検討会等への参加の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



(4) -2 他の事業所・機関が開催する事例検討会等へ参加していない理由

(調査結果のポイント)

○他の事業所・機関における事例検討会等への参加していない事業所40か所の理由としては、「日程調整が困難なため」20.0%、「開催場所が遠方のため」12.5%などである。

○前回の調査と比較すると、両方ともに「日程調整が困難なため」が多い理由となっている。

図表34 他の事業所・機関における事例検討会等への参加していない理由 (複数回答)

	回答数	%
内容が乏しいと感じられるため	0	0.0
日程調整が困難なため	8	20.0
参加費用等が必要なため	2	5.0
所内で対応が可能だから	3	7.5
開催機関との関係性が薄い	4	10.0
参加の方法で検討中	1	2.5
開催場所が遠方のため	5	12.5
その他	7	17.5
とくになし	8	20.0
全体	40	100.0

■ その他の回答

- 権利擁護に関わる事例がなかった。
- 機会があまりない。
- 参加依頼がない。
- 他包括が代表で参加し、参加後に情報を共有。
- 特定の職員が参加している。

図表35 H19年度調査の結果 (複数回答)

	回答数	%
日程調整が困難なため	12	19.4
開催場所が遠いため	2	3.2
参加費用等が必要なため	1	1.6
所内で十分対応が可能だから	6	9.7
開催機関との関係性が薄い	5	8.1
参加の方向で検討・調整中	9	14.5
その他	21	33.9
全体	62	100.0

■参考 事例検討会等の開催状況の補足

○(2)「事業所・組織内の事例検討会等」、(3)「他事業所・機関も交えた事例検討会等」、(4)「他事業所・機関が開催する事例検討会等」をすべて行っていない(未実施、未開催、不参加)事業所等は14か所(4.5%)である。

○また、事業所内のみの(2)は実施しているが、他事業所等との関わりをもつ(3)と(4)を行っていない(未開催、不参加)事業所等は6か所(1.9%)である。

3 「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について

- (1) 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「虐待及びその疑いがある（セルフネグレクトを含む）」事例の対応において他機関と連携する際に、何らかの課題がありますか。

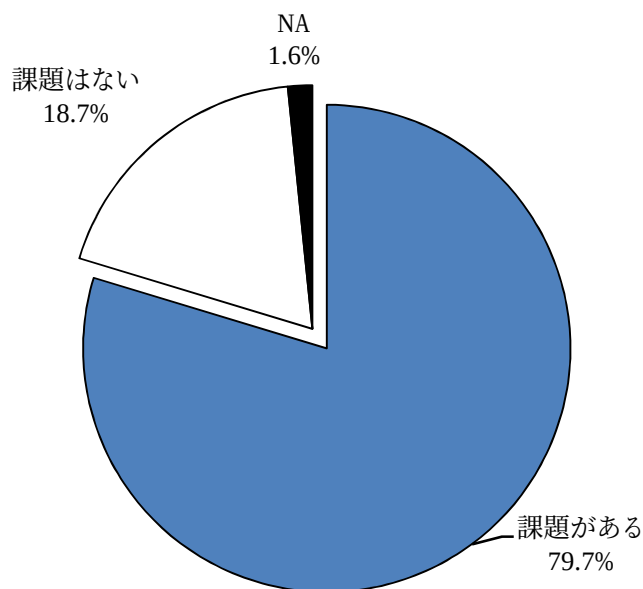
(1) -1 課題の有無

(調査結果のポイント)

- 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において連携する際に「課題がある」は79.7%、「ない」が18.7%である。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「課題がある」が82.6%で高齢担当の76.0%より多い。
- また、地域包括支援センターの「課題がある」が84.0%で障害者相談支援機関の73.6%より多い。
- 年間対応件数別では、対応件数が多い事業所に「課題がある」が多い。

図表1 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無

	回答数	%
課題がある	247	79.7
課題はない	58	18.7
NA	5	1.6
全体	310	100.0



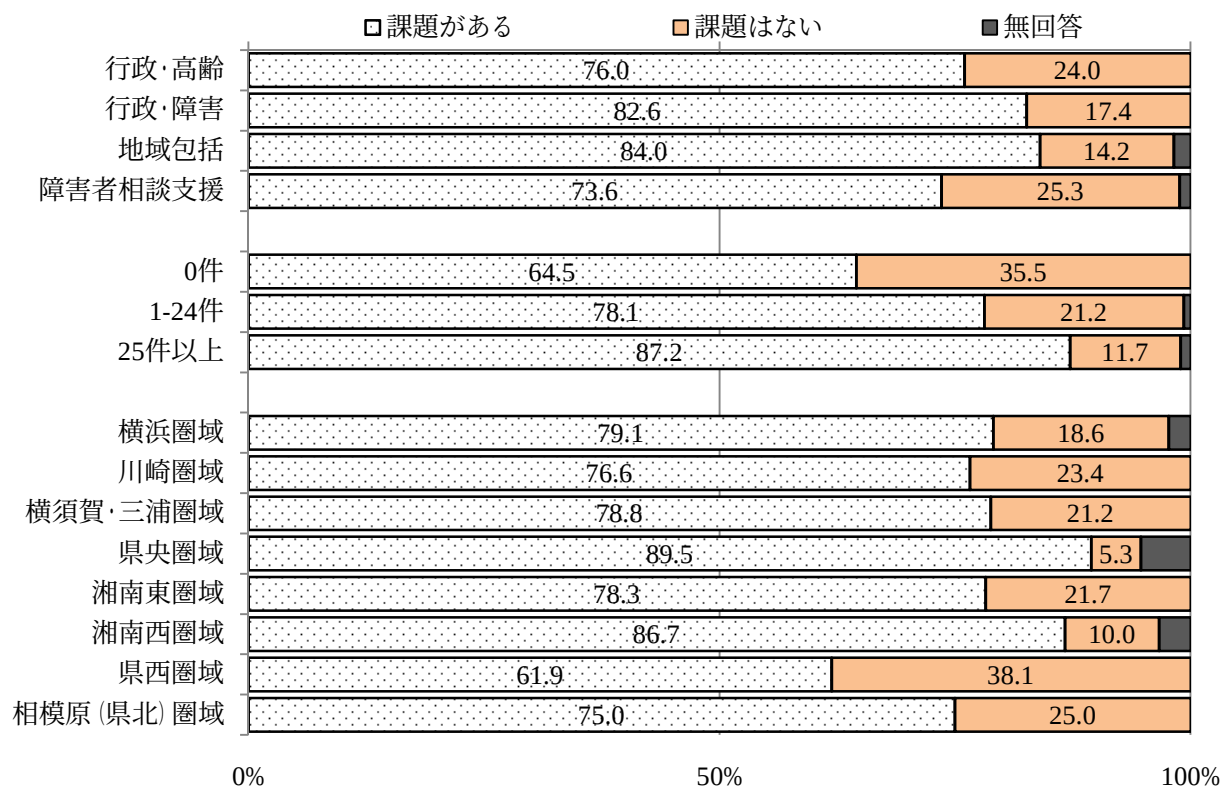
(クロス集計)

図表2 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	19	6	0	100.0	76.0	24.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	19	4	0	100.0	82.6	17.4	0.0
地域包括支援センター	169	142	24	3	100.0	84.0	14.2	1.8
障害者相談支援機関	87	64	22	1	100.0	73.6	25.3	1.1
在宅介護支援センター	6	3	2	1	100.0	50.0	33.3	16.7
全体	310	247	58	5	100.0	79.7	18.7	1.6
(年間対応件数別)								
0件	31	20	11	0	100.0	64.5	35.5	0.0
1-24件	137	107	29	1	100.0	78.1	21.2	0.7
25件以上	94	82	11	1	100.0	87.2	11.7	1.1
全体	310	247	58	5	100.0	79.7	18.7	1.6
(圏域別)								
横浜圏域	86	68	16	2	100.0	79.1	18.6	2.3
川崎圏域	47	36	11	0	100.0	76.6	23.4	0.0
横須賀・三浦圏域	33	26	7	0	100.0	78.8	21.2	0.0
県央圏域	38	34	2	2	100.0	89.5	5.3	5.3
湘南東圏域	23	18	5	0	100.0	78.3	21.7	0.0
湘南西圏域	30	26	3	1	100.0	86.7	10.0	3.3
県西圏域	21	13	8	0	101.0	61.9	38.1	0.0
相模原(県北)圏域	24	18	6	0	102.0	75.0	25.0	0.0
全体	310	247	58	5	100.0	79.7	18.7	1.6

図表3 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の有無

×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



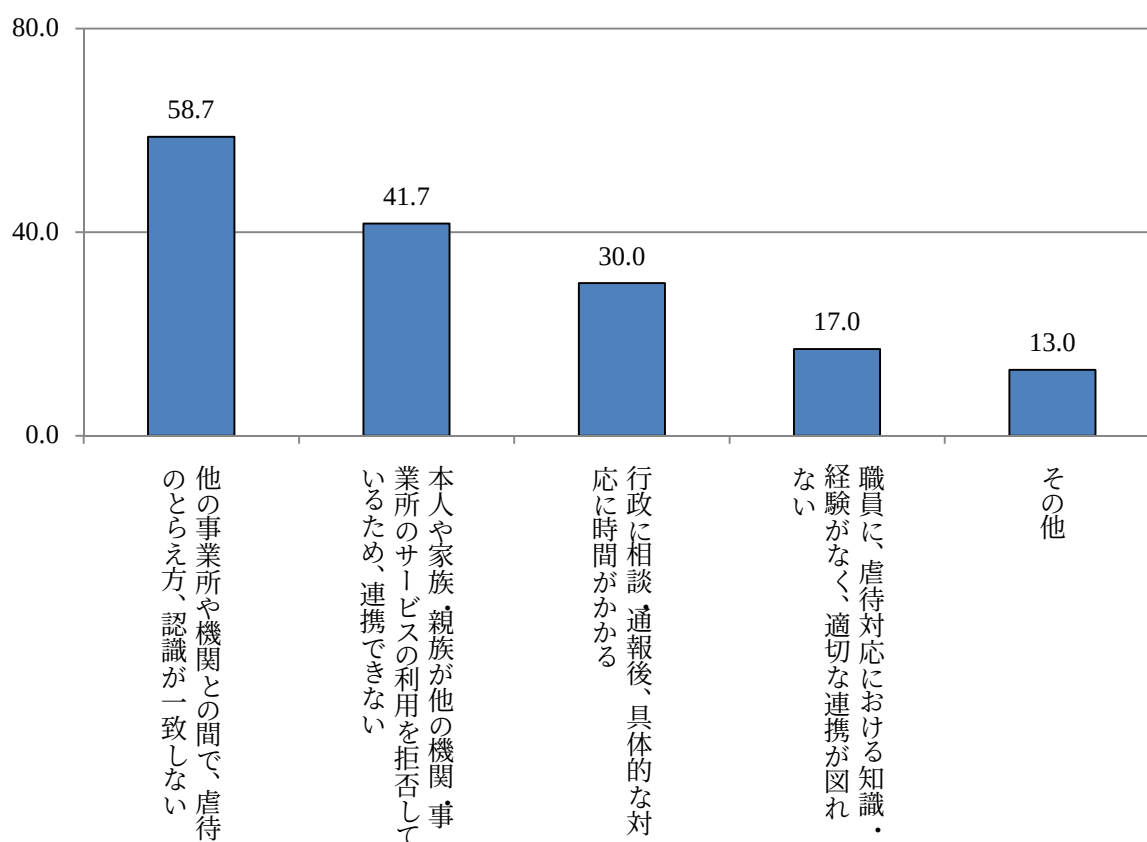
(1) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

- 「虐待及びその疑いがある事例」に関する連携上の課題としては、「虐待のとらえ方、認識が一致しない」が最も多く58.7%、次いで「本人や家族・親族が拒否しているため、連携できない」が41.7%などである。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当は「虐待のとらえ方、認識が一致しない」と「本人や家族・親族が拒否しているため、連携できない」がそれぞれ73.7%、57.9%で障害担当より多い。これに対し障害担当の「虐待対応における知識・経験がない」が42.1%で高齢担当の15.8%より多くなっている。
- 年間の対応件数別では、対応件数が「0件」の事業所の「虐待対応における知識・経験がない」が多い。

図表4 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容 (複数回答)

	回答数	%
他の事業所や機関との間で、虐待のとらえ方、認識が一致しない	145	58.7
本人や家族・親族が他の機関・事業所のサービスの利用を拒否しているため、連携できない	103	41.7
行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる	74	30.0
職員に、虐待対応における知識・経験がなく、適切な連携が図れない	42	17.0
その他	32	13.0
全体	247	100.0



(クロス集計)

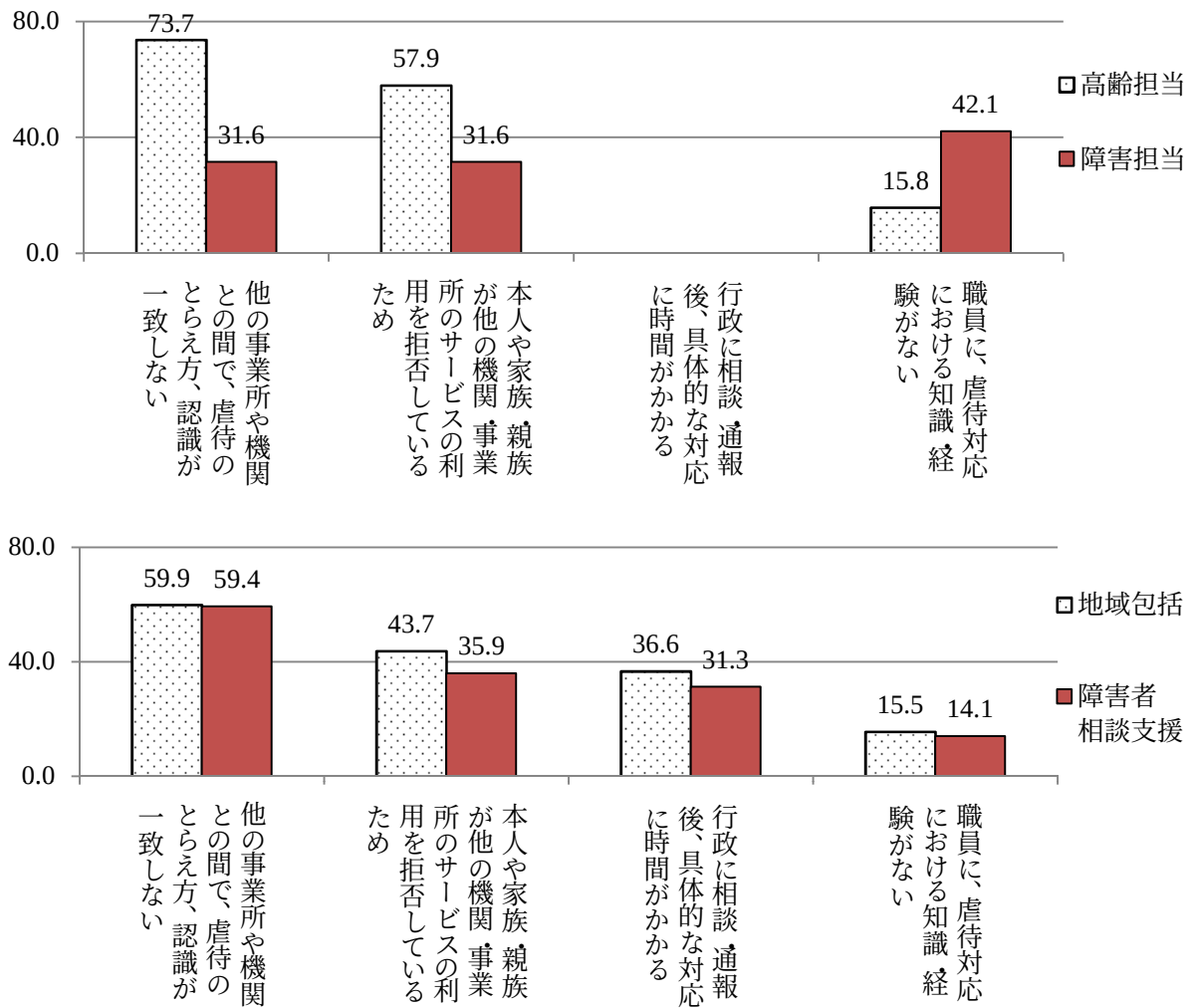
図表5 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容 (複数回答)

(事業区分別)	(回答数)						(%)					
	全体	他の事業所や機関との間で、虐待のとりえ方、認識が一致しない	本人や家族・親族が他の機関・事業所のサービスの利用を拒否しているため	行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる	職員に、虐待対応における知識・経験がない	その他	全体	他の事業所や機関との間で、虐待のとりえ方、認識が一致しない	本人や家族・親族が他の機関・事業所のサービスの利用を拒否しているため	行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる	職員に、虐待対応における知識・経験がない	その他
行政 (高齢)	19	14	11	0	3	2	100.0	73.7	57.9	0.0	15.8	10.5
行政 (障害)	19	6	6	0	8	4	100.0	31.6	31.6	0.0	42.1	21.1
地域包括	142	85	62	52	22	16	100.0	59.9	43.7	36.6	15.5	11.3
障害者相談支援	64	38	23	20	9	10	100.0	59.4	35.9	31.3	14.1	15.6
在介支センター	3	2	1	2	0	0	100.0	66.7	33.3	66.7	0.0	0.0
全体	247	145	103	74	42	32	100.0	58.7	41.7	30.0	17.0	13.0

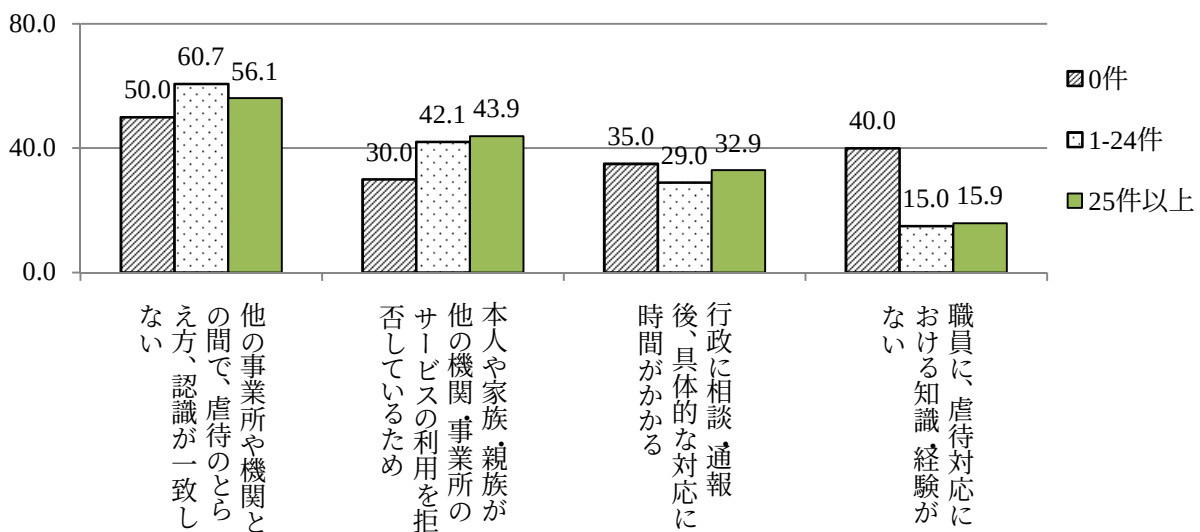
(年間対応件数別)	0件	1-24件	25件以上	全体
	20	107	82	247
	10	65	46	145
	6	45	36	103
	7	31	27	74
	8	16	13	42
	2	16	10	32
	100.0	100.0	100.0	100.0
	50.0	60.7	56.1	58.7
	30.0	42.1	43.9	41.7
	35.0	29.0	32.9	30.0
	40.0	15.0	15.9	17.0
	10.0	15.0	12.2	13.0

(圏域別)	横浜圏域	川崎圏域	横須賀・三浦圏域	県央圏域	湘南東圏域	湘南西圏域	県西圏域	相模原 (県北) 圏域	全体
	68	36	26	34	18	26	13	18	247
	38	28	12	22	11	13	4	13	145
	33	19	10	12	7	10	5	4	103
	25	8	9	9	8	8	4	2	74
	9	9	4	7	2	4	4	1	42
	10	5	3	1	4	5	1	2	32
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	101.0	102.0	100.0
	55.9	77.8	46.2	64.7	61.1	50.0	30.8	72.2	58.7
	48.5	52.8	38.5	35.3	38.9	38.5	38.5	22.2	41.7
	36.8	22.2	34.6	26.5	44.4	30.8	30.8	11.1	30.0
	13.2	25.0	15.4	20.6	11.1	15.4	30.8	5.6	17.0
	14.7	13.9	11.5	2.9	22.2	19.2	7.7	11.1	13.0

図表6 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容×事業区分別2



図表7 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関と連携する際の課題の内容
×年間対応件数別2



(2) 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際に、なんらかの課題がありますか。

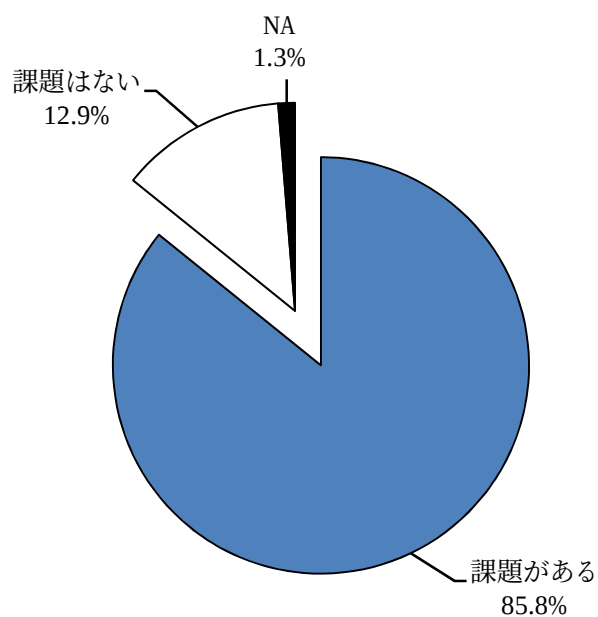
(2) -1 課題の有無

(調査結果のポイント)

- 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際に「課題がある」は85.8%、「課題はない」が12.9%である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「課題がある」が96.0%で障害担当の82.6%より多い。
- また、地域包括支援センターの「課題がある」が障害者相談支援機関より若干多い。
- 年間の対応件数別では、対応件数が多い事業所に「課題がある」が多い。

図表8 「成年後見制度」に関する利用支援や連携するの課題の有無

	回答数	%
課題がある	266	85.8
課題はない	40	12.9
NA	4	1.3
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表9 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の有無

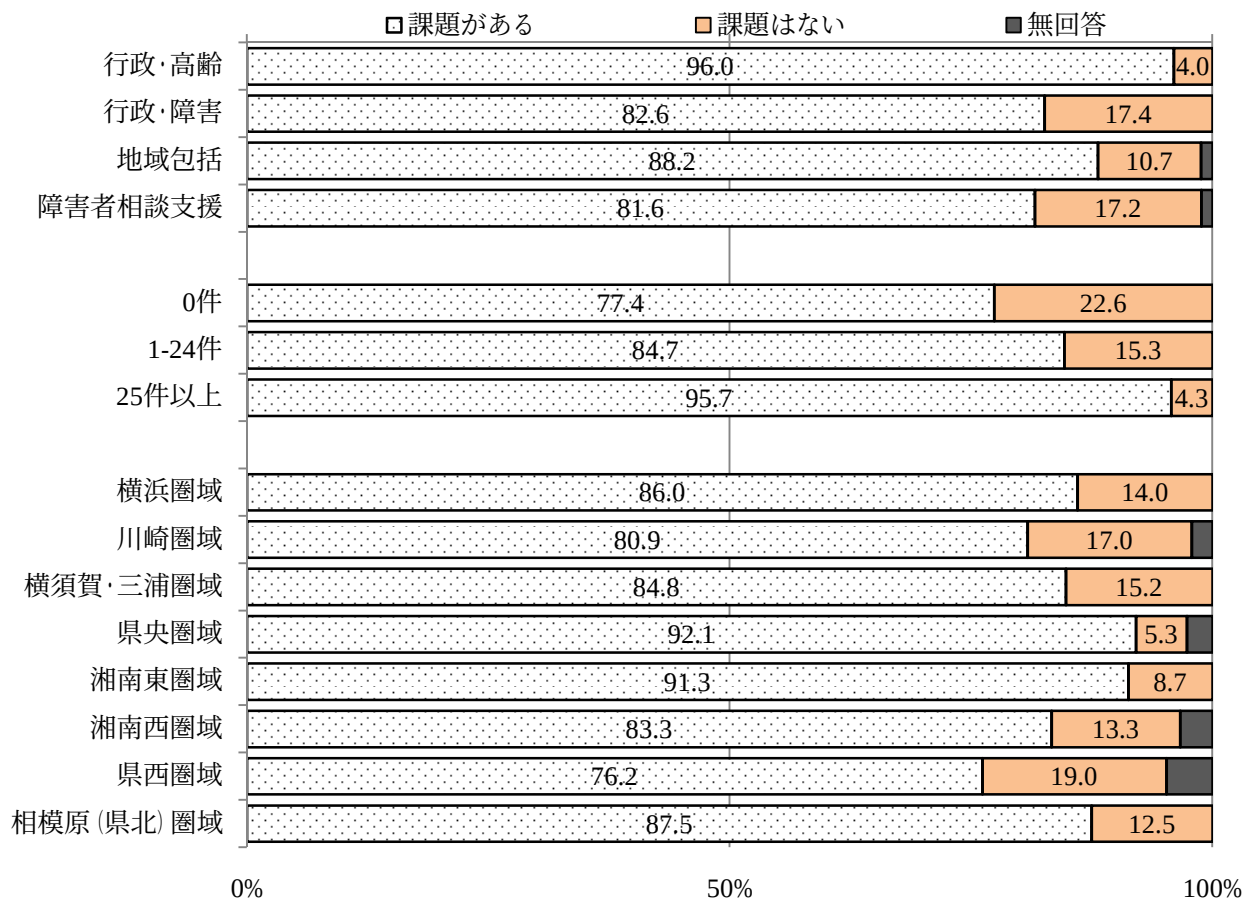
(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	24	1	0	100.0	96.0	4.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	19	4	0	100.0	82.6	17.4	0.0
地域包括支援センター	169	149	18	2	100.0	88.2	10.7	1.2
障害者相談支援機関	87	71	15	1	100.0	81.6	17.2	1.1
在宅介護支援センター	6	3	2	1	100.0	50.0	33.3	16.7
全体	310	266	40	4	100.0	85.8	12.9	1.3

(年間対応件数別)								
0件	31	24	7	0	100.0	77.4	22.6	0.0
1-24件	137	116	21	0	100.0	84.7	15.3	0.0
25件以上	94	90	4	0	100.0	95.7	4.3	0.0
全体	310	266	40	4	100.0	85.8	12.9	1.3

(圏域別)								
横浜圏域	86	74	12	0	100.0	86.0	14.0	0.0
川崎圏域	47	38	8	1	100.0	80.9	17.0	2.1
横須賀・三浦圏域	33	28	5	0	100.0	84.8	15.2	0.0
県央圏域	38	35	2	1	100.0	92.1	5.3	2.6
湘南東圏域	23	21	2	0	100.0	91.3	8.7	0.0
湘南西圏域	30	25	4	1	100.0	83.3	13.3	3.3
県西圏域	21	16	4	1	101.0	76.2	19.0	4.8
相模原(県北)圏域	24	21	3	0	102.0	87.5	12.5	0.0
全体	310	266	40	4	100.0	85.8	12.9	1.3

図表10 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の有無

×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



(2) -2 課題の内容

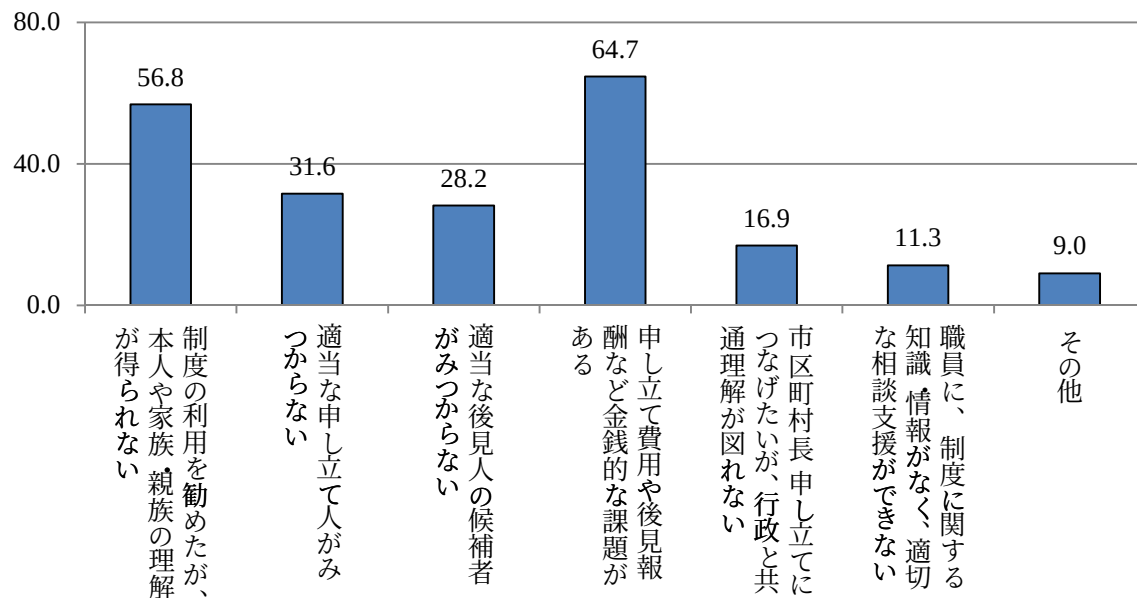
(調査結果のポイント)

- 「成年後見制度」に関する利用支援や連携する際の課題としては、「金銭的な課題がある」が64.7%で最も多く、次いで「本人や家族・親族の理解が得られない」が56.8%などである。
- 事業区分別でみると、行政の高齢担当では「申し立て人がみつからない」が、障害担当では「後見人の候補者がみつからない」がともに50%以上で、回答の多い課題となっている。
- また、地域包括支援センターの「本人や家族・親族の理解が得られない」が64.4%で障害者相談支援機関の49.3%より多い。これに対し、障害者相談支援機関が地域包括支援センターより多い課題は「後見人の候補がみつからない」である。なお、「金銭的な課題がある」はともに多い課題である。
- 年間対応件数別では、対応件数が「1-24件」と「25件以上」の事業所間の大きな差はない。傾向としては、「適当な申し立て人がみつからない」は対応件数が多い事業所に、「制度に関する知識・情報がない」は対応件数が少ない事業所に多くなっている。

図表11 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	151	56.8
適当な申し立て人がみつからない	84	31.6
適当な後見人の候補者がみつからない	75	28.2
申し立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある	172	64.7
市区町村長申し立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない	45	16.9
職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	30	11.3
その他	24	9.0
全体	266	100.0



(クロス集計)

図表12 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容×事業区分別

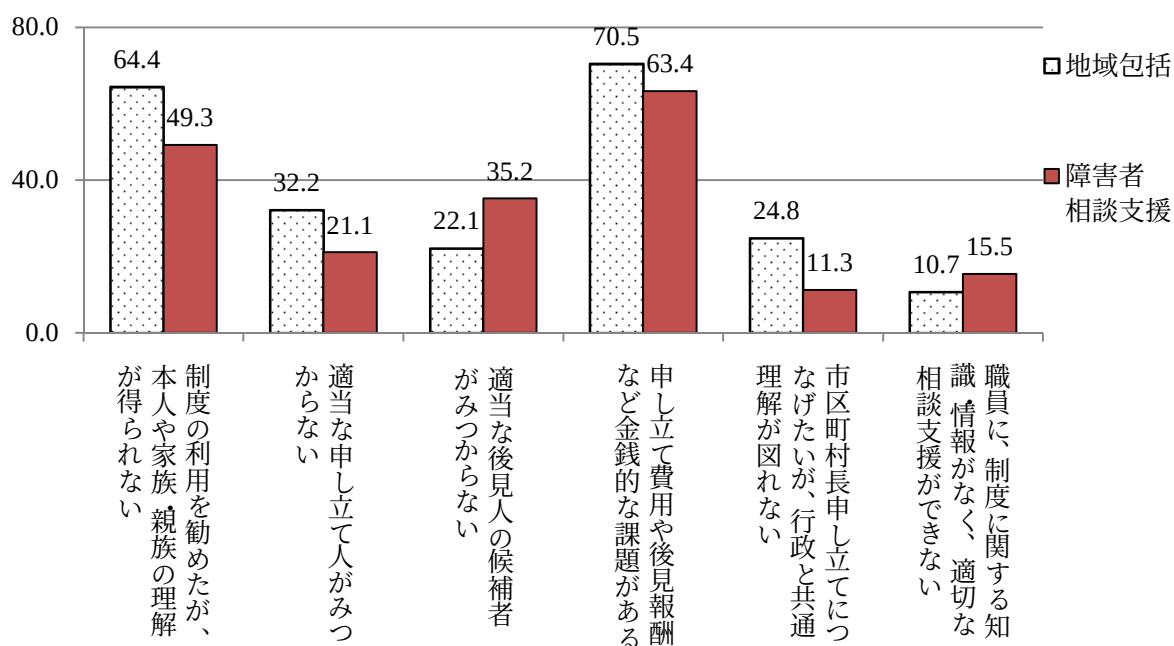
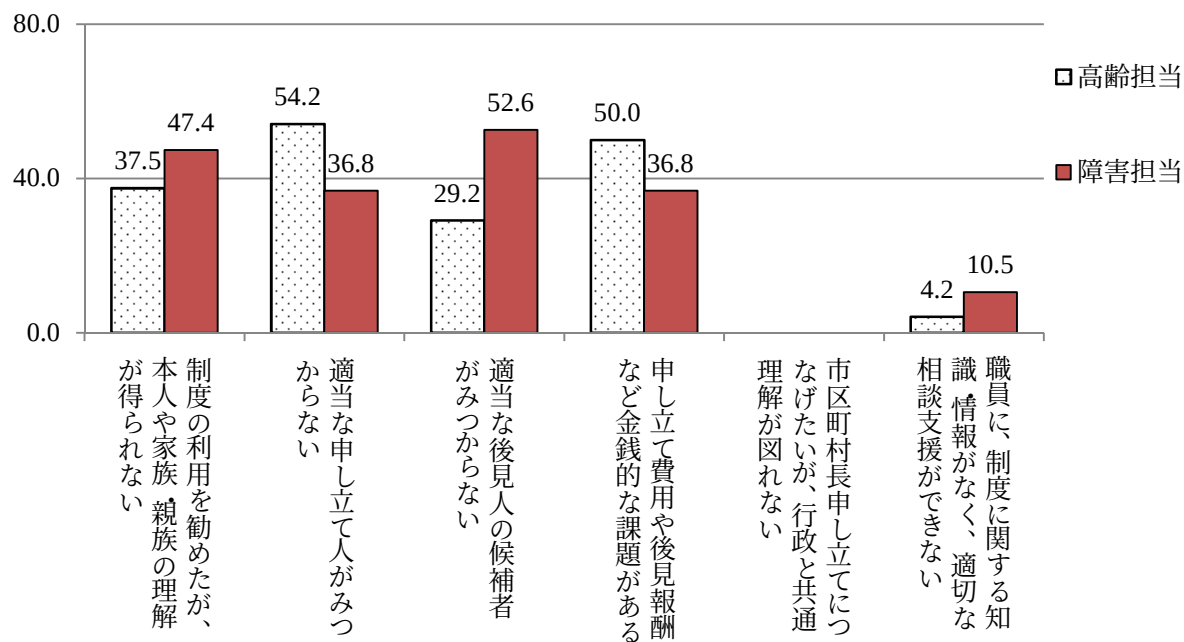
(複数回答) (回答数)

	全体	制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	適当な申し立て人がみつからない	適当な後見人の候補者がみつからない	申し立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある	市区町村長申し立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない	職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	その他
行政(高齢者担当部署)	24	9	13	7	12	0	1	4
行政(障害者担当部署)	19	9	7	10	7	0	2	1
地域包括支援センター	149	96	48	33	105	37	16	11
障害者相談支援機関	71	35	15	25	45	8	11	8
在宅介護支援センター	3	2	1	0	3	0	0	0
全体	266	151	84	75	172	45	30	24

(%)

行政(高齢者担当部署)	100.0	37.5	54.2	29.2	50.0	0.0	4.2	16.7
行政(障害者担当部署)	100.0	47.4	36.8	52.6	36.8	0.0	10.5	5.3
地域包括支援センター	100.0	64.4	32.2	22.1	70.5	24.8	10.7	7.4
障害者相談支援機関	100.0	49.3	21.1	35.2	63.4	11.3	15.5	11.3
在宅介護支援センター	100.0	66.7	33.3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体	100.0	56.8	31.6	28.2	64.7	16.9	11.3	9.0

図表13 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容×事業区分別 2

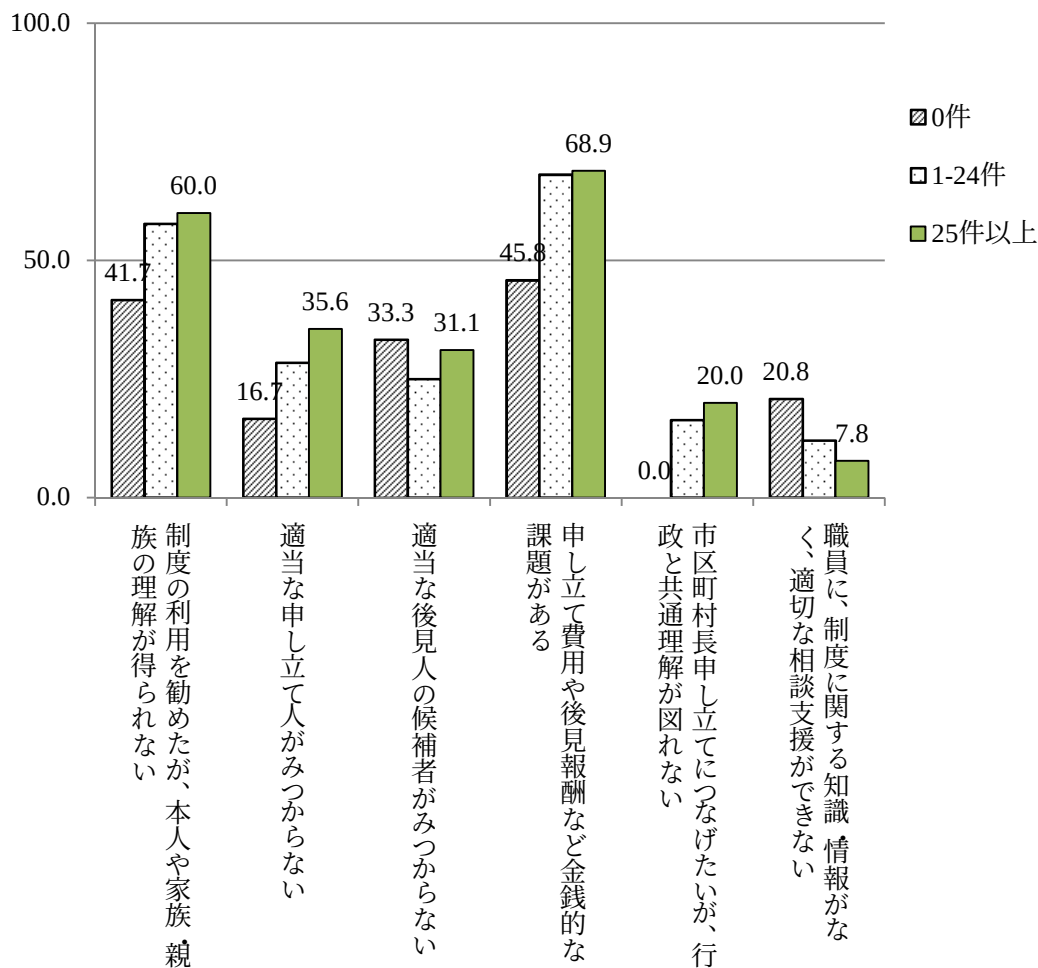


図表14 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容×年間対応件数別

(複数回答) (回答数)

	全体	制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	適当な申し立て人がみつからない	適当な後見人の候補者がみつからない	申し立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある	市区町村長申し立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない	職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	その他
0件	24	10	4	8	11	0	5	1
1-24件	116	67	33	29	79	19	14	11
25件以上	90	54	32	28	62	18	7	6
全体	266	151	84	75	172	45	30	24
(%)								
0件	100.0	41.7	16.7	33.3	45.8	0.0	20.8	4.2
1-24件	100.0	57.8	28.4	25.0	68.1	16.4	12.1	9.5
25件以上	100.0	60.0	35.6	31.1	68.9	20.0	7.8	6.7
全体	100.0	57.7	46.2	30.8	46.2	23.1	7.7	23.1

図表15 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容×年間対応件数別2



図表16 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題の内容×圏域別

	(複数回答)						(回答数)	
	全体	制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	適当な申し立て人がみつからない	適当な後見人の候補者がみつからない	申し立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある	市区町村長申し立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない	職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	その他
横浜圏域	74	48	19	18	49	10	9	6
川崎圏域	38	24	16	11	19	5	6	3
横須賀・三浦圏域	28	13	12	12	18	5	4	4
県央圏域	35	17	12	7	24	13	4	3
湘南東圏域	21	11	8	9	11	2	1	2
湘南西圏域	25	15	7	6	19	5	2	1
県西圏域	16	6	7	5	12	1	2	0
相模原(県北)圏域	21	12	3	5	14	2	1	5
全体	266	151	84	75	172	45	30	24
(%)								
横浜圏域	100.0	64.9	25.7	24.3	66.2	13.5	12.2	8.1
川崎圏域	100.0	63.2	42.1	28.9	50.0	13.2	15.8	7.9
横須賀・三浦圏域	100.0	46.4	42.9	42.9	64.3	17.9	14.3	14.3
県央圏域	100.0	48.6	34.3	20.0	68.6	37.1	11.4	8.6
湘南東圏域	100.0	52.4	38.1	42.9	52.4	9.5	4.8	9.5
湘南西圏域	100.0	60.0	28.0	24.0	76.0	20.0	8.0	4.0
県西圏域	100.0	37.5	43.8	31.3	75.0	6.3	12.5	0.0
相模原(県北)圏域	100.0	57.1	14.3	23.8	66.7	9.5	4.8	23.8
全体(%)	100.0	56.8	31.6	28.2	64.7	16.9	11.3	9.0

(3) 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無と内容

質問 貴事業所が、「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際に、何らかの課題がありますか。

(3)-1 課題の有無

(調査結果のポイント)

○「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際に「課題がある」は71.3%、「課題がない」が26.5%である。

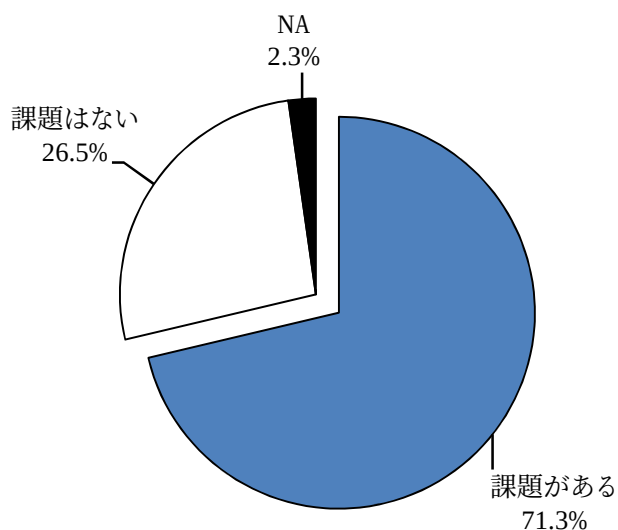
○事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「課題ある」が88.0%で障害担当の65.2%より多い。

○また、地域包括支援センターの「課題がある」が80.5%で障害者相談支援機関の63.2%より多い。

○年間対応件数別でみると、対応件数の多い事業所に「課題がある」が多い。

図表17 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無

	回答数	%
課題がある	221	71.3
課題はない	82	26.5
NA	7	2.3
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表18 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政 (高齢者担当部署)	25	22	2	1	100.0	88.0	8.0	4.0
行政 (障害者担当部署)	23	15	6	2	100.0	65.2	26.1	8.7
地域包括支援センター	169	136	31	2	100.0	80.5	18.3	1.2
障害者相談支援機関	87	55	29	3	100.0	63.2	33.3	3.4
在宅介護支援センター	6	1	3	2	100.0	16.7	50.0	33.3
NA	0	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
全体	310	229	71	10	100.0	73.9	22.9	3.2

(年間対応件数別)

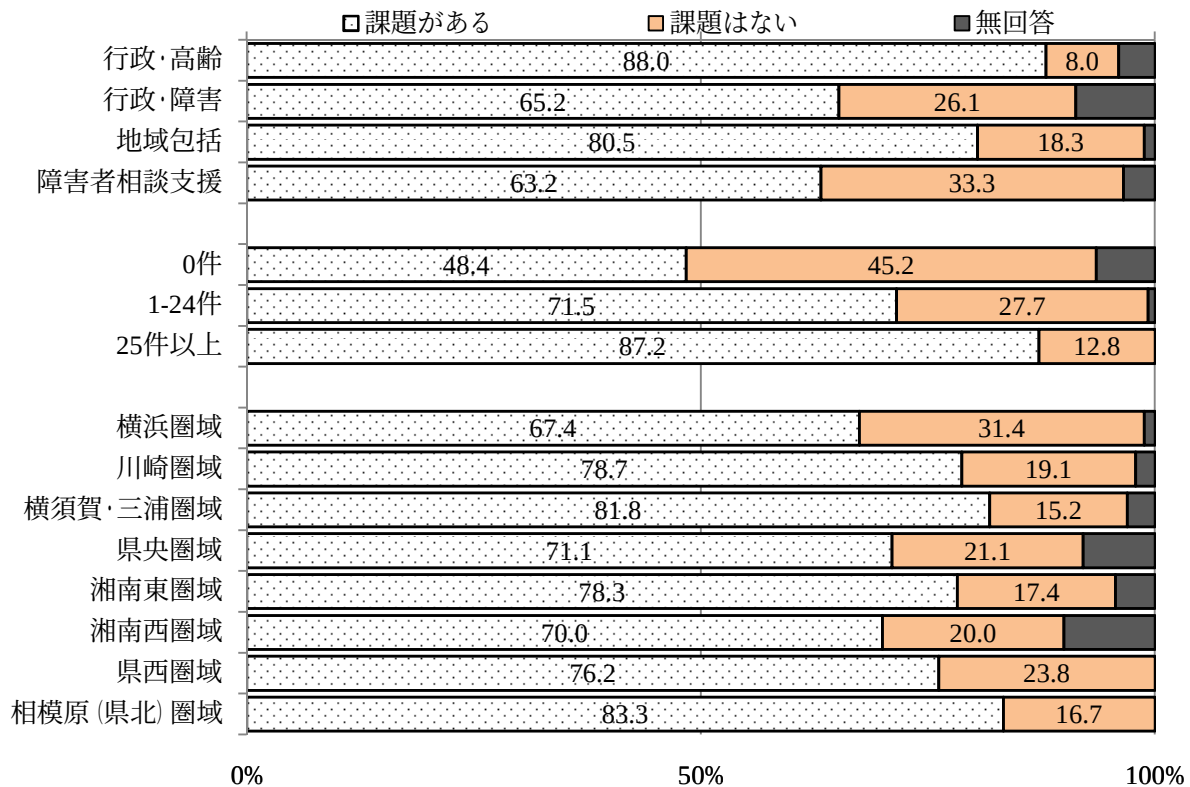
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
0件	31	15	14	2	100.0	48.4	45.2	6.5
1-24件	137	98	38	1	100.0	71.5	27.7	0.7
25件以上	94	82	12	0	100.0	87.2	12.8	0.0
全体	310	229	71	10	100.0	73.9	22.9	3.2

(圏域別)

	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
横浜圏域	86	58	27	1	100.0	67.4	31.4	1.2
川崎圏域	47	37	9	1	100.0	78.7	19.1	2.1
横須賀・三浦圏域	33	27	5	1	100.0	81.8	15.2	3.0
県央圏域	38	27	8	3	100.0	71.1	21.1	7.9
湘南東圏域	23	18	4	1	100.0	78.3	17.4	4.3
湘南西圏域	30	21	6	3	100.0	70.0	20.0	10.0
県西圏域	21	16	5	0	101.0	76.2	23.8	0.0
相模原 (県北) 圏域	24	20	4	0	102.0	83.3	16.7	0.0
全体	310	229	71	10	100.0	73.9	22.9	3.2

図表19 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の有無

×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



(3) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

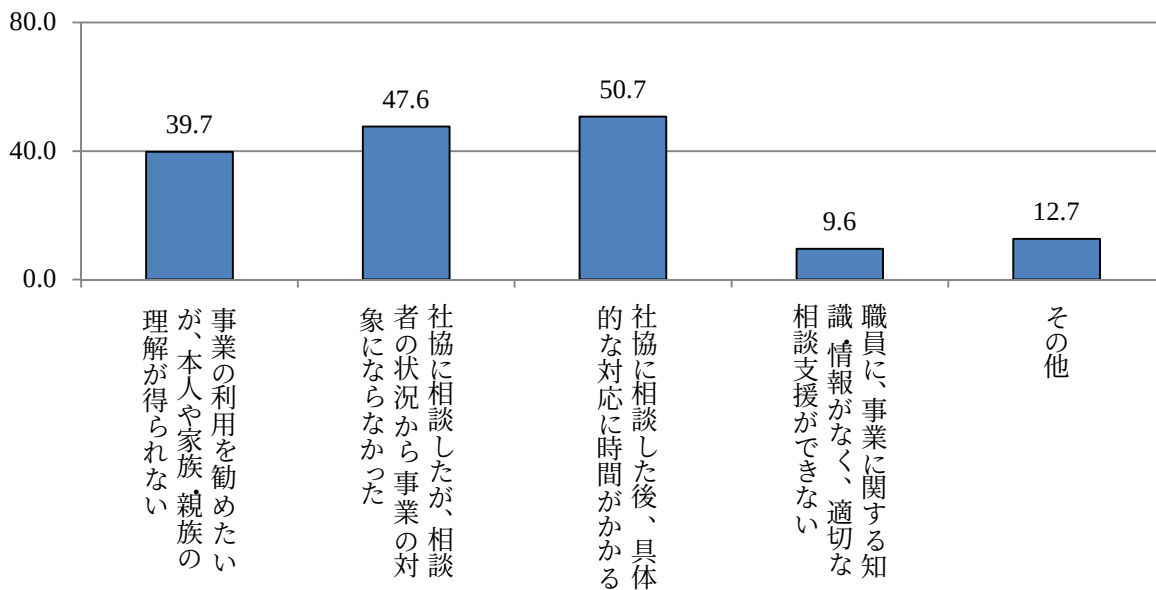
- 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際の課題としては、「具体的な対応に時間がかかる」と「相談者の状況から事業の対象にならなかった」が回答が多い課題で、それぞれ50.7%と47.6%である。次いで、「本人や家族・親族の理解が得られない」39.7%となっている。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「本人や家族・親族の理解が得られない」は18.2%と少ないが、それ以外の課題は70%以上である。これに対し障害担当では「本人や家族・親族の理解が得られない」が60.0%と多い。
- また、地域包括支援センターと障害者相談支援機関の比較では、「本人や家族・親族の理解が得られない」以外は、地域包括支援センターが障害者相談支援機関を上回っている。
- 年間対応件数別でみると、「本人や家族・親族の理解が得られない」と「職員に知識や情報がない」は対応件数が「0件」の事業所に多く、「相談者の状況から事業の対象にならなかった」と「具体的な対応に、時間がかかる」は対応件数が多い事業所に多い。

図表20 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
事業の利用を勧めたいが、本人や家族・親族の理解が得られない	91	39.7
社会福祉協議会に相談したが、相談者の状況から事業の対象にならなかった	109	47.6
社会福祉協議会に相談した後、具体的な対応に時間がかかる	116	50.7
職員に、事業に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	22	9.6
その他	29	12.7
全体	229	100.0

図表21 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容



(クロス集計)

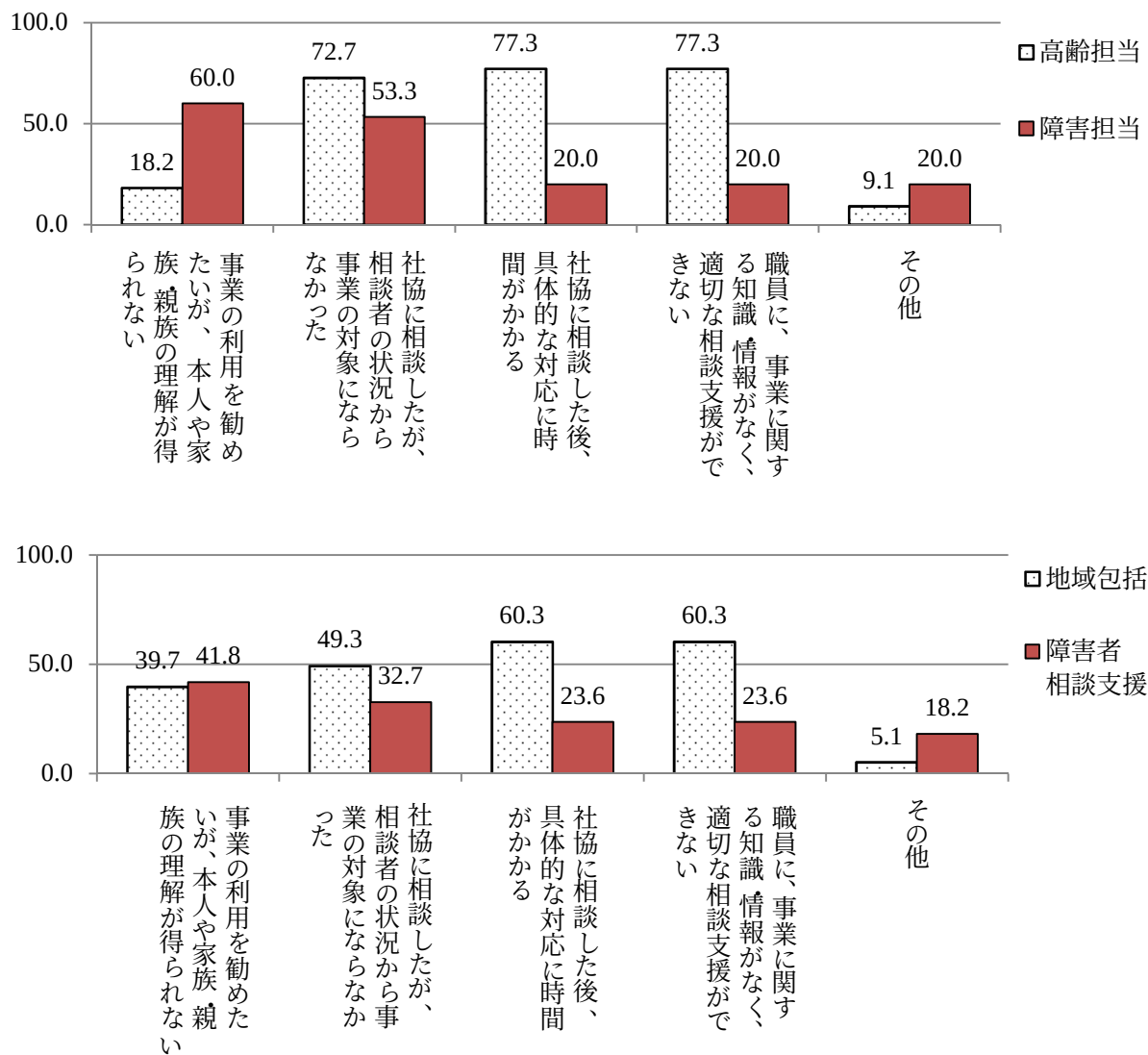
図表22 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容

(事業区分別)	(複数回答)						(回答数)						(%)
	全体	事業の利用を勧めたいが、本人や家族・親族の理解が得られない	社協に相談したが、相談者の状況から事業の対象にならなかった	社協に相談した後、具体的な対応に時間がかかる	職員に、事業に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	その他	全体	事業の利用を勧めたいが、本人や家族・親族の理解が得られない	社協に相談したが、相談者の状況から事業の対象にならなかった	社協に相談した後、具体的な対応に時間がかかる	職員に、事業に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない	その他	
行政(高齢)	22	4	16	17	17	2	100.0	18.2	72.7	77.3	77.3	9.1	
行政(障害)	15	9	8	3	3	3	100.0	60.0	53.3	20.0	20.0	20.0	
地域包括	136	54	67	82	82	7	100.0	39.7	49.3	60.3	60.3	5.1	
障害者相談支援	55	23	18	13	13	10	100.0	41.8	32.7	23.6	23.6	18.2	
在介支センター	1	1	0	1	1	0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	
全体	229	91	109	116	116	22	100.0	39.7	47.6	50.7	50.7	9.6	

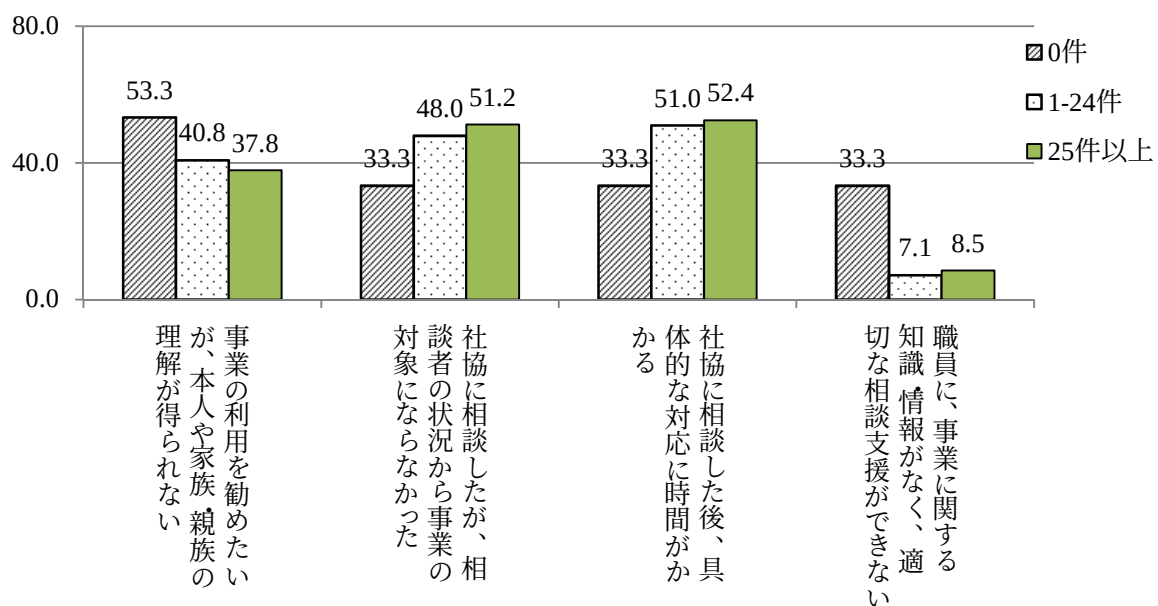
(年間対応件数別)												
0件	15	8	5	5	5	1	100.0	53.3	33.3	33.3	33.3	6.7
1-24件	98	40	47	50	7	10	100.0	40.8	48.0	51.0	7.1	10.2
25件以上	82	31	42	43	7	11	100.0	37.8	51.2	52.4	8.5	13.4
全体	229	91	109	116	116	22	100.0	39.7	47.6	50.7	50.7	9.6

(圏域別)												
横浜圏域	58	25	28	24	7	7	100.0	43.1	48.3	41.4	12.1	12.1
川崎圏域	37	13	23	25	0	2	100.0	35.1	62.2	67.6	0.0	5.4
横須賀・三浦圏域	27	7	11	16	4	6	100.0	25.9	40.7	59.3	14.8	22.2
県央圏域	27	17	12	11	3	2	100.0	63.0	44.4	40.7	11.1	7.4
湘南東圏域	18	0	11	12	1	4	100.0	0.0	61.1	66.7	5.6	22.2
湘南西圏域	21	9	7	10	3	4	100.0	42.9	33.3	47.6	14.3	19.0
県西圏域	16	6	8	6	3	0	101.0	37.5	50.0	37.5	18.8	0.0
相模原(県北)圏域	20	11	7	11	1	4	102.0	55.0	35.0	55.0	5.0	20.0
全体	229	91	109	116	22	29	100.0	39.7	47.6	50.7	9.6	12.7

図表23 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容×事業区分別2



図表24 「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携をする際の課題の内容×年間対応件数別2



4 「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について

(1) ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に対応するためのケース会議＝個別支援のための会議において、他の専門機関・専門職と連携をする際に、何らかの課題がありますか。

(1) -1 課題の有無

(調査結果のポイント)

○ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際に「課題がある」が71.3%、「課題はない」は26.5%である。

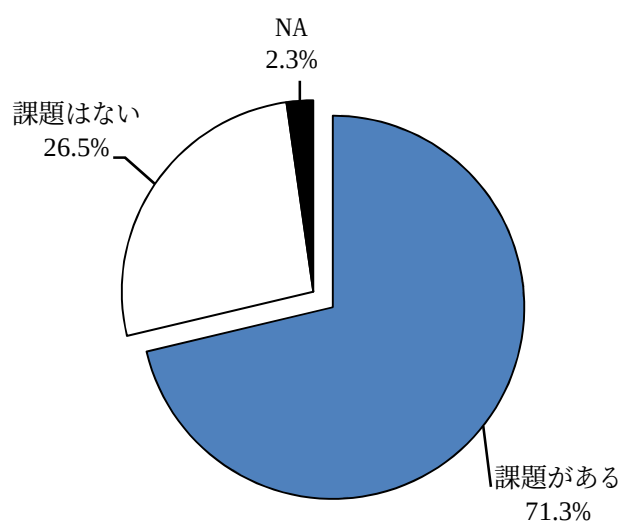
○事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「課題がある」が72.0%で障害担当の60.9%より多い。

○また、地域包括支援センターと障害者相談支援機関の「課題がある」はほぼ同じである。

○年間対応件数別では、対応件数が「25件以上の」事業所の「課題がある」が多い。

図表1 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無

	回答数	%
課題がある	221	71.3
課題はない	82	26.5
NA	7	2.3
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表2 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無

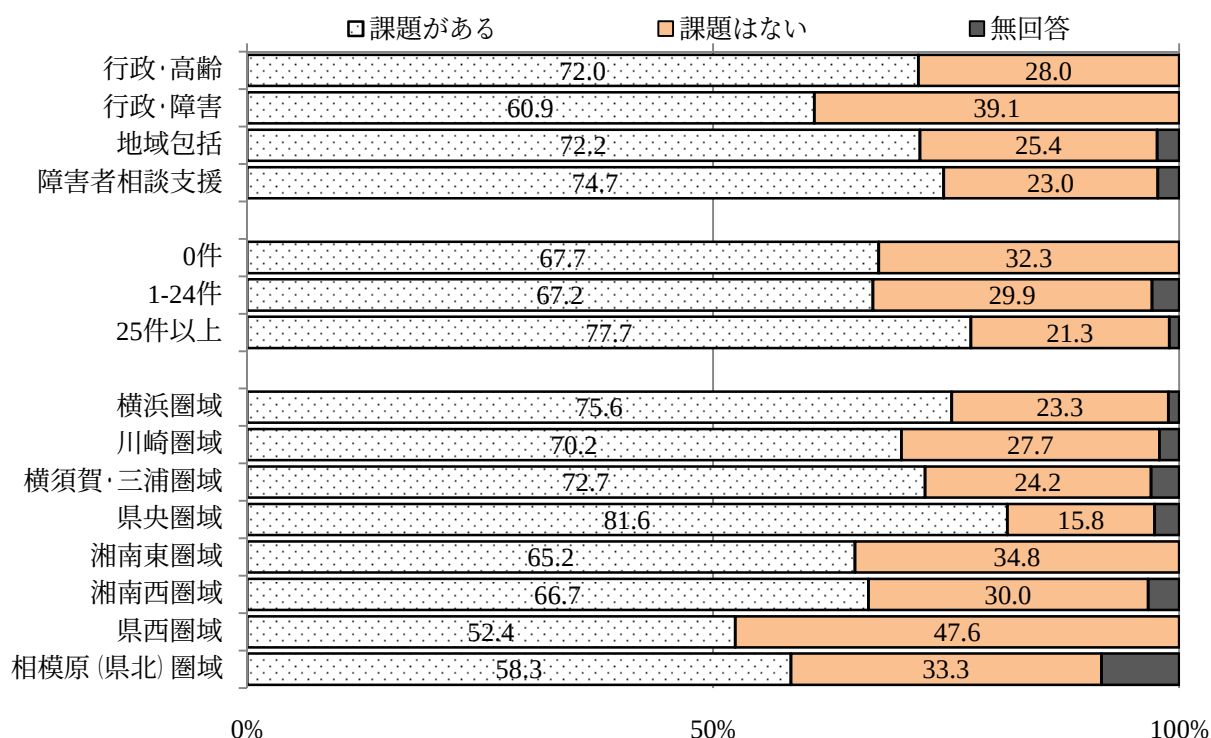
(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政 (高齢者担当部署)	25	18	7	0	100.0	72.0	28.0	0.0
行政 (障害者担当部署)	23	14	9	0	100.0	60.9	39.1	0.0
地域包括支援センター	169	122	43	4	100.0	72.2	25.4	2.4
障害者相談支援機関	87	65	20	2	100.0	74.7	23.0	2.3
在宅介護支援センター	6	2	3	1	100.0	33.3	50.0	16.7
全体	310	221	82	7	100.0	71.3	26.5	2.3

(年間対応件数別)								
0件	31	21	10	0	100.0	67.7	32.3	0.0
1-24件	137	92	41	4	100.0	67.2	29.9	2.9
25件以上	94	73	20	1	100.0	77.7	21.3	1.1
全体	310	221	82	7	100.0	71.3	26.5	2.3

(圏域別)								
横浜圏域	86	65	20	1	100.0	75.6	23.3	1.2
川崎圏域	47	33	13	1	100.0	70.2	27.7	2.1
横須賀・三浦圏域	33	24	8	1	100.0	72.7	24.2	3.0
県央圏域	38	31	6	1	100.0	81.6	15.8	2.6
湘南東圏域	23	15	8	0	100.0	65.2	34.8	0.0
湘南西圏域	30	20	9	1	100.0	66.7	30.0	3.3
県西圏域	21	11	10	0	101.0	52.4	47.6	0.0
相模原 (県北) 圏域	24	14	8	2	102.0	58.3	33.3	8.3
全体	310	221	82	7	100.0	71.3	26.5	2.3

図表3 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の有無

× 事業区分別・年間対応件数別・圏域別



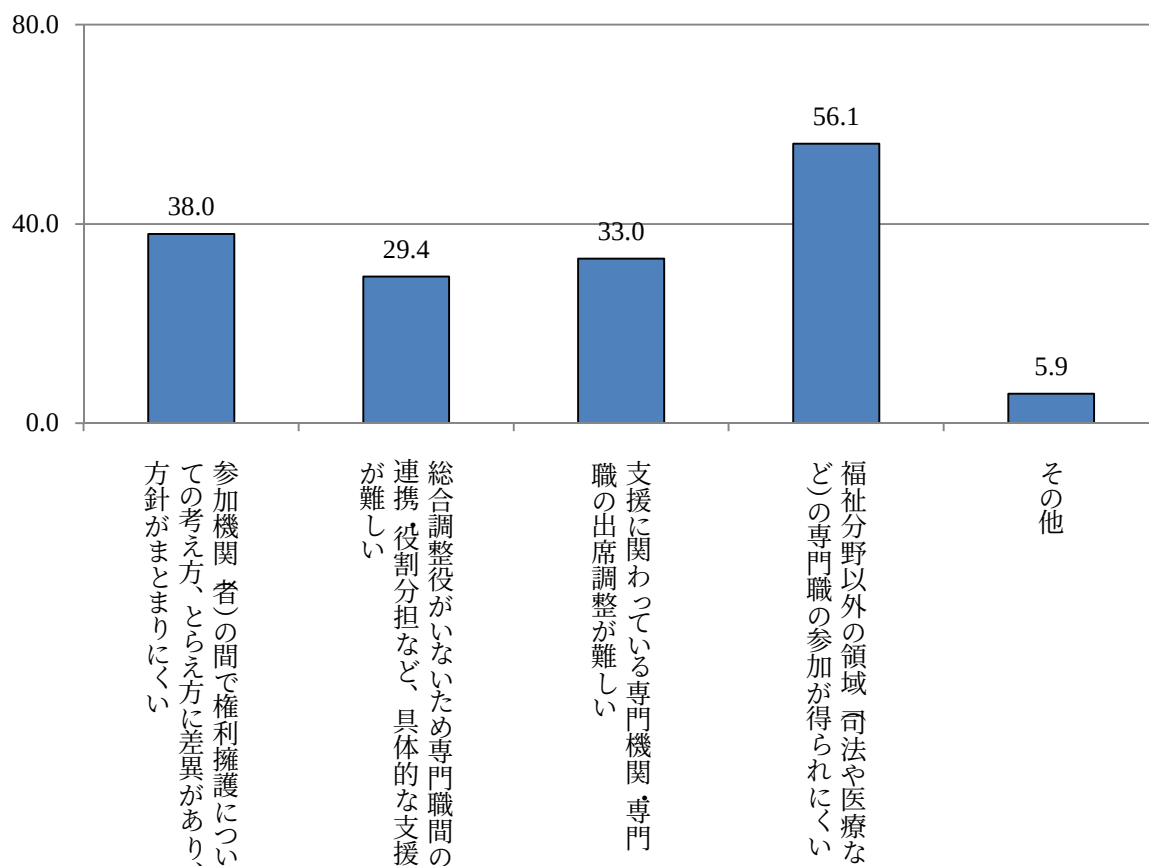
(1) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

- ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題としては、「福祉分野以外の専門職の参加が得られにくい」が最も多く56.1%、次いで「考え方、とらえ方に差異があり、方針がまとまらない」が38.0%などである。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「出席調整が難しい」50.0%と「総合調整役がない」の35.7%が高齢担当より多い。
- また、「総合調整役がない」以外の項目において、障害者相談支援機関の回答が地域包括支援センターを上回っている。
- 年間対応件数別では、対応件数が「0件」の事業所の「福祉分野以外の専門職が得られにくい」と「総合調整役がない」が、1件以上ある事業所より多い。後者は、対応件数が少ない事業所に多い傾向がある。

図表4 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容 (複数回答)

	回答数	%
参加機関(者)の間で権利擁護についての考え方、とらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい	84	38.0
総合調整役がないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	65	29.4
支援に関わっている専門機関・専門職の出席調整が難しい	73	33.0
福祉分野以外の領域(司法や医療など)の専門職の参加が得られにくい	124	56.1
その他	13	5.9
全体	221	100.0



(クロス集計)

図表5 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容

(複数回答)

(事業区分別)

(回答数)

(%)

	全体	参加機関 (者)の間 で権利擁 護につい ての考え 方、とら え方に差 異があり、方針 がまとま りにくい	総合調整 役がいな いため専 門職間の 連携・役 割分担な ど、具体 的な支援 が難しい	支援に関 わっている専 門機関・専門 職の出席 調整が難 しい	福祉分野 以外の領 域(司法 や医療な ど)の専 門職の参 加が得ら れにくい	その他	全体	参加機関 (者)の間 で権利擁 護につい ての考え 方、とら え方に差 異があり、方針 がまとま りにくい	総合調整 役がいな いため専 門職間の 連携・役 割分担な ど、具体 的な支援 が難しい	支援に関 わっている専 門機関・専門 職の出席 調整が難 しい	福祉分野 以外の領 域(司法 や医療な ど)の専 門職の参 加が得ら れにくい	その他
行政(高齢)	18	7	4	4	11	0	100.0	38.9	22.2	22.2	61.1	0.0
行政(障害)	14	5	5	7	9	0	100.0	35.7	35.7	50.0	64.3	0.0
地域包括	122	42	37	30	64	9	100.0	34.4	30.3	24.6	52.5	7.4
障害者相談支援	65	28	17	32	39	4	100.0	43.1	26.2	49.2	60.0	6.2
在介支センター	2	2	2	0	1	0	100.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0
全体	221	84	65	73	124	13	100.0	38.0	29.4	33.0	56.1	5.9

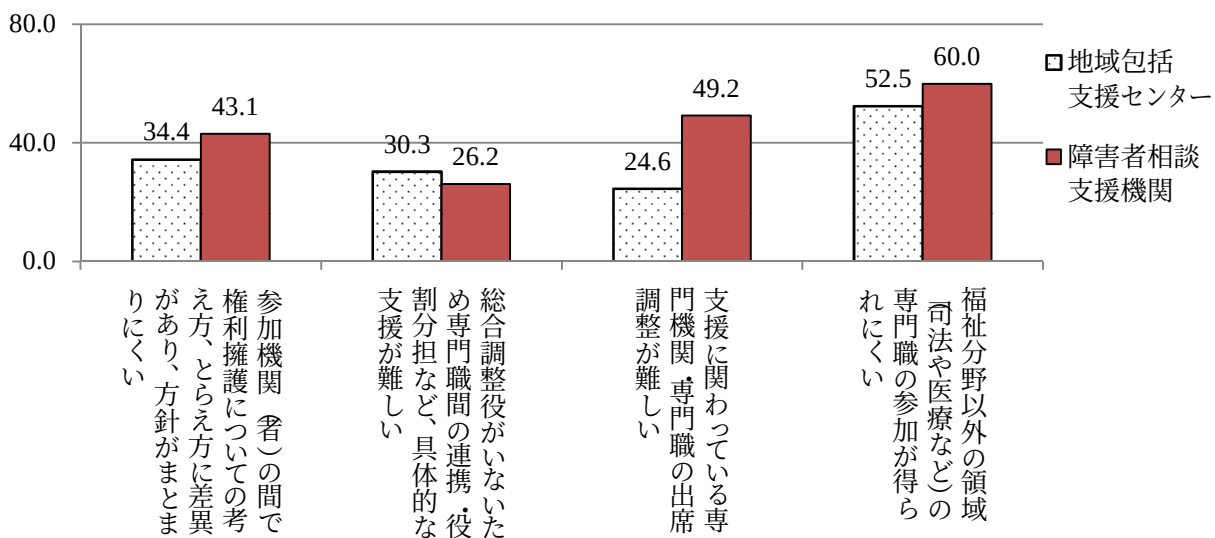
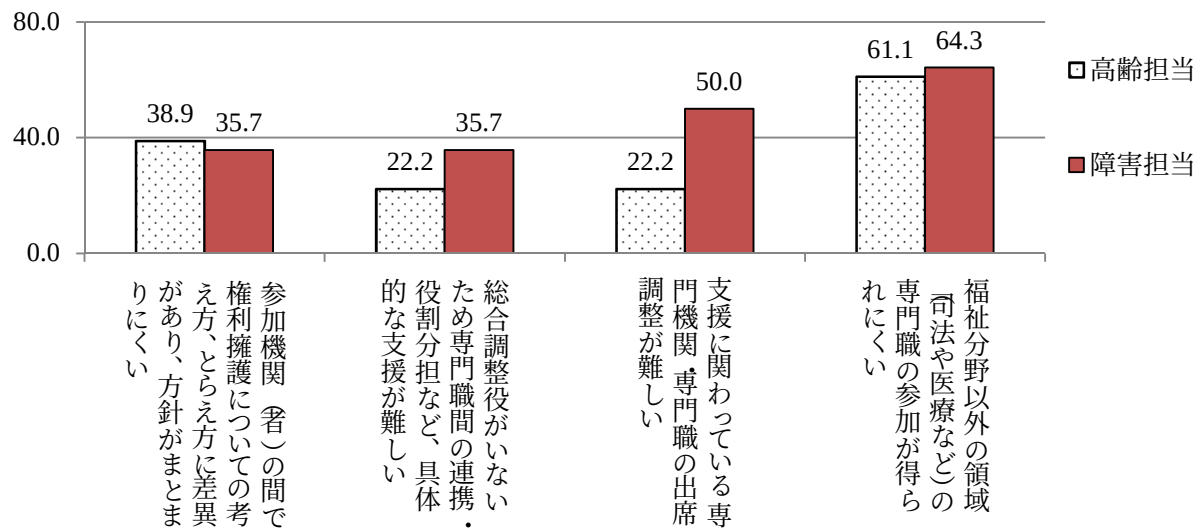
(年間対応件数別)

0件	21	8	10	7	15	0	100.0	38.1	47.6	33.3	71.4	0.0
1-24件	92	37	30	32	52	5	100.0	40.2	32.6	34.8	56.5	5.4
25件以上	73	23	13	21	42	3	100.0	31.5	17.8	28.8	57.5	4.1
全体	221	84	65	73	124	13	100.0	38.0	29.4	33.0	56.1	5.9

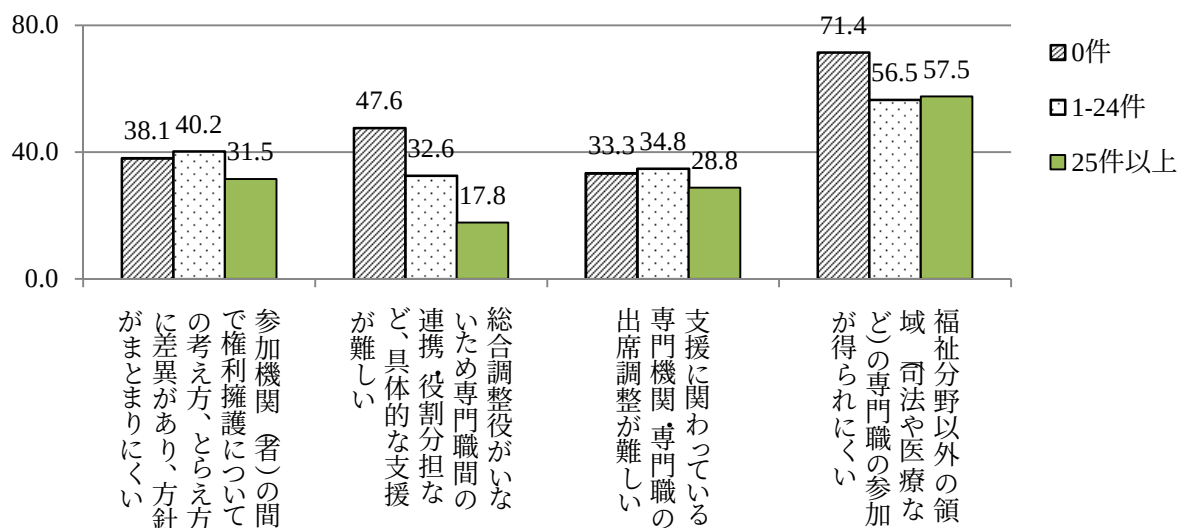
(圏域別)

横浜圏域	65	25	14	17	38	3	100.0	38.5	21.5	26.2	58.5	4.6
川崎圏域	33	14	11	16	18	1	100.0	42.4	33.3	48.5	54.5	3.0
横須賀・三浦圏域	24	6	12	7	16	2	100.0	25.0	50.0	29.2	66.7	8.3
県央圏域	31	16	9	10	13	2	100.0	51.6	29.0	32.3	41.9	6.5
湘南東圏域	15	5	4	6	10	1	100.0	33.3	26.7	40.0	66.7	6.7
湘南西圏域	20	6	5	6	13	2	100.0	30.0	25.0	30.0	65.0	10.0
県西圏域	11	3	5	6	4	0	101.0	27.3	45.5	54.5	36.4	0.0
相模原(県北)圏域	14	6	3	3	7	2	102.0	42.9	21.4	21.4	50.0	14.3
全体	221	84	65	73	124	13	100.0	38.0	29.4	33.0	56.1	5.9

図表6 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容×事業区分別2



図表7 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携をする際の課題の内容×年間対応件数別2



(2) 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無と内容

質問 貴事業所等がある地域における「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成について、何らかの課題がありますか。

(2) -1 課題の有無

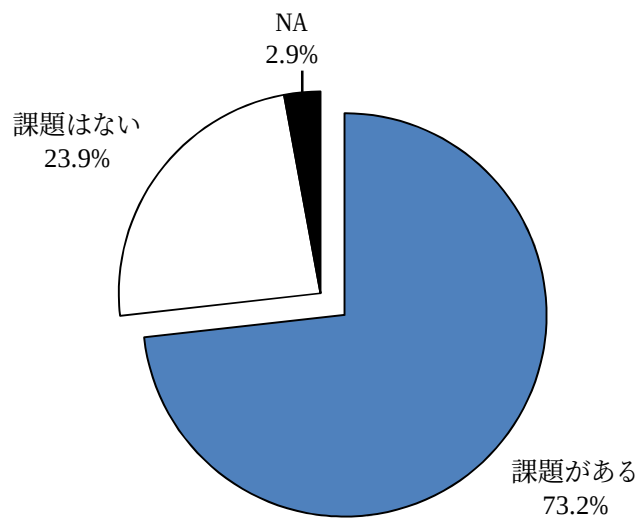
(調査結果のポイント)

○専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する「課題がある」が73.2%、「課題がない」は23.9%である。

○事業区分別でみると、障害者相談支援機関の「課題がある」が81.6%で地域包括支援センターの72.2%より多い。

図表8 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無

	回答数	%
課題がある	227	73.2
課題はない	74	23.9
NA	9	2.9
全体	310	100.0



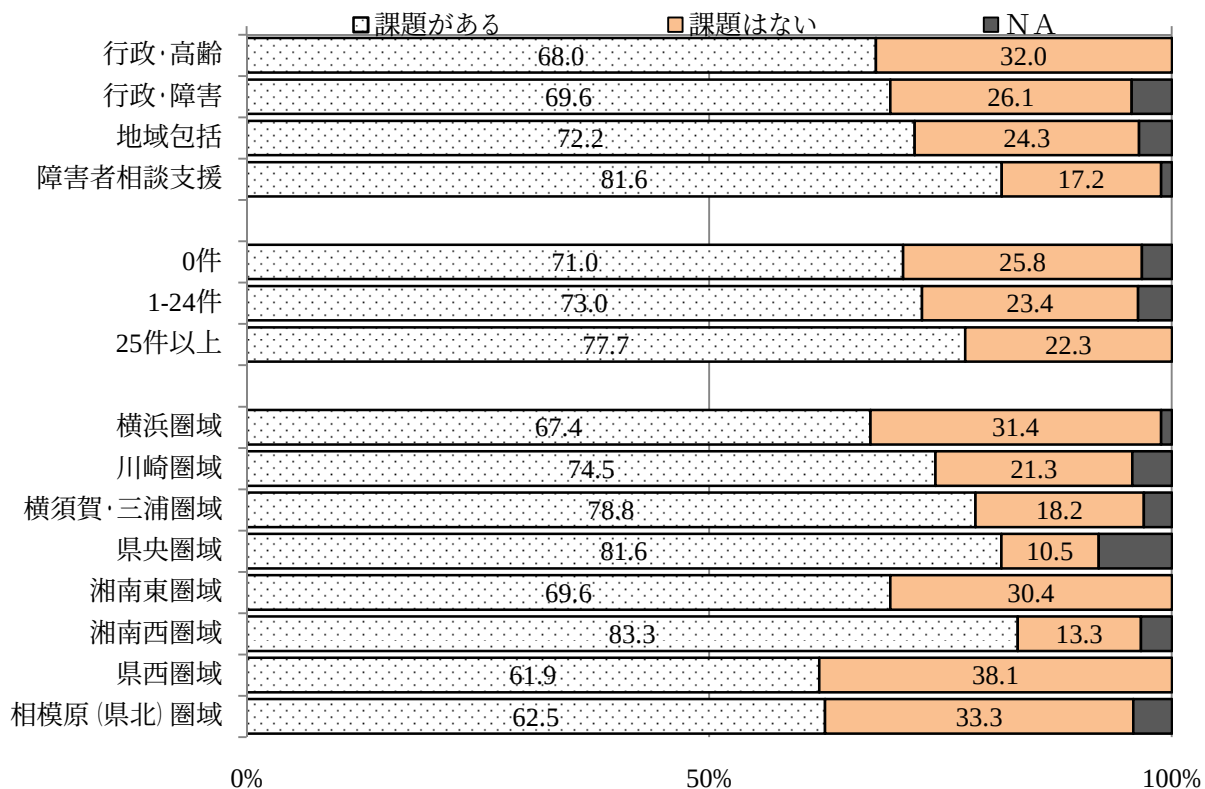
(クロス集計)

図表9 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	17	8	0	100.0	68.0	32.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	16	6	1	100.0	69.6	26.1	4.3
地域包括支援センター	169	122	41	6	100.0	72.2	24.3	3.6
障害者相談支援機関	87	71	15	1	100.0	81.6	17.2	1.1
在宅介護支援センター	6	1	4	1	100.0	16.7	66.7	16.7
全体	310	227	74	9	100.0	73.2	23.9	2.9
(年間対応件数別)								
0件	31	22	8	1	100.0	71.0	25.8	3.2
1-24件	137	100	32	5	100.0	73.0	23.4	3.6
25件以上	94	73	21	0	100.0	77.7	22.3	0.0
全体	310	227	74	9	100.0	73.2	23.9	2.9
(圏域別)								
横浜圏域	86	58	27	1	100.0	67.4	31.4	1.2
川崎圏域	47	35	10	2	100.0	74.5	21.3	4.3
横須賀・三浦圏域	33	26	6	1	100.0	78.8	18.2	3.0
県央圏域	38	31	4	3	100.0	81.6	10.5	7.9
湘南東圏域	23	16	7	0	100.0	69.6	30.4	0.0
湘南西圏域	30	25	4	1	100.0	83.3	13.3	3.3
県西圏域	21	13	8	0	101.0	61.9	38.1	0.0
相模原(県北)圏域	24	15	8	1	102.0	62.5	33.3	4.2
全体	310	227	74	9	100.0	73.2	23.9	2.9

図表10 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の有無

×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



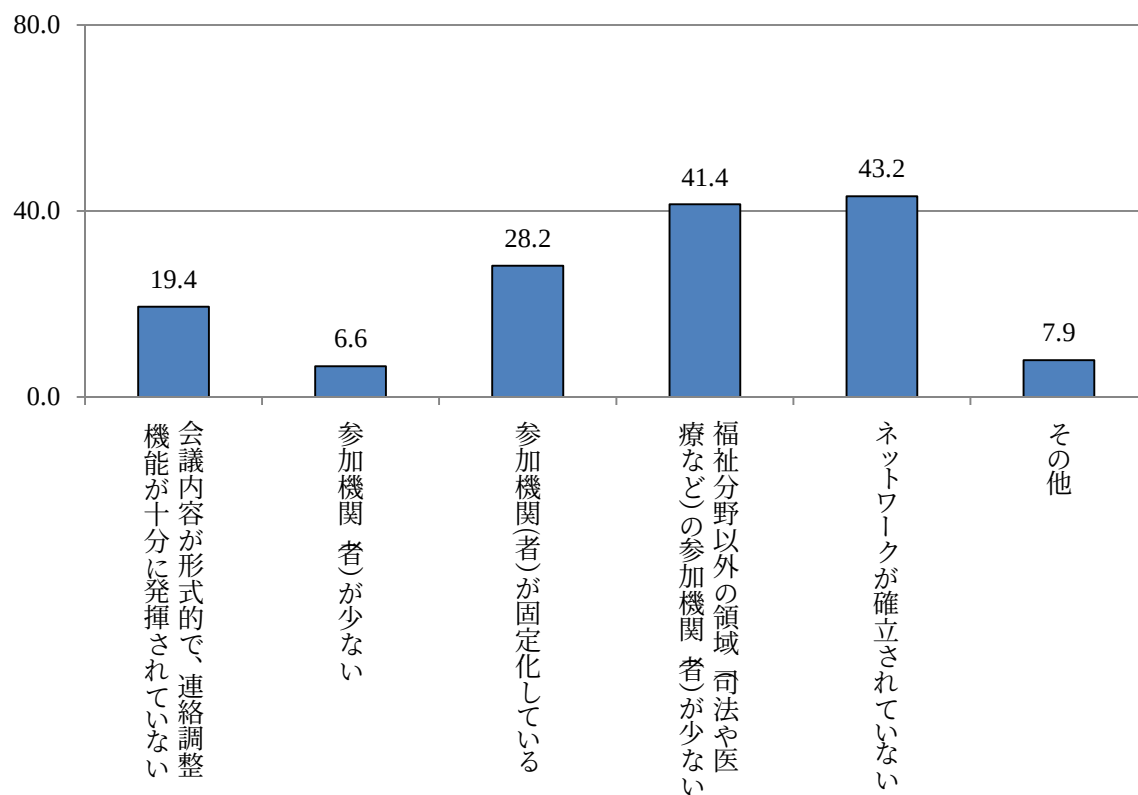
(2) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

- 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題としては、「ネットワークが確立されていない」(43.2%)と「福祉分野以外の参加機関(者)が少ない」(41.4%)が多い回答である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「参加機関(者)が固定化している」が29.4%で障害担当の12.5%より多い。
- また、地域包括支援センターの「参加機関(者)が固定化している」が34.4%で障害者相談支援機関の21.1%より多い。
- 年間対応件数別では、対応件数が少ない事業所等ほど、「ネットワークが確立されていない」と「福祉分野以外の参加機関(者)が少ない」が多い。

図表11 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容 (複数回答)

	回答数	%
会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分に発揮されていない	44	19.4
参加機関(者)が少ない	15	6.6
参加機関(者)が固定化している	64	28.2
福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	94	41.4
ネットワークが確立されていない	98	43.2
その他	18	7.9
全体	227	100.0

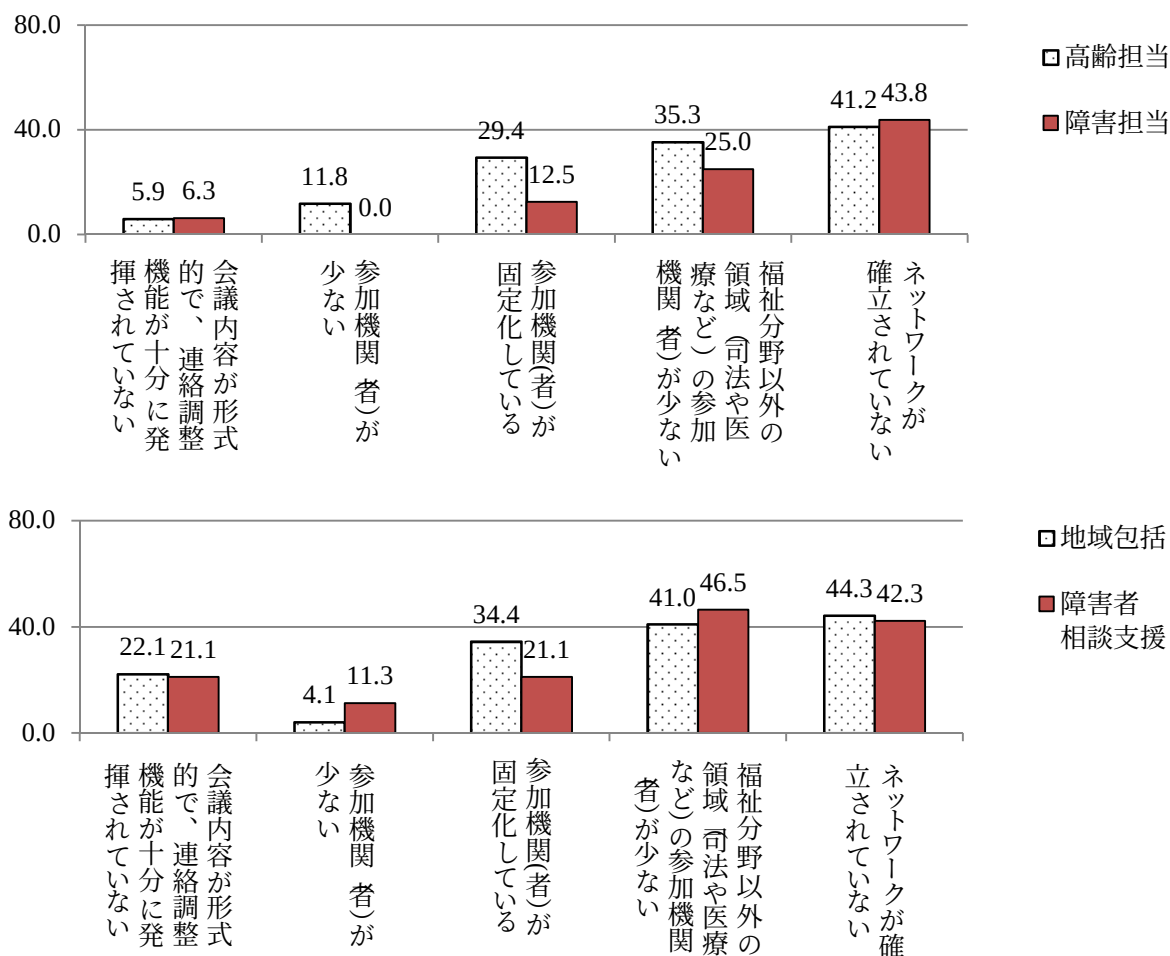


(クロス集計)

図表12 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容×事業区分別

	(複数回答) (回答数)						
	全体	会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分に発揮されていない	参加機関(者)が少ない	参加機関(者)が固定化している	福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	ネットワークが確立されていない	その他
行政(高齢者担当部署)	17	1	2	5	6	7	1
行政(障害者担当部署)	16	1	0	2	4	7	3
地域包括支援センター	122	27	5	42	50	54	7
障害者相談支援機関	71	15	8	15	33	30	7
在宅介護支援センター	1	0	0	0	1	0	0
全体	227	44	15	64	94	98	18
(%)							
行政(高齢者担当部署)	100.0	5.9	11.8	29.4	35.3	41.2	5.9
行政(障害者担当部署)	100.0	6.3	0.0	12.5	25.0	43.8	18.8
地域包括支援センター	100.0	22.1	4.1	34.4	41.0	44.3	5.7
障害者相談支援機関	100.0	21.1	11.3	21.1	46.5	42.3	9.9
在宅介護支援センター	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
全体	100.0	19.4	6.6	28.2	41.4	43.2	7.9

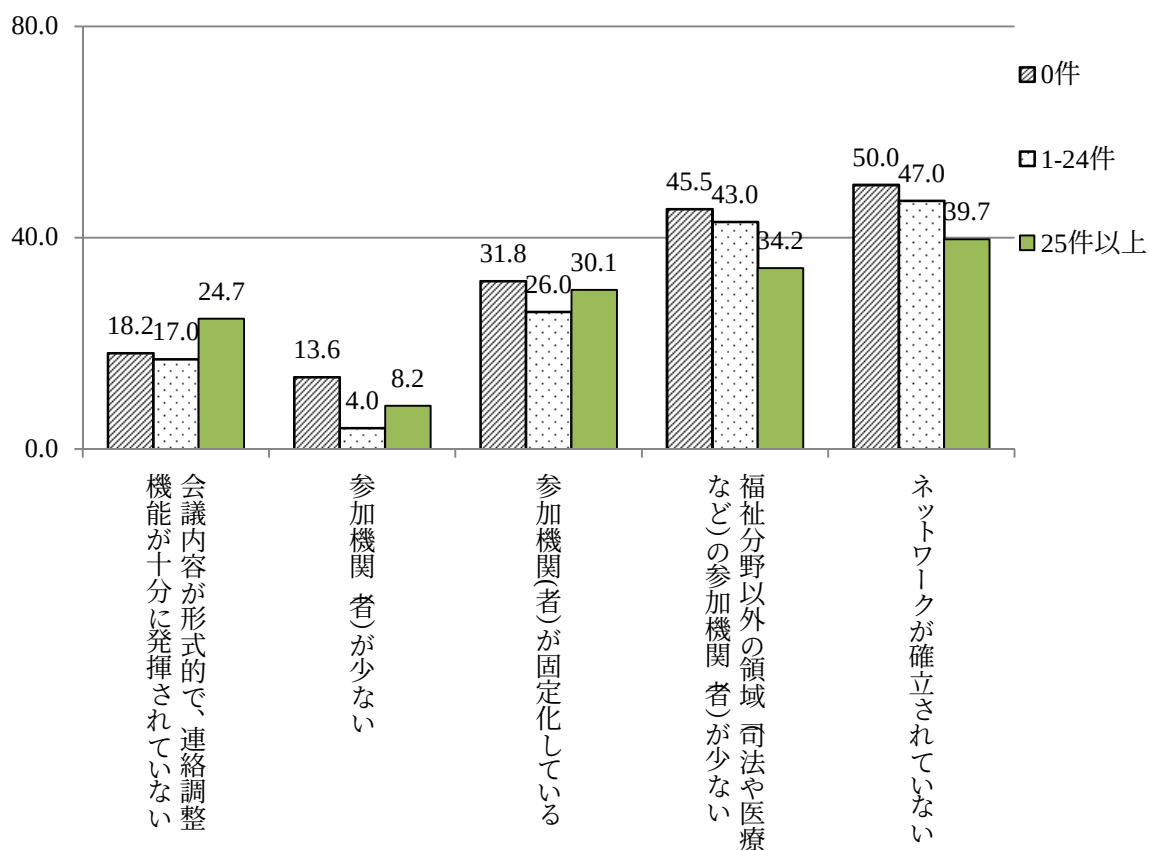
図表13 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容×事業区分別2



図表14 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容×年間対応件数別

	(複数回答)		(回答数)				
	全体	会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分に発揮されていない	参加機関(者)が少ない	参加機関(者)が固定化している	福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	ネットワークが確立されていない	その他
0件	22	4	3	7	10	11	0
1-24件	100	17	4	26	43	47	10
25件以上	73	18	6	22	25	29	5
全体	227	44	15	64	94	98	18
	(%)						
0件	100.0	18.2	13.6	31.8	45.5	50.0	0.0
1-24件	100.0	17.0	4.0	26.0	43.0	47.0	10.0
25件以上	100.0	24.7	8.2	30.1	34.2	39.7	6.8
全体	100.0	13.0	8.7	30.4	47.8	26.1	13.0

図表15 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容×年間対応件数別2



図表16 専門機関・専門職間のネットワーク形成に関する課題の内容×圏域別

	(複数回答)						(回答数)
	全体	会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分に発揮されていない	参加機関(者)が少ない	参加機関(者)が固定化している	福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	ネットワークが確立されていない	その他
横浜圏域	58	16	2	15	18	23	3
川崎圏域	35	4	3	11	17	19	1
横須賀・三浦圏域	26	6	2	9	9	12	4
県央圏域	31	5	2	7	15	13	2
湘南東圏域	16	4	2	4	6	6	2
湘南西圏域	25	3	1	6	13	11	4
県西圏域	13	3	1	4	6	3	2
相模原(県北)圏域	15	2	1	6	6	7	0
全体	227	44	15	64	94	98	18
(%)							
横浜圏域	100.0	27.6	3.4	25.9	31.0	39.7	5.2
川崎圏域	100.0	11.4	8.6	31.4	48.6	54.3	2.9
横須賀・三浦圏域	100.0	23.1	7.7	34.6	34.6	46.2	15.4
県央圏域	100.0	16.1	6.5	22.6	48.4	41.9	6.5
湘南東圏域	100.0	25.0	12.5	25.0	37.5	37.5	12.5
湘南西圏域	100.0	12.0	4.0	24.0	52.0	44.0	16.0
県西圏域	100.0	23.1	7.7	30.8	46.2	23.1	15.4
相模原(県北)圏域	100.0	13.3	6.7	40.0	40.0	46.7	0.0
全体	100.0	19.4	6.6	28.2	41.4	43.2	7.9

(3) 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援に対応において、地域内の住民福祉活動と連携する際に、何らかの課題がありますか。

※住民福祉活動とは、自治会などの住民組織等や住民の支え合い活動などのインフォーマルサポートのこと。

(3)-1 課題の有無

(調査結果のポイント)

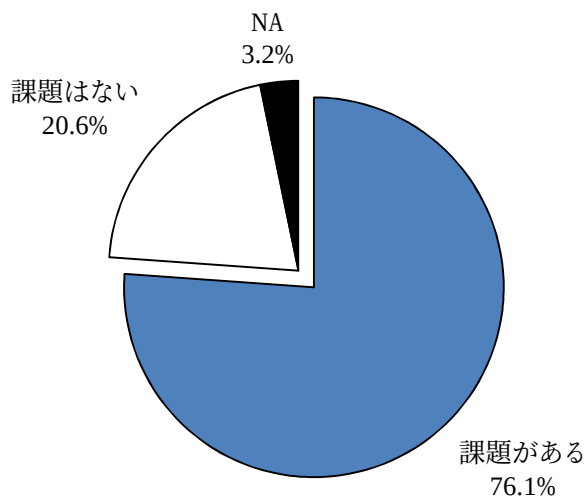
○地域内の住民福祉活動と連携する際に「課題がある」が76.1%、「課題がない」は20.6%である。

○事業区分別でみると、障害者相談支援機関の「課題がある」が83.9%で地域包括支援センターの75.7%より多い。

○年間対応件数別では、対応件数による「課題がある」の大きな差はない。

図表17 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無

	回答数	%
課題がある	236	76.1
課題はない	64	20.6
NA	10	3.2
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表18 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	18	7	0	100.0	72.0	28.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	16	6	1	100.0	69.6	26.1	4.3
地域包括支援センター	169	128	36	5	100.0	75.7	21.3	3.0
障害者相談支援機関	87	73	11	3	100.0	83.9	12.6	3.4
在宅介護支援センター	6	1	4	1	100.0	16.7	66.7	16.7
全体	310	236	64	10	100.0	76.1	20.6	3.2

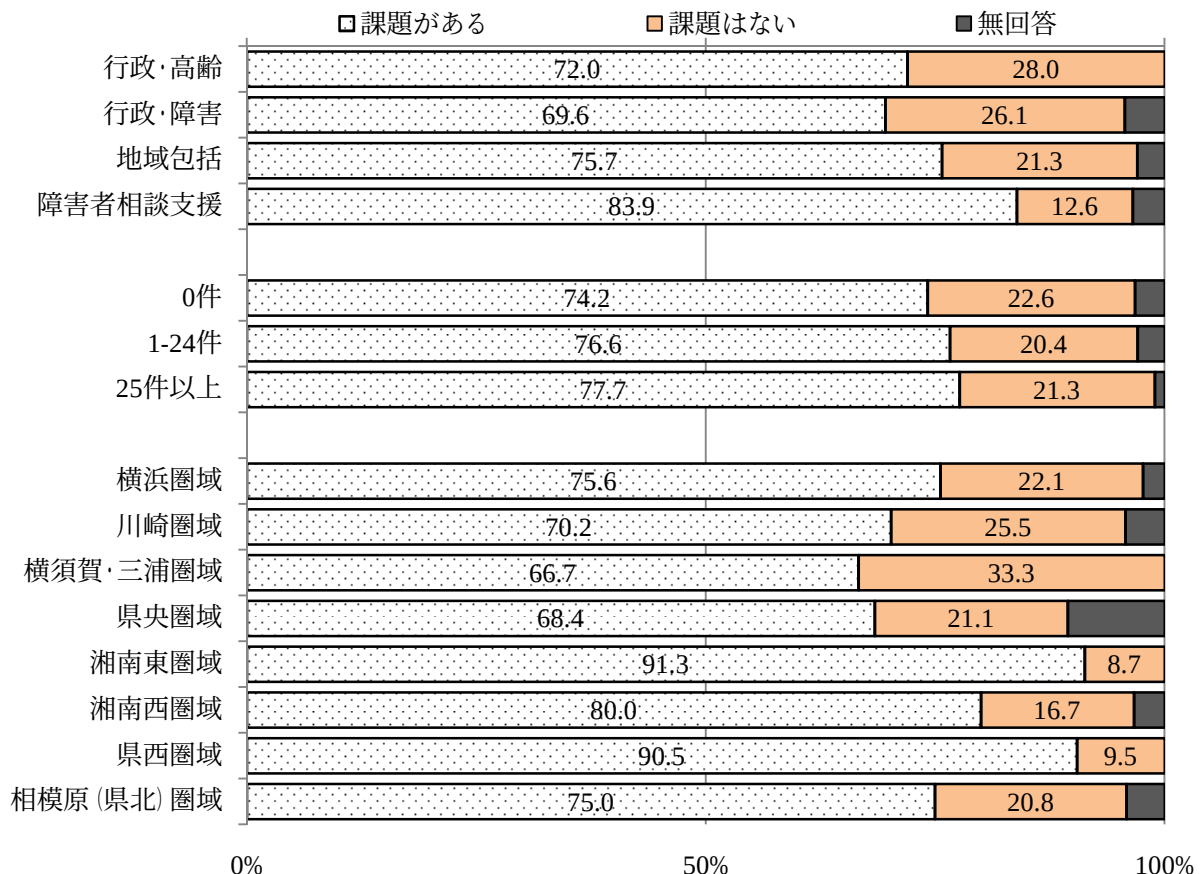
(年間対応件数別)

	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
0件	31	23	7	1	100.0	74.2	22.6	3.2
1-24件	137	105	28	4	100.0	76.6	20.4	2.9
25件以上	94	73	20	1	100.0	77.7	21.3	1.1
全体	310	236	64	10	100.0	76.1	20.6	3.2

(圏域別)

	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
横浜圏域	86	65	19	2	100.0	75.6	22.1	2.3
川崎圏域	47	33	12	2	100.0	70.2	25.5	4.3
横須賀・三浦圏域	33	22	11	0	100.0	66.7	33.3	0.0
県央圏域	38	26	8	4	100.0	68.4	21.1	10.5
湘南東圏域	23	21	2	0	100.0	91.3	8.7	0.0
湘南西圏域	30	24	5	1	100.0	80.0	16.7	3.3
県西圏域	21	19	2	0	101.0	90.5	9.5	0.0
相模原(県北)圏域	24	18	5	1	102.0	75.0	20.8	4.2
全体	310	236	64	10	100.0	76.1	20.6	3.2

図表19 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



(3) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

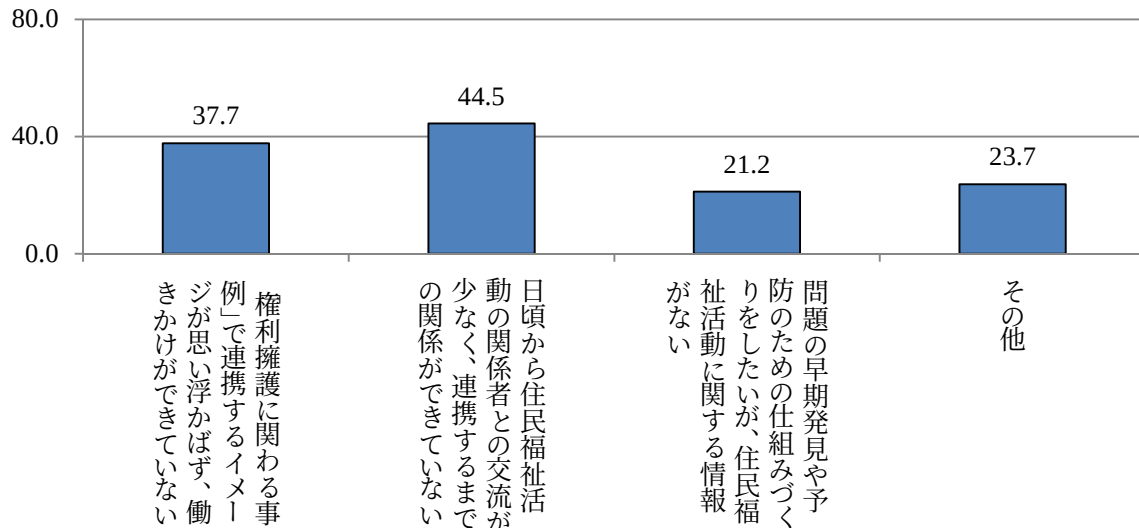
- 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題としては、現在「連携するまでの関係ができていない」が44.5%で最も多く、次いで「イメージが思い浮かばず、働きかけができていない」37.7%などである。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「連携するまでの関係ができていない」が62.5%で高齢担当の38.9%より多い。
- また、障害者相談支援機関の「連携するまでの関係ができていない」が69.9%で地域包括支援センターの28.9%より多い。これに対し、地域包括支援センターの「イメージが思い浮かばず、働きかけができない」が43.8%で障害者相談支援機関の28.8%より多い。
- 年間対応件数別では、すべての項目において、対応件数がない「0件」の事業所の回答が多い。「イメージが思い浮かばず、働きかけができていない」と「連携するまでの関係ができていない」は、対応件数が少ない事業所に多い傾向がある。

図表20 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
「権利擁護に関わる事例」で連携するイメージが思い浮かばず、働きかけができていない	89	37.7
日頃から住民福祉活動の関係者との交流が少なく、連携するまでの関係ができていない	105	44.5
問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない	50	21.2
その他	56	23.7
全体	236	100.0

図表21 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容



(クロス集計)

図表22 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容 (複数回答)

(事業区分別)	(回答数)					(%)				
	全体	権利擁護に関わる事例で連携するイメージが思い浮かばず、働きかけができていない	日頃から住民福祉活動の関係者との交流が少なく、連携するまでの関係ができていない	問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない	その他	全体	権利擁護に関わる事例で連携するイメージが思い浮かばず、働きかけができていない	日頃から住民福祉活動の関係者との交流が少なく、連携するまでの関係ができていない	問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない	その他
行政 (高齢者担当部署)	18	7	7	3	4	100.0	38.9	38.9	16.7	22.2
行政 (障害者担当部署)	16	5	10	3	2	100.0	31.3	62.5	18.8	12.5
地域包括支援センター	128	56	37	23	38	100.0	43.8	28.9	18.0	29.7
障害者相談支援機関	73	21	51	20	12	100.0	28.8	69.9	27.4	16.4
在宅介護支援センター	1	0	0	1	0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0
全体	236	89	105	50	56	100.0	37.7	44.5	21.2	23.7

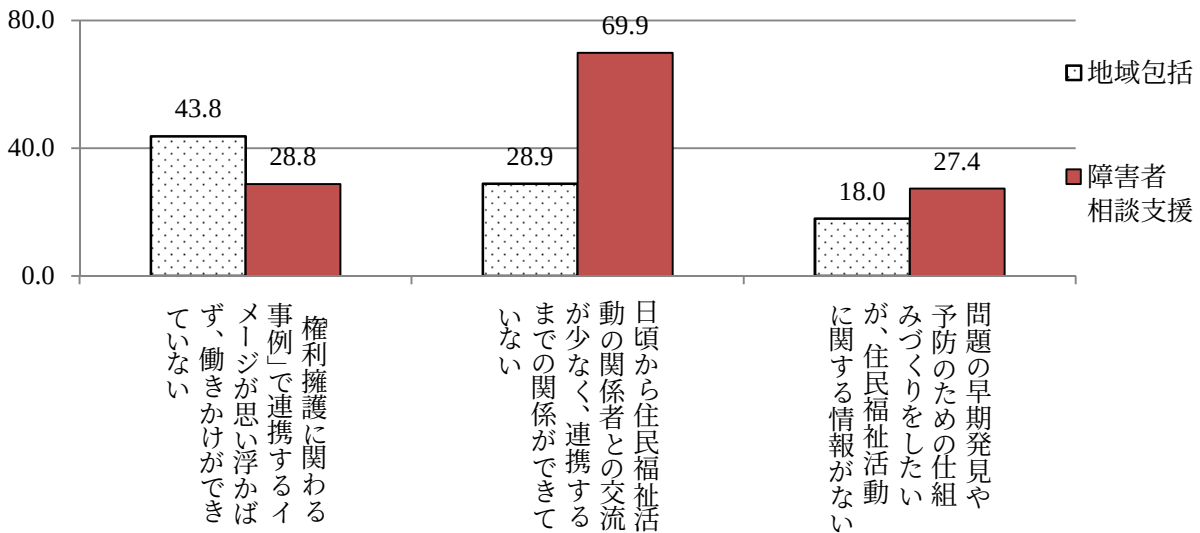
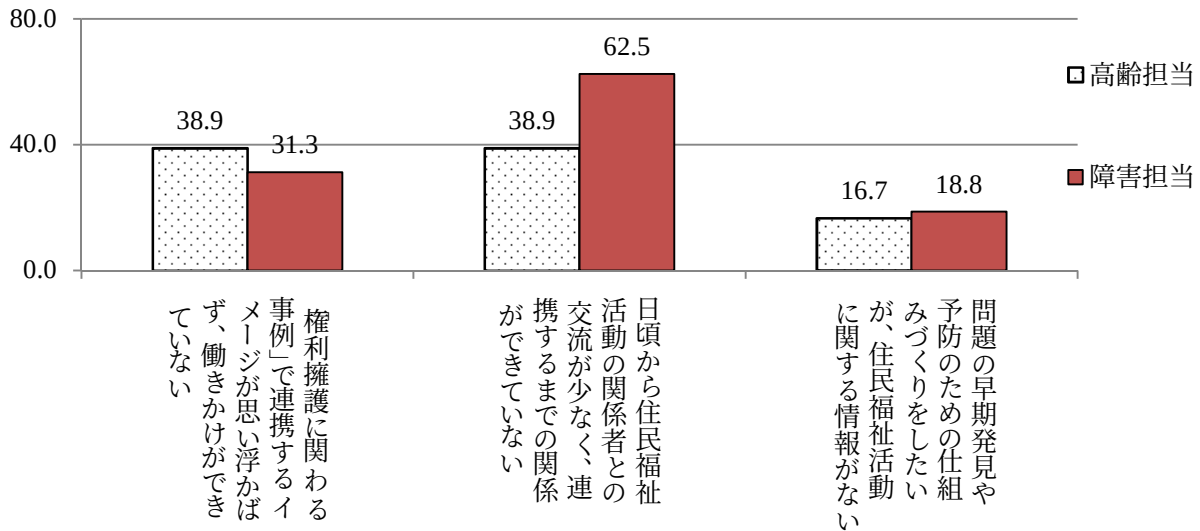
(年間対応件数別)

0件	23	12	13	7	1	100.0	52.2	56.5	30.4	4.3
1-24件	105	35	52	23	24	100.0	33.3	49.5	21.9	22.9
25件以上	73	29	25	12	21	100.0	39.7	34.2	16.4	28.8
全体	236	89	105	50	56	100.0	37.7	44.5	21.2	23.7

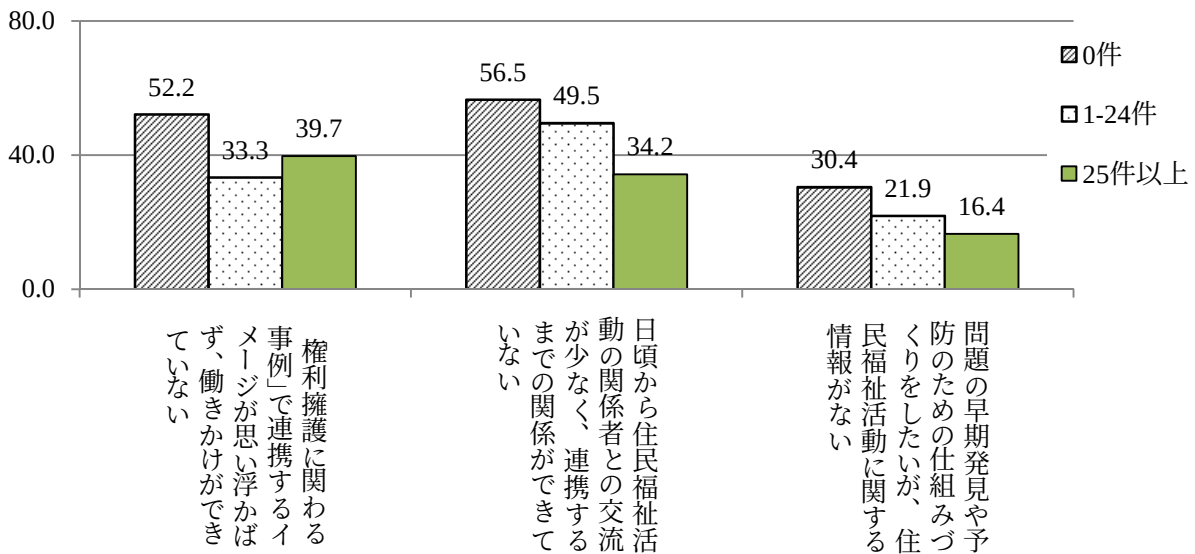
(圏域別)

横浜圏域	65	27	17	13	20	100.0	41.5	26.2	20.0	30.8
川崎圏域	33	13	20	9	3	100.0	39.4	60.6	27.3	9.1
横須賀・三浦圏域	22	8	13	4	8	100.0	36.4	59.1	18.2	36.4
県央圏域	26	11	16	6	3	100.0	42.3	61.5	23.1	11.5
湘南東圏域	21	8	7	4	6	100.0	38.1	33.3	19.0	28.6
湘南西圏域	24	6	8	3	8	100.0	25.0	33.3	12.5	33.3
県西圏域	19	5	13	7	1	101.0	26.3	68.4	36.8	5.3
相模原 (県北) 圏域	18	6	8	3	6	102.0	33.3	44.4	16.7	33.3
全体	236	89	105	50	56	100.0	37.7	44.5	21.2	23.7

図表23 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容×事業区分別2



図表24 地域内の住民福祉活動と連携する際の課題の内容×年間対応件数別2



(4) 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無と内容

質問

貴事業所等が、「権利擁護に関わる事業」に関する相談支援をする際の組織体制について、何らかの課題がありますか。

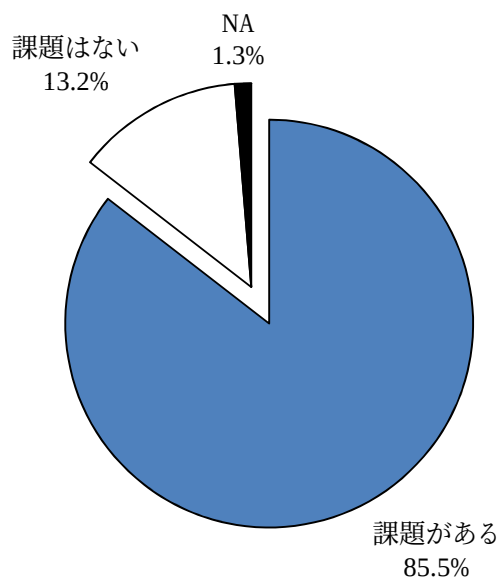
(4) -1 課題の有無

(調査結果のポイント)

- 相談支援をする際の組織体制について「課題がある」が85.5%、「課題がない」は13.2%である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「課題がある」が96.0%で障害担当の87.0%より多い。
- また、障害者相談支援機関の「課題がある」が地域包括支援センターより若干多い。
- 年間対応件数別の差はない。

図表25 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無

	回答数	%
課題がある	265	85.5
課題はない	41	13.2
NA	4	1.3
全体	310	100.0



(クロス集計)

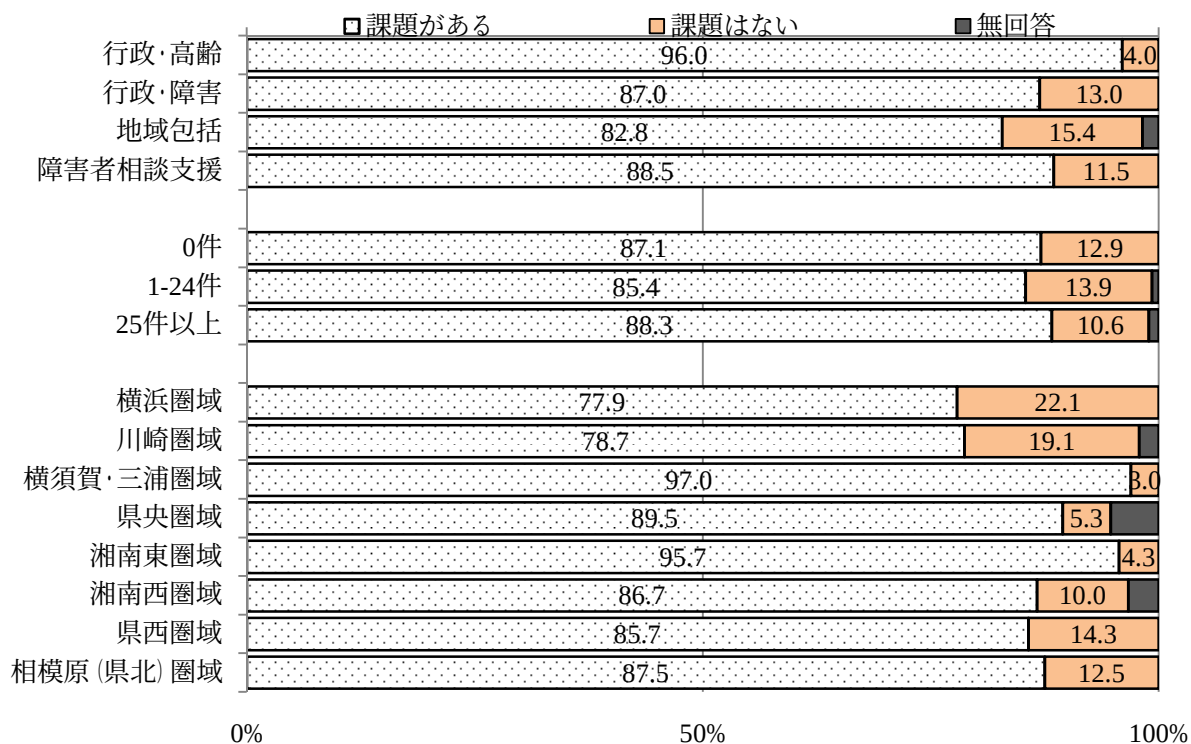
図表26 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	課題がある	課題はない	NA	全体	課題がある	課題はない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	24	1	0	100.0	96.0	4.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	20	3	0	100.0	87.0	13.0	0.0
地域包括支援センター	169	140	26	3	100.0	82.8	15.4	1.8
障害者相談支援機関	87	77	10	0	100.0	88.5	11.5	0.0
在宅介護支援センター	6	4	1	1	100.0	66.7	16.7	16.7
全体	310	265	41	4	100.0	85.5	13.2	1.3

(年間対応件数別)								
0件	31	27	4	0	100.0	87.1	12.9	0.0
1-24件	137	117	19	1	100.0	85.4	13.9	0.7
25件以上	94	83	10	1	100.0	88.3	10.6	1.1
全体	310	265	41	4	100.0	85.5	13.2	1.3

(圏域別)								
横浜圏域	86	67	19	0	100.0	77.9	22.1	0.0
川崎圏域	47	37	9	1	100.0	78.7	19.1	2.1
横須賀・三浦圏域	33	32	1	0	100.0	97.0	3.0	0.0
県央圏域	38	34	2	2	100.0	89.5	5.3	5.3
湘南東圏域	23	22	1	0	100.0	95.7	4.3	0.0
湘南西圏域	30	26	3	1	100.0	86.7	10.0	3.3
県西圏域	21	18	3	0	101.0	85.7	14.3	0.0
相模原(県北)圏域	24	21	3	0	102.0	87.5	12.5	0.0
全体	310	265	41	4	100.0	85.5	13.2	1.3

図表27 相談支援をする際の組織体制についての課題の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



(4) -2 課題の内容

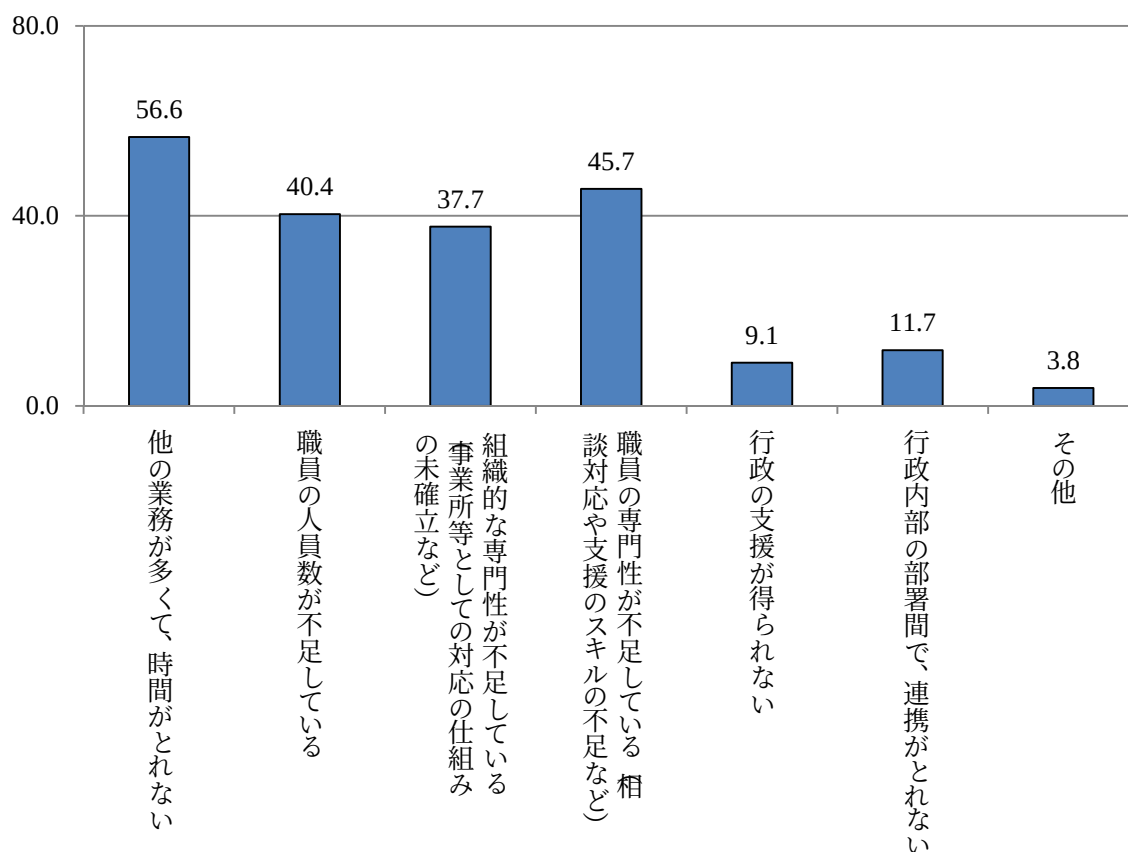
(調査結果のポイント)

- 相談支援をする際の組織体制についての課題としては、「他の業務が多くて、時間がとれない」が最も多く56.6%である。次いで、「職員の専門性が不足している」45.7%、「職員の人員数が不足している」40.4%などである。
- 事業区分別でみると、行政では、障害担当の「職員の専門性が不足している」と「組織的な専門性が不足している」が高齢担当より多い。
- また、障害者相談支援機関の「職員の人員数が不足している」と「組織的な専門性が不足している」が地域包括支援センターを上回っている。
- 年間対応件数別では、対応件数が多い事業所等に回答が多い項目は「他の業務が多くて、時間がとれない」。これに対し対応件数が少ない事業所に多い項目は「職員の人員数が不足している」と「組織的な専門性が不足している」である。

図表28 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容

(複数回答)

	回答数	%
他の業務が多くて、時間がとれない	150	56.6
職員の人員数が不足している	107	40.4
組織的な専門性が不足している(事業所等としての対応の仕組みの未確立など)	100	37.7
職員の専門性が不足している(相談対応や支援のスキルの不足など)	121	45.7
行政の支援が得られない	24	9.1
行政内部の部署間で、連携がとれない	31	11.7
その他	10	3.8
全体	265	100.0

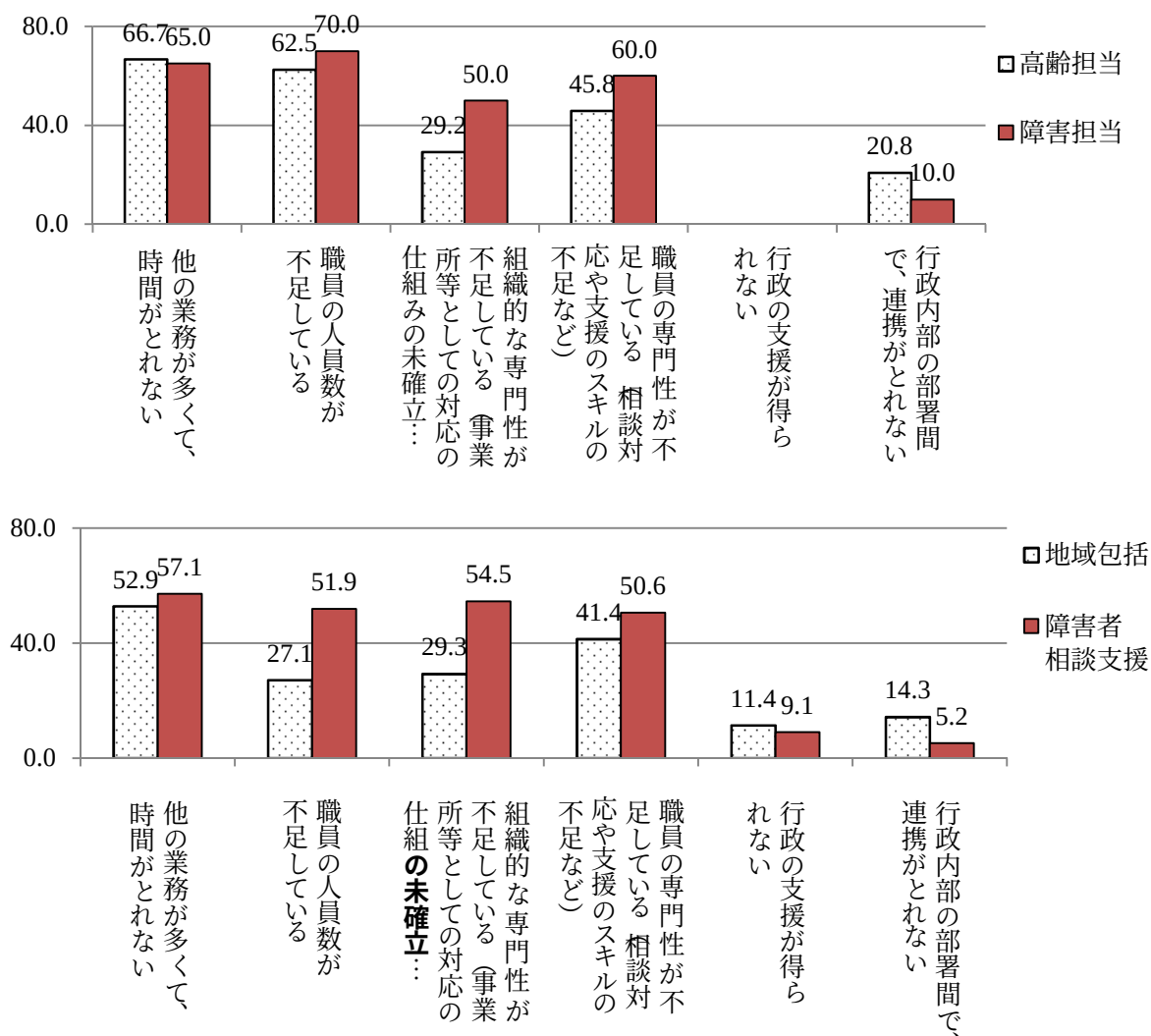


(クロス集計)

図表29 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容×事業区分別 (複数回答) (回答数)

	全体	他の業務が多 くて、時間 がとれない	職員の 人員数が 不足して いる	組織的な 専門性が 不足して いる(事 業所等 としての 対応の仕 組みの未 確立など)	職員の専 門性が不 足してい る(相談 対応や支 援のスキ ルの不足 など)	行政の支 援が得ら れない	行政内 部の部 署間で、 連携がと れない	その他
行政(高齢者担当部署)	24	16	15	7	11	0	5	1
行政(障害者担当部署)	20	13	14	10	12	0	2	0
地域包括支援センター	140	74	38	41	58	16	20	7
障害者相談支援機関	77	44	40	42	39	7	4	2
在宅介護支援センター	4	3	0	0	1	1	0	0
全体	265	150	107	100	121	24	31	10
(%)								
行政(高齢者担当部署)	100.0	66.7	62.5	29.2	45.8	0.0	20.8	4.2
行政(障害者担当部署)	100.0	65.0	70.0	50.0	60.0	0.0	10.0	0.0
地域包括支援センター	100.0	52.9	27.1	29.3	41.4	11.4	14.3	5.0
障害者相談支援機関	100.0	57.1	51.9	54.5	50.6	9.1	5.2	2.6
在宅介護支援センター	100.0	75.0	0.0	0.0	25.0	25.0	0.0	0.0
全体	100.0	56.6	40.4	37.7	45.7	9.1	11.7	3.8

図表30 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容×事業区分別2



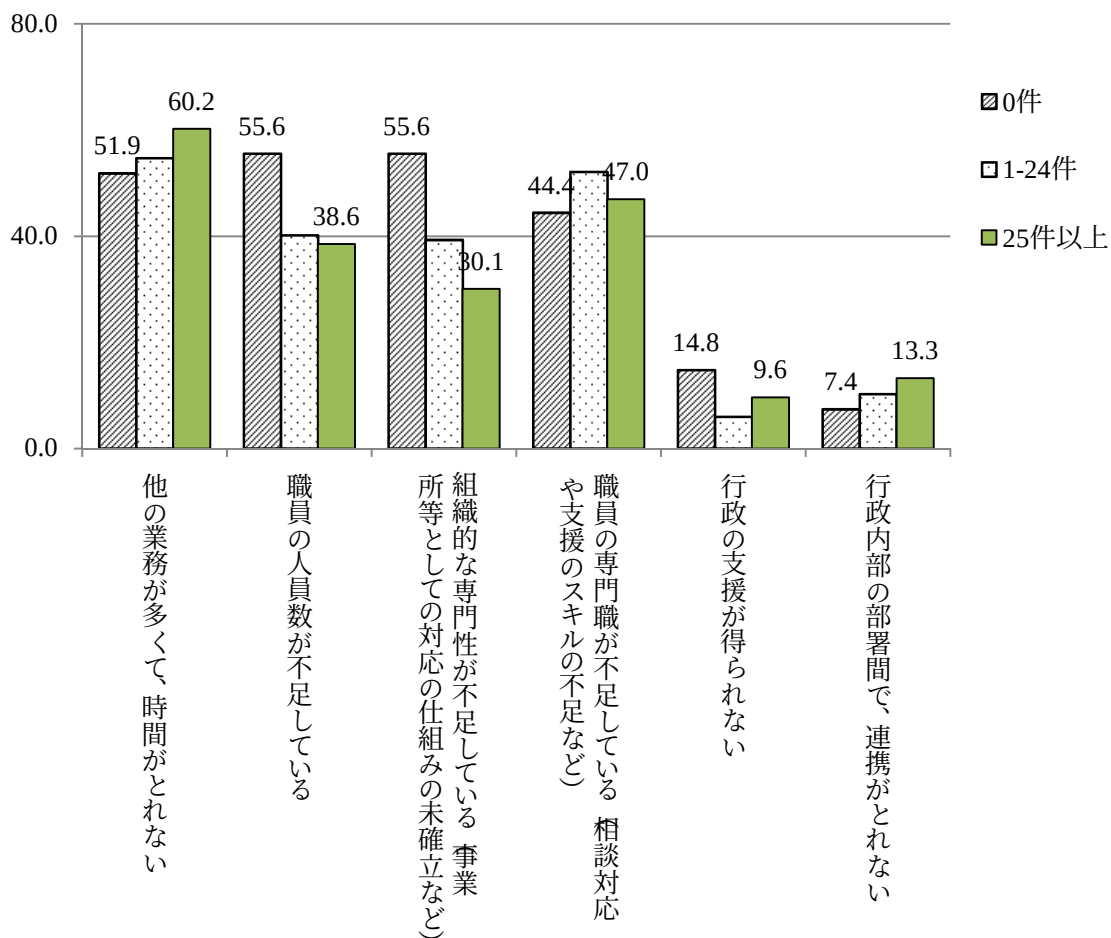
図表31 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容×年間対応件数別

(複数回答)

(回答数)

	全体	他の業務が多 くて、時間 がとれない	職員の人員 数が不足 している	組織的な 専門性が 不足して いる(事 業所等 としての 対応の仕 組みの未 確立など)	職員の専 門性が不 足してい る(相談 対応や支 援のスキ ルの不足 など)	行政の支 援が得ら れない	行政内 部の部 署間で、 連携がと れない	その他
0件	27	14	15	15	12	4	2	1
1-24件	117	64	47	46	61	7	12	4
25件以上	83	50	32	25	39	8	11	4
全体	265	150	107	100	121	24	31	10
	(%)							
0件	100	51.9	55.6	55.6	44.4	14.8	7.4	3.7
1-24件	100	54.7	40.2	39.3	52.1	6.0	10.3	3.4
25件以上	100	60.2	38.6	30.1	47.0	9.6	13.3	4.8
全体	100	56.3	42.5	40.0	45.0	10.0	11.9	3.8

図表32 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容×年間対応件数別2



図表33 相談支援をする際の組織体制についての課題の内容×圏域別

	(複数回答)						(回答数)	
	全体	他の業務が多くて、時間がとれない	職員の人員数が不足している	組織的な専門性が不足している(事業所等としての対応の仕組みの未確立など)	職員の専門性が不足している(相談対応や支援のスキルの不足など)	行政の支援が得られない	行政内部の部署間で、連携がとれない	その他
横浜圏域	67	35	22	22	28	4	4	2
川崎圏域	37	23	17	16	18	8	6	0
横須賀・三浦圏域	32	20	14	14	15	1	7	1
県央圏域	34	17	13	10	18	4	4	1
湘南東圏域	22	11	11	12	11	1	4	2
湘南西圏域	26	14	9	11	12	5	3	1
県西圏域	18	14	10	5	7	0	0	1
相模原(県北)圏域	21	12	9	8	8	0	2	2
全体	265	150	107	100	121	24	31	10
	(%)							
横浜圏域	100.0	52.2	32.8	32.8	41.8	6.0	6.0	3.0
川崎圏域	100.0	62.2	45.9	43.2	48.6	21.6	16.2	0.0
横須賀・三浦圏域	100.0	62.5	43.8	43.8	46.9	3.1	21.9	3.1
県央圏域	100.0	50.0	38.2	29.4	52.9	11.8	11.8	2.9
湘南東圏域	100.0	50.0	50.0	54.5	50.0	4.5	18.2	9.1
湘南西圏域	100.0	53.8	34.6	42.3	46.2	19.2	11.5	3.8
県西圏域	100.0	77.8	55.6	27.8	38.9	0.0	0.0	5.6
相模原(県北)圏域	100.0	57.1	42.9	38.1	38.1	0.0	9.5	9.5
全体	100.0	56.6	40.4	37.7	45.7	9.1	11.7	3.8

(5) 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無と内容

質問

貴事業所等の職員が「権利擁護に関わる事業」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題がありますか。

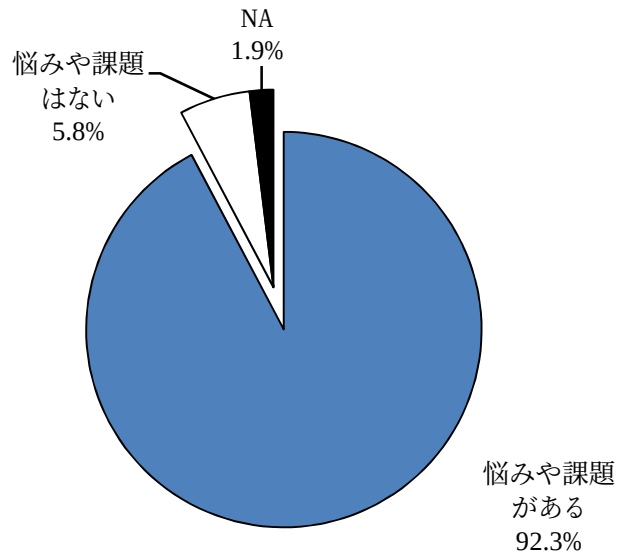
(5) -1 課題の有無

(調査結果のポイント)

- 職員が相談支援をする際に感じている「悩みや課題がある」が92.3%、「悩みや課題はない」は5.8%である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当の「悩みや課題がある」が100.0%で障害担当の87.0%より多い。
- 年間対応件数別でみると、対応件数が多い事業所に「悩みや課題がある」が多い。「0件」は83.9%、1件以上は93-96%である。

図表34 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無

	回答数	%
悩みや課題がある	286	92.3
悩みや課題はない	18	5.8
NA	6	1.9
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表35 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無

(事業区分別)	(回答数)				(%)			
	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA
行政(高齢者担当部署)	25	25	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
行政(障害者担当部署)	23	20	3	0	100.0	87.0	13.0	0.0
地域包括支援センター	169	154	10	5	100.0	91.1	5.9	3.0
障害者相談支援機関	87	82	5	0	100.0	94.3	5.7	0.0
在宅介護支援センター	6	5	0	1	100.0	83.3	0.0	16.7
全体	310	286	18	6	100.0	92.3	5.8	1.9

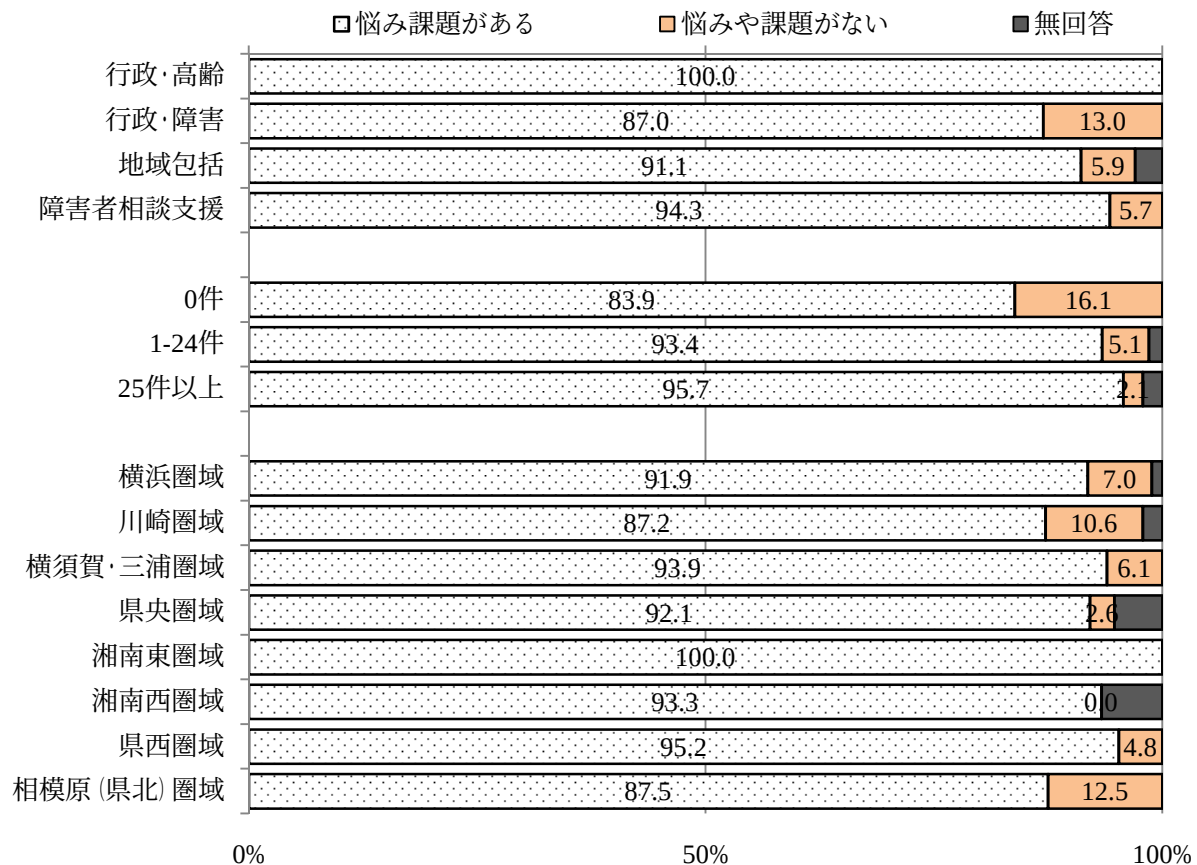
(年間対応件数別)

	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA
0件	31	26	5	0	100.0	83.9	16.1	0.0
1-24件	137	128	7	2	100.0	93.4	5.1	1.5
25件以上	94	90	2	2	100.0	95.7	2.1	2.1
全体	310	286	18	6	100.0	92.3	5.8	1.9

(圏域別)

	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA	全体	悩みや 課題が ある	悩みや 課題は ない	NA
横浜圏域	86	79	6	1	100.0	91.9	7.0	1.2
川崎圏域	47	41	5	1	100.0	87.2	10.6	2.1
横須賀・三浦圏域	33	31	2	0	100.0	93.9	6.1	0.0
県央圏域	38	35	1	2	100.0	92.1	2.6	5.3
湘南東圏域	23	23	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0
湘南西圏域	30	28	0	2	100.0	93.3	0.0	6.7
県西圏域	21	20	1	0	101.0	95.2	4.8	0.0
相模原(県北)圏域	24	21	3	0	102.0	87.5	12.5	0.0
全体	310	286	18	6	100.0	92.3	5.8	1.9

図表36 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の有無×事業区分別・年間対応件数別・圏域別



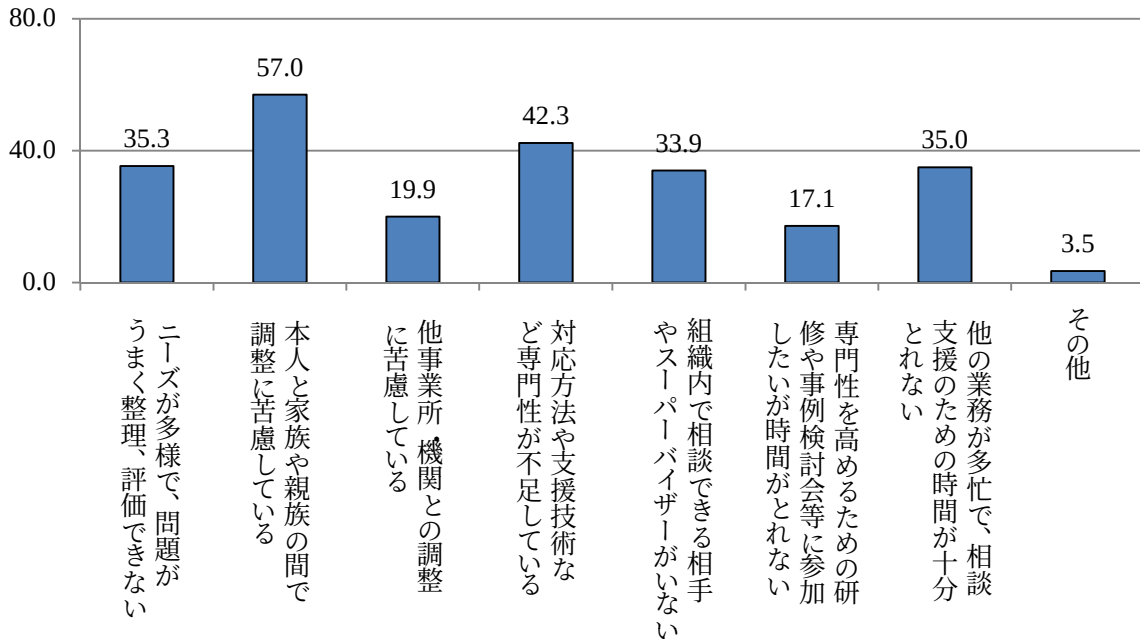
(5) -2 課題の内容

(調査結果のポイント)

- 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題としては、「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」が最も多く57.0%、次いで「対応方法や支援技術など専門性が不足している」42.3%、「ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない」35.3%、「他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない」35.0%などである。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当が障害担当より多い項目は「本人と家族や親族間で調整に苦慮している」、「相談できる相手やスーパーバイザーがいない」、「他事業所・機関との調整に苦慮している」である。これに対し、障害担当が高齢担当を上回っている項目は、「他の業務が多忙」、「研修等に参加する時間がとれない」、「専門性が不足している」である。
- また、地域包括支援センターの「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」と「ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない」がそれぞれ63.6%、39.6%で障害者相談支援機関(41.5%、30.5%)を上回っている。
- 年間対応件数別では、対応件数がない「0件」の事業所では「他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分に取れない」が50.0%で、対応件数が1件以上の事業所より多い。「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」は、「0件」は34.6%で1件以上の事業所(約6割)に比べ少ない。

図表37 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容

	回答数	%
ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	101	35.3
本人と家族や親族の間で調整に苦慮している	163	57.0
他事業所・機関との調整に苦慮している	57	19.9
対応方法や支援技術など専門性が不足している	121	42.3
組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	97	33.9
専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	49	17.1
他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	100	35.0
その他	10	3.5
全体	286	100.0

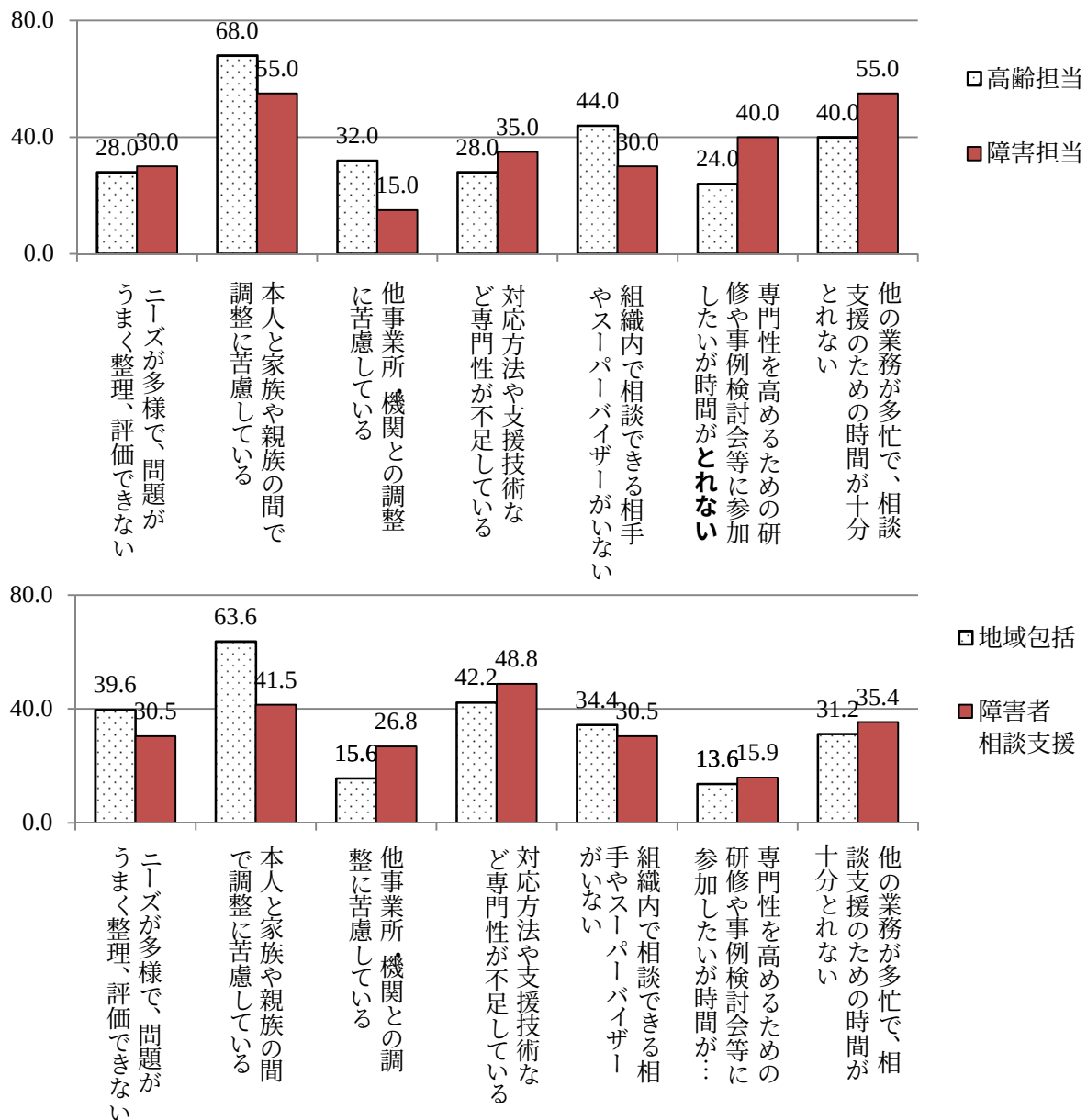


(クロス集計)

図表38 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容×事業区分別

	全体	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	本人と家族や親族の間で調整に苦慮している	他事業所・機関との調整に苦慮している	対応方法や支援技術など専門性が不足している	組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	その他
行政(高齢者担当部署)	25	7	17	8	7	11	6	10	0
行政(障害者担当部署)	20	6	11	3	7	6	8	11	0
地域包括支援センター	154	61	98	24	65	53	21	48	6
障害者相談支援機関	82	25	34	22	40	25	13	29	4
在宅介護支援センター	5	2	3	0	2	2	1	2	0
全体	286	101	163	57	121	97	49	100	10
									(%)
行政(高齢者担当部署)	100.0	28.0	68.0	32.0	28.0	44.0	24.0	40.0	0.0
行政(障害者担当部署)	100.0	30.0	55.0	15.0	35.0	30.0	40.0	55.0	0.0
地域包括支援センター	100.0	39.6	63.6	15.6	42.2	34.4	13.6	31.2	3.9
障害者相談支援機関	100.0	30.5	41.5	26.8	48.8	30.5	15.9	35.4	4.9
在宅介護支援センター	100.0	40.0	60.0	0.0	40.0	40.0	20.0	40.0	0.0
全体	100.0	35.3	57.0	19.9	42.3	33.9	17.1	35.0	3.5

図表39 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容×事業区分別2

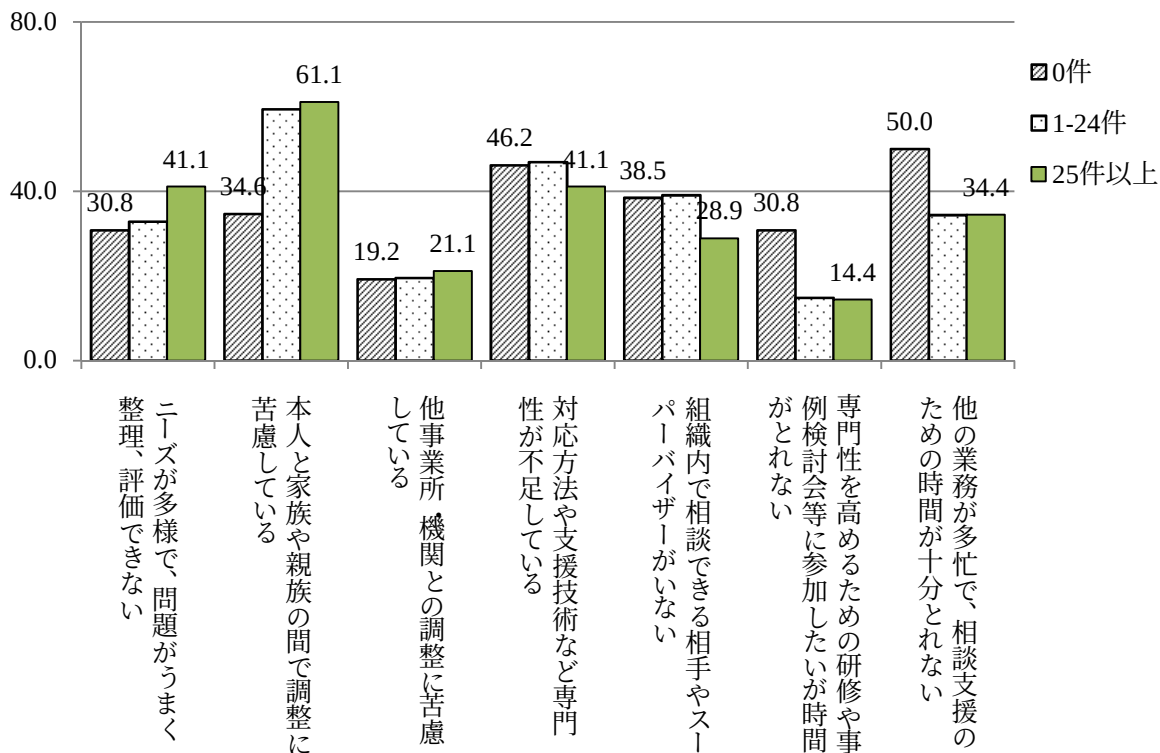


図表40 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容×年間対応件数別 (複数回答) (回答数)

	全体	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	本人と家族や親族の間で調整に苦慮している	他事業所・機関との調整に苦慮している	対応方法や支援技術など専門性が不足している	組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	その他
0件	26	8	9	5	12	10	8	13	2
1-24件	128	42	76	25	60	50	19	44	2
25件以上	90	37	55	19	37	26	13	31	2
全体	286	101	163	57	121	97	49	100	10

	全体 (%)	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない (%)	本人と家族や親族の間で調整に苦慮している (%)	他事業所・機関との調整に苦慮している (%)	対応方法や支援技術など専門性が不足している (%)	組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない (%)	専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない (%)	他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない (%)	その他 (%)
0件	100.0	30.8	34.6	19.2	46.2	38.5	30.8	50.0	7.7
1-24件	100.0	32.8	59.4	19.5	46.9	39.1	14.8	34.4	1.6
25件以上	100.0	41.1	61.1	21.1	41.1	28.9	14.4	34.4	2.2
全体	100.0	35.3	57.0	19.9	42.3	33.9	17.1	35.0	3.5

図表41 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容×年間対応件数別2



図表42 職員が相談支援をする際に感じている悩みや課題の内容×圏域別 (複数回答)

(回答数)

	全体	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	本人と家族や親族の間で調整に苦慮している	他事業所・機関との調整に苦慮している	対応方法や支援技術など専門性が不足している	組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	その他
横浜圏域	79	33	50	13	26	28	8	19	2
川崎圏域	41	12	25	14	20	18	13	17	0
横須賀・三浦圏域	31	9	18	7	17	11	10	14	0
県央圏域	35	16	18	5	18	14	7	9	3
湘南東圏域	23	13	18	7	10	6	3	10	1
湘南西圏域	28	5	10	6	14	7	1	9	2
県西圏域	20	7	11	2	6	6	3	8	0
相模原(県北)圏域	21	4	10	1	6	5	3	12	1
全体	286	101	163	57	121	97	49	100	10

(%)

横浜圏域	100.0	41.8	63.3	16.5	32.9	35.4	10.1	24.1	2.5
川崎圏域	100.0	29.3	61.0	34.1	48.8	43.9	31.7	41.5	0.0
横須賀・三浦圏域	100.0	29.0	58.1	22.6	54.8	35.5	32.3	45.2	0.0
県央圏域	100.0	45.7	51.4	14.3	51.4	40.0	20.0	25.7	8.6
湘南東圏域	100.0	56.5	78.3	30.4	43.5	26.1	13.0	43.5	4.3
湘南西圏域	100.0	17.9	35.7	21.4	50.0	25.0	3.6	32.1	7.1
県西圏域	100.0	35.0	55.0	10.0	30.0	30.0	15.0	40.0	0.0
相模原(県北)圏域	100.0	19.0	47.6	4.8	28.6	23.8	14.3	57.1	4.8
全体	100.0	35.3	57.0	19.9	42.3	33.9	17.1	35.0	3.5

(6) 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項

質問

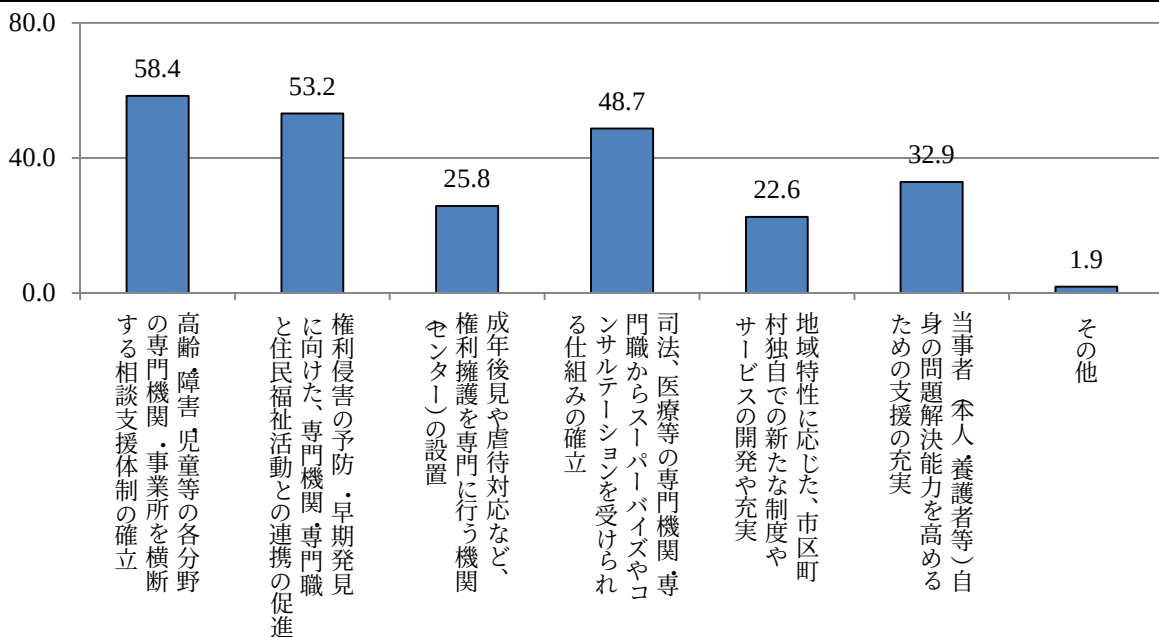
「貴事業所等がある地域において、今後「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要があると思われる事項について、ご回答ください。」

(調査結果のポイント)

- 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある内容としては、「各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立」が58.4%で最も多い。次いで、「専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進」53.2%、「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」48.7%が上位の項目である。
- 事業区分別でみると、行政では、高齢担当が障害担当より多い項目は「各分野を横断する相談支援体制の確立」と「専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」である。これに対し、障害担当が高齢担当を上回っている項目は「当事者自身の問題解決能力を高めるための支援の充実」となっている。
- また、地域包括支援センターが障害者相談支援機関より多い項目は、「専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進」である。これに対し、障害者相談支援機関が地域包括支援センターより多い項目は「当事者自身の問題解決能力を高めるための支援の充実」などとなっている。
- 年間対応件数別では、対応件数が多くなるに従って回答が多い項目は「各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立」と「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」である。これに対し、対応実績が0件が他の事業所を上回っている項目は「権利擁護を専門に行う機関（センター）の設置」「当事者自身の問題解決能力を高めるための支援の充実」となっている。

図表43 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項 (複数回答)

	回答数	%
高齢・障害・児童等の各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立	181	58.4
権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進	165	53.2
成年後見や虐待対応など、権利擁護を専門に行う機関（センター）の設置	80	25.8
司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立	151	48.7
地域特性に応じた、市区町村独自の新たな制度やサービスの開発や充実	70	22.6
当事者（本人・養護者等）自身の問題解決能力を高めるための支援の充実	102	32.9
その他	6	1.9
とくになし	6	1.9
全体	310	100.0



(クロス集計)

図表44 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項×事業区分別

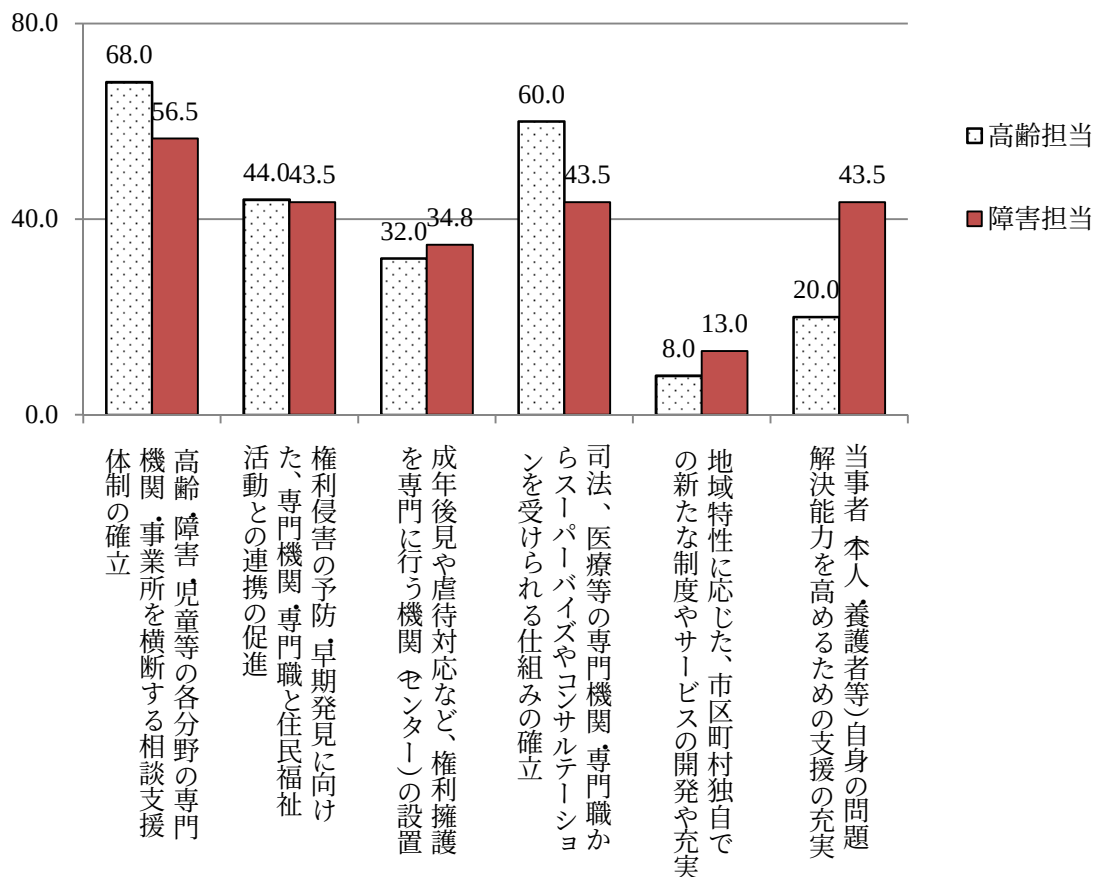
(複数回答) (回答数)

	全体	高齢・障害 等の各分野 の専門 機関・事業 所を横断 する相談 支援体制 の確立	権利侵害 の予防・ 早期発見 に向け た、専門 機関・専門 職と住民 福祉活動 との連携 の促進	成年後見 や虐待対 応など、 権利擁護 を専門に 行う機関 (センター) の設置	司法、医 療等の専 門機関・ 専門職か らスーパー バイズや コンサル テーション を受けら れる仕組 みの確立	地域特性 に応じ た、市区 町村独自 での新た な制度や サービスの 開発や充 実	当事者 (本人・養 護者等) 自身の問 題解決能 力を高め るための 支援の充 実	その他	とくになし
行政 (高齢者担当部署)	25	17	11	8	15	2	5	1	0
行政 (障害者担当部署)	23	13	10	8	10	3	10	1	2
地域包括支援センター	169	101	99	38	83	43	46	3	0
障害者相談支援機関	87	48	44	25	41	21	39	1	4
在宅介護支援センター	6	2	1	1	2	1	2	0	0
全体	310	181	165	80	151	70	102	6	6

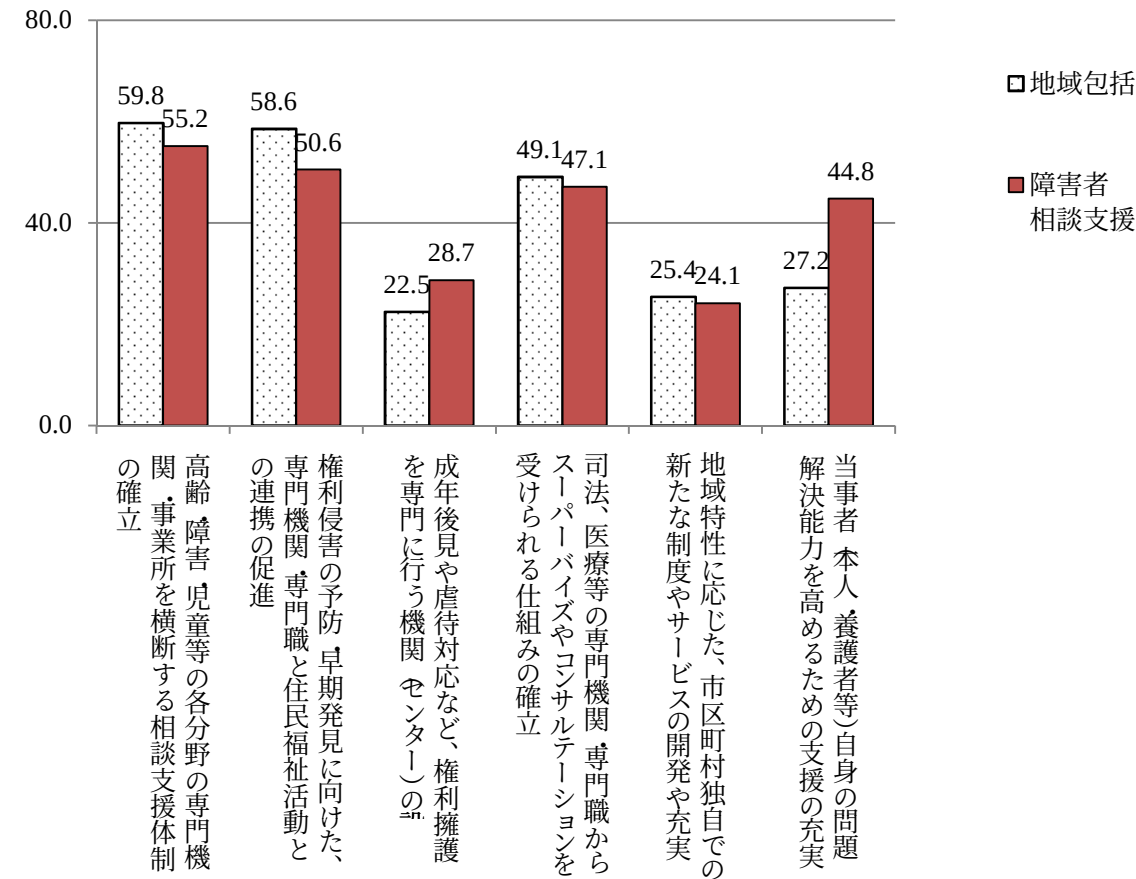
(%)

行政 (高齢者担当部署)	100.0	68.0	44.0	32.0	60.0	8.0	20.0	4.0	0.0
行政 (障害者担当部署)	100.0	56.5	43.5	34.8	43.5	13.0	43.5	4.3	8.7
地域包括支援センター	100.0	59.8	58.6	22.5	49.1	25.4	27.2	1.8	0.0
障害者相談支援機関	100.0	55.2	50.6	28.7	47.1	24.1	44.8	1.1	4.6
在宅介護支援センター	100.0	33.3	16.7	16.7	33.3	16.7	33.3	0.0	0.0
全体	100.0	58.4	53.2	25.8	48.7	22.6	32.9	1.9	1.9

図表45 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項×事業区分別2



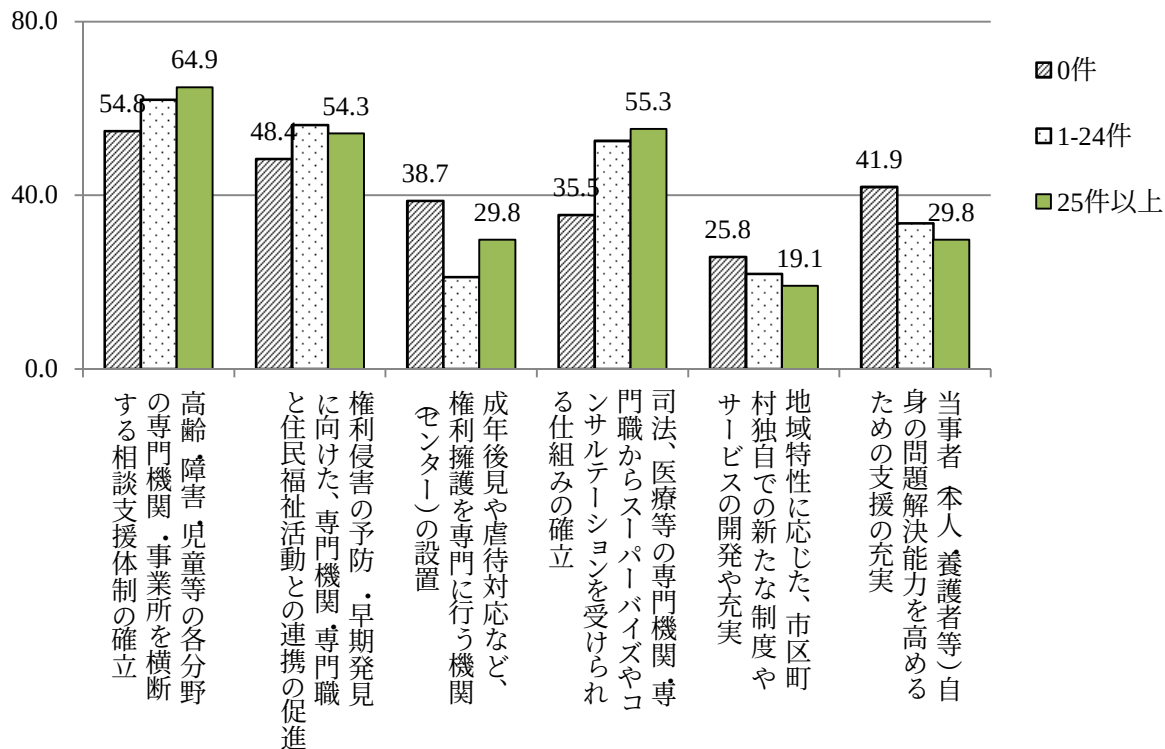
図表45のつづき



図表46 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項×年間対応件数別

	(複数回答)							(回答数)	
	全体	高齢・障害・児童等の各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立	権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進	成年後見や虐待対応など、権利擁護を専門に行う機関（センター）の設置	司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立	地域特性に応じた、市区町村独自の新たな制度やサービスの開発や充実	当事者（本人・養護者等）自身の問題解決能力を高めるための支援の充実	その他	とくになし
0件	31	17	15	12	11	8	13	0	3
1-24件	137	85	77	29	72	30	46	1	1
25件以上	94	61	51	28	52	18	28	3	1
全体	262	163	143	69	135	56	87	4	5
0件	100.0	54.8	48.4	38.7	35.5	25.8	41.9	0.0	9.7
1-24件	100.0	62.0	56.2	21.2	52.6	21.9	33.6	0.7	0.7
25件以上	100.0	64.9	54.3	29.8	55.3	19.1	29.8	3.2	1.1
全体	100.0	58.4	53.2	25.8	48.7	22.6	32.9	1.9	1.9

図表47 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項×年間対応件数別2



図表48 今後、相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要がある事項×圏域別

	全体	高齢・障害・児童等の各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立	権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進	成年後見や虐待対応など、権利擁護を専門に行う機関（センター）の設置	司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立	地域特性に応じた、市区町村独自の新たな制度やサービスの開発や充実	当事者（本人・養護者等）自身の問題解決能力を高めるための支援の充実	その他	とくになし
横浜圏域	86	55	51	12	37	12	30	1	3
川崎圏域	47	31	26	13	25	17	16	0	2
横須賀・三浦圏域	33	22	19	11	21	9	11	1	0
県央圏域	38	17	15	11	20	5	12	2	0
湘南東圏域	23	13	14	4	11	4	8	2	0
湘南西圏域	30	17	14	11	15	6	10	0	0
県西圏域	21	8	13	7	8	6	6	0	1
相模原（県北）圏域	24.0	13.0	10.0	8.0	11.0	10.0	6.0	0.0	0.0
全体	310.0	181.0	165.0	80.0	151.0	70.0	102.0	6.0	6.0
（％）									
横浜圏域	100.0	64.0	59.3	14.0	43.0	14.0	34.9	1.2	3.5
川崎圏域	100.0	66.0	55.3	27.7	53.2	36.2	34.0	0.0	4.3
横須賀・三浦圏域	100.0	66.7	57.6	33.3	63.6	27.3	33.3	3.0	0.0
県央圏域	100.0	44.7	39.5	28.9	52.6	13.2	31.6	5.3	0.0
湘南東圏域	100.0	56.5	60.9	17.4	47.8	17.4	34.8	8.7	0.0
湘南西圏域	100.0	56.7	46.7	36.7	50.0	20.0	33.3	0.0	0.0
県西圏域	100.0	38.1	61.9	33.3	38.1	28.6	28.6	0.0	4.8
相模原（県北）圏域	100.0	54.2	41.7	33.3	45.8	41.7	25.0	0.0	0.0
全体	100.0	58.4	53.2	25.8	48.7	22.6	32.9	1.9	1.9

5 選択肢間のクロス集計

○前項までの集計に加え、今後の施策に資する目的で、各設問の選択肢間でクロス集計を行った。

○なお、集計結果について独立性の検定 (χ^2 二乗検定) を行った。この検定は、アンケート調査から得られたクロス集計について、集計した二項目間の関連の有無・強さをみる検定である。検定結果として、「有意差あり、1%水準」の場合は「関連が極めて強い (結論が間違ふ確率が1%)」、また、「有意差あり、5%水準」の場合は「関連が強い (結論が間違ふ確率が5%)」と、それぞれ言うことができる。

○以下、統計的に有意差があったクロス集計結果を掲載する。

■ 問13×問6

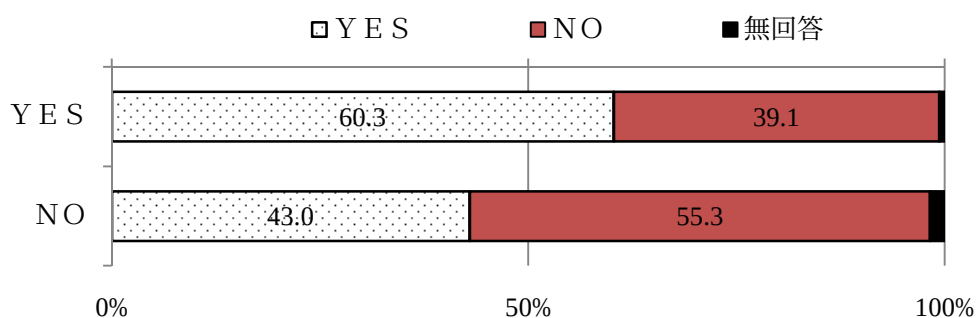
重点的に取り組む必要がある項目 (問13) ×
「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題 (問6)

○「成年後見制度」の利用について、本人や家族・親族の理解が得られない事業所に、「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」を求める回答が多い。

★統計的有意差あり (独立性の検定、1%水準)。

(重点的取り組み)

問6 「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題・選択肢1 ↓		司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立		
		回答数	YES	NO
制度的利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない	YES	151	60.3	39.1
	NO	114	43.0	55.3



問13×問8

重点的に取り組む必要がある項目(問13)×

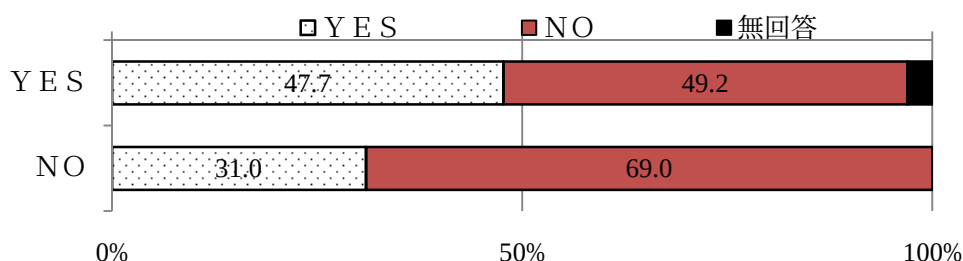
ケース会議において他の専門機関・専門職と連携する際の課題(問8)

○ケース会議を開催する際、総合調整役がいいため具体的な支援が難しいと回答した事業所に、「当事者自身の問題解決能力を高めるための支援の充実」を求める回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(重点的取り組み)

問8 ケース会議において他の専門機関・専門職と連携する際の課題・選択肢2 ↓			当事者(本人・養護者等)自身の問題解決能力を高めるための支援の充実	
		回答数	YES	NO
総合調整役がいいため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	YES	65	47.7	49.2
	NO	155	31.0	69.0



問13×問10

重点的に取り組む必要がある項目(問13)×

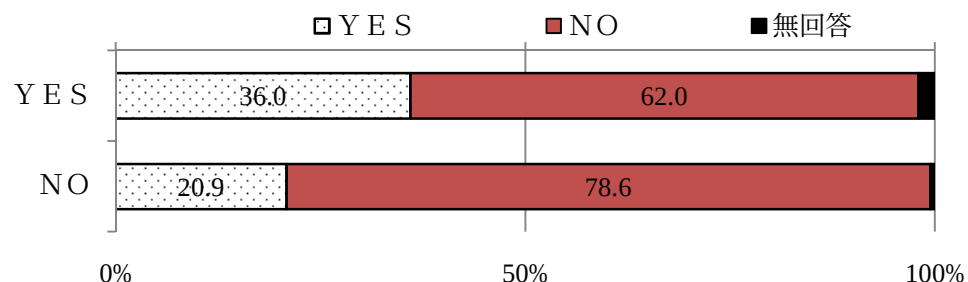
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援において住民福祉活動と連携する際の課題(問10)

○住民福祉活動に関する情報がない事業所に、「市区町村独自での新たな制度やサービスの開発や充実」を期待する回答が多い。但し、回答割合が少ない。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(重点的取り組み)

問10 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援において住民福祉活動と連携する際の課題・選択肢3 ↓			地域特性に応じた、市区町村独自での新たな制度やサービスの開発や充実	
		回答数	YES	NO
問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない	YES	50	36.0	62.0
	NO	182	20.9	78.6



■ 問13×問11

重点的に取り組む必要がある項目(問13)×

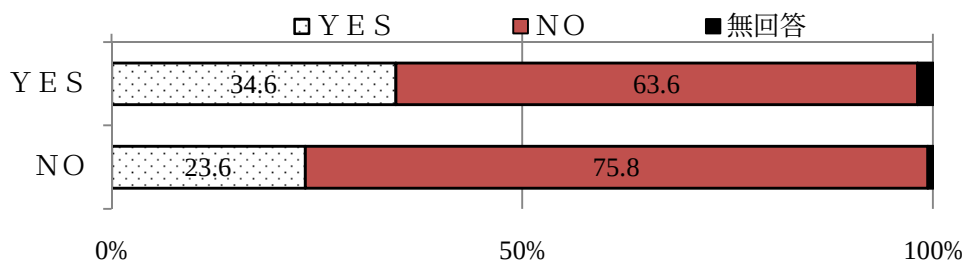
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の組織体制に関する課題(問11)

- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための職員数が不足している事業所に、「住民福祉活動との連携の促進」を期待する回答が多い。但し、回答割合が少ない。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(重点的取り組み)

問11 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の 組織体制に関する課題・選択肢2 ↓			権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進	
		回答数	YES	NO
職員の人員数が不足している	YES	107	34.6	63.6
	NO	157	23.6	75.8

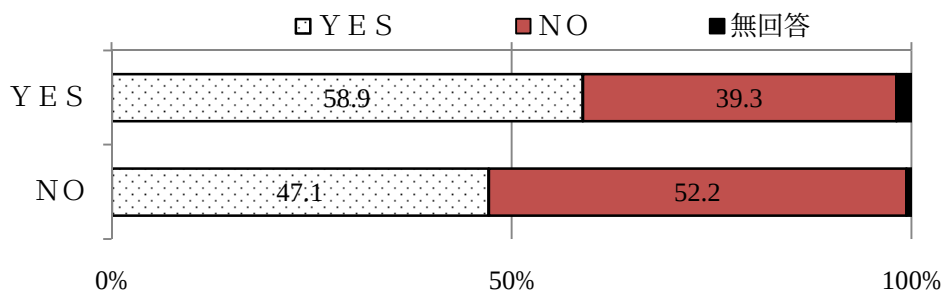


- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための職員数が不足している事業所に、「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」を期待する回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(重点的取り組み)

問11 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の 組織体制に関する課題・選択肢2 ↓			司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立	
		回答数	YES	NO
職員の人員数が不足している	YES	107	58.9	39.3
	NO	157	47.1	52.2



■ 問13×問12

重点的に取り組む必要がある項目(問13)×

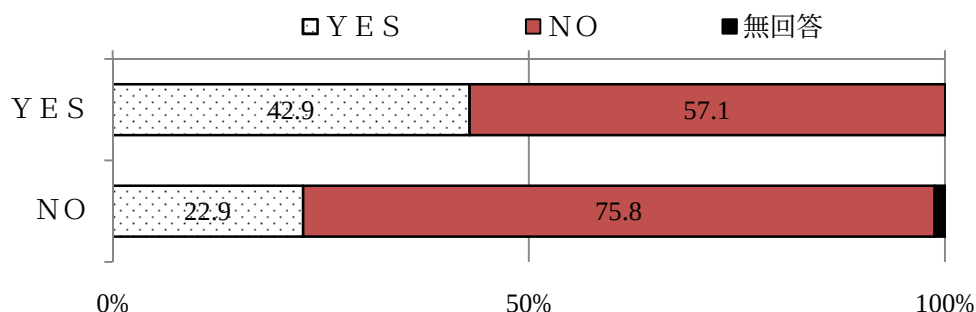
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題(問12)

- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする上において、研修等に参加するための時間がとれない事業所に、「権利擁護を専門に行う機関の設置」に期待する回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(重点的取り組み)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢6 ↓		成年後見や虐待 対応など、権利 擁護を専門に行 う機関(センター) の設置	
	回答数	YES	NO
専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	YES 49	42.9	57.1
	NO 236	22.9	75.8

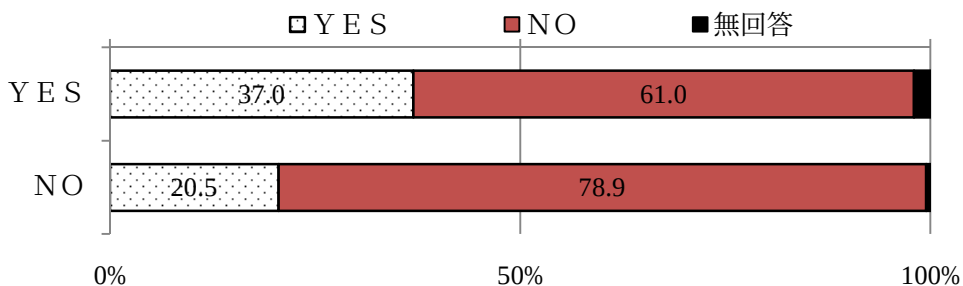


- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする上において、他の業務が多忙で相談支援のための時間がとれない事業所に、「権利擁護を専門に行う機関の設置」に期待する回答が多い。但し、回答割合が少ない。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(重点的取り組み)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢7 ↓		成年後見や虐待 対応など、権利 擁護を専門に行 う機関(センター) の設置	
	回答数	YES	NO
他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない	YES 100	37.0	61.0
	NO 185	20.5	78.9

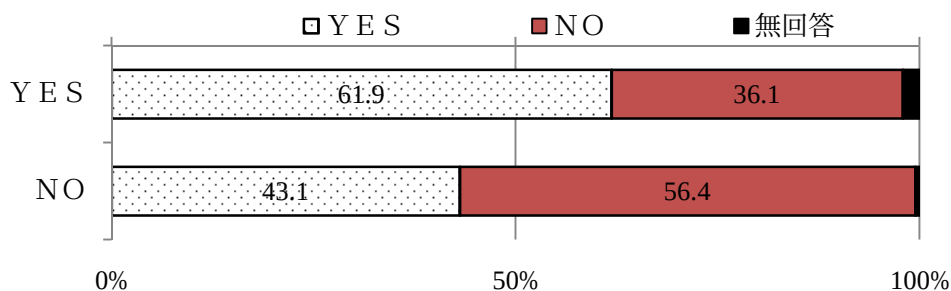


○「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする上において、組織内の相談相手やスーパーバイザーがいない事業所に、「権利擁護を専門に行う機関の設置」に期待する回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(重点的取り組み)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢5 ↓		成年後見や虐待 対応など、権利 擁護を専門に行 う機関(センター) の設置		
		回答数	YES	NO
組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	YES	97	61.9	36.1
	NO	188	43.1	56.4

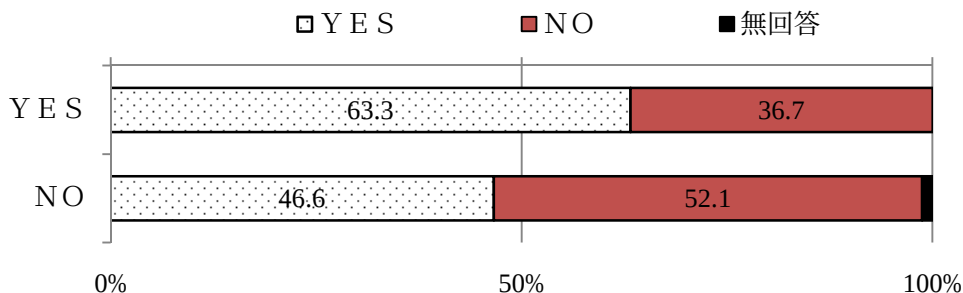


○「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための研修等に参加する時間がとれない事業所に、「スーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立」を期待する回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(重点的取り組み)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢6 ↓		司法、医療等の 専門機関・専門 職からスーパー バイズやコンサル テーションを受 けられる仕組み の確立		
		回答数	YES	NO
専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	YES	49	63.3	36.7
	NO	236	46.6	52.1



■ 問11×問2

「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の組織体制に関する課題(問11) ×
管理者の勤務形態(問2)

○管理者が専任の事業所に、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をするための「時間がとれない」、また「職員の人員数が不足している」という回答が多い。

	合計	他の業務が多くて、時間がとれない ※	職員の人員数が不足している ※	組織的な専門性が不足している(事業所等としての対応の仕組みの未確)	職員の専門職が不足している(相談対応や支援のスキルの不足など)	行政の支援が得られない	行政内部の部署間で、連携がとれない	他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない
専任	82	62.2	43.9	34.1	46.3	4.9	11.0	36.6
兼務	109	51.4	33.0	39.4	44.0	11.0	10.1	30.2

※印の選択肢は、統計的有意差がある(独立性の検定、5%水準)。

■ 問12×問2

「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題(問12) ×
管理者の勤務形態(問2)

○管理者が専任の事業所に、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の悩みや課題として「本人と家族や親族の間で調整に苦慮している」という回答が多い。

	合計	ニーズが多様で、問題がうまく整理・評価できない	本人と家族や親族の間で調整に苦慮している ※	他事業所・機関との調整に苦慮している	対応方法や支援技術など専門性が不足している	組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない	専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない
専任	93	36.6	65.6	18.3	39.8	32.3	16.1
兼務	116	31.9	50.0	16.4	45.7	32.8	11.2

※印の選択肢は、統計的有意差がある(独立性の検定、5%水準)。

■ 問5×問12

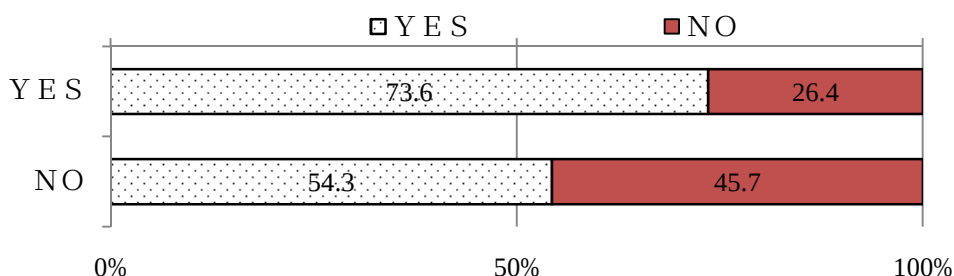
「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関との連携をする際の課題（問5）×
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題（問12）

- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際、他事業所等との調整に苦慮している事業所に、「虐待及びその疑いがある」事例に対応する際に「虐待のとらえ方、認識が一致しない」という回答が多い。

☆統計的有意差あり（独立性の検定、5%水準）。

（虐待事例への対応）

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢3 ↓		回答数	他の事業所や機 関との間で、虐待 のとらえ方、認識 が一致しない	
他事業所・機関との調整に苦慮している	YES	53	YES	73.6
	NO	184	NO	26.4
				45.7

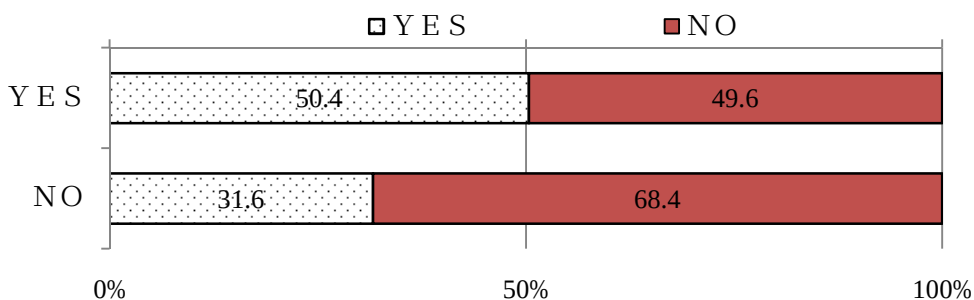


- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際、本人と家族や親族の間の調整で苦慮している事業所に、「本人や家族・親族が他の機関等のサービスの利用を拒否しているため、連携できない」という回答が多い。

★統計的有意差あり（独立性の検定、1%水準）。

（虐待事例への対応）

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢2 ↓		回答数	本人や家族・親 族が他の機関・ 事業所のサービ スの利用を拒否 しているため、連 携できない	
本人と家族や親族の間に調整に苦慮している	YES	139	YES	50.4
	NO	98	NO	49.6
				31.6
				68.4



■ 問6×問12

「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際の課題 (問6) ×

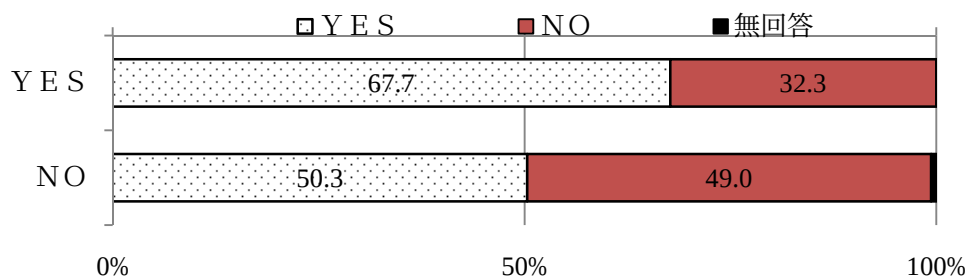
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題 (問12)

- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際、ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない事業所に、成年後見制度の利用を勧めたが「本人や家族・親族が理解が得られない」という回答が多い。

★統計的有意差あり (独立性の検定、1%水準)。

(成年後見制度)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢1		(成年後見制度) 制度の利用を勧めたが、本人や 家族・親族の理解が得られない		
↓		回答数	YES	NO
	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない			
	YES	99	67.7	32.3
	NO	155	50.3	49.0

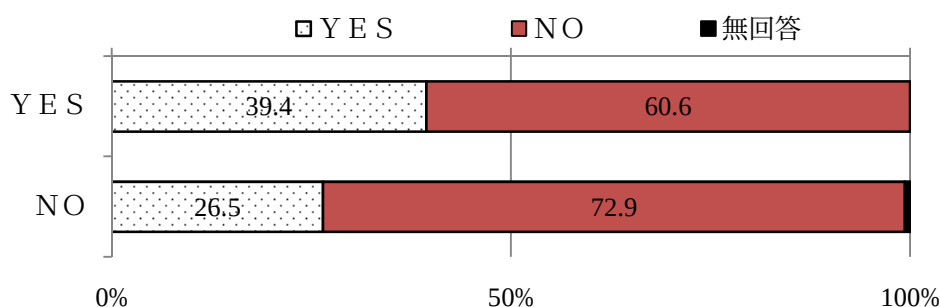


- 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際、ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない事業所に、成年後見制度における「適当な申し立て人がみつからない」という回答が多い。但し、回答割合が少ない。

☆統計的有意差あり (独立性の検定、5%水準)。

(成年後見制度)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢1		(成年後見制度) 適当な申し立て 人がみつからない		
↓		回答数	YES	NO
	ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない			
	YES	99	39.4	60.6
	NO	155	26.5	72.9



問7×問12

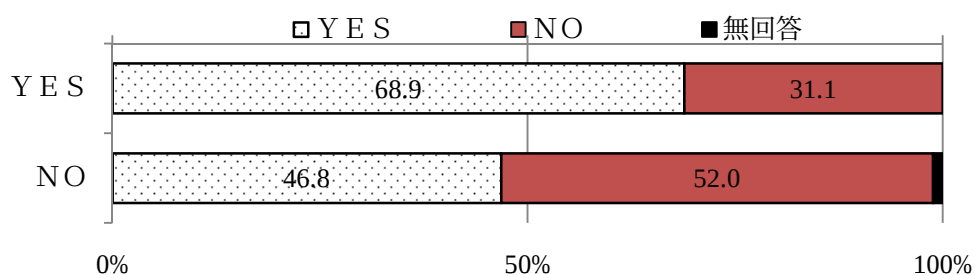
「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際の課題 (問7) ×
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題 (問12)

○「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際、他事業所等との調整に苦慮している事業所に、「社協に相談した後、具体的な対応に時間がかかる」という回答が多い。

☆統計的有意差あり (独立性の検定、5%水準)。

(日常生活自立支援事業)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢3 ↓		回答数	YES	NO
他事業所・機関との調整に苦慮している	YES	45	68.9	31.1
	NO	173	46.8	52.0



問8×問5

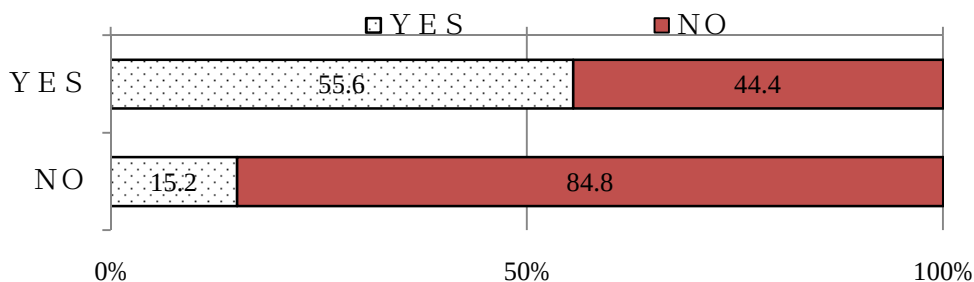
ケース会議において他の専門機関・専門職と連携する際の課題 (問8) ×
「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関との連携をする際の課題 (問5)

○虐待の事例の対応において、他の事業所との間で、虐待のとりえ方、認識が一致しない事業所に、ケース会議の方針がまともにくい、という回答が多い。

★統計的有意差あり (独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問5 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関 との連携をする際の課題・選択肢1 ↓		回答数	YES	NO
他の事業所や機関との間で、虐待のとりえ方、認識が一致しない	YES	126	55.6	44.4
	NO	79	15.2	84.8

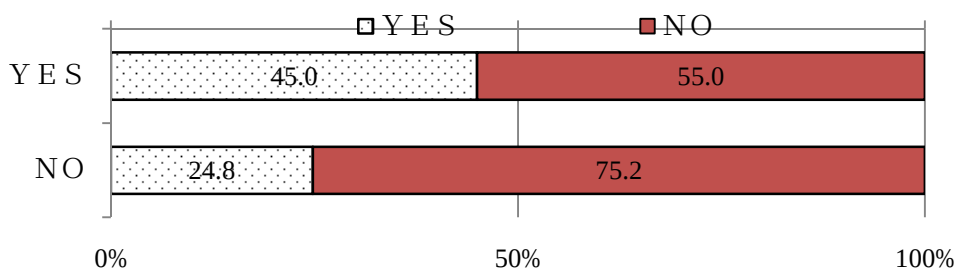


○虐待の事例の対応において、行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかると回答した事業所に、ケース会議において総合調整役がいなかったため具体的な支援が難しい、という回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問5 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関との連携をする際の課題・選択肢3 ↓			総合調整役がいなかったため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	
		回答数	YES	NO
行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる	YES	60	45.0	55.0
	NO	145	24.8	75.2

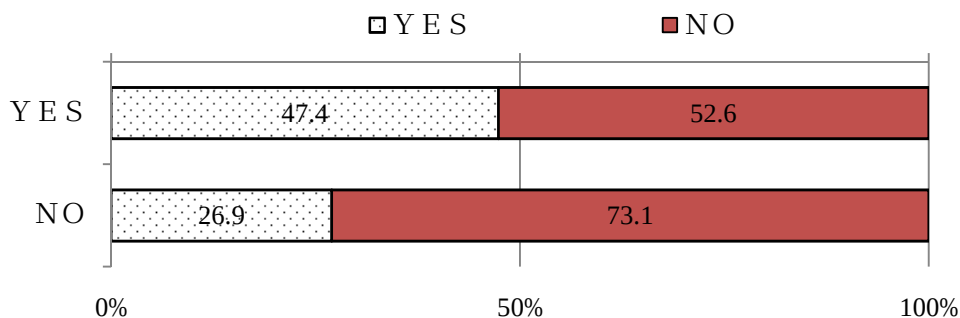


○虐待の事例の対応において、職員に知識・経験がなく、適切な連携がとれない事業所に、ケース会議において総合調整役がいなかったため具体的な支援が難しい、という回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(ケース会議において)

問5 「虐待及びその疑いがある」事例の対応において他機関との連携をする際の課題・選択肢4 ↓			総合調整役がいなかったため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	
		回答数	YES	NO
職員に、虐待対応における知識・経験がなく、適切な連携が図れない	YES	38	47.4	52.6
	NO	167	26.9	73.1



ケース会議において他の専門機関・専門職と連携する際の課題 (問8) ×

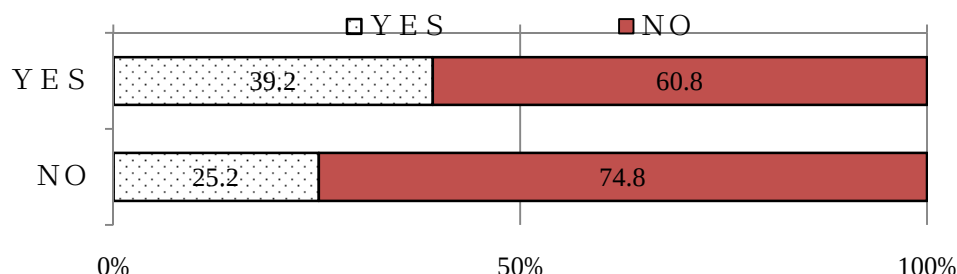
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成 (問9)

- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援のためのネットワークが確立**され**ていない事業所に、ケース会議において、総合調整役がいらないため具体的な支援が難しい、という回答が多い。但し、回答割合が少ない。

☆統計的有意差あり (独立性の検定、5%水準)。

(ケース会議において)

問9 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成・選択肢5 ↓		総合調整役がいらないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい	
	回答数	YES	NO
ネットワークが確立されていない	YES	79	39.2
	NO	115	60.8

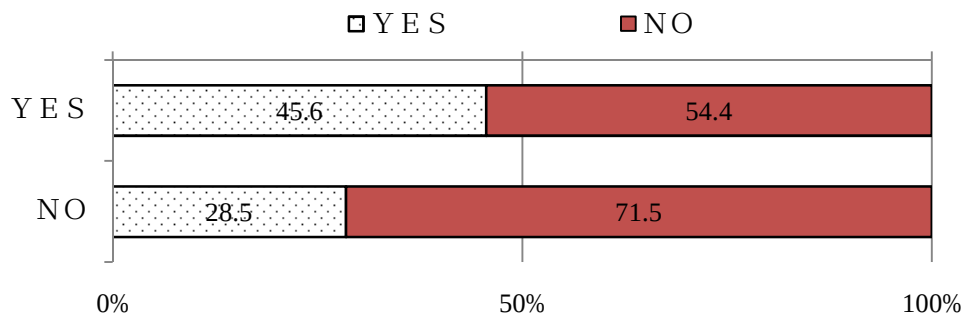


- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援のためのネットワークに関わる参加機関(者)が固定化している事業所に、ケース会議を開催する際の出席調整が難しい、という回答が多い。

☆統計的有意差あり (独立性の検定、5%水準)。

(ケース会議において)

問9 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成・選択肢3 ↓		支援に関わっている専門機関・専門職の出席調整が難しい	
	回答数	YES	NO
参加機関(者)が固定化している	YES	57	45.6
	NO	137	54.4

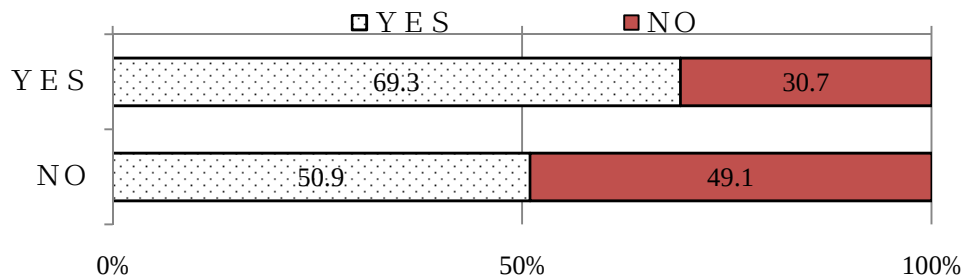


- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援のためのネットワークに福祉分野以外からの参加機関(者)が少ない事業所に、ケース会議を開催する際の福祉分野以外の専門職の参加が得られにくい、という回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問9 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成・選択肢4 ↓			福祉分野以外の領域(司法や医療など)の専門職の参加が得られにくい	
		回答数	YES	NO
福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない	YES	88	69.3	30.7
	NO	106	50.9	49.1

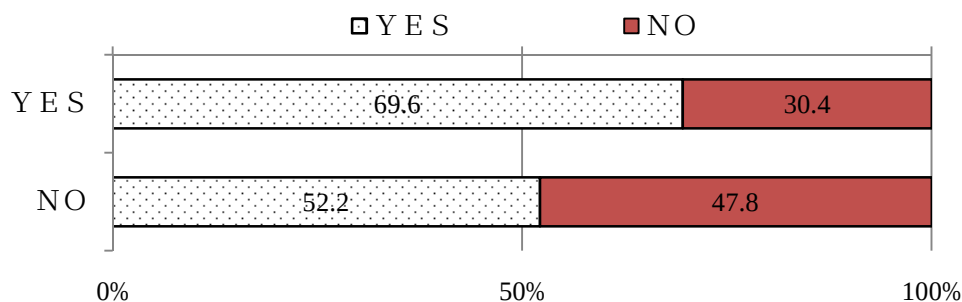


- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援のためのネットワークが確立されていない事業所に、ケース会議を開催する際の福祉分野以外の専門職の参加が得られにくい、という回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(ケース会議において)

問9 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成・選択肢5 ↓			福祉分野以外の領域(司法や医療など)の専門職の参加が得られにくい	
		回答数	YES	NO
ネットワークが確立されていない	YES	79	69.6	30.4
	NO	115	52.2	47.8



■ 問8×問12

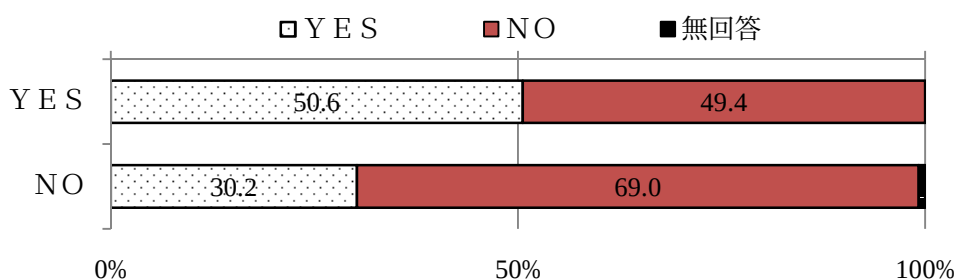
ケース会議において他の専門機関・専門職と連携する際の課題 (問8) ×
「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題 (問12)

- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援をする際に、ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない事業所に、ケース会議において、権利擁護についての考え方、とらえ方の差があり、方針がまとまりにくい、という回答が多い。

★統計的有意差あり (独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢1		参加機関(者)の間で権利擁護についての考え方、 とらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい		
↓		回答数	YES	NO
ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない	YES	83	50.6	49.4
	NO	129	30.2	69.0

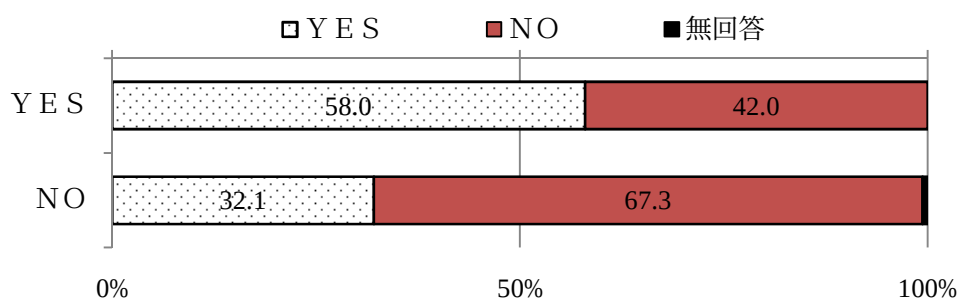


- 「権利擁護に関わる事例」の相談支援をする際に、他事業所等との調整に苦慮している事業所に、ケース会議において、権利擁護についての考え方、とらえ方の差があり、方針がまとまりにくい、という回答が多い。

★統計的有意差あり (独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢3		参加機関(者)の間で権利擁護についての考え方、 とらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい		
↓		回答数	YES	NO
他事業所・機関との調整に苦慮している	YES	50	58.0	42.0
	NO	162	32.1	67.3

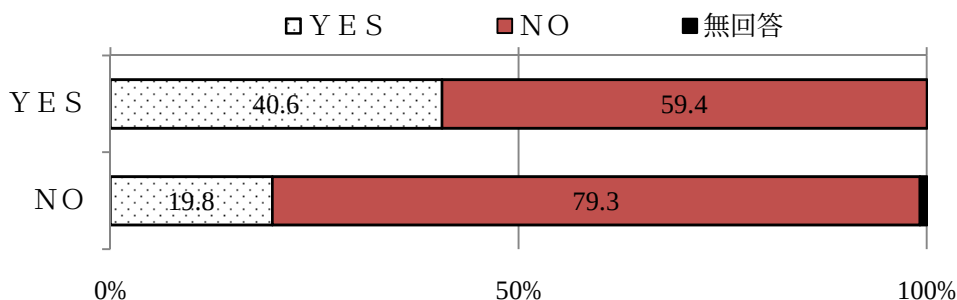


○「権利擁護に関わる事例」の相談支援をする際に、専門性が不足していると感じている事業所に、ケース会議において、総合調整役がないため具体的な支援が難しい、という回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢4 ↓		総合調整役がないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい		
		回答数	YES	NO
対応方法や支援技術など専門性が不足している	YES	96	40.6	59.4
	NO	116	19.8	79.3

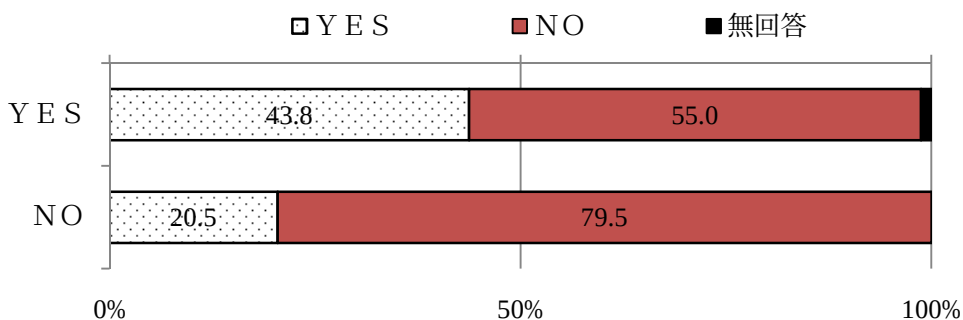


○「権利擁護に関わる事例」の相談支援をする際に、相談できる相手はスーパーバイザーがない事業所に、ケース会議において、総合調整役がないため具体的な支援が難しい、という回答が多い。

★統計的有意差あり(独立性の検定、1%水準)。

(ケース会議において)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢5 ↓		総合調整役がないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい		
		回答数	YES	NO
組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがない	YES	80	43.8	55.0
	NO	132	20.5	79.5

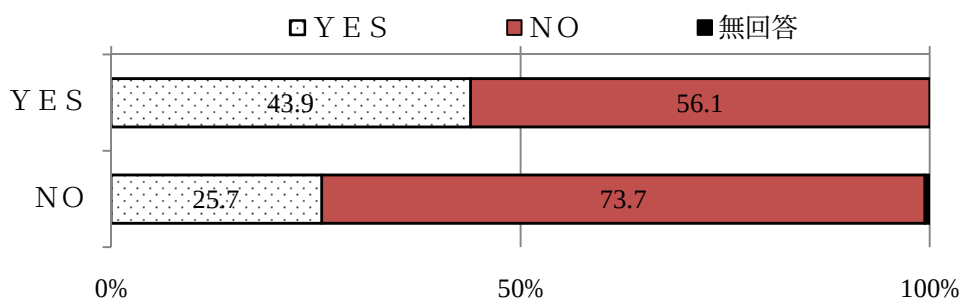


○「権利擁護に関わる事例」の相談支援をする際に、研修等に参加する時間がとれない事業所に、ケース会議において、総合調整役がないため具体的な支援が難しい、という回答が多い。

☆統計的有意差あり(独立性の検定、5%水準)。

(ケース会議において)

問12 「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に 感じている悩みや課題・選択肢6 ↓			総合調整役がないため専門職 間の連携・役割 分担など、具体 的な支援が難し い	
	回答数	YES	NO	
専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない	YES	41	43.9	56.1
	NO	171	25.7	73.7



6 自由記述回答

- 質問ごとに自由記述で回答を得た。その結果は以下の通りである。
- 回答内容が多岐にわたるため、大まかな分類を行い、整理した。

■「虐待及びその疑いがある」事例の対応における 他機関との連携について
○一時保護する場所が十分に確保されていない。(行政・障害)
○家族、親族等への対応、助言が難しく、改善にいたらない。(地域包括)
○生活保護、年金を受給しているが、お金が足りず生活できなくなった。行政に相談したが対策がなく、受給日まで待つしかなかった。(障害者相談)
○サービス利用の拒否が多く、かわりが困難。区役所などと連携して対応している。(地域包括)
○課題のある同居家族に対しての支援者(支援機関)が特定できないと行政が引いてしまう。(地域包括)
○「疑い」の段階では行政の協力が得られない。虐待の有無の判断が包括任せになっている。(地域包括)
○行政の理解が得られない。「やむを得ない措置」をなぜ拒むのか不明。何かのペナルティがあるのか、と思う。
○他の包括は、「やむをえない措置」を初めからあきらめていることが多い。(地域包括)
○行政と共有している虐待対応マニュアルがないので、対応手順があいまいで、場当たり的になってしまうおそれがある。終結の確認もあいまい。(地域包括)
○センターが行政に求める対応が得られないことがある。
○センター内では主担当に任せ、負担が大きい。(地域包括)
○地域で心配しているケースでも、離れている行政機関とは温度差がある。(障害者相談)
○ケアマネは「行政は、今すぐなんとかしてくれる」と思うが、行政の見立て・動きが遅いと、「どうせ、伝えても何もしてくれない」となってしまう。(地域包括)
○連携の調整にあたって、担当が変わったり、役割分担が不明確だったりする。現場まかせの感が強い。(障害者相談)
○契約となりサービス事業所だけでは対応できない。権限のある行政機関等との連携が必要。(障害者相談)
○関係機関(区役所)の担当者によって対応が変わり、連携が取りづらいことがある。(地域包括)

○行政との見解の不一致になるケースが多く、なかなか先へ進まない。(地域包括)
○行政職員の対応に問題がある。(地域包括)
○行政職員がコロコロかわり、現場のことを理解できず、迅速な対応ができない。(地域包括)
○行政機関に対応する姿勢や仕組みはあるが、対応する職員によって温度差があり、総じて過小評価する傾向にあるのではないかと思われ、虐待として扱われないことがある。(地域包括)
○現場に直接関わる包括職員と行政との温度差がある。(地域包括)
○行政とは虐待かどうかの判断で認識が一致しないことがある。(地域包括)
○行政との連携が難しい。また、ケースワーカーによって対応の差がある。(障害者相談)
○当区と他区で虐待ケースに対する動き方が違う。(地域包括)
○行政担当者に権利擁護を担当する専門職の配置がないため、虐待のとらえ方が一致しない。(地域包括)
○行政と温度差がある。 ○分離が必要と感じても金銭的な問題、保証人の問題から受け入れ先が見つからない。 ○本人の介入拒否がある場合の対応、地域への理解が難しい。(地域包括)
○行政は縦割りなので複数の課にまたがると、連携や連絡調整がしづらい。 ○また、行政担当者がかかわると対応が変わる。(地域包括)
○どのような状況からを虐待とするのか、また特に障害以外の他分野(高齢等)との連携において、認識にずれがある。(行政・障害)
○一応連携がとれているが、本人等の課題において、今後も本人への継続的サポートが求められている。(障害者相談)
○当方が多忙すぎて落ち着いた調整が困難。(地域包括)
○体制整備等も非常に脆弱で、今後の見通しもついていない。(行政・障害)
○すぐ対応できる職員体制がとれていない。(障害者相談)
○いままで事例がないので課題がみえない。(障害者相談)

○民生委員が相談に入ることは多いが、本人や家族から連絡が入ることは少ない。(地域包括)
○担当地域は現在比較的安定しているので件数が少ない。経験が少ないこともあり職員に自信がない。 ○ケアマネに協力してもらいたいが、ケアマネが虐待と思いたくないところがあり、速やかな連携がとりにくい。(地域包括)
○障害部署においては虐待ケースがまだない。(行政・障害)
○対応するためのスキルアップの機会・事例の積み重ねができない。 ○一事業所、一市だけでは難しいと思われる。(障害者相談)
○事業所職員の知識、経験がなく、対応が遅れてしまうことがある。 ○市内で虐待や緊急性の判断をしやすいための帳票を作成しているが、うまく活用できず、虐待の認識に差がでてしまう。(行政・障害)
○虐待の事実確認の方法。 ○虐待者(養護者)への伝え方。 ○養護者支援の方法(虐待者と被虐待者との分離)。(障害者相談)
○状況に対するアセスメントが難しい。(行政・障害)
○具体的な事例検討や事例を聞く機会を増やす。(障害者相談)
○虐待防止センター設置に向けて職員の知識、ケースワークスキルの向上。(行政・障害)
○虐待者に対する養護的視点が強くあり、虐待者との信頼関係構築に時間が費やされる傾向がある。措置の活用が適切にされるようお願いしたい。(地域包括)
○特に家族間での虐待については、家族の危機感が薄く(本人に愛情はあるがことを荒立てたくない)、介入が難しい。 ○また、保護が必要であっても保護できる場所がない。(障害者相談)
○ケース検討会議において、ケースでは親戚による金銭浪費、預金引き出しの虐待が見られたが、行政による成年後見の市長申し立てへの対応に有効な手が打てなかった。(障害者相談)
○相談があった場合、障害分野との違ったノウハウが必要だと考えられるが、ご家族との感情的な面接にどう対応してよいか、不安があります。(障害者相談)
○虐待を受けているらしいという情報から、虐待を受けていると確信するまでの間は、実際に対応に入ることはむずかしい。(障害者相談)
○社会福祉士はいるが経験が浅く、適切な対応・連携がとれない。保健師、主任ケアマネが対応についてアドバイスしている。(地域包括)
○周囲の支援者等がすすめても、本人に病識がなく、まだ後見制度の必要性はないといって拒んでしまい申し立てに結びつかない。(地域包括)
○虐待になるケースでも、今までの家族関係の歴史から、そうなっているのではと、ふみきれない状態がある。(地域包括)

○連携だけでは具体的な解決にならないケースがある。(障害者相談)
○虐待については、本人・家族への接点が課題となり、事業所ごとにも本人や家族の証言が異なること。(行政・障害)
○本人・家族の拒否が多いが、すべての機関で考えを一致させるのは難しい。(地域包括)
○家庭への踏み込みを拒否されてしまうと入り込めない。 ○各機関の役割分担の不明確さ。(障害者相談)
○医療機関によって連携が難しいところがある。(行政・高齢)
○身体的虐待は分かりやすく発見につながりやすいが経済的虐待や虐待の疑い程度のケースに関しては支援者側にまだまだ気づく力、視点が備わっていないため共通認識をもつまでに時間がかかる。(地域包括)
○家族を近くでみている事業所の方はなかなか虐待を認識されないことがある。(地域包括)
○虐待の状況が悪化するなか、被虐待者の分離保護の必要性を検討する段階で、事業所によっては、在宅サービスで何とかできていると考えている方もいる。立場によって認識が違う。(地域包括)
○被虐待者を誰が連れてくるのか。身の回りのものがない、お金がない、薬がない。近隣の事業所で受け入れると虐待者がきてしまう。(障害者相談)
○家族の意見や意識がこちらと異なることが多く、対応方法に苦慮します。(地域包括)
○家族に虐待の認識がなく、問題解決の妨げになっている。(地域包括)
○本人、家族、親族など、関わっている人たちに、様々な考えがあるため、連携を図ることが難しい。(地域包括)
○サービス提供事業所の立ち位置によっては、連携での動き以外に単独で判断し動いてしまう事例もあり、共通認識をはかりにくい場合もある。(障害者相談)
○緊急性はないと判断したケースについて、その後の支援方針、各関係機関の役割分担などが曖昧になってしまうことが少なくない。(地域包括)
○虐待対応のときに誰が何を行うか(例えば、後見や財産保全処分決定までの金銭的管理等)、グレーな部分が多く仕事が宙に浮いてしまうことがある。(地域包括)
○連携後の役割分担について。(地域包括)
○役割分担がうまくいかないことがある。(行政・高齢)

○関係機関間の情報共有、役割分担が難しい。(障害者相談)
○連携方法が一定でない。(行政・障害)
○虐待を未然に防ぐ介入方法がない。 ○実際に虐待に発展した場合、関係機関で情報共有や連携を図ることが難しい。(障害者相談)

■「成年後見制度」に関する利用支援や連携について
○啓発活動も含めて積極的な提案が必要。(地域包括)
○本人、民生委員、市、包括、ケアマネの会議で、成年後見の合意を取り付けたのに、昔から金銭のやりとりをしている知り合いの人が現金、通帳を離さないケースがある。(地域包括)
○制度活用が望ましいケースについてはケアマネ(居宅)が多くを担当していると考え。ケアマネからの相談支援機関へのつなぎやケアマネとの連携をうまくとっていく必要がある。(地域包括)
○成年後見制度の利用を勧めたいが、事業所で抱え込んでしまっていることもある。 ○申し立てに向けての支援については、関係ないと連携してもらえないこともある。(地域包括)
○申し立てをすると判断するタイミング。 ○財産や通常などの管理や申し立て中の対応。(地域包括)
○認知症高齢者で金銭管理困難、後見人が決まるまでの間の金銭管理。(行政・高齢)
○後見人が決まるまで金銭管理をする機関がない。(地域包括)
○成年後見制度利用までの金銭管理をどうするか。 ○書類作成に時間がかかる。(行政・高齢)
○後見人等と本人を中心とした信頼関係の構築。(障害者相談)
○特に親族後見の場合は、後見人のメリットが家族・親族として見いだせない。 ○第三者後見の場合は、報酬費用がかかることがネックになっている。(障害者相談)
○入所者の親が高齢化しており、第三者成年後見人選任要請のニーズが今後相当数見込まれているが、候補者確保が困難。(障害者相談)
○後見人のなり手がいない。 ○基礎年金のみのため費用不安定。(障害者相談)

○あきらかに後見人が必要と思われても申し立て人がいない。 ○金銭的理由で、後見人がつけられないときの対応について。(在介支)
○親族調査に時間がかかる。 ○後見人の候補がなく、申し立てに間に本人死亡というケースがあった。 ○手続きが複雑で、親族で申し立てが可能な方はほとんどいない。専門職に依頼すると費用がかかり負担できない。(地域包括)
○後見人の候補の選択が難しく、裁判所に依頼しなければならない現状がある。(地域包括)
○後見人等とのやりとりのなかで、精神障がい者が当事者である場合、医療的な理解が難しいと感じたことがある。(障害者相談)
○多重債務を抱える要援護者への支援策に困っています。債務状況、返済能力、家族支援、本人意志、いづれも見通しが立たない方について、後見人のなり手がいません。適切なサービスにつなげられず困っています。(行政・高齢)
○市長申し立てでないと利用支援事業が使えない。(障害者相談)
○市では生活保護受給世帯で、身よりが縁遠く、判断能力の低下しているケースについて、市長申し立てを行うと、行政の費用負担なので、制度を利用すれば、生保担当者が対応することになっているが、担当がケースへの関わりをせず、カンファレンスにも出席せずケースが権利侵害を受けていると感じる。(地域包括)
○身寄りのない方の市長申し立てを行政に相談したが、「該当しない」と言われた。(地域包括)
○生活保護費を管理するために成年後見首長申し立てとなるケースが多い印象を受ける。(行政・高齢)
○親族がいる場合で市長申し立てをする際の判断。申し立て手続きが煩雑なため、親族中立ができないと言われた場合など。(行政・高齢)
○行政に市長申し立ての必要な方を報告しても時間がかかり、相談中に他界されたり、申し立てに至らないことがある。(地域包括)
○行政の担当職員が制度に関する知識・情報がない。(地域包括)
○成年後見制度全般に課題がある。(地域包括)
○他傷行為がある方の場合：成年後見人をたてないと(身寄りのない方)、損害保険に加入できないと保険会社に言われているが、行政は応じてもらえず、物損や他者にケガをさせた際に(特に後者)、対応困難となってしまう。(障害者相談)
○様々な見解、利害関係、費用面など、連携以前に様々な課題がある。(地域包括)
○後見人等のマンパワー不足。 ○利用することで選挙権等がなくなることで同意が得にくいこともある。(障害者相談)
○成年後見制度を利用すると、選挙権を失うこと。(地域包括)

○制度上、障害の場合は、知的、精神を対象としているため、身体において必要と思われる方がいても利用が難しい場合がある。(障害者相談)
○成年後見制度自体が難しい制度で理解してもらうのに時間がかかり大変である。高齢社会、もう少し使いやすい制度にしてほしい。(地域包括)
○地域包括として制度の説明、案内を求められるが、申し立てのこと、その後の毎月の後見人の役目等について、細かい、具体的なことを質問されると対応できないことがある。(地域包括)
○成年後見制度、任意後見制度、ともに利用の方法等は説明でき資料もわたせるが、細かい質問・疑問に答えられない。身近に専門家がない。(地域包括)
○制度の理解が難しいです。(地域包括)
○相談件数がほとんどないため、相談対応能力にバラツキがある。(地域包括)
○実際の成年後見制度申請手続きに関わった経験が少ない。(地域包括)
○今後、親亡き後の支援ケースが増えてくることが予測されるので、研修等に参加して知識、情報を得ることが必要になってくと思う。(障害者相談)
○専門家に相談したり関係機関のほうから一緒に手続きをすすめていこうと丁寧に説明を受けても敷居が高いようでやめる方が多い。成年後見制度が身近なものになっていない。 ○金銭面で躊躇される方も多い。(障害者相談)
○制度に関する一定の理解はあるが、実際の対応において経験不足等から進行等に時間がかかる。(行政・障害)
○申し立ての書類を作るのが難しい。 ○申し立てをする親族が、裁判所まで行かなければならない。後見候補者を申し立て人が見つけなければならない。(障害者相談)
○手続きが煩雑。(地域包括)
○経験した事例で、独居、身よりのない方でかかりつけ医もなく、診断書作成にあたり通院等、関わっていくことが大変だった。地域包括支援センター、高齢福祉課と連携し行ったが後見人が決まるまで半年以上かった。(在介支)
○事務処理に時間がかかり、本来業務に支障をきたしている。(行政・高齢)
○申し立て人からすると、費用、事務手続きの負担がある。(地域包括)
○医師が診断書記入を拒否する。(地域包括)
○申し立ての手続きが大変なこと、申し立て費用を負担することが大変なこと。(地域包括)

○親族調査に時間がかかる。 ○医療機関への受診歴がなく、診断書の取得が困難な場合がある。(障害者相談)
○かかりつけ医がいない、いても申請の際に、必要な診断書を書いてもらえない。(障害者相談)
○申し立て書類の作成が大変。書類をそろえるのが大変。診断書を書く医師がいない。(地域包括)
○後見手続きに時間がかかりすぎる。(行政・障害)
○最も困っている点は金銭的なこと。後見人をつけるんだったら、他のことにお金を使いたいという方もいる。(地域包括)
○費用負担を気にされる方が多い。 ○高齢の方の場合、制度について説明に苦慮している。(地域包括)
○家族が申し立てをする場合、書類、手続き等の支援を必要とする人がいるが、手持ち金がなく第三者の支援を受けにくい場合がある。(行政・高齢)
○金銭的に余裕がない方の利用が難しい。 ○本当に制度が必要と思われる方に申したてて頂くよう理解をえることが困難。家族や親戚がいない、もしくは疎遠なケースも多い。(地域包括)
○成年後見制度の相談窓口と地域包括支援センターは位置付けられているが、具体的に踏み込んだ内容や申請書の書き方などの支援を求められても対応できない。(地域包括)
○地域包括支援センターがすべき業務の範囲が不明確。委託先の行政に地域包括支援センターの質向上の意識もなく、地域包括支援センターや担当の向上意識に丸投げ。皆悩んでいる、そしてつぶれてやめていく。(地域包括)
○包括として何をどこまで、本人・家族に案内すべきなのか、具体的な内容等は結局、直接相談(あしすと等)につなげた場合のほうがよいこともあり判断に迷う。(地域包括)
○家族の理解が得られないと通帳管理、相続等の関係で申立てが難しいケースもある。生活保護世帯ならば後見に関する費用助成が利用できるが、それにあたらないケースは申立て費用がネックとなり、申立てできない場合もある。(行政・障害)
○本人・家族の理解が難しい。申し立てが必要な人の家族にも問題を抱えているケースが多い。 ○世帯も多様化しているのでキーパーソンをどこにするのか？(地域包括)
○本人や家族が将来的なイメージがもてず、具体的な進行、同意を得るのが難しい。また、金銭的な問題で、費用がかかりすぎることですすめるににくいことが多い。(地域包括)
○家族が高齢化していて手続きが難しくなっているが、サポートが十分できない。 ○第三者の後見人をつけても、医療的な手続きは親族の承諾が必要なため、メリット感がなく移行できないことが多い。(障害者相談)
○独居高齢者に元気でお金があるうちに後見制度の準備をすすめるが、理解が得られない。 ○市長申し立ては時間を要する。(地域包括)
○よく理解できないものにお金を出すことに抵抗されてしまう。(地域包括)

○家族の問題意識が低く理解が得られない場合が多い。(行政・障害)
○少数例:収監中の触法ケースが在宅復帰する前に申し立てを済ませたいが司法の協力が得られない。受任者も見つけられず。(障害者相談)
○対象事例がない。(障害者相談)
○相談者が信用性について不安がある。(障害者相談)

■「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携について
○知らない人が多い。援助者、地域の方へ向けて周知が不足している。今後、どのように周知活動をするかが課題。(地域包括)
○導入に時間がかかる。必ず自宅での面接が必要で、在宅生活に向けて準備する入院中から入ってくれない。(障害者相談)
○契約締結審査会の開催回数が増やしてほしい。(地域包括)
○相談後の対応は早くやってもらえるが、利用までに時間がかかる。(地域包括)
○社協と市との関係がよくないのか、たらい回しされて時間がかかる。(地域包括)
○社協の「日常生活支援事業」締結委員会が2か月に1度のため間が長く、タイムリーに使用できないこともある。(地域包括)
○社協の審査会が年4回程度であり、契約までの時間がかかる。(地域包括)
○審査会が年数回なので利用決定までに時間がかかりすぎている。(地域包括)
○社協職員が不足しており、相談後に時間がかかる。その間に本人や家族の意欲が下がってしまう。(地域包括)
○新規利用までに時間がかかる。(障害者相談)
○利用開始まで3か月かかると言われた。(地域包括)

○本人の事業に対する理解に時間がかかる。(障害者相談)
○担当職員が多忙で相談しても、訪問がすぐできなかったり、判定会が数か月後で利用しにくい。(地域包括)
○審査会が年4回、日程が決まっているで、相談を受けた時期によっては、契約・支援までの時間がかかる。(地域包括)
○審査会が2か月に1回では、すぐに利用することができない。(地域包括)
○審査が2か月に1度では、タイミングがあわないし、時間がかかる。(地域包括)
○将来的な見方も大事だが、現在の利用者の需要にすばやく対応できることがのぞましい。(障害者相談)
○対象外となった利用者に関してはその後フォローについても相談にのってほしい。 ○日常生活自立支援事業がダメなら成年後見制度の紹介や情報提供をするなど。(障害者相談)
○できるだけ利用しない方向に話をもっていかれる。 ○対応までにかなり時間を要する。(障害者相談)
○社協自体がつなげようと思っていない。(地域包括)
○相談の段階で成年後見をすぐすすめられる。(地域包括)
○お金の管理のみになり、専門員は相談支援のプロであるはずなのに、業として、その役割を果たしていない。(障害者相談)
○市町村社協の対応に差がある。障害がある方に対応しないというところもあれば、支援まで協力してくれるところもある。(障害者相談)
○現在の社協のスタッフとの連携はよくとれていてカンファも行えるが色々なことが変わるとどうなるのかわからない。(障害者相談)
○利用状況に変更があったときは教えてもらいたい。(地域包括)
○本人と会う前に対象とならない判断がなされることがある。(行政・高齢)
○本人は利用を希望しても、実際に金銭管理を行っている家族が了承しないことがある。生活保護世帯で、世帯に対し生活費が支給されている場合はより難しい。社協への相談件数が増えているようで数か月先の利用となったり、断られたりすることがある。(行政・障害)
○使って欲しいと思う人ほど利用を嫌がる。(障害者相談)

○本人や家族に対して社協の信用の担保と説明が難しい。(地域包括)
○家族が必要性を感じない、警戒心が強い。(障害者相談)
○家に入られることを嫌う。(障害者相談)
○ご本人・家族がお金を他人に預けることに抵抗があり、利用につながらないことも多い。(地域包括)
○家族の問題意識が低く理解が得られない場合が多い。(行政・障害)
○対象となる人の範囲がかなり狭く、利用できない。(地域包括)
○利用の可否についての対象者の線引きが難しい。(地域包括)
○当地域では、日常生活自立支援事業を利用している当事者をあまり把握していない。必要なありそうな相談がでて、その要件から、現状の利用可能対象にならないケースが多い。(障害者相談)
○ご本人が契約能力があって、活用を希望される方は少ない。(地域包括)
○事業を利用するニーズがあまりない。(障害者相談)
○対象者の壁が大きいのか、なかなか認められにくく、利用しにくい印象。(地域包括)
○利用へのハードルが高い。対象が狭いし、訪問回数などサービス内容も十分でない。相談するものの社協から断られることが多い。(地域包括)
○必要と思われるケースでも利用につながらない。1か月2500円の料金が払えないケースがあった。(地域包括)
○日常生活自立支援事業(契約能力あり)から成年後見制度(判断能力低下)に移行する間、ケースの生活や意向を聞いてもらえず、財産等を全く使えなくなってしまうため、本人が入院中の買い物などに困ってしまうケースがある。(地域包括)
○事業内容が本人のニーズにあっていなかった。(地域包括)
○「財産管理が不安で身よりのいない高齢者で契約の締結能力が保有されている方」に当てはまらなかったことがあった。(地域包括)
○限られた利用者で使い勝手が悪い。 ○成年後見制度のつなぎにも利用できない。 ○審査会の頻度が少なく決定に時間がかかる。(行政・高齢)

○適応範囲が狭く、本来の目的が達成しないことが多い。 ○社協の決定会議が少ないのでタイムリーに実施できない。(地域包括)
○審査がきびしくなかなか制度の対象にならない。(地域包括)
○社協へつなげても、対象が高齢者であると利用範囲が狭い。 ○本人の理解ができないまま、本人と社協の関係がうまくとれず、本人より拒否される場合もある。(地域包括)
○利用対象範囲が限定されているため、利用に至らないことが多い。(地域包括)
○事業の利用が必要と思われる事例にあてはまらない。(地域包括)
○事業を利用したい高齢者は認知症であることが多く、契約能力がない方もいる。高齢者にとっては、使いにくい制度。(地域包括)
○本人が契約できるかどうかの判断基準がよくわからず、こちらのほうでは大丈夫と判断して進めると、できないといわれるケースがある。(地域包括)
○社協に相談しても対象にならないとか、利用者が一杯で対応できないと言われることが多い。この事業を利用したいと思う人は認知症で独居で・・・などと複合的な問題を抱えている人が多いので、もっと使えるものにしてほしい。(地域包括)
○認知症がでると利用できないといわれるが、軽度でまだらの方で契約ができる方などは、金銭管理の制度が使えず困ることがある。 ○面接もしていないのに初期相談で敬遠していると感じる発言がある。 ○成年後見制度との狭間の人の受け入れ先がなく相談してもたらい回しになる。(地域包括)
○前任者と現任者の制度のとらえ方が違い、対象となるならないの違いが大きいの混乱する。(地域包括)
○利用対象となる制限が厳しすぎる。(地域包括)
○本人のニーズと制度の内容が離れている。(障害者相談)
○対象になるケースがわかりにくく使いにくい。(障害者相談)
○対象となる事例がもう少し広がると使いやすい。 ○決定までに数か月もかかる。(地域包括)
○条件がきびしく利用できません。障害者のほうが利用できる制度になっています。(地域包括)
○利用対象者の条件がよくわからない。(地域包括)
○支援内容とニーズとのずれ。(障害者相談)

○後見人をすすめても敷居が高いため、この事業をすすめても後見担当と言われ、結局どこにもつながらない。後見制度と日常生活自立支援事業の中間があったらと思う。逆に、後見人は躊躇するが、この事業を使って、消費者被害にあってしまう方もいる。(障害者相談)
○利用料が発生すること、対象者として判断能力が不十分であっても、契約できる能力がある方となっていること。(障害者相談)
○利用にあたり制限が多い、柔軟性がない。(障害者相談)
○事業所支援と社協支援との間で、うまく連携がとれないときがある。(障害者相談)
○日常生活自立支援事業を多くの人が利用できていない。生活保護担当との連携が悪いと感じる。(障害者相談)
○対象事例がない。(障害者相談)
○相談者が個人情報の信用の点で話が進まない。(障害者相談)
○それでも利用せざるを得ない。(地域包括)

■「権利擁護に関わる事例」に対応するためのケース会議＝個別支援のための会議において他の専門機関・専門職との連携について
○具体的な方法を見いだせないまま様子観察となるケースが多い。情報共有の場で終止してしまう。(悪いという訳ではなく・・・)(地域包括)
○施設入所が必要という結論になっても、すぐに受け入れできる施設がない。(障害者相談)
○要介護事例では、ケアマネの位置付けが課題となっている。(地域包括)
○ケアマネが措置による施設入所という対応策を望むことが多い。(地域包括)
○区と共催の定例の事例検討会を行っているが、現在関わっているケースについて、タイムリーに専門機関にも来てもらいケース会議をするというのは、調整等、現実的に難しい。(地域包括)
○関係者全員でかかわっていきたいが、それぞれの時間調整が難しい。(地域包括)
○虐待ケースでは、こまめに関係機関が電話等で連絡、情報共有している場合、どのタイミングで会議等を設定すればいいのかわからない。ネットワークミーティングの持ち方が難しい。(地域包括)

○関係者の都合をあわせると、2-3週間くらいは先になってしまう。福祉分野の専門職の参加も全員となると難しい。(地域包括)
○緊急時の支援等のマンパワー不足。 ○権利擁護の程度判断、及び件数が増えることでの対応の難しさがある。 ○役割分担として相談事業所へのつながりが加わり事業所としてどこまで対応していけるか。(障害者相談)
○連携の取り方がわからない。 ○各相談窓口の機能、役割がわからない。(地域包括)
○市をまじえての連携であるが、あまり解決策において改善がない。会議のための書類作成の時間を要するデメリットがある。(地域包括)
○虐待や対応に困難なケースについては、もっと行政職員に委託元としてリーダーシップや助言、行政内の他部署との連携をとっていただきたい。(地域包括)
○行政機関・担当者が後ろ向きな対応をすることがよくある。(地域包括)
○一緒に訪問するなど、求める対応が行政側から得られないことがある。(地域包括)
○事例対応になれていないため、進めるにあたってのノウハウに乏しい、(行政・障害)
○通常はほとんど問題ないが、調整役となる包括が、調整できないとき(自分のところのケース)は、思うように会議が進まない場合がある。(地域包括)
○2か月に1度、3時間ほど、出席が20人ほどなので、報告等で終わってしまう。(地域包括)
○ケース会議の進行において、課題に対する支援の役割分担がうまくまとまらない。(地域包括)
○全体を調整する力量が不足しているため、意見をまとめ次の展開に向けて動くのに時間がかかる。 (地域包括)
○権利擁護の視点をきちんととらえてケース会議を行うことの難しさを感じます。(障害者相談)
○支援される対象の具体像の理解が一番時間がかかるところだが、それよりも問題解決のための方法論が中心になってしまい、浅いところで答えを出そうとする傾向がある。(障害者相談)
○権利擁護や虐待などの事例では、司法・医療等の専門家の意見がないと判断が難しいが、参加・協力が得られにくい。(行政・障害)
○ケースによって医療職にも出席してほしい。(障害者相談)
○在宅の場合、医療関係者の参加はむずかしい。入院中であれば参加してもらえる。(地域包括)

○医師の出席が難しい。(地域包括)
○司法関係の専門職との連携はとれていない。(地域包括)
○警察の協力、保健福祉事務所の役割、参加の有無が課題。(障害者相談)
○司法、医療の側から、行政へ必要性を伝え、行政がこれを根拠に動くように誘導してほしい。(地域包括)
○法律的事項で相談をしたいが、できる相手がいない。(障害者相談)
○区役所を介して弁護士と連携したケースはあるが、包括が中心になって司法や医療に連携を求めているのは、まだ難しいと感じている。(地域包括)
○司法や医療が参加までとなると少なくなる。(地域包括)
○福祉分野以外の専門職のカンファレンス出席を気軽にお願ひできる関係づくりができていない。(地域包括)
○法律系は特に難しい。 ○包括は無料、法律系は料金をもらっての相談、一緒に活動は難しい。(地域包括)
○急を要する会議でアドバイスをもらうことができない。(地域包括)
○地域資源として専門機関が限られていること。(行政・障害)
○適宜、関係機関とケース検討を行っているが必要に応じてスーパーバイザーがほしい。(地域包括)
○日程調整に時間がかかる。(障害者相談)
○時間の取り方が困難です。(障害者相談)

**■「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための
専門機関・専門職間のネットワーク形成について**

○地域の事業所を巻き込んで地域の権利擁護体制づくりに取り組みたいが、障害関係の事業所は、多忙で日々の支援、介護に追われている現状。業務以外の視点の広がりづらい現状。(障害者相談)

○特の保健所の動きが悪い。地域のことからといって他人事である。(地域包括)
○いつも同じ機関に頼ってしまう。本当はもっとネットワークを広げたい。(地域包括)
○区役所以外の専門機関とのネットワークが確立していない。(地域包括)
○ここ1年あまりは、開催する方向性にはあるものの、実際には開催されていない。(障害者相談)
○他の業務のボリュームが大きすぎて、権利擁護に関わる活動ができないのが実情。(地域包括)
○一度虐待に対してネットワーク形成を試みたが、必要性を感じるかについて、参加者に差が大きくあり、思うようにいかなかった。(地域包括)
○なんだか遠慮があり、声がかけづらい。また、声をかけても出てこないことが多い。(地域包括)
○権利擁護についての意識が低くネットワークが構築されていない。(地域包括)
○ネットワークが構築されていない。(障害者相談)
○福祉分野以外の領域とのネットワークの不足。(在介支)
○機会があまりないので、課題の有無についてよくわからない。(障害者相談)
○課題はありますが、虐待防止マニュアルもできたところなので、これから相談が出てくると思います。 (障害者相談)
○ネットワークは現在進行形で形成されており順調なので、今後の広がり期待している。(行政・障害)
○ネットワークは出来つつあるが、システム化はできない(顔見知り程度)。(地域包括)
○地域ケア会議が中心となっている。メンバーが固定されており、権利擁護中心の議論がなされていない。 (地域包括)
○ネットワークをつくると「包括に丸投げで対応して」の図式が強くなる。すでに「包括に相談」は「包括に丸投げであとはよろしく」になっている。(地域包括)
○役割が明確でないため、参加機関との温度差がある。(地域包括)

○参加しない事業所への普及啓発が必要。(地域包括)
○参加者の温度差を感じる、意見がでにくくなっている。(会議をコーディネートする側の力量にもよるが)。(地域包括)
○行政、各事業所との意見の調整が困難なときがある。(地域包括)
○事例が少ないためネットワークを活用しきれていない。(行政・障害)
○これまで必要に応じ、その都度の連携であったが、ネットワーク設置により、どの程度機能するか、まだわからない部分が多い。(地域包括)
○事例について話し合いがなされているが、具体的な施策につながらない。(障害者相談)
○多問題を抱える相談、身寄りのない方の相談が増えており、一人に費やす業務量が最近増えていると感じる。地域包括支援センターだけで抱え込まず、早期から様々な機関と連携したり業務分担するためにも、地域包括支援センターに専門的助言を行うアドバイザースタッフ(弁護士、医師、薬剤師、行政書士等)を希望する。
○福祉分野では比較的連携はとれているが、他領域とはまだ弱いと感じられる。(障害者相談)
○関われる特定の分野の方とはネットワークがある。しかし、より専門的機関や他分野の機関と関わりが必要になった時には課題がある。例えば、自分を傷つけてしまう方等、医療機関との連携の難しさはあった。(障害者相談)
○司法とは連携がなく、医療面でも希薄である。(地域包括)
○法律家としてのスーパーバイズで社会福祉の専門家としての動きや働き方と違いがわかりにくい。(地域包括)
○各専門職団体との情報交換をしたり、特色等の情報があるとよい。(地域包括)
○専門機関へ出席を依頼することはほとんどない。(行政・高齢)
○医療機関との連携が必要。(地域包括)
○医療や司法関係機関と定期的に相談できる場がない。(地域包括)
○福祉以外の分野とのネットワークがない。(障害者相談)
○実践的なネットワークはどんなものがよいのか、地域自立支援協議会の中でまだイメージが明確化されていない状況。(障害者相談)

○地域自立支援協議会の役割が活かしきれていない。(障害者相談)
○専門機関・専門職のネットワークは、区とのやりとりの中で広がっていくことが多い。権利擁護に関する事例については、区との関係性が強いと思う。(地域包括)
○横浜市内は人口も機関数も多いので、どのレベルのネットワーク形成をもとめるかが難しい。(障害者相談)
○社協との関わり方を模索中。(地域包括)
○区で行っている高齢の後見サポートネットに参加している。 ○区で行っている児童虐待防止会議に参加している。(障害者相談)
○何を話してよいか、相談する相手が口を開かない。(障害者相談)

■「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援の対応において、 地域内の住民福祉活動と連携について
○今年度、各地域ごとの民生委員児童委員協議会へ相談窓口から出向き、情報の提供や交換をする取り組みが、圏域のほうではじめられています。個別事例はまだ少なく、これからだと思います。(障害者相談)
○より連携がとれるよう努力している、順調なので、今後の広がりに期待している。(行政・障害)
○コーディネーター配置事業がH23.2よりモデル事業としてスタート。 ○市社協、地区ボランティア(地区社協)、地域包括支援センターがチームとなって地域の課題(個別ケース)に対応していく。周知や活用方法の工夫をしていく必要がある。(地域包括)
○毎月民生委員の会議には参加している。毎回、事例検討があり、相談連携している。 ○民生委員以外のインフォーマルとの連携は少ない状況にある。(地域包括)
○これから連携にとりくもうとしている段階(自立支援協議会の動きとして)。まだ具体的な課題は見えていない。(障害者相談)
○権利擁護という切り口に限らず連携には努力しているが、まだ不十分である。(地域包括)
○民生委員やグループとは関係しているが、事例検討の場や会議への参加は少ない。(障害者相談)
○地区によっては、あまり連携できていないところがある。町内会に入っていない人は働きかけが難しい。(地域包括)
○地区内の比較的な大きな、数か所の自治会や老人会とのつながりはあるが、全くつながりのない団体も少なからずある。(地域包括)

○働きかけているが十分に浸透しているとはいえない。(地域包括)
○ネットワークが確立されていない。(地域包括)
○民生委員との連携は行われるが、自治会とのつながりは弱い。(地域包括)
○自治会や地区社協と連携を深めているが、権利擁護に関わる事例で連携は今のところ図れていない。(地域包括)
○事業所がある地域の住民活動との連携はあるが、それ以外の地域では交流は少ない。(障害者相談)
○住民福祉活動との連携が十分とれているとはいえない。(障害者相談)
○民生委員との連携は密だが、住民福祉活動との交流の広がりには課題である。(地域包括)
○地域からの権利擁護に関する相談がないため自治会とのつきあいもない。(障害者相談)
○ニーズがある人が多い場所等を知る。 ○地域の民生委員、ケアマネ等と早期に相談できる関係づくりを行う。(地域包括)
○地域での見守り、支え活動は地域でできているが、担当エリア全体には至っていない。これからである。(地域包括)
○予防、啓発の視点でのかわりかは、これから取り組むべき課題と感じる。実際に虐待が起こったときには話し合いがされている。(地域包括)
○民生委員とは日頃から交流があり関係が築けてきたが、自治会とはまだ連携はとぼしい。(地域包括)
○働きかけが十分にできていない。(地域包括)
○できている事例もあるが、全体的には働きかけができていない、仕組みづくりもまだまだのように思う。(障害者相談)
○現時点では連携は少ないが、相談支援体制が充実するに従って、その必要性は増してくると思う。(障害者相談)
○地域にはいっていくことを今年の目標にしているが、一部地域に拒否的なところがあるので、十分な連携がとれていない。また、土日祝祭日の活動が多いため出席できない。この点は改善する必要があると考えている。(地域包括)
○虐待については、地域の見守り、気づきが早期発見には欠かせない。日頃より地域と当事務所が顔の見える関係づくりを行い、相談しやすくなるよう、働きかけを行っている。(地域包括)

○事例があったとき、タイムリーに住民に声かけできないことがある。(地域包括)
○権利擁護に関してどのように住民福祉活動と連携するかは現在検討中である。(地域包括)
○民生委員等の地域活動をされている方への権利擁護に関する制度の周知が不十分である。(地域包括)
○住民福祉活動側に当事者意識が乏しく、啓発活動の依頼をしても必要とされない。(地域包括)
○住民、自治会が支え合うという意識やストリークづくりに積極的でない。自分たちで自分たちの街をなんとかするという意識が低い。(地域包括)
○高齢、児童とは別に、連携を図るための会議等を行うことに意義を感じない。(障害者相談)
○地域住民の意識の中では、まだ「権利擁護に関する事例」については、「連携する」といった認識はなく、「専門家がなんとかするものだ」という考え方が根強い。今後は啓発活動を含めて周知していく必要があると思われる。(地域包括)
○成年後見制度の仕組みが難しいことで、住民の皆様が引いてしまい、なかなか連携が進まない。(地域包括)
○成年後見制度や日常生活自立支援事業について、地域への普及啓発が不十分である。そのため地域関係機関の認知度が低く、イメージをもっていない。(地域包括)
○権利擁護は自分とは関係ないと思っている人が多い。(地域包括)
○地域住民は関心がないわけではないようだが、介護保険や施設入所などに関心があり、権利擁護に関しては優先順位が低い。(地域包括)
○自治会、学校等との関係は友好的であるが、権利擁護に関しては進んでいない。(障害者相談)
○通常はほとんど問題はないが、虐待ケースだと、地域の負担が大きく、連携というよりも、地域からの締め出しになってしまう恐れもあり、調整や働きかけに苦慮することもある。(もう無理、なんとかして欲しい。という声)(地域包括)
○住民の権利擁護に関する問題が日常的なものとはなっていない。周知の段階だと感じている。(地域包括)
○住民活動との連携体制や啓発が不十分。(地域包括)
○地域にむけ、認知症、障害、成年後見制度等への理解や権利擁護への意識を高めていけるよう、継続的な働きかけが今後必要だと思います。(行政・高齢)
○権利擁護の周知がされていない。(地域包括)

○同じ区内でグループホーム建設に対し一部住民の反対運動が起きています。支えあい以前の問題もある。 (障害者相談)
○住民に対する権利擁護について周知・啓発が十分でない。そのため住民の認識が低い。(行政・高齢)
○精神障がい者の方々の通所施設の場合、住民との連携は困難。PR活動を重視していきたい。(地域包括)
○民生委員等、守秘義務があり福祉活動に従事している方なら連携がとりやすいが、一般の地域住民の方だと、どのように連携をとっていただけるか慎重になってしまう。(地域包括)
○個人情報の管理、守秘義務。(行政・障害)
○個人情報がネック。守秘義務について認識の差があり、一緒に考えることに躊躇してしまう。(地域包括)
○個人情報保護法の適切な理解が課題。ここが障壁になりネットワークが進まない。(地域包括)
○個人情報、守秘義務について、理解されていない部分がある。(障害者相談)
○地域住民に何をどこまで頼めるかがよくわからない。個人の情報をどこまで伝えてよいか判断がつかない。 (地域包括)
○情報収集を行う際、とくに虐待の疑いがある場合において個人情報の取り扱いを慎重にする必要があるため、連携が難しい場合がある。(行政・高齢)
○個人情報の問題があるため。(障害者相談)
○権利擁護という言葉では、住民には通じない。 ○個人情報のことでうまく連携できないこともある。(地域包括)
○個人情報の問題、専門性の問題。(地域包括)
○個人情報保護の問題。(地域包括)
○他の業務のボリュームが大きすぎて、権利擁護に関わる活動ができないのが実情。(地域包括)
○早期発見、報告をいただいても対応や受け皿がない。(地域包括)
○地域団体の状況把握が難しい。 ○自治会員の交替の間隔が1年と短く、代表や窓口がわかりにくい。(地域包括)

○地域でのキーパーソンが明確でない。(地域包括)
○個々によりとらえ方に違いがある。(地域包括)
○とらえ方、認識が一致せず、統一した支援方針をたてるのが難しい。 ○専門職でない支援職への負担増を危惧している。(地域包括)
○権利擁護にかかわる住民の温度差がありすぎ、関わりが難しい。(地域包括)
○虐待への認識が異なり、理解してもらい協力体制、連携するのに時間がかかる。(障害者相談)
○地域住民や民生委員の温度差がある。(行政・高齢)
○専門職と住民との間で、権利擁護に関する意識に差がある。(地域包括)
○支援に関わる情報の伝え方に配慮が必要。住民にできる部分をお願いしたいが、困難ケースとして捉えられ ると、関わり自体に消極的になってしまうこともあり、伝え方、伝える人に注意して連携している。 (障害者相談)
○一部地域とは関係制は強いが、実際の役割をどの程度まで期待してよいものか図りかねている。今後の働 きかけを検討している。(地域包括)
○地域から積極的にケースの投げかけがある場合もあるが、地域差がある。連携の少ない地域への働きかけ が必要。(地域包括)
○問題の早期発見、予防のための仕組みづくりをするために、地域との連携を強めているが、地域による温度 差があり、バラつきがでてしまう。(地域包括)
○ケースによってはインフォーマルを活用している場合もあるが、「見守り」になりがちな印象がある。 (地域包括)
○どこまで依頼したらいいのか、人によって領域が違う。(行政・高齢)
○身近に関わる自治会、民生委員との連携が必要であると感じている。障害の理解について支援者側が伝え 切れていないため、利用者の障害について不安に感じられたり、虐待のとらえ方も相違がある。 (障害者相談)
○民生委員、町内会・自治会関係者の活動状況に温度差があり、より高いレベルの均一化が難しい。したがっ て、それぞれ(各自)に対する情報提供の質と量をうまく調整していかなければならない。(地域包括)
○認知症の本人支援の際に、本人が民生委員宅に、家族への苦情を訴えた際、本人の訴えを受け止めての 対応により「家族の認識をかえるための支援を包括は行うべき」という指摘を民生委員から訴えられた。家族 は介護負担がありながらも、ひたすら本人のために尽くしていたが、家族の努力が伝わらなかった。(地域包 括)
○県や市社協の中で窓口を開設して明確にすることが必要です。(障害者相談)

■「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の組織体制について
○専門スタッフの人員が確保され、専門職を配置している権利擁護を担当するセンターが市内にあれば、問題が早期に解決できるように感じる。(地域包括)
○「行政の支援が得られない」わけではないが、「行政担当者の認識が低く、大騒ぎするほどではない、何かあったら動く」との待ちの体制であり、予防のために何か支援協力するといった体制ができていない。(地域包括)
○行政とうまく連携がとれていない。本来は行政に動いてほしいが、最終的には包括が対応せざるをえない。(地域包括)
○行政としても対応する範囲に限りがあり、結局話を聞いてもらうだけのようと思われる。(在介支)
○課をまたぐと情報共有ができておらず、スムーズに支援展開できないことがある。(地域包括)
○法人内で相談支援事業所の役割が理解してもらえず、各事業所内の相談まで業務に組み込まれてしまう。(障害者相談)
○相談支援者のバックアップ体制がなく、相談員一人ひとりの力量にゆだねられているところが多い。(地域包括)
○権利擁護に関わることはすべて一人で処理しなければならないが、事例も少なく専任で業務を行っているわけではない。(地域包括)
○相談事業の強化がうたわれているが、行政も、事務所に対して、強化、拡充のための予算や人的配置は特になく、実際は対応できないことが多い。(障害者相談)
○社会福祉士が中心となって権利擁護に関わっているが、組織的な体制にはなっていない。現状としては専門性を高める段階ではないかと思う。(地域包括)
○権利擁護に関わる事例に対応する際、他の業務に優先して対応していく必要もあるため、他の業務が回らなくなる。その分、他の職員がフォローする組織体制になっているわけではないので、いっきに業務過多になる。その結果、できれば受けたくないと思ってしまう。(地域包括)
○目下、計画相談支援にかなり時間が取られている状況。(障害者相談)
○相談体制が明確となっていない。マニュアル等の作成など。事務所にいる地域包括支援センターのスタッフが相談を受け、事後のフォローは行っている。可能な限り2人体制で相談を受けるようにしているが、他の業務(予防マネジメント)におわれてしまう。(地域包括)
○相談支援専門員は兼務となっており、十分相談に関わるできない。また、担当者に負担がかかる。他の人材をいかに育成していくかが課題。(障害者相談)
○介護予防ケアマネジメント業務、総合相談業務におわれ、人手不足を感じている。 ○職員の入れ替わりがあり、専門性が不足している。(地域包括)

○相談の内容から1件の相談に時間を要する。日頃緊急対応をしながら、時間のかかる個別相談を随時受けることの難しさはある。(行政・高齢)
○業務が多忙であり、具体的な支援に取り組む時間がない。(地域包括)
○業務が多く、時間外の対応も多い。(地域包括)
○他の業務等もあり、人員体制が不足している。事例の積み重ねができていない。(行政・障害)
○専門性の不足というよりも、対応事例が少ないため経験不足があると思われる。(地域包括)
○経験等により職員間でも専門性に差がある。(地域包括)
○知識や経験は大切だと感じています。(地域包括)
○社会福祉士が対応しているが総合的に権利擁護についての専門的視点が未熟であり、まだ学びの機会も少ない。(地域包括)
○虐待ケースの対応スキルが不足している。(地域包括)
○包括、行政ともに、権利擁護に関する研修会に参加していきスキルアップをしたい。(地域包括)
○成年後見申し立て書類の記入方法や手続きの説明、支援に不安がある。(地域包括)
○権利擁護以外の課題も次から次へと起こってくる。認知症の方も増え、高齢者はさらに高齢化しており、様々な問題がでしてくる。(地域包括)
○権利擁護という大きな柱で仕事組織体制ではなく日々の業務の中で意識して取り組むことを考えているため、組織体制として、とらえていない。(地域包括)
○事件、事故の問題で日時が多くかかるため難しい。(障害者相談)

**■「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に
感じている悩みや課題について**

- お金がないが生活保護が利用できず、他の行政の制度も利用できない方への対応。
- アルコールを飲み続けるセルフネグレクトの方への対応。(地域包括)

○地域包括支援センターは相談機関であり、解決機関ではないが、地域の方からは早期解決を求められる。本人・親族の意向もあり住民と板挟みになることがある。(地域包括)
○結局、入所施設で受けざるを得ない。受けた後、どうするかも確立していない。(障害者相談)
○職員の力量不足もあるが、認知症や障害、複雑な家族関係、経済的問題もかかえており、なかなか解決方法を見いだせない。(地域包括)
○入所希望者に、満床のため入所施設を紹介できない。(障害者相談)
○「他にもっとよい支援があるのではないか」と感じることが多い。(地域包括)
○虐待対応等における受け入れ施設等の確保に苦慮している。(行政・高齢)
○行政職員を一生懸命育てても2～3年で異動し、また一から育てることになり、そのたびにリセットされて困る。(地域包括)
○行政が事務所の対応に対して関心を示さない。行政内部の対応で完結させようとしており、行政と事務所の連携をとろうとしない。(障害者相談)
○行政の担当者により意識の違いが大きく、意識の低い方だとやりにくい。(障害者相談)
○行政との連携。(地域包括)
○あんしんセンターがすぐに動いてくれない。(地域包括)
○兼務であるため業務が多忙である。(障害者相談)
○解決までに時間がかかり、いくつもの事例を同時に関わるため、解決に時間がかかる。(地域包括)
○弁護士や医師などの専門職とのコミュニケーションの場が増えることが、支援対応のスキル向上につながっていく。(地域包括)
○場当たり的な対応になっている。内部研修等もしないとスキルアップにつながらないと感じる。時間がとれない状況。(地域包括)
○職員のスキル、経験を上回る業務(相談)内容が多く、本来であれば更に経験のある相談員と連携して取り組みたいがその余裕がない。(障害者相談)
○本人、家族、介護者、地域の方によって、見解が違うことがあるので、状況確認については大切だと感じている。(地域包括)

○権利擁護の相談は主として社会福祉士が対応しているが、他職種は知識不足のため対応できない。 (地域包括)
○もともと家族間のトラブルがあるケースも多く、複合的なニーズがあり、ケース会議や支援の積み重ねが必要であり、都度の連携の立て直しは毎回慎重におこなう必要がある。(地域包括)
○虐待者が被害者になっている場合もあるため、支援方法に悩むことがある。(地域包括)
○虐待事例などは、対応に急を要するケースが多く、場当たり的な対応になってしまうことも多い。本来は家族支援や中長期的に計画性をもって、どう支援するかなど、考える必要があるが、そのためには経験やスキルアップが必要と考えている。(地域包括)
○後見制度の必要性を見極め、判断が難しい。 ○日常の業務量が多く、取り組む時間がない。(地域包括)
○まめに研修に参加をすれば、シフトでの休暇をとることができない。また業務に支障がでてくる。(地域包括)
○当事業所は、障害者相談員を中心に行っているため、計画相談の過程においての訪問等のアクセス的なことで困る。 ○また、対応方法や支援技術などの更なる向上が必要と思われる。(障害者相談)
○支援の際に、どこにそのような課題と相談をしたら良いかわかりにくく、ネットワークがうまく形成できていない。(障害者相談)
○利用者の出来ること、依存など、見極めに迷うことがある。(地域包括)
○後見制度など、専門的な知識が必要な相談の場合、スーパーバイズや第三者のアドバイスが欲しいことがある。方向性が決まってしまうと、引継や紹介もできるがアセスメントの段階での「引き出し」がほしい。 (地域包括)
○法的、医療的な知識不足により対応できる範囲はごくわずか。(在介支)
○見えない霧の中を進んでいるようで常に不安がある。特に法律問題がからむケースの場合。(地域包括)
○いつも同じ組織内や区の担当者と話し合いをしても同じような方向性でしか話が進まないことが多い。できればもう少し幅の広い範囲で関係機関や専門職の意見を聞きたい。(地域包括)
○相談機関や部署内での相談は行え、利用者への解決方法は見えているが、本人・家族間での意見がまとまらず、ことがすすまない。(在介支)
○本人も家族も、どちらも支援するのは大変です。(地域包括)
○本人と家族・親族間の関係性が悪化しないように対応することに苦慮するケースがある。 ○包括内で支援の必要性を感じ、他機関につないだときに、同様の認識で対応してもらえないことがある。 (地域包括)
○本人と家族の調整が難しい。特に金銭のことが重なると話を進めるのが難しい。(地域包括)

○当事者に問題意識が欠如しており、介入が難しい。(行政・障害)
○個人情報はいかに関係機関と共有していけるかが、問題だと思う。(地域包括)
○当センターは就労支援を専門に行っているため権利擁護に関する事例が大変少ない状況です。 (障害者相談)

■今後「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要があると思われる事項
○未就労の子が親の年金で暮らすといったことから経済的課題が発生している。子はどの窓口へ行けばいいか戸惑う。(地域包括)
○権利擁護にかかわる問題は本人の問題だけでなく、家族問題が絡んでいることも多い。認知症の親と精神障がいの子どものケースでは、一機関だけでは難しく連携の必要性は大きい。 ○相談支援員・ソーシャルワーカーとして、エンパワメントの視点でかかわれる専門性のスキル、質の向上が必要。(地域包括)
○障害者の面倒をみていた親が高齢化し生活支障が起こるなど複合した問題事例が増えている。 ○地域の障害相談事業者やコーディネーターとの連携が必要な事例が増えている。(地域包括)
○高齢者だけではなく世帯の中に知的障害や精神障害がある人も同居していたり、金銭面に不安を抱えていたり、相談内容が複雑化している事例が増えている。複雑化している相談に対して各専門機関で連携して取り組めるシステムづくりが必要である。 ○支援者を支援できるスーパーバイザーの確保も必要である。(地域包括)
○権利擁護で取り組み事例の多くは、高齢者だけでなく、障害者や児童などがからみあっていることが多く、他の専門分野との連携が必要と考えている。困難事例として把握したときには、すでに手のほどこしうがな状態になっていることも多く、できれば予防・早期発見ができる体制をつくったり、司法・医療など、スーパーバイズやコンサルテーションが受けられたらよいと考えている。(地域包括)
○世帯に障害がある方もいるため、横断する相談支援体制は必要だと思う。(地域包括)
○現場にいと、複合ニーズのある多問題家族の増加が見込まれると、ひしひしと感じます。是非、あしすにも相談にのっていただき、アドバイスをいただけたらと考えます。(地域包括)
○精神疾患の方は家族の相談が増えてきています。(地域包括)
○親なきあとの支援についての検討。対象者が増加傾向にある。 ○発達障害と思われる方、障害者手帳の取得が難しい方の権利擁護について。 ○後見人が選任されるまでの間の支援について。支援の担い手の選定など。(地域包括)
○複合ニーズのある多問題家族もあり、日常的に①は大切、早期発見の重要性から②も今後求められます。司法的なアドバイスを受けたい事例で③④、生活上の利便性に問題のある山間地などの町村では、②とともにその地域独自の生活の工夫がすでにあるところもあるので、それを活かした、またはその地域の不便さを解消するサービスなどの工夫・開発は、制度実施の助成など政策的配慮も含め必要。埋もれたニーズが散見される。⑥根気よく情報提供し啓発の機会をつくっていく必要がある。 ○特に③については、各市町村に1か所は設置すべきと考えます。当地域に関しては自立支援協議会も停滞しており協議会の活用も望まれます。(障害者相談)

○虐待などは特に専門機関の設置があるといいと思います。(地域包括)
○地域自立支援協議会が発足して5年になるが、それでもまだ顔の見える関係までになっていない。今後、横の連携をどうとっていくのか、先がみえない。(障害者相談)
○地域自立支援協議会が組織されているので、活用するのがよいと思う。(障害者相談)
○特に地域における支援体制の確立が優先と思われる。自立支援協議会等とも連携していきたい。(障害者相談)
○地域ケア会議を更に有効的に活用していきたいと考えている。(地域包括)
○支援機関の連携を速やかに行い、予防、早期発見に向けて地域へ普及啓発を行い、地域全体で権利擁護についての意識を高めることが重要。(地域包括)
○制度としてあるものが、適切に活用できなければ意味がなく、またそうであれば改善していくよう働きかけなければと感じています。(地域包括)
○どんなに専門窓口を立ち上げても、その先のバックアップ体制が整っていなければ職員のより所がなくなり疲弊してしまう。(地域包括)
○包括の職員は一人職種であるため、同じ職種と相談しにくい。他分野だけでなく、同じ職種とも気軽に相談できる体制があればよいのではないかと感じる。(地域包括)
○担当エリア内でも地域特性があるので、一律のサービスには限界がある。市区と協力して独自のサービスを考えて行く必要を感じている。(地域包括)
○認知症徘徊高齢者等を支え合う仕組み作り。(地域包括)
○サポートネットをもっと具体的で実りのある内容にする必要があると思います。(地域包括)
○高齢者の身近な支援者に、権利侵害についての講習会を行い、相談しやすい環境づくりをしていきたい。見守り活動を行う際に注意してほしい視点など。(地域包括)
○発見して何らかの必要と思われる制度につながるまでの急な支援に対応できる体制づくり。 ○成年後見が開始するまでの財産管理や介護保険だけではカバーできない部分への対応。(地域包括)
○市社協内などに、成年後見制度、市民後見など、一括で相談できる場所があると良い。(地域包括)
○事業所、支援機関の支援の質の向上。(行政・障害)
○対応方法や支援技術の勉強、修得に努めること。 ○専門職からのアドバイスや経験により関係機関それぞれの役割を明確にしていきたい。(行政・高齢)

○地域的に権利擁護に関わる事例が多くなく、専門機関や事業所もある程度特定されている。各分野に精通した組織、もしくは各分野の連携体制を整えることは重要と感じます。(行政・障害)
○地域の事業所どうしのつながりや地域性から出てくる問題を、高齢、障害、児童で共通の課題とすること。(障害者相談)
○権利擁護に関わる事例への取り組みが各包括や各担当職員でバラツキがあると思われるため、困難ケースについて相談や介入が可能な機関が必要と思われる。(地域包括)
○担当者が判断に迷う時のバックアップ体制の確立が必要。(行政・障害)
○必要なときに、スーパーバイズが受けられるとよい。(地域包括)
○特にスーパーバイズの新設を希望します。(障害者相談)
○権利擁護に関わる機関が地域包括支援センターだけではきびしい。司法の知識に欠ける面がある。他の機関との連携が望ましい。相談内容も複雑化しているので様々な機関とのつながりが必要だと感じる。(地域包括)
○司法、医療の専門職がいれば相談がスムーズにできる。問題解決の選択肢が広がると思う。福祉職の知識のみでは、問題解決に時間がかかり、問題悪化をまねくのではと思う。(在介支)
○行政、行政委託機関の勉強不足の解消、在宅現場のことを知らなすぎる。公平性、中立性などにこだわりが強く、実効性のある行動をとってもらえず、支援が手遅れになることがある。(障害者相談)
○入所ベッドの確保がなければ、どうにもならないと思います。(障害者相談)
○虐待ケースに組織で取り組む仕組み。(地域包括)
○施設として権利擁護について指針をまとめ明確化すること。(障害者相談)
○これ以上仕事が増えたらやめる。(地域包括)
○包括だけでなく地域全体の権利擁護に対する知識の向上(どこに相談すればいいのか等)。 ○自分では訴えられない人の支援体制。(地域包括)
○低所得の人が経済的問題で利用できないことへの支援、拒否や他人への関わりの難しい方へ、どのようにアプローチしたらよいか等、具体的な事例の集約化。(地域包括)
○住民福祉活動との連携を密にすることが問題の早期発見に繋がると考えられる。(地域包括)
○住民福祉活動との連携による予防、当事者の問題解決力を高める支援はとても大切だと思っています。(障害者相談支援)

**貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」への対応に関する
課題や、ご意見やご要望等**

- 「権利擁護」という言葉のかたさやイメージのしづらさが地域住民の意識向上を一部阻害している。もう少しわかりやすい用語を全国的に広めていけないだろうか。(地域包括)
- 「権利擁護」はとても難しい表現でもあることから、その中味を一般的にイメージしにくい点がある。よりわかりやすい表現や具体例などで、日常生活のなかで気づきやすいものにし、住民に浸透させていくこと。
○また、気になる場合に、気軽に相談先をイメージできるような関係事業所の門戸の開き方が大事なのかと考えます。(障害者相談)
- 現在、当事業所における相談事業について、利用されている方がいない状況が続いている。(障害者相談)
- 他機関(市・県の機関も含む)と協議する際に、「この程度の権利侵害はやむをえない」という発言があることがあり、障害者虐待防止法に定められた定義から説明するが、十分納得が得られないことがある。そのため虐待防止のためには、専門職・市民に根気強く啓蒙活動が続ける必要がある。(障害者相談)
- 権利擁護に関わる事例がほとんどありません。事業所の周知ができていないことが原因の1つだと思われます。(地域包括)
- 相談者に制度利用の必要性を理解してもらうのが難しい。(地域包括)
- 権利擁護の必要性を住民、専門職が理解できるよう、センターからも各分野へ普及啓発を積極的に行ってほしい。
○現場ではさらなる対応力の強化、支援の質の向上につとめていきたい。(地域包括)
- 地域への定期的な広報活動をしたり、民生委員、自治会等と定期的に会議等で周知、啓蒙活動を行っている。日頃から意識付けを行うことで、相談しやすい関係づくりを行うことが大切だと思う。
○今後、精神、認知症の方が増えてくるとに対応できるように、体制づくりを行うことが早急に必要と思う。(地域包括)
- 権利擁護という視点でのとらえ方を確立することが出発点であると思います。(地域包括)
- 権利擁護に関わる事例というとらえ方が自分の中ではしっくりいかない。すべての権利擁護を思い業務を実施していることが多い。多かれ少なかれ、どんな方にも適応する。著しく守られていない状況、代弁する必要がある事例があると考えなのか？(地域包括)
- 権利擁護のとらえ方は、人それぞれ不明確であり、関係機関がそれぞれ、どこまで相談者やその家族の問題等に介入していくべきか、介入していったらよいか、悩みながら対応することが多い。(行政・高齢)
- 日頃、権利擁護に関わる事例と意識していない事例の中にも、権利擁護に該当するものが多数あることを再認識しました。改めて権利擁護の視点を持って今後の相談支援に関わりたいと思います。(障害者相談)
- 障害者虐待防止法が施行された。施行準備段階では、虐待発見ではなく未然防止が必要なことを様々な方法で周知できてきたと思います。
○一方では権利擁護があたかも虐待防止だけでいいような雰囲気もありましたが、あくまで権利擁護の一部であると、しっかり認識しておく必要があるように思っている。(障害者相談)
- 行政機関の意見や判断は「疑いのケース」であっても「軽度なケース」であっても通報と情報提供をと謳っているが、「支援困難ケース」「不適切な介護ケース」などとされ、ケース会議にもあがらないこともある。危機管理的な発想からいくと、ケースを把握しながら最悪の事態を避けられなかった、ということが起こりかねないのではと心配します。(地域包括)

○障害者支援の基本的概念は、もともといろいろあって、各事業所の方向性にまかされていたと思う。しかし、今はそれが一つしかないように知らされているように思う（絶対的な方向性があるように）。 ○療育の形にばかりとらわれて、根本の個に対する福祉の精神からは外れているように思う。誰のための問題解決なのか、考えてみる必要があるのではないか。（障害者相談）
○成年後見人である親が被後見人である娘に対して行うネグレクト。子が望んでいると言われ誰も対応できていない。目に見えない虐待への対応が後回しになりがち。（障害者相談）
○まだ施設内において権利擁護に関しての統一的な考え方をもっていない。まずは、統一した指針を示し、施設全体の意識を高めたい。 ○専門性の高い相談支援を提供するため、知識を得たり事例検討やスーパーバイズを受けられるようネットワークを構築していきたい。（障害者相談）
○業務多忙の中で、アンケートはとても負担に感じる。現場の職員に負担をかけて行うアンケートにどのような効果があるか分かりませんが、ただ結果をまとめるだけではなく、具体的な行動として、結果を出してほしい。（地域包括）
○同様のアンケートが多く記入する時間がない。どれだけ正確な情報を収集し分析できるか疑問です。大学や関係者でネットワークを共有し、アンケートも集約したらどうでしょうか。（地域包括）
○いつも大変お世話になっております。今後とも権利擁護に関わる事業が、そこで働く職員たちの権利擁護も踏まえた支援体制を整えていけるようにご尽力の程、よろしくお願いいたします。（地域包括）
○同じような調査がくるが、どれに回答しても、即戦力になるようなツール開発や事例集等にいたらない。それぞれの機関が、それこそ連携して調査しツール開発などに向けて動いていけるようになるとうい。（地域包括）
○事例の情報、要旨を共有することまではできるが、課題に対する支援方法、具体的な役割分担、機関を設定することが難しい。（地域包括）
○日常的金銭管理サービスのようなもので、相談受付からサービス開始まで、もう少し短い期間のものがあればと思います。（地域包括）
○保護の必要のない人が利用できる施設等の整備、拡充が大きな課題ではないか。（障害者相談）
○随時関連機関とケース検討を行っているが、その際、スーパーバイザーの存在があると更により会議になるのではと感じている。（地域包括）
○対応に苦慮するケースについては、組織内で相談し対応を進めているが、客観的な助言やアドバイスが必要な場合がある。専門職からのスーパーバイズやコンサルテーションを、日程調整に時間を要する場合は、メールなどでやりとりできると効率的であると感じている。（行政・障害）
○組織や施設において、課題への対応力、力量に差が生じているため問題解決のための支援は必要と考えます。（行政・障害）
○一事業所で専門職の参加を依頼することは大変。しかし、本当は入ってもらいたい。区で行っているサポートネットをもっと広げてほしい。（地域包括）
○成年後見制度の利用手続きの具体的な事務手続きに関する研修や裁判所の担当者との意見交換などがあると良いと思う。（行政・高齢）
○福祉以外の分野の専門家の方（司法・医療・警察など）とも、何かあった時に協力できる体制が必要だと思います。（行政・障害）

○行政の方針、方向性の未決定による連携の再構築。 ○相談支援事業所への支援体制の低さと取り扱い業務の拡大。(障害者相談)
○市の委託で業務を行っており、ケースについては常に市の担当者と話し合うが、職員の力量の差がある。包括業務に関わる職員は勉強して力を付けてほしい。(地域包括)
○担当エリア内でも地域特性があるので、一律のサービスには限界がある。市区と協力して独自のサービスを考えて行く必要を感じている。(地域包括)
○地域住民にも、権利擁護や虐待等の問題にも目を向けてもらえるような取り組みが必要である。 ○行政との細かいところの話し合いができていないが、他機関との連動性があるような相談体制がとれると住みやすい地域になると感じる。(地域包括)
○いかに早く発見できるかを常に考え話し合いを行っている。(地域包括)
○予防プラン作成や自主事業の企画運営、介護保険サービスへのつなぎ(暫定プラン作成)、出張講座等、地域包括支援センターの業務が多忙で権利擁護に焦点を当てて取り組む時間的余裕がない現状です。(地域包括)
○他業務が多すぎる。年々我々でなくても良さそうな相談、対応依頼が多くなり、年々権利擁護にさける時間が少なくなっている。(地域包括)
○他業務の忙しさでケース検討の日程調整が難しい、集まったら今度は長くなってしまう。結果、時間の調整が難しくなる。(地域包括)
○当地域においては、行政や社協との連携が比較的しやすく、新しい視点での取り組みもしやすいので、地域として権利擁護を考える企画、アイデアを実行しやすいと思っています。やりがいもあります。 ○しかし、障がい者の相談支援は、サービス利用計画などの役割も増え、業務内容が拡大しすぎていて相談員の役割が多岐にわたり、地域づくりという視点にまで手を広げられなくなっていくのではないかと不安もあります。(障害者相談)
○地域包括支援センターにこれ以上役割を求めると皆やめてしまう。すでに同法人からもケアマネからも「行きたくない部署」「なりたくない役割」となっている。求めるのは良いが人が残って成り立つということも考えないと続かない。地域包括支援センターの業務離職率をリサーチすると良い。(地域包括)
○支援者の個別のレベルに左右されないよう、スタッフのレベルアップを常に念頭においています。(地域包括)
○「権利擁護に関わる事例」への対応について、継続的な職員研修が必要。(障害者相談)
○事例が増える中、3職種での対応力の底上げ、視点の強化が必要だと感じている。(地域包括)
○当包括では事例数が少ないので、支援力アップがこれからの課題。研修会の実施等、引き続きよろしくお願いします。(地域包括)
○職員が少なく、年々件数が増加していく中で、きちんと対応できるか不安である。 ○専門職の配置や助言、事例検討など、今後複雑化するケースの中で、様々な意見を伺える機会が欲しい。(行政・高齢)
○権利擁護に関わる事例のなかでも、虐待や成年後見制度の事例が少ないため、事例を積み重ねる中で課題と対応に向けた体制を構築していく必要があると感じます。(行政・障害)

○権利擁護に関わる事例に関する相談支援についての実務的な内容の研修の実施。(障害者相談)
○権利擁護の概念はわかっているけれども具体的に福祉専門職がどう動くか、どう対応するのがいいのか、記録や標記をわかりやすく説明する技術、知識が足りない。感覚ではなくて。(地域包括)
○権利擁護について職員の意識を高め、常に気をつけるような体制づくりをしたいと思う反面、業務との折り合いをつけてスキルアップすることの難しさを感じます。しかし、障害者支援を行う上で重要な視点であることを忘れずにやっていきたいと思っています。(障害者相談)
○現状の相談支援制度、体制においては発展途上の初期段階にあり様々な課題がある。当事業所もそれらに対応しながら通常の相談業務をなんとかこなしている。とりあえずは行政や関係機関とできるかぎり連携しながら、お互いの顔を知り、そういう中で更なる相談支援の専門性の向上に努め、利用者等へのより良い相談支援を行いたいと思っている。(障害者相談)
○地域的に生保を受けている人が多く、身内や第三者から経済的な侵害を受けているケースもある。また、独居の方も多く、周りの人も分からないなか、認知症になり気がついたときは支援をいれようとしても、拒否され、ゴミの家のなかでぎりぎりの生活をしているといったケースもある。そのため、現在は、区と連携しつつ一步一步対応している状況で、時には現在の生活をなんとか維持させるといった、対応に終始してしまうこともあり、専門機関・専門職との連携やネットワークづくり、支援体制の確立やその方法など、自らのスキルとして、さらにできるだけ多く身につけて、地域に還元していけたらと考えている。(地域包括)
○社会福祉援助者の技術向上、援助者への研修、スーパーバイズ(社会福祉側としての動き方、知識、資料の読み方、記録の取り方)。 ○援助者を孤立させないこと。(地域包括)
○地域特性に応じた制度、サービスの充実が必要、山間地、公共交通機関がない地域で高齢・単身家族が多く、社会資源がとぼしい。地区独自の施策やサービスが必要だと感じている。(障害者相談)
○当地域は所得も低く高齢化が著しい。また外国人の定住もある地域です。相談機関への費用、申し立て費用等の支払いが困難です。(地域包括)
○市民後見人の普及に期待している。(行政・高齢)
○区に成年後見サポートネットワーク機能があり、関係機関との連携や相談等、スムーズに行うことができています。(地域包括)
○市では各地域包括支援センターごとに担当者がおり、「権利擁護に関わる事例」の対応時には必ず担当者もチームの一員となってくれるため、特に困難な事例では、市が専門機関・専門職からスーパーバイズを受けてくれるので安心して動ける。 ○早期発見は、常に課題となっている。(地域包括)
○今後、県民人口が900万人という今日、6人に1人が認知症という統計が出ています。早急に地域で対策をしないと相談や今回の対策(町の小地域チームにて)を取り扱うことが大変なことになると思います。(障害者相談)
○県内の他都市で利用支援事業(審判請求費用、報酬の助成)を未実施、もしくは実施実績ゼロのところがあります。横浜で審判請求した後、転居先で報酬助成を受けられない、などの事態が発生しないように、県社協、県とで、自治体への支援をお願いします。(行政・高齢)
○権利擁護を総合的に講話して頂ける機関、団体のリストのようなものがあれば活用したい。(地域包括)
○行政が拾い切れていない福祉の現状を調査されることが「あしす」の役割の1つと捉えています。例えば、若年性認知症、難病、精神障害分野の実態等、制度の枠からこぼれ落ちてしまう要支援者について等です。期待を寄せています。(地域包括)

地域相談支援機関の「権利擁護に関わる事例」ネットワーク形成等状況調査

< ご回答いただくにあたって >

- 本調査は、高齢者や障害者の「権利擁護に関わる事例」におけるネットワーク形成等の状況を調査するために、「かながわ権利擁護相談センター あしすと」が、県内のすべての行政所管課と関係事業所にご協力をお願いしております。ご多忙のおり誠にお手数ですが、何卒ご回答をお願い申し上げます。
- 本調査における「権利擁護に関わる事例」とは、次のいずれかに該当する事例を想定しています。調査に先立ちご確認ください。

■「権利擁護に関わる事例」の定義

高齢や障害により、

- 虐待及びその疑いがあるもの（セルフネグレクトを含む）
- 経済的困窮（無年金や生活保護）があるもの
- 消費者被害（悪質業者による詐欺など）や債務問題（サラ金などの借金）があるもの
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの
- 複合ニーズのある多問題世帯（高齢者・障害者世帯など）

- ご回答は、「事業所又は行政所管課」ごとをお願いいたします。
- ご回答は、できるだけ貴事業所等の管理者又は業務の責任者の方をお願いいたします。
- ご回答は、各設問の当てはまる□欄にレ点（チェック）を、又は当てはまる選択肢の番号に○印をつけてください。なお、一部記述が必要な設問があります。お手数ですが具体的にご記入ください。
- ご回答は、平成 24 年 10 月 1 日時点の状況に基づいてご記入ください。

★ご回答いただきました調査票は、平成 24 年 10 月 15 日（月）までに、
下記住所までご返送をお願いします。（同封の返信用封筒をご利用ください。切手不要）

〒221-0835

横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 かながわ県民センター14 階

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ権利擁護相談センター あしすと

TEL: 045-312-4818 FAX: 045-322-3559

e-mail: assist@knsyk.jp

※本調査に関するお問い合わせ等につきましては、上記連絡先までお願いいたします。

（開所時間：月～金：8 時 30 分～17 時 15 分、祝祭日は除きます）

註：「かながわ権利擁護相談センター あしすと」では、平成 19 年度に本調査と同様のテーマで先行調査を行っております。この 5 年間の経年変化と現在の状況を明らかにするため、重ねて調査へのご協力をお願い申し上げます。

1. 基本情報

質問(1):はじめに、貴事業所等の状況についてお伺いいたします。下欄①②③の名称等についてご記入ください。

①貴事業所名等	()	所在地	()市・区・町・村
②貴事業所等が該当する□欄にレ点(チェック)をお願いします。	☐ 行政(高齢者担当部署) ☐ 地域包括支援センター(行政直営) ☐ 地域包括支援センター(社会福祉協議会運営) ☐ 地域包括支援センター(社会福祉協議会以外の社福法人運営) ☐ 地域包括支援センター(社福法人以外の法人運営) ☐ 在宅介護支援センター ☐ 行政(障害者担当部署) ☐ 障害者相談支援事業所(基幹) ☐ 障害者相談支援事業所(特定・一般 社福法人運営) ☐ 障害者相談支援事業所(特定・一般 社福法人以外の法人運営)		
③ご記入者	お名前 () TEL () 職 種 () ※差し支えない範囲でお書きください。		

質問(2):職員体制についてお伺いいたします。下欄①②に職員数、管理者の状況についてご記入ください。

①総人員数(A+B)		()名 ※下欄の(A)と(B)の合計と一致するようご記入ください。
② 内 訳	専任職員(A)	常勤(フルタイム勤務)()名 非常勤(パート勤務含む)()名
	兼務職員(B)	常勤(フルタイム勤務)()名 非常勤(パート勤務含む)()名
	うち、管理者の状況	勤務形態(1.専任 2.兼務) 福祉・保健関係の保有資格()

質問(3):専任職員(A)と兼務職員(B)の保有資格について、それぞれの人数を下表にご記入ください。

なお、1人の職員が複数の資格を保有している場合は、それぞれに計上してください。(延べ数で可)

	社会福祉士	精神保健福祉士	保健師	看護師	主任介護支援専門員	介護支援専門員	介護福祉士	相談支援専門員
専任(A)	名	名	名	名	名	名	名	名
兼務(B)	名	名	名	名	名	名	名	名

2. 貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応状況について

質問(1): 貴事業所等における平成23年度の「権利擁護に関わる事例」の取り扱い・対応実績をご回答ください。

なお、1つの事例で内訳が複数の事項に該当する場合は、それぞれに計上してください。(延べ数で可)

① 取り扱い・対応実績件数 (H23.4.1～H24.3.31)		() 件 (実数をご記入ください)
② 内訳 (延べ数で可)	虐待及びその疑いがあるもの (セルフネグレクトを含む)	件
	経済的困窮 (無年金や生活保護) があるもの	件
	消費者被害 (悪質業者による詐欺など) や債務問題 (サラ金などの借金) があるもの	件
	日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用が必要なもの	件
	複合ニーズのある多問題世帯 (高齢者・障害者世帯など)	件

質問(2): 貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、

事業所内での事例検討会等 (ケース会議、事例研究会、研修会等) を実施していますか。

☐ 実施している ⇒ 実施上の課題について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 助言者の確保が困難 | 4. その他 () |
| 2. 日程調整が困難 | 5. とくになし |
| 3. 開催費用の負担が大きい | |

☐ 実施していない ⇒ 実施していない理由について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1. 助言者の確保が困難なため | 5. 開催の方向で検討中 |
| 2. 日程調整が困難なため | 6. その他 () |
| 3. 開催費用の負担ができないため | 7. とくになし |
| 4. 担当職員で対応が可能なため | |

質問(3): 貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応について、

他事業所・機関も交えた事例検討会等 (ケース会議、事例研究会、研修会等) を開催していますか。

☐ 開催している ⇒ 実施上の課題がありますか。当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 助言者の確保が困難 | 4. その他 () |
| 2. 日程調整が困難 | 5. とくになし |
| 3. 開催費用の負担が大きい | |

☐ 開催していない ⇒ 開催していない理由について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|-------------------|
| 1. 助言者の確保が困難なため | 5. 開催機関との関係性が薄いため |
| 2. 日程調整が困難なため | 6. 開催の方向で検討中 |
| 3. 開催費用の負担ができないため | 7. その他 () |
| 4. 所内のみで対応が可能なため | 8. とくになし |

質問(4): 貴事業所等は、他事業所・機関が開催する「権利擁護に関わる事例」の対応に関する事例検討会等(ケース会議、事例研究会、研修会等)へ参加していますか。

☐ 参加している

☐ 参加していない ⇒ 参加していない理由について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

- | | |
|-------------------|---------------|
| 1. 内容が乏しいと感じられるため | 6. 開催場所が遠方のため |
| 2. 日程調整が困難なため | 7. 参加の方向で検討中 |
| 3. 参加費用等が必要なため | 8. その他() |
| 4. 所内で対応が可能だから | 9. とくになし |
| 5. 開催機関との関係性が薄いため | |

3. 貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の対応における課題について

質問(5): 貴事業所等が、「虐待及びその疑いがある(セルフネグレクトを含む)」事例の対応において他機関と連携する際に、何らかの課題がありますか。

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 他の事業所や機関との間で、虐待のとらえ方、認識が一致しない
2. 本人や家族・親族が他の機関・事業所のサービスの利用を拒否しているため、連携できない
3. 行政に相談・通報後、具体的な対応に時間がかかる (※行政関係者の方のご回答は不要です)
4. 貴事業所等の職員に、虐待対応における知識・経験がなく、適切な連携が図れない
5. その他(※内容について下欄にご記入ください)

☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

質問(6): 貴事業所等が、「成年後見制度」に関する利用支援や連携をする際に、何らかの課題がありますか。

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 制度の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない
2. 適当な申立て人がみつからない
3. 適当な後見人の候補者がみつからない
4. 申立て費用や後見報酬など金銭的な課題がある
5. 市区町村長申立てにつなげたいが、行政と共通理解が図れない (※行政関係者の方のご回答は不要です)
6. 貴事業所等の職員に、制度に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない
7. その他(※内容について次ページの回答欄にご記入ください)

☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

質問(7)：貴事業所等が、「日常生活自立支援事業」の利用支援や連携する際に、何らかの課題がありますか。

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 事業の利用を勧めたが、本人や家族・親族の理解が得られない
2. 社会福祉協議会に相談したが、相談者の状況から事業の対象にならなかった
3. 社会福祉協議会に相談した後、具体的な対応に時間がかかる
4. 貴事業所等の職員に、事業に関する知識・情報がなく、適切な相談支援ができない
5. その他(※内容について下欄にご記入ください)

☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

4. 貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」の相談支援体制に関する課題について

質問(8)：貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に対応するためのケース会議＝個別支援のための会議において、他の専門機関・専門職と連携をする際に、何らかの課題がありますか。

(※貴事業所等が主催するケース会議、他機関が開催するケース会議の両方についてご回答ください)

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 参加機関(者)の間で権利擁護についての考え方、とらえ方に差異があり、方針がまとまりにくい
2. 総合調整役がないため専門職間の連携・役割分担など、具体的な支援が難しい
3. 支援に関わっている専門機関・専門職の出席調整が難しい
4. 福祉分野以外の領域(司法や医療など)の専門職の参加が得られにくい
5. その他(※内容について下欄にご記入ください)

☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

質問(9) : 貴事業所等がある地域における「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援のための専門機関・専門職間のネットワーク形成について、何らかの課題がありますか。

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 会議内容が形式的で、連絡調整機能が十分発揮されていない
2. 参加機関(者)が少ない
3. 参加機関(者)が固定化している
4. 福祉分野以外の領域(司法や医療など)の参加機関(者)が少ない
5. ネットワークが確立されていない
5. その他(※内容について下欄にご記入ください)

☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

--

質問(10) : 貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援の対応において、地域内の住民福祉活動(※)と連携する際に、何らかの課題がありますか。

(※自治会などの住民組織等や住民の支え合い活動などのインフォーマルサポートのことを指します)

☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)

1. 「権利擁護に関わる事例」で連携するイメージが思い浮かばず、働きかけができていない
2. 日頃から住民福祉活動の関係者との交流が少なく、連携するまでの関係ができていない
3. 問題の早期発見や予防のための仕組みづくりをしたいが、住民福祉活動に関する情報がない
4. その他(※内容について下欄にご記入ください)

☐ 課題はない

☐ 住民福祉活動との連携の必要性を感じていない(※その理由について下欄にご記入ください)

※課題等について、具体的にお聞かせください。

--

質問(11)：貴事業所等が、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際の組織体制について、何らかの課題がありますか。

- ☐ 課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
1. 他の業務が多くて、時間が取れない
 2. 職員の人員数が不足している
 3. 組織的な専門性が不足している(事業所等としての対応の仕組みの未確立など)
 4. 職員の専門性が不足している(相談対応や支援のスキルの不足など)
 5. 行政の支援が得られない(※行政関係者の方のご回答は不要です)
 6. 行政内部の部署間で、連携がとれない(※行政関係者の方のみご回答ください)
 7. その他(※内容について下欄にご記入ください)
- ☐ 課題はない

※課題等について、具体的にお聞かせください。

--

質問(12)：貴事業所等の職員が、「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援をする際に感じている悩みや課題がありますか。

- ☐ 悩みや課題がある ⇒ 内容について、当てはまる番号に○をつけてください。(複数回答可)
1. ニーズが多様で、問題がうまく整理、評価できない
 2. 本人と家族や親族の間で調整に苦慮している
 3. 他事業所・機関との調整に苦慮している
 4. 対応方法や支援技術など専門性が不足している
 5. 組織内で相談できる相手やスーパーバイザーがいない
 6. 専門性を高めるための研修や事例検討会等に参加したいが時間がとれない
 7. 他の業務が多忙で、相談支援のための時間が十分とれない
 8. その他(※内容について下欄にご記入ください)
- ☐ 悩みや課題はない

※職員が感じている悩みや課題等について、具体的に聞かせください。

--

質問(13) : 貴事業所等がある地域において、今後「権利擁護に関わる事例」に関する相談支援を展開するにあたり、特に重点的に取り組む必要があると思われる事項について、当てはまる番号に○をつけてください。

(複数回答可)

1. 高齢・障害・児童等の各分野の専門機関・事業所を横断する相談支援体制の確立
2. 権利侵害の予防・早期発見に向けた、専門機関・専門職と住民福祉活動との連携の促進
3. 成年後見や虐待対応など、権利擁護を専門に行う機関(センター)の設置
4. 司法、医療等の専門機関・専門職からスーパーバイズやコンサルテーションを受けられる仕組みの確立
5. 地域特性に応じた、市区町村独自での新たな制度やサービスの開発や充実
6. 当事者(本人・養護者等)自身の問題解決能力を高めるための支援の充実
7. その他(※内容について下欄にご記入ください)
8. とくになし

※重点的に取り組む必要があると思われる事項について、具体的にお聞かせください。

--

質問(14) : 最後に、以上のご回答のほかに、貴事業所等における「権利擁護に関わる事例」への対応に関する課題や、ご意見やご要望等がありましたら、ご自由にお書きください。

--

～ 長時間、調査へのご協力、誠にありがとうございました。 ～

★調査票は、平成24年10月15日(月)までに、同封の返信用封筒(切手不要)をご利用いただきご投函ください。

かながわ権利擁護相談センター あしすと

地域相談支援機関の「権利擁護に関する事例」ネットワーク形成等状況調査結果報告書

平成25年2月

社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 かながわ権利擁護相談センター あしすと
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター14階
TEL 045-312-4818 FAX 045-322-3559
e-mail assist@knsyk.jp



この冊子は、共同募金配分金により作成しています。